

串本町地域防災計画

(資料編)

令和5年3月

串本町防災会議

目次

(資料一)

資料 1	気象庁震度階級関連解説表	1
資料 2	沿岸近くでの津波形態と被害程度の分類	6
資料 3	和歌山県管理河川における重要水防箇所評定基準	7
資料 4	知事管理河川重要水防箇所個別調書	9
資料 5	重要水防箇所（防災重点農業用ため池）	10
資料 6	土石流危険渓流一覧表	11
資料 7	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	16
資料 8	山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）	26
資料 9	山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）	30
資料 10	地すべり危険箇所一覧表	39
資料 11	土砂災害警戒区域一覧表	39
資料 12	海岸重要水防箇所一覧表	66
資料 13	串本町の消防組織	67
資料 14	消防署保有車両一覧表	68
資料 15	消防団保有ポンプ車及び小型ポンプ台数一覧表	69
資料 16	消防水利一覧表	70
資料 17	消防相互応援協定等の締結状況	71
資料 18	町管理橋梁現況一覧表	74
資料 19	道路危険予想箇所一覧表	80
資料 20	同報系及び移動系無線一覧表	81
資料 21	災害時優先電話一覧表	86
資料 22	町内医療機関（病院）一覧表	88
資料 23	和歌山県救急告示医療機関（町内及び田辺・新宮地区）一覧表	88
資料 24	災害拠点病院（医療圏：新宮）	89
資料 25	災害支援病院（医療圏：新宮）	89
資料 26	地区医師会（東牟婁・西牟婁）所在地及び連絡先一覧表	89
資料 27	津波避難場所等一覧表	90
資料 28-1	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表	97
資料 28-2	福祉避難所（指定）一覧表	118
資料 29	災害時用臨時ヘリポート一覧表	119
資料 30	緊急通行車両事前届出制度のフローチャート	120
資料 31	現有備蓄量一覧表	124
資料 32	雨量観測所一覧表（県管理）	125
資料 33	水位観測所一覧表（県管理）	125
資料 34	水防上影響のある橋梁一覧表	125
資料 35	非常通信経路計画及び非常通信協議会の概要	126
資料 36	非常通信経路（市町村防災系）	140
資料 37	消防用県内共通波無線非常通信経路	142
資料 38	知事への部隊等の派遣要請要求書及び撤収要請の様式	143

資料 39	緊急消防援助隊応援要請系統図及び連絡票	145
資料 40	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	148
資料 41	災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画	151
資料 42	生活福祉資金貸付条件一覧	152
資料 43	和歌山県（統一様式）トリアージ・タグ	153
資料 44	和歌山県広域火葬実施要綱	155
資料 45	県下火葬場整備状況一覧表	157
資料 46	東海大地震の警戒宣言発令時における和歌山県内の「広域交通規制対象道路」 及び「広域交通検問所」	158
資料 47	県内の清掃施設等の状況	159
資料 48	廃棄物処理施設被害状況報告の様式	163
資料 49	激甚災害の指定基準	166
資料 50	局地激甚災害指定基準	169
資料 51	人家等にかかる土砂災害発生時の緊急連絡について	171
資料 52-1	避難促進施設一覧表	174
資料 52-2	避難確保計画の作成及び避難訓練の実施状況（令和 5 年 1 月末時点）	175
資料 53	緊急輸送道路ネットワーク図	176
資料 54	災害時におけるプロパンガス供給分担図	177
資料 55	事前避難対象地域一覧	178

目次

(条例等一)

条例等 1	串本町防災會議条例	1
条例等 2	串本町防災會議委員名簿	2
条例等 3	串本町災害対策本部条例	3
条例等 4	串本町災害対策本部規則	4
条例等 5	串本町水防協議会条例	8
条例等 6	串本町自主防災活動支援事業補助金交付要綱	9
条例等 7	串本町木造住宅耐震診断事業実施要綱	13
条例等 8	串本町住宅耐震改修事業補助金交付要綱	16
条例等 9	串本町地震・津波避難路確保のための補助金交付要綱	22
条例等 10	串本町地震・津波避難路確保のための補助金交付要領	25
条例等 11	串本町天災及び災害による被害者に対する町税の減免に関する条例	27
条例等 12	串本町災害弔慰金の支給等に関する条例	30
条例等 13	串本町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	34
条例等 14	串本町災害見舞金等支給に関する規程	37
条例等 15	串本町災害義援金配分委員会設置要綱	38
条例等 16	串本町災害時要援護者支援制度実施要綱	39

目次

(様式一)

様式 1 災害概況即報	1
様式 2 被害状況即報	2
様式 3 被害状況報告	6
様式 4 災害救助法関係様式	30
様式 5 避難所収容台帳名簿	49
様式 6 避難所用物品費受払簿	50
様式 7 医療班活動状況	51
様式 8 医薬品、衛生材料使用簿	52
様式 9 炊き出し受給者名簿	53
様式 10 食糧品現品給与簿	54
様式 11 炊き出しその他による食品給与物品受払簿	55
様式 12 炊き出し用物品借用簿	56
様式 13 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿	57
様式 14 物資受払簿	58
様式 15 捜索用機械器具燃料受払簿	59
様式 16 遺体捜索状況記録簿	60
様式 17 被害状況報告書	61
様式 18 防疫活動状況報告書	62
様式 19 災害防疫経費所要額調	63
様式 20 災害防疫業務完了報告書	64
様式 21 罷災証明書	65
様式 22 被災証明申請書（被災届）	69
様式 23 被災証明書（被災届証明願）	70
様式 24 火災即報様式	71
様式 25 串本町災害時要援護者登録申請書	73
様式 26 串本町災害時要援護者登録内容変更・抹消届出書	74
様式 27 避難行動要支援者名簿等	75
様式 28 被災者台帳	79
様式 29 第2号様式（特定の事故）	90
様式 30 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）	91

資料1 気象庁震度階級関連解説表

気象庁は、平成21年3月31日より改定した「気象庁震度階級関連解説表」の運用を開始した。

<使用にあたっての留意事項>

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より搖れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって搖れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（搖れの大きさ）、周期（搖れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなつた場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

*気象庁は、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度○相当」と表現し、震度計の観測から得られる震度と区別している。

出典：気象庁

<人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況>

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：気象庁

<木造建物（住宅）の状況>

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

<鉄筋コンクリート造建物の状況>

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

出典：気象庁

<地盤・斜面等の状況>

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

<ライフライン・インフラ等への影響>

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーチャンダイ泽 (マイコンメーター) では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

出典：気象庁

<大規模構造物への影響>

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート建造物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

出典：気象庁

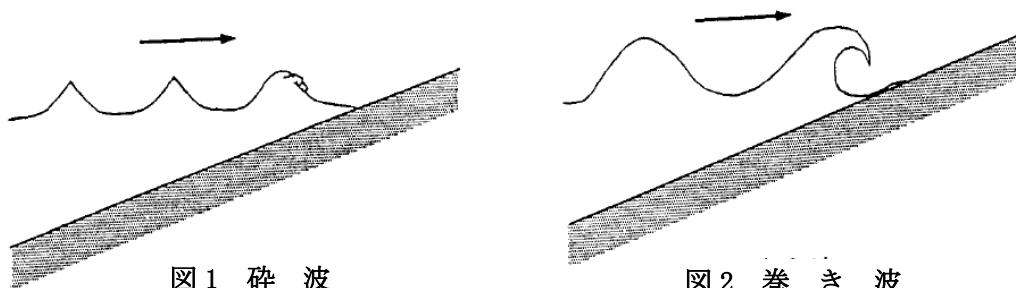
資料2 沿岸近くでの津波形態と被害程度の分類

津波波高 (m)	1	2	4	8	16	32
津波形態 緩斜面	岸で盛り上がる	沖でも水の壁 第2波碎波 (図1)	先端の碎波が増える	第1波巻き波 (図2)、碎波		
急斜面	速い潮汐	速い潮汐				
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる	—	全面破壊			
鉄・コン・ビル	持ちこたえる	—	—	全面破壊		
漁船		被害発生	被害率 50%	被害率 100%		
防潮林 (幅 20m)	被害軽減 漂流物阻止 津波軽減		部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果		
養殖筏	被害発生					
沿岸集落	—	被害発生	被害率 50%	被害率 100%		

注：表中の津波波高の定義

1. 津波の形態、漁船、津波防潮林、養殖筏の被害に関しては汀線位置での平均海面から測った津波の高さ
2. 個別の家屋に対する被害程度についてはその浸水高

出典：「津波強度による津波形態と被害程度の分類」(平成4年)／首藤伸夫



出典：和歌山県の気象（平成17年11月 和歌山地方気象台）

津波の概要（内閣府）ほか

資料3 和歌山県管理河川における重要水防箇所評定基準

第1条（総則）

この基準は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項に基づく、和歌山県水防計画書第6章第1節の重要水防箇所のうち、県が管理する河川の箇所を設定することについての基準を示すものである。

第2条（定義）

この基準において「重要水防箇所」とは、洪水又は高潮が公共に及ぼす影響が大きいため、水防活動を重点的に実施すべき箇所をいう。

第3条（箇所設定の基準）

河川の背後地が別表1のいずれかに該当し、かつ河川の現状が別表2のいずれかに該当する箇所。

別表1

種 別	評 定 基 準
1	市街地又は集落を形成している区域があること。
2	重要な公共施設（鉄道、国道、県市町村道、官公署、学校、病院等）が存在する区域があること。
3	農地、工場等地域の経済において重要な区域があること。
4	その他、上記に準じる重要な区域があること。

別表2 河川における重要水防箇所評定基準

種 別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているかその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧河川			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧河川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

資料4 知事管理河川重要水防箇所個別調書

東牟婁振興局串本建設部管内

番号	水系名	河川名	左 右 岸	重要水防箇所		重 要 度	危険理由	備考
				場 所	延長 (m)			
1	鰐野川	鰐野川	左	大乗郷（汐入橋上流 320m～汐入橋）	320	B	堤防高	
2	鰐野川	鰐野川	右	大乗郷（汐入橋上流 320m～汐入橋）	320	B	堤防高	
3	二色川	二色川	左	二色（JR 鉄橋～JR 鉄橋下流 250m）	250	A	水衝・洗掘	
4	二色川	二色川	左	二色（JR 鉄橋～JR 鉄橋下流 250m）	250	A	堤防高	
5	高富川	高富川	左	高富（稻荷橋～稻荷橋下流 400m）	400	B	堤防高	
6	高富川	高富川	左	高富（稻荷橋～稻荷橋下流 400m）	400	B	水衝・洗掘	
7	高富川	高富川	右	高富（稻荷橋～稻荷橋下流 400m）	400	A	水衝・洗掘	
8	高富川	高富川	右	高富（稻荷橋～稻荷橋下流 400m）	400	A	堤防高	
9	有田川	有田川	左	有田（西の前橋下流 250m～有田橋）	850	B	水衝・洗掘	
10	有田川	有田川	左	有田（西の前橋下流 250m～有田橋）	850	B	堤防高	
11	有田川	有田川	右	有田（西の前橋～有田橋）	1,100	B	水衝・洗掘	
12	有田川	有田川	右	有田（西の前橋～有田橋）	1,100	B	堤防高	
13	有田川	大山川	右	有田（寺前橋上流 50m～寺前橋）	50	B	堤防高	
14	田並川	田並川	左	田並（常水川橋～田並橋）	500	B	水衝・洗掘	
15	田並川	田並川	左	田並（常水川橋～田並橋）	500	B	堤防高	
16	田並川	田並川	右	田並（常水川橋～田並橋）	500	A	水衝・洗掘	
17	田並川	田並川	右	田並（常水川橋～田並橋）	500	A	堤防高	
18	和深川	和深川	左	和深（村栄橋上流 70m～村栄橋下流 230m）	300	B	水衝・洗掘	
19	和深川	和深川	左	和深（村栄橋上流 70m～村栄橋下流 230m）	300	B	堤防高	
20	和深川	和深川	右	和深（的場橋～JR 鉄橋）	500	B	水衝・洗掘	
21	和深川	和深川	右	和深（的場橋～JR 鉄橋）	500	B	堤防高	
22	田子川	田子川	左	田子（堂目橋下流 100m～田子橋）	200	B	堤防高	
23	田子川	田子川	右	田子（堂目橋～田子橋）	300	B	堤防高	
23	熊谷川	熊谷川	右	和深（熊谷橋～熊谷橋下流 100m）	100	B	堤防高	
24	宮川	宮川	左	串本（宮川橋上流 200m～宮川橋）	200	B	堤防高	
25	江田川	江田川	右	江田（江田会館上流 100m～江田会館上流 70m）	30	B	水衝・洗掘	
26	江田川	江田川	右	江田（江田会館上流 100m～江田会館上流 70m）	30	B	堤防高	
27	姫川	姫川	右	姫（姫橋上流 350m～河口）	400	B	堤防高	
28	伊串川	伊串川	左	伊串（伊串橋上流 300m～河口）	390	B	堤防高	
29	伊串川	伊串川	右	伊串（伊串橋上流 300m～河口）	370	B	堤防高	
30	神野川	神野川	左	神野川（JR 鉄橋上流 300m～河口）	500	B	堤防高	
31	古座川	古座川	左	古座、中湊（JR 鉄橋～河口）	1,050	A	堤防断面	
32	古座川	古座川	右	古田、西向（河内橋上流 100m～河口）	2,850	B	堤防断面	
33	古座川	右東谷川	左	古座（カシカシ谷橋上流 100m～古座川合流点）	300	A	堤防高	
34	古座川	右東谷川	右	古座（カシカシ谷橋上流 100m～古座川合流点）	300	A	堤防高	
35	津荷川	津荷川	左	津荷（JR 鉄橋～JR 鉄橋下流 240m）	240	B	堤防高	
36	津荷川	津荷川	左	津荷（旧津荷小学校上流 300m～河口）	600	A	堤防高	
37	津荷川	津荷川	右	津荷（JR 鉄橋～河口）	1,080	B	堤防高	
38	田原川	田原川	左	田原（報徳橋～河口）	2,200	A	堤防高	
39	田原川	田原川	右	田原（上ノ宮橋上流 300m～河口）	1,600	B	堤防高	
40	田原川	佐部川	左	佐部（明神橋上流 100m～根木地橋下流 250m）	700	B	堤防高	
41	田原川	佐部川	右	佐部（明神橋上流 100m～根木地橋下流 250m）	700	B	堤防高	

※重要度A、Bは資料3を参照

出典：令和3年度和歌山县水防計画書

資料5 重要水防箇所（防災重点農業用ため池）

当該ため池の下流部に民家や公共施設等が存在することにより、洪水等の影響による水防活動の必要性を総合的に考慮して次のとおり定める。

設定の基準						
農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（次号及び第3号において「浸水区域」という。）のうち当該農業用ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。次号及び第3号において同じ。）が存するもの。						
貯水する容量が1,000m ³ 以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が存するもの。						
貯水する容量が5,000m ³ 以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存するもの。						
農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるものとして、第1号から第3号までに掲げる要件に該当する農業用ため池に準じるものであること、当該農業用ため池の管理を行う者を確知することができないことその他の状況からみて、当該農業用ため池が決壊した場合にはその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれが大きいと認められるもの。						

整理番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1928	東牟婁	304280002	下佐池	高富	10	JR
1929	東牟婁	304280003	白旗池	二色		診療所、JR、国道
1930	東牟婁	304280004	弁天池	くじの川	3	JR、国道、町道
1931	東牟婁	304282001	姫池	姫	4	JR、国道、町道
1932	東牟婁	304282002	池の谷池	伊串	1	JR、国道、町道
1933	東牟婁	304282003	大浦池	西向	20	JR、国道、町道、中学校
1934	東牟婁	304282004	東谷池	神野川	38	JR、国道、町道
1935	東牟婁	304282005	岩渕小池	西向	79	県道、町道、JR、古座庁舎
1936	東牟婁	304282006	岩渕大池	西向	79	県道、町道、JR、墓地、古座庁舎
1937	東牟婁	304282007	岩渕谷池	古田	8	県道、町道、JR
1938	東牟婁	304282008	よこぼり池	中湊		県道、町道、JR
1939	東牟婁	304282009	ひょうたん池	津荷	6	町道、国道、JR
1940	東牟婁	304282012	山中池	田原		JR、国道

出典：令和4年度和歌山県水防計画書

資料 6 土石流危険渓流一覧表

土石流危険渓流 I

No	市町村コード	市町村名	渓流番号	河川名	渓流名	字名	流域面積	区域面積
1	407	串本町	7-407-1-001	三尾川	比曾原川	里川	0.46	15,000
2	407	串本町	7-407-1-002	三尾川	比曾原川	里川	0.09	8,400
3	407	串本町	7-407-1-003	熊谷川	左支渓	和深	1.64	26,400
4	407	串本町	7-407-1-004	和深川	谷の奥川	和深	0.08	16,100
5	407	串本町	7-407-1-005	無名	無名	和深	0.5	12,900
6	407	串本町	7-407-1-006	和深川	井ノ元	和深	0.05	17,300
7	407	串本町	7-407-1-007	和深川	小左支	和深	0.03	6,000
8	407	串本町	7-407-1-008	和深川	丸ノ木谷	和深	0.03	16,800
9	407	串本町	7-407-1-009	和深川	和田谷	和深	0.03	20,400
10	407	串本町	7-407-1-010	和深川	左支渓	和深	0.07	35,200
11	407	串本町	7-407-1-011	無名	無名	和深	0.06	11,700
12	407	串本町	7-407-1-012	無名	無名	田子	0.02	7,650
13	407	串本町	7-407-1-013	江田川	向畠谷	江田	0.06	9,500
14	407	串本町	7-407-1-014	隠居谷川	隠居谷	江田	0.04	7,500
15	407	串本町	7-407-1-015	無名	無名	江田	0.03	6,300
16	407	串本町	7-407-1-016	田並川	右支渓	田並	0.01	2,950
17	407	串本町	7-407-1-017	田並川	左支渓	田並上	0.04	12,800
18	407	串本町	7-407-1-018	田並川	左支渓	田並	0.1	8,000
19	407	串本町	7-407-1-019	田並川	左支渓	田並	0.06	20,200
20	407	串本町	7-407-1-020	入谷川	入谷	有田	0.09	19,200
21	407	串本町	7-407-1-021	入谷川	左支渓	有田	0.03	13,500
22	407	串本町	7-407-1-022	無名	無名	有田	0.02	17,500
23	407	串本町	7-407-1-023	有田川	西地谷	有田	0.02	7,800
24	407	串本町	7-407-1-024	有田川	右支渓	吐生	0.09	5,850
25	407	串本町	7-407-1-025	大山川	小右支	有田上	0.11	13,500
26	407	串本町	7-407-1-026	大山川	小右支	有田上	0.03	4,800
27	407	串本町	7-407-1-027	大山川	小右支	有田上	0.03	7,800
28	407	串本町	7-407-1-028	有田川	左支渓	有田	0.03	16,100
29	407	串本町	7-407-1-029	貝岡川	左支渓	有田	0.18	17,150
30	407	串本町	7-407-1-030	田並川	左支渓	有田	0.06	16,500
31	407	串本町	7-407-1-031	無名	無名	高富	0.07	18,200
32	407	串本町	7-407-1-032	高浜川	高浜川	高富	0.22	33,200
33	407	串本町	7-407-1-033	無名	無名	高富	0.04	10,200
34	407	串本町	7-407-1-034	アズマメ川	本川	高富	0.18	15,400
35	407	串本町	7-407-1-035	釜郷原川	釜郷原谷	高富	0.13	81,000
36	407	串本町	7-407-1-036	釜郷原川	左支渓	高富	0.03	12,600
37	407	串本町	7-407-1-037	二色川	高旗谷川	二色	0.1	27,500

串本町地域防災計画資料編・資料

土石流危険渓流 I

No	市町村コード	市町村名	渓流番号	河川名	渓流名	字名	流域面積	区域面積
38	407	串本町	7-407-1-038	無名	無名	二色	0.02	29,200
39	407	串本町	7-407-1-039	無名	無名	二色	0.06	13,900
40	407	串本町	7-407-1-040	無名	無名	串本	0.03	7,300
41	407	串本町	7-407-1-041	宮川	宮川	串本	0.03	8,100
42	407	串本町	7-407-1-042	無名	無名	串本	0.01	9,100
43	407	串本町	7-407-1-043	無名	無名	串本	0.01	7,200
44	407	串本町	7-407-1-044	無名	無名	串本	0.02	10,800
45	407	串本町	7-407-1-045	無名	無名	串本	0.02	16,940
46	407	串本町	7-407-1-046	谷川	谷川	串本	0.03	14,700
47	407	串本町	7-407-1-047	無名	無名	串本	0.01	12,500
48	407	串本町	7-407-1-048	無名	無名	串本	0.05	16,000
49	407	串本町	7-407-1-049	無名	無名	串本	0.01	5,200
50	407	串本町	7-407-1-050	無名	無名	串本	0.01	10,500
51	407	串本町	7-407-1-051	無名	無名	齧野川	0.01	4,100
52	407	串本町	7-407-1-052	無名	無名	齧野川	0.01	5,100
53	407	串本町	7-407-1-053	齧野川	狭間ノ谷	齧野川	0.05	6,700
54	407	串本町	7-407-1-054	無名	無名	大島	0.1	13,500
55	407	串本町	7-407-1-055	イワ谷川	イワ谷川	大島	0.05	9,350
56	407	串本町	7-407-1-056	田代川	田代川	大島	0.07	31,500
57	407	串本町	7-407-1-057	無名	無名	須江	0.23	15,500
58	407	串本町	7-407-1-058	無名	無名	須江	0.01	15,200
59	407	串本町	7-407-1-059	無名	無名	須江	0.01	13,100
60	407	串本町	7-407-1-911	無名	無名	高富		
61	407	串本町	7-407-1-912	釜郷原川	釜郷原川左支渓	高富		
62	407	串本町	7-423-1-001	無名	無名	姫	0.02	13,900
63	407	串本町	7-423-1-002	ヤゴ谷川	ヤゴ谷	姫	0.03	9,000
64	407	串本町	7-423-1-003	姫川	姫川左支渓	姫	0.01	4,500
65	407	串本町	7-423-1-005	堂谷川	堂谷	伊串	0.12	10,200
66	407	串本町	7-423-1-007	無名	無名	伊串	0.003	4,500
67	407	串本町	7-423-1-008	谷ノ池川	谷ノ池川	伊串	0.13	28,000
68	407	串本町	7-423-1-010	目津谷川	目津谷川	西向	0.07	29,750
69	407	串本町	7-423-1-011	無名	無名	西向	0.03	16,000
70	407	串本町	7-423-1-013	目津川	目津谷川右支渓	西向	0.03	2,800
71	407	串本町	7-423-1-014	目津川	無名	神野川	0.03	40,000
72	407	串本町	7-423-1-015	目津川	無名	神野川	0.03	13,000
73	407	串本町	7-423-1-016	古座川	成就谷	西向	0.03	6,700
74	407	串本町	7-423-1-017	古座川	古座川右支渓	西向	0.03	11,000
75	407	串本町	7-423-1-018	古座川	古座川右支渓	西向	0.03	6,800
76	407	串本町	7-423-1-019	古座川	丸山谷	西向	0.1	16,100
77	407	串本町	7-423-1-020	古座川	古座川右支渓	西向	0.02	4,000
78	407	串本町	7-423-1-021	古座川	岩淵川	古田	0.12	1,110

土石流危険渓流 I

No	市町村コード	市町村名	渓流番号	河川名	渓流名	字名	流域面積	区域面積
79	407	串本町	7-423-1-022	古座川	古座川右支渓	古田	0.02	11,300
80	407	串本町	7-423-1-023	古座川	古座川右支渓	古田	0.02	11,800
81	407	串本町	7-423-1-024	古座川	女鹿谷	古田	0.06	17,300
82	407	串本町	7-423-1-025	古座川	白石谷	古田	0.11	38,200
83	407	串本町	7-423-1-026	市谷川	市谷右支渓	古田	0.37	29,800
84	407	串本町	7-423-1-027	市谷川	小谷	古田	0.04	8,100
85	407	串本町	7-423-1-028	古座川	古座川右支渓	古田	0.04	12,600
86	407	串本町	7-423-1-029	古座川	古座川左支渓	中湊	0.01	5,240
87	407	串本町	7-423-1-030	宮城谷川	寺川	中湊	0.07	31,200
88	407	串本町	7-423-1-031	宮城谷川	宮城谷川左支渓	中湊	0.04	8,920
89	407	串本町	7-423-1-032	右東谷川	宮城谷川右支渓	古座	0.01	1,950
90	407	串本町	7-423-1-033	右東谷川	かんかん谷	中湊	0.19	49,500
91	407	串本町	7-423-1-034	古座川	古座川左支渓	古座	0.02	6,000
92	407	串本町	7-423-1-035	無名	無名	古座	0.02	2,700
93	407	串本町	7-423-1-036	鎌ヶ谷川	鎌ヶ谷	古座	0.04	7,000
94	407	串本町	7-423-1-037	鎌ヶ谷川	鎌ヶ谷川左支渓	古座	0.01	3,500
95	407	串本町	7-423-1-038	無名	無名	古座	0.01	1,800
96	407	串本町	7-423-1-039	西谷川	本川右支渓	津荷	0.31	28,200
97	407	串本町	7-423-1-040	津荷川	津荷川右支渓	津荷	0.02	4,050
98	407	串本町	7-423-1-041	津荷川	津荷川右支渓	津荷	0.01	2,660
99	407	串本町	7-423-1-042	津荷川	永明谷	津荷	0.05	11,600
100	407	串本町	7-423-1-043	無名	無名	津荷	0.01	1,200
101	407	串本町	7-423-1-044	田原川	田原川右支渓	田原	0.2	14,300
102	407	串本町	7-423-1-045	田原川	玉藏院谷	田原	0.2	17,300
103	407	串本町	7-423-1-046	佐部川	役見谷	佐部	0.04	3,900
104	407	串本町	7-423-1-047	佐部川	徳工門	佐部	0.06	25,800
105	407	串本町	7-423-1-049	田原川	田原川左支渓	田原	0.02	8,370
106	407	串本町	7-423-1-050	鎌ヶ谷川	鎌ヶ谷	田原	0.03	25,400

土石流危険渓流II

No	市町村コード	市町村名	渓流番号	河川名	渓流名	字名	流域面積	区域面積
1	407	串本町	7-407-2-001	三尾川	里川左支	里川	0.18	8,100
2	407	串本町	7-407-2-002	三尾川	里川左支	里川	0.45	11,350
3	407	串本町	7-407-2-003	三尾川	里川左支	里川	0.07	6,500
4	407	串本町	7-407-2-004	里川	比曾原川右支	里川	0.02	4,250
5	407	串本町	7-407-2-005	三尾川	比曾原川左支	里川	0.05	10,200
6	407	串本町	7-407-2-006	三尾川	三尾川右支渓	里川	0.04	5,950
7	407	串本町	7-407-2-007	無名	無名	和深	0.11	4,900
8	407	串本町	7-407-2-008	和深川	宮の平谷	和深	0.02	5,600
9	407	串本町	7-407-2-009	和深川	和深川左支渓	和深	0.02	2,880
10	407	串本町	7-407-2-010	和深川	和深川左支渓	和深	0.01	2,650
11	407	串本町	7-407-2-011	和深川	岸の谷	和深	0.13	3,300
12	407	串本町	7-407-2-013	安指川	カンジヤ谷	和深	0.04	5,450
13	407	串本町	7-407-2-014	無名	無名	田子	0.17	5,500
14	407	串本町	7-407-2-016	田子川	谷ノ奥谷	田子	0.12	5,100
15	407	串本町	7-407-2-017	田子川	右支渓	田子	0.08	7,800
16	407	串本町	7-407-2-018	江田川	江田川左支渓	江田	0.02	4,430
17	407	串本町	7-407-2-019	無名	無名	江田	0.04	5,090
18	407	串本町	7-407-2-020	田並川	右支渓	田並上	0.05	4,100
19	407	串本町	7-407-2-021	田並川	田並川左支渓	田並上	0.03	4,900
20	407	串本町	7-407-2-022	田並川	右支渓	田並上	0.02	5,300
21	407	串本町	7-407-2-023	田並川	左支渓	田並上	0.02	15,400
22	407	串本町	7-407-2-024	田並川	右支渓	田並上	0.04	9,850
23	407	串本町	7-407-2-025	田並川	下り松川	田並上	0.04	6,300
24	407	串本町	7-407-2-026	田並川	左支渓	田並上	0.03	9,300
25	407	串本町	7-407-2-027	田並川	左支渓	田並上	0.04	3,600
26	407	串本町	7-407-2-028	有田川	右支渓	吐生	0.05	4,050
27	407	串本町	7-407-2-029	有田川	無名	吐生	0.01	1,500
28	407	串本町	7-407-2-031	田並川	左支渓	田並上	0.05	9,800
29	407	串本町	7-407-2-032	田並川	左支渓	田並上	0.06	10,400
30	407	串本町	7-407-2-034	有田川	上有田谷	有田上	0.03	8,800
31	407	串本町	7-407-2-035	有田川	小右支	有田上	0.05	4,550
32	407	串本町	7-407-2-036	無名	無名	高富	0.08	10,400
33	407	串本町	7-407-2-037	高富川	小左支	高富	0.08	6,600
34	407	串本町	7-407-2-038	高富川	小左支	高富	0.23	10,850
35	407	串本町	7-407-2-039	齧野川	無名	齧野川	0.01	1,020
36	407	串本町	7-407-2-040	無名	無名	齧野川	0.06	9,720
37	407	串本町	7-407-2-041	齧野川	無名	齧野川	0.06	2,000
38	407	串本町	7-407-2-916	無名	無名	須江		
39	407	串本町	7-423-2-001	無名	無名	姫	0.04	4,610
40	407	串本町	7-423-2-002	八幡谷川	八幡谷川右支渓	伊串	0.02	2,500

土石流危険渓流II

No	市町村コード	市町村名	渓流番号	河川名	渓流名	字名	流域面積	区域面積
41	407	串本町	7-423-2-003	嫗野川	上エチ谷	姫川	0.02	3,900
42	407	串本町	7-423-2-004	嫗野川	嫗野川右支渓	姫川	0.02	1,420
43	407	串本町	7-423-2-005	嫗野川	嫗野川右支渓	姫川	0.02	4,850
44	407	串本町	7-423-2-006	ヤゴ谷川	八幡谷	伊串	0.11	11,000
45	407	串本町	7-423-2-008	無名	無名	西向	0.01	8,500
46	407	串本町	7-423-2-009	目津谷川	目津谷川	神野川	0.12	15,000
47	407	串本町	7-423-2-011	目津川	目津川右支渓	神野川	0.01	4,000
48	407	串本町	7-423-2-012	神野川	神野川右支渓	神野川	0.01	3,500
49	407	串本町	7-423-2-013	古座川	大伏谷	西向	0.01	770
50	407	串本町	7-423-2-014	無名	無名	古座	0.02	660
51	407	串本町	7-423-2-015	津荷川	無名	津荷	0.03	1,500
52	407	串本町	7-423-2-016	津荷川	津荷川右支渓	津荷	0.02	4,700
53	407	串本町	7-423-2-017	津荷川	無名	津荷	0.05	1,100
54	407	串本町	7-423-2-018	田原川	田原川右支渓	田原	0.04	10,500
55	407	串本町	7-423-2-019	田原川	田原川右支渓	田原	0.08	5,010
56	407	串本町	7-423-2-020	佐部川	佐部川右支渓	佐部	0.1	13,680
57	407	串本町	7-423-2-021	田原川	田原川右支渓	佐部	0.02	6,690
58	407	串本町	7-423-2-022	田原川	無名	上田原	0.04	7,400
59	407	串本町	7-423-2-023	立場谷川	立場谷	上田原	0.13	8,000
60	407	串本町	7-423-2-024	田原川	田原川左支渓	上田原	0.15	12,900
61	407	串本町	7-423-2-025	高浜川	高浜川左支渓	田原	0.04	4,700

土石流危険渓流III

No	市町村コード	市町村名	渓流番号	河川名	渓流名	字名	流域面積	区域面積
1	407	串本町	7-407-3-001	二色川	タルガ谷川	二色	0.08	6,600
2	407	串本町	7-407-3-002	二色川	二色川左支渓	二色	0.05	2,900
3	407	串本町	7-407-3-004	無名	無名	嫗野川	0.03	1,200

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和4年度修正）

資料7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所 I

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
1	串本町	1701	1	小河口(1)	和深	40	70	600
2	串本町	1702	1	和深(2)・和深(和田之谷)	和深	50	30	120
3	串本町	1703	1	船波	和深	35	15	60
4	串本町	1704	1	和深(3)	和深	40	20	200
5	串本町	1705	1	安指	和深	50	20	120
6	串本町	1706	1	安指(2)	和深	50	20	70
7	串本町	1707	1	和深金崎	和深	45	15	100
8	串本町	1708	1	串本(2)	串本	40	25	100
9	串本町	1709	1	田子内の平	田子	50	30	120
10	串本町	1710	1	田子堂目	田子	50	30	325
11	串本町	1711	1	田子(1)	田子	50	30	270
12	串本町	1712	1	江田南畠	江田	40	50	120
13	串本町	1713	1	江田・江田加多井	江田	40	30	75
14	串本町	1714	1	江田(2)	江田	60	40	140
15	串本町	1715	1	和深	和深	40	30	150
16	串本町	1716	1	田崎	田並	45	20	250
17	串本町	1717	1	田並(2)・田並(4)	田並	50	40	180
18	串本町	1718	1	田並・田並(2)	田並	50	32	200
19	串本町	1719	1	田並(3)・田並(2)	田並	40	35	220
20	串本町	1720	1	田並天神	田並	40	70	250
21	串本町	1721	1	田並向地(2)	田並	35	25	125
22	串本町	1722	1	田並向地	田並	40	51	110
23	串本町	1723	1	洞谷	田並	50	30	110
24	串本町	1725	1	有田西地・有田西地(1)	有田	50	30	170
25	串本町	1726	1	有田(2)・有田西地	有田	50	40	250
26	串本町	1727	1	東地	有田	80	50	200
27	串本町	1728	1	有田東地・有田東地(3)	有田	50	40	130
28	串本町	1729	1	有田貝岡右	有田	60	53	250
29	串本町	1730	1	有田貝岡	有田	40	40	200
30	串本町	1731	1	釜郷原	高富	45	30	150
31	串本町	1732	1	高富(1)	高富	40	56	150
32	串本町	1734	1	高富(3)・釜郷原	高富	35	36	390
33	串本町	1735	1	高富	高富	40	30	300
34	串本町	1736	1	釜郷原(1)・釜郷原	高富	70	45	150
35	串本町	1737	1	二色	二色	40	30	130
36	串本町	1738	1	二色本郷	二色	40	50	330
37	串本町	1739	1	向袋	二色	40	30	240
38	串本町	1740	1	袋	串本	40	30	160

急傾斜地崩壊危険箇所 I

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
39	串本町	1741	1	塩屋谷	串本	45	40	240
40	串本町	1742	1	袋 (2)	串本	30	15	100
41	串本町	1743	1	串本 (1)	串本	45	20	80
42	串本町	1744	1	ココリ谷・岡ノ鼻	串本	45	20	60
43	串本町	1745	1	細田本谷	串本	45	40	140
44	串本町	1746	1	江川矢倉谷	串本	35	30	60
45	串本町	1747	1	植松	串本	40	15	160
46	串本町	1748	1	尾ノ浦	串本	45	20	100
47	串本町	1749	1	橋杭	樫野川	35	45	600
48	串本町	1750	1	出雲田の頭	出雲	40	30	230
49	串本町	1751	1	出雲田の頭	出雲	45	30	100
50	串本町	1752	1	出雲	出雲	45	40	570
51	串本町	1754	1	出雲向地	出雲	40	10	80
52	串本町	1755	1	出雲田の頭・出雲 (2)	出雲	50	20	250
53	串本町	1756	1	大島	大島	50	90	250
54	串本町	1757	1	大島北地	大島	60	30	230
55	串本町	1758	1	大島南	大島	40	75	250
56	串本町	1759	1	須江浜須賀	須江	60	30	130
57	串本町	1760	1	須江浜須賀 (2) ・須江浜須賀 (2) ・須江	須江	50	25	120
58	串本町	1761	1	笹ノ平見	樫野	30	28	130
59	串本町	1762	1	樫野下鼻	樫野	40	30	150
60	串本町	1842	1	姫	姫	45	30	100
61	串本町	1843	1	姫・姫 (2)	姫	50	40	200
62	串本町	1844	1	姫 (3)	姫	45	60	190
63	串本町	1845	1	伊串	伊串	45	60	380
64	串本町	1846	1	伊串	伊串	55	50	70
65	串本町	1847	1	目津	西向	40	35	160
66	串本町	1848	1	神野川 (1)	神野川	45	20	130
67	串本町	1849	1	神野川・上ヶ地	西向	70	30	350
68	串本町	1850	1	上ヶ地	西向	55	52	250
69	串本町	1851	1	岩渕	西向	50	40	450
70	串本町	1852	1	岩渕 (1)	西向	40	30	220
71	串本町	1853	1	古田 (2) ・古田	古田	45	40	100
72	串本町	1854	1	古田	古田	45	60	450
73	串本町	1856	1	真土	古田	45	30	300
74	串本町	1857	1	中湊 (2)	中湊	45	60	120
75	串本町	1858	1	中湊	中湊	40	40	280
76	串本町	1859	1	古座 (1)	古座	40	20	110
77	串本町	1860	1	上の山	古座	45	50	530
78	串本町	1861	1	上の山 (2)	古座	60	50	550
79	串本町	1862	1	鎌ヶ谷	古座	60	20	250

急傾斜地崩壊危険箇所 I

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
80	串本町	1863	1	津荷南	津荷	45	30	130
81	串本町	1864	1	津荷	津荷	40	40	360
82	串本町	1865	1	津荷北	津荷	50	25	70
83	串本町	1866	1	寺	津荷	45	40	80
84	串本町	1867	1	五平	田原	50	40	210
85	串本町	1868	1	坊・玉蔵院	田原	45	40	360
86	串本町	1869	1	東向	田原	45	40	450
87	串本町	1870	1	根木地	佐部	40	70	130
88	串本町	1871	1	佐部	佐部	30	49	300
89	串本町	1872	1	佐部ノ口	佐部	50	40	250
90	串本町	1875	1	柱松	上田原	40	30	320
91	串本町	1876	1	漆畠	上田原	40	30	140
92	串本町	2338	1	有田西地	有田	40	25	330
93	串本町	2339	1	有田東地（4）	有田	40	24	340
94	串本町	2340	1	大島南（1）	大島	45	60	200
95	串本町	2341	1	大山口	有田	35	60	150
96	串本町	2342	1	和深（和田之谷）	和深	40	60	175
97	串本町	2343	1	和田地	有田	40	35	180
98	串本町	2344	1	大家前	田並上	35	60	300
99	串本町	2345	1	後路	田並上	40	40	175
100	串本町	2346	1	出雲崎	出雲	50	30	120
101	串本町	2347	1	大山口	有田	40	50	100
102	串本町	2348	1	須江（2）・須江浜須賀（2）	須江	40	18	65
103	串本町	2349	1	二色法雲寺	二色	30	30	80
104	串本町	2350	1	安指本川	和深	40	20	80
105	串本町	2353	1	有田上（2）	有田上	40	30	100
106	串本町	2385	1	姫川（4）	姫川	40	55	120
107	串本町	2389	1	上田原（1）	上田原	40	40	120
108	串本町	2422	1	田原（1）	田原	40	26	150
109	串本町	4521	1	和深（5）	和深	40	65	170
110	串本町	4523	1	和深（7）	和深	35	10	85
111	串本町	4524	1	江田（3）・江田加多井	江田	40	20	150
112	串本町	4525	1	田並上（1）・田並（4）	田並上	30	15	20
113	串本町	4526	1	田並（9）・田並大河原	田並	40	20	120
114	串本町	4527	1	田並（6）・田原大河原	田並	40	35	80
115	串本町	4528	1	有田（3）	有田	40	50	150
116	串本町	4529	1	高富（5）	高富	30	30	200
117	串本町	4531	1	藪野川（1）	藪野川	45	30	130
118	串本町	4532	1	須江（3）・須江	須江	40	20	90
119	串本町	4534	1	小河口	和深	40	50	230
120	串本町	4535	1	和深（9）・和深小河口	和深	40	40	230

急傾斜地崩壊危険箇所 I

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
121	串本町	4536	1	藪野川 (2)	藪野川	40	50	90
122	串本町	4537	1	須江浜須賀 (2)	二色	40	35	100
123	串本町	4538	1	田子寺之前	高富	45	45	45
124	串本町	4544	1	大山口	有田	50	40	320
125	串本町	4546	1	大山口	有田	40	15	70
126	串本町	4548	1	有田 (7)・有田貝岡東	有田	40	45	130
127	串本町	4549	1	田並向地 (1)	田並	45	35	60
128	串本町	4550	1	高富 (8)	高富	40	25	60
129	串本町	4553	1	串本 (3)	串本	35	70	280
130	串本町	4554	1	大島 (2)	大島	45	80	80
131	串本町	4555	1	大島 (3)	大島	40	100	400
132	串本町	4557	1	出雲 (5)	出雲	35	20	100
133	串本町	4558	1	出雲向地 (2)	出雲	30	20	60
134	串本町	4560	1	出雲 (7)	出雲	40	30	80
135	串本町	4563	1	田並 (8)・田並 (4)	田並	50	60	280
136	串本町	4564	1	串本 (4)	串本	35	30	260
137	串本町	4565	1	津荷 (2)	津荷	70	30	200
138	串本町	4566	1	佐部	佐部	30	40	150
139	串本町	4567	1	上田原 (2)	上田原	40	50	80
140	串本町	4568	1	上田原 (3)	上田原	35	70	50
141	串本町	4569	1	上田原 (4)	上田原	40	80	110
142	串本町	4570	1	田原 (2)	田原	50	30	80
143	串本町	4572	1	田原 (4)	田原	35	65	45
144	串本町	4573	1	田原 (5)	田原	45	30	40
145	串本町	4574	1	田原 (6)	田原	40	70	130
146	串本町	4575	1	田原 (7)	田原	45	44	150
147	串本町	4576	1	中湊 (3)	中湊	50	70	90
148	串本町	4578	1	上野山 (1)	上野山	40	30	55
149	串本町	4579	1	田原 (8)	田原	50	30	50
150	串本町	4580	1	伊串 (3)	伊串	45	45	140
151	串本町	4581	1	西向	西向	40	40	130
152	串本町	4582	1	古田 (3)	古田	45	40	110
153	串本町	4597	1	有田 (8)	有田	50	30	120
154	串本町	4599	1	江田 (4)・江田宮田	江田	50	40	300
155	串本町	5083	1	津荷東	津荷	45	50	130

急傾斜地崩壊危険箇所 II

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
1	串本町	7203	2	里川 (201)	里川	30	30	50
2	串本町	7204	2	里川 (202)	里川	30	30	50
3	串本町	7205	2	里川 (203)	里川	45	50	90
4	串本町	7206	2	里川 (204)	里川	50	20	40
5	串本町	7207	2	里川 (205)	里川	40	40	40
6	串本町	7209	2	里川 (206)	里川	40	65	40
7	串本町	7210	2	和深 (201)	和深	30	28	90
8	串本町	7211	2	和深 (222)	和深	40	70	85
9	串本町	7212	2	和深 (202)	和深	45	20	40
10	串本町	7213	2	和深 (203)	和深	70	22	60
11	串本町	7215	2	和深 (204)	和深	50	15	40
12	串本町	7216	2	和深 (205)	和深	40	28	60
13	串本町	7217	2	和深 (206)	和深	35	35	70
14	串本町	7219	2	和深 (207)・和深小河口	和深	45	60	120
15	串本町	7220	2	田子 (208)	田子	50	30	90
16	串本町	7221	2	和深 (208)	和深	40	80	50
17	串本町	7222	2	和深 (209)	和深	40	28	40
18	串本町	7223	2	和深 (210)	和深	50	70	70
19	串本町	7224	2	和深 (211)	和深	45	20	120
20	串本町	7225	2	田並上 (201)	田並上	40	55	35
21	串本町	7226	2	田並上 (202)	田並上	40	45	40
22	串本町	7227	2	吐生 (201)	吐生	40	35	40
23	串本町	7228	2	吐生 (202)	吐生	40	20	40
24	串本町	7230	2	吐生 (204)	吐生	40	30	60
25	串本町	7231	2	吐生 (205)	吐生	40	30	45
26	串本町	7232	2	和深 (212)	和深	40	30	50
27	串本町	7233	2	和深 (213)	和深	60	25	50
28	串本町	7234	2	和深 (214)	和深	80	20	45
29	串本町	7235	2	田子 (201)	田子	70	20	60
30	串本町	7236	2	田子 (202)	田子	40	30	40
31	串本町	7237	2	田子 (203)	田子	40	40	90
32	串本町	7238	2	田子 (204)	田子	40	45	50
33	串本町	7239	2	田子 (205)	田子	60	20	50
34	串本町	7240	2	田子 (206)	田子	40	25	80
35	串本町	7241	2	田並上 (203)	田並上	45	40	60
36	串本町	7242	2	田並上 (204)	田並上	45	35	55
37	串本町	7243	2	田並上 (205)	田並上	50	35	30
38	串本町	7244	2	田並上 (206)	田並上	45	30	80
39	串本町	7245	2	田並上 (207)	田並上	35	30	50

急傾斜地崩壊危険箇所 II

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
40	串本町	7246	2	田並上 (208)	田並上	35	30	40
41	串本町	7247	2	田並上 (209)	田並上	45	35	60
42	串本町	7248	2	田並上 (210)	田並上	45	35	60
43	串本町	7249	2	田並上 (211)	田並上	35	30	40
44	串本町	7250	2	田並上 (212)	田並上	40	25	70
45	串本町	7251	2	田並上 (213)	田並上	45	50	50
46	串本町	7252	2	田並上 (214)	田並上	40	50	135
47	串本町	7253	2	有田上 (202)	有田上	40	60	50
48	串本町	7254	2	大山口	有田	50	25	50
49	串本町	7255	2	大山口 (東) 1	有田	30	30	40
50	串本町	7256	2	高富 (201)	高富	50	30	40
51	串本町	7257	2	高富 (202)	高富	50	25	30
52	串本町	7258	2	高富 (203)	高富	70	30	70
53	串本町	7259	2	高富 (204)	高富	40	70	50
54	串本町	7260	2	闘野川 (201)	闘野川	35	40	40
55	串本町	7261	2	闘野川 (202)	闘野川	35	40	30
56	串本町	7262	2	闘野川 (203)	闘野川	30	20	80
57	串本町	7263	2	闘野川 (204)	闘野川	50	30	50
58	串本町	7264	2	有田 (203)	有田	50	40	40
59	串本町	7265	2	有田 (204)	有田	40	25	40
60	串本町	7266	2	高富 (205)	高富	70	40	120
61	串本町	7267	2	高富 (206)	高富	40	30	55
62	串本町	7268	2	高富 (207)	高富	50	25	40
63	串本町	7269	2	二色 (202)	二色	45	25	30
64	串本町	7270	2	二色 (203)	二色	45	35	45
65	串本町	7271	2	二色 (204)	二色	45	35	30
66	串本町	7272	2	二色 (205)	二色	45	45	80
67	串本町	7273	2	二色 (201)	二色	40	30	100
68	串本町	7274	2	闘野川 (205)	闘野川	35	35	50
69	串本町	7275	2	二色 (211)	二色	50	40	90
70	串本町	7276	2	二色 (206)	二色	45	50	75
71	串本町	7277	2	二色 (207)	串本	35	20	50
72	串本町	7278	2	二色 (208)	串本	35	30	70
73	串本町	7279	2	大島 (201)	大島	30	30	50
74	串本町	7280	2	樫野 (201)	樫野	70	30	160
75	串本町	7281	2	樫野 (202)	樫野	70	50	50
76	串本町	7282	2	潮岬 (201)	潮岬	55	30	100
77	串本町	7283	2	潮岬 (202)	潮岬	45	30	200
78	串本町	7285	2	潮岬 (203)	潮岬	35	20	100
79	串本町	7286	2	潮岬 (204)	潮岬	40	20	60

急傾斜地崩壊危険箇所 II

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
80	串本町	7287	2	潮岬 (205)	潮岬	40	20	50
81	串本町	7288	2	出雲 (201)・出雲田ノ頭 (2)	出雲	30	20	80
82	串本町	7290	2	須江 (202)	須江	35	20	60
83	串本町	7291	2	須江 (203)	須江	40	30	50
84	串本町	7293	2	須江 (205)	須江	30	20	30
85	串本町	7294	2	須江 (206)	須江	35	20	40
86	串本町	7295	2	須江 (207)	須江	40	20	50
87	串本町	7296	2	須江 (208)	須江	40	30	100
88	串本町	7297	2	和深 (215)	和深	45	15	40
89	串本町	7298	2	吐生 (206)	吐生	45	170	40
90	串本町	7299	2	江田 (201)	江田	30	30	80
91	串本町	7300	2	江田 (202)	江田	45	25	60
92	串本町	7301	2	田並 (201)・田並 (4)	田並	35	40	50
93	串本町	7302	2	大山口 (東)	有田	40	40	80
94	串本町	7303	2	高富 (208)	高富	40	40	50
95	串本町	7304	2	闡野川 (206)	闡野川	30	25	100
96	串本町	7305	2	二色 (209)	二色	45	45	45
97	串本町	7308	2	田子 (209)	田子	40	15	120
98	串本町	7309	2	須江 (209)	須江	40	30	40
99	串本町	7310	2	高富 (7)	高富	40	60	60
100	串本町	7311	2	須江 (211)	須江	45	30	60
101	串本町	7313	2	田並上 (217)	田並上	40	40	80
102	串本町	7315	2	有田 (207)	有田	50	30	130
103	串本町	7316	2	安指本川	和深	40	20	80
104	串本町	7317	2	田並上 (216)	田並上	40	60	100
105	串本町	7318	2	里川 (207)	里川	40	70	105
106	串本町	7319	2	和深 (217)	和深	40	15	100
107	串本町	7320	2	漆畠	上田原	45	36	50
108	串本町	7321	2	佐部 (201)	佐部	40	50	50
109	串本町	7322	2	佐部 (202)	佐部	40	25	55
110	串本町	7323	2	佐部	佐部	50	20	50
111	串本町	7324	2	佐部 (204)	佐部	45	20	30
112	串本町	7325	2	佐部ノ口	佐部	40	25	30
113	串本町	7326	2	佐部 (205)	佐部	40	70	50
114	串本町	7327	2	上田原 (208)	上田原	45	88	50
115	串本町	7328	2	田原 (204)	田原	50	40	80
116	串本町	7329	2	田原 (201)	田原	45	15	75
117	串本町	7330	2	田原 (202)	田原	40	16	50
118	串本町	7331	2	田原 (203)	田原	45	30	62
119	串本町	7332	2	田原 (211)	田原	45	45	30

急傾斜地崩壊危険箇所 II

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
120	串本町	7333	2	田原 (205)	田原	40	30	70
121	串本町	7334	2	田原 (206)	田原	45	35	92
122	串本町	7335	2	田原 (207)	田原	45	32	70
123	串本町	7336	2	田原 (208)	田原	45	32	60
124	串本町	7337	2	田原 (209)	田原	50	35	100
125	串本町	7338	2	田原 (210)	田原	50	34	50
126	串本町	7339	2	寺	津荷	45	15	50
127	串本町	7341	2	津荷 (202)	津荷	40	15	40
128	串本町	7342	2	津荷東	津荷	45	42	30
129	串本町	7343	2	津荷 (204)	津荷	45	70	50
130	串本町	7344	2	津荷 (206)	津荷	40	30	30
131	串本町	7346	2	姫川 (202)	姫川	45	40	55
132	串本町	7347	2	伊串 (201)	伊串	40	20	45
133	串本町	7348	2	伊串 (202)	伊串	40	20	100
134	串本町	7349	2	伊串 (203)	伊串	45	45	70
135	串本町	7350	2	西向 (201)	西向	40	48	30
136	串本町	7351	2	西向 (202)	西向	40	25	35
137	串本町	7352	2	西向 (203)	西向	35	30	40
138	串本町	7353	2	西向 (204)	西向	45	40	50
139	串本町	7354	2	古田 (201)	古田	45	30	60
140	串本町	7355	2	岩渕	西向	45	25	115
141	串本町	7356	2	西向 (205)	西向	50	28	50
142	串本町	7357	2	西向 (206)	西向	50	52	80
143	串本町	7358	2	西向 (209)	西向	45	64	40
144	串本町	7359	2	西向 (207)	西向	40	25	40
145	串本町	7361	2	中湊	姫	40	60	60
146	串本町	7362	2	中湊 (201)	中湊	50	30	30
147	串本町	7363	2	中湊 (203)	中湊	60	50	60
148	串本町	7364	2	寺	津荷	35	32	40
149	串本町	7365	2	古座 (201)	古座	40	30	25
150	串本町	7367	2	上田原 (202)	上田原	50	45	100
151	串本町	7368	2	上田原 (203)	上田原	50	20	160
152	串本町	7369	2	上田原 (201)	上田原	40	25	60
153	串本町	7370	2	佐部 (207)	佐部	45	10	80
154	串本町	7371	2	上田原 (204)	上田原	40	85	150
155	串本町	7372	2	姫 (201)	姫	45	30	120
156	串本町	7374	2	上田原 (205)	上田原	40	40	100
157	串本町	7558	2	有田上 (203)	有田上	40	15	100
158	串本町	7561	2	高富 (209)	高富	40	25	100
159	串本町	7562	2	出雲 (202)・出雲 (2)	出雲	50	35	50

急傾斜地崩壊危険箇所 II

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
160	串本町	7564	2	串本 (201)	串本	40	25	50
161	串本町	7565	2	二色 (207)	須江	50	20	200
162	串本町	7566	2	高富 (210)・釜郷原	高富	45	30	50
163	串本町	7567	2	里川 (208)	里川	30	30	80
164	串本町	7568	2	高富 (211)	高富	40	50	60
165	串本町	7569	2	高富 (212)	高富	30	25	70
166	串本町	7570	2	江田 (203)・江田加多井	江田	40	35	35
167	串本町	7571	2	有田 (206)	有田	35	40	80
168	串本町	7572	2	和深 (218)	和深	50	15	55
169	串本町	7573	2	安指本川	和深	40	17	50
170	串本町	7574	2	和深 (220)	和深	30	25	70
171	串本町	7575	2	和深 (221)	和深	40	30	70
172	串本町	7576	2	高富 (213)	田子	50	35	125
173	串本町	7590	2	中湊 (202)	中湊	60	70	100

急傾斜地崩壊危険箇所 III

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
1	串本町	4170	3	里川 (302)	里川	30	30	175
2	串本町	4174	3	里川 (306)	里川	40	80	425
3	串本町	4176	3	里川 (308)	里川	45	60	150
4	串本町	4180	3	和深 (303)・小河口	和深	40	45	130
5	串本町	4181	3	高富 (301)	高富	30	40	175
6	串本町	4187	3	高富 (307)	高富	35	30	180
7	串本町	4190	3	高富 (310)	高富	40	60	125
8	串本町	4192	3	和深 (304)	和深	50	40	560
9	串本町	4194	3	和深 (306)	和深	45	60	150
10	串本町	4195	3	和深 (307)	和深	40	50	250
11	串本町	4196	3	和深 (308)	和深	50	20	360
12	串本町	4197	3	和深 (309)	和深	50	30	175
13	串本町	4201	3	田子 (303)	田子	35	20	120
14	串本町	4202	3	江田 (301)	江田	35	30	150
15	串本町	4205	3	田並 (301)	田並	40	25	100
16	串本町	4207	3	田並 (303)	田並	35	30	280
17	串本町	4208	3	有田 (301)	有田	50	30	100
18	串本町	4209	3	有田 (302)	有田	50	30	150
19	串本町	4211	3	有田 (304)	有田	35	20	140
20	串本町	4212	3	有田 (305)	有田	35	30	110
21	串本町	4213	3	有田 (306)	有田	45	30	100
22	串本町	4214	3	有田 (307)	有田	35	30	110
23	串本町	4215	3	有田 (308)	有田	35	25	130

急傾斜地崩壊危険箇所III

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
24	串本町	4216	3	高富（312）	高富	35	20	125
25	串本町	4217	3	二色（301）	二色	45	30	300
26	串本町	4218	3	二色（302）・袋	二色	40	30	170
27	串本町	4220	3	串本（302）	串本	40	20	125
28	串本町	4221	3	串本（303）	串本	35	30	250
29	串本町	4222	3	串本（304）	串本	45	20	230
30	串本町	4223	3	串本（305）	串本	40	40	250
31	串本町	4224	3	串本（306）	串本	35	20	180
32	串本町	4225	3	出雲（301）	出雲	35	20	150
33	串本町	4349	3	上田原（301）	上田原	35	60	300
34	串本町	4350	3	佐部（301）	佐部	40	90	100
35	串本町	4351	3	佐部（302）	佐部	40	50	180
36	串本町	4352	3	佐部（303）	佐部	40	25	100
37	串本町	4354	3	佐部（304）	佐部	40	70	240
38	串本町	4358	3	田原（304）	田原	30	30	250
39	串本町	4359	3	田原（305）	田原	40	40	380
40	串本町	4369	3	津荷（307）	津荷	45	50	100
41	串本町	4370	3	古座（301）	古座	45	50	170
42	串本町	4372	3	古座（303）	古座	30	30	150
43	串本町	4373	3	古座（304）	古座	40	40	150
44	串本町	4374	3	古座（305）	古座	40	40	300
45	串本町	4375	3	古田（301）	古田	35	70	150
46	串本町	4376	3	西向（301）	西向	45	30	100
47	串本町	4377	3	西向（302）	西向	45	40	150
48	串本町	4378	3	西向（303）	西向	35	50	450
49	串本町	4379	3	西向（304）	西向	40	40	150
50	串本町	4380	3	西向（305）	西向	30	40	150
51	串本町	4381	3	西向（306）	西向	45	40	150
52	串本町	4383	3	西向（307）	西向	35	40	200

平成 23 年の台風 12 号により危険度が高まった急傾斜地

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇 所 名	大 字	傾斜度	高 さ	延 長
1	串本町	－	－	田子	田子	－	－	－

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和 4 年度修正）

資料8 山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
1	407-0001	串本町	里川	宮ノ平字井	43.82	
2	407-0002	串本町	里川		6.96	
3	407-0003	串本町	里川	曾野爪	6.06	
4	407-0004	串本町	里川		46.17	
5	407-0005	串本町	和深	中平見	15.62	
6	407-0006	串本町	和深	竹の垣内	15.46	
7	407-0007	串本町	田並上	番城田	4.78	
8	407-0008	串本町	吐生		14.41	
9	407-0009	串本町	和深	下地	7.03	
10	407-0010	串本町	和深	カンジヤ谷	3.26	
11	407-0011	串本町	田子	宮の向	10.44	
12	407-0012	串本町	田子		5.96	
13	407-0013	串本町	江田		3.86	
14	407-0014	串本町	田並上	大家前	4.48	
15	407-0015	串本町	有田	入谷	10.03	
16	407-0016	串本町	有田上	尾鼻	8.05	
17	407-0017	串本町	有田上		14.48	
18	407-0018	串本町	有田	貝岡	11.87	
19	407-0019	串本町	有田	鑄谷	16.32	
20	407-0020	串本町	二色	牛市	11.61	
21	407-0021	串本町	靫野川	六正寺	5.04	
22	423-0001	串本町	上田原	高畑	12.36	
23	423-0002	串本町	佐部		3.48	
24	423-0003	串本町	中湊		7.42	
25	423-0004	串本町	古座		1.63	
26	423-0005	串本町	古田		5.97	
27	423-0006	串本町	古田	市谷	38.48	
28	423-0007	串本町	古田	女鹿谷	6.57	
29	423-0008	串本町	古田	岩渕	12.10	
30	423-0009	串本町	西向	目津川	2.11	
31	423-0010	串本町	西向		6.50	
32	423-0011	串本町	伊串		10.85	
33	423-0012	串本町	姫		3.08	
34	423-0013	串本町	田原		22.92	
35	428-1003	串本町	田並上		15.79	
36	428-1004	串本町	串本		2.46	
37	428-1005	串本町	古田		3.48	
38	428-1007	串本町	佐部		5.44	
39	428-1008	串本町	佐部		5.23	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
40	428-1009	串本町	佐部		7.33	
41	428-1010	串本町	佐部		28.22	
42	428-1011	串本町	佐部		8.80	
43	428-1013	串本町	佐部		5.21	
44	428-1014	串本町	佐部		1.83	
45	428-5001	串本町	里川		28.18	
46	428-5002	串本町	里川		3.31	
47	428-5003	串本町	里川		5.71	
48	428-5004	串本町	里川		20.12	
49	428-5005	串本町	里川		8.34	
50	428-5012	串本町	西向		8.76	
51	428-5013	串本町	伊串		10.04	
52	428-5014	串本町	伊串		2.93	
53	428-5015	串本町	伊串		10.35	
54	428-5018	串本町	神野川		14.80	
55	428-5026	串本町	靫野川		2.77	
56	428-5027	串本町	靫野川		2.47	
57	428-5029	串本町	二色		4.62	
58	428-5030	串本町	二色		4.67	
59	428-5031	串本町	二色		3.02	
60	428-5034	串本町	二色		12.33	
61	428-5036	串本町	姫川		1.99	
62	428-5037	串本町	姫川		1.67	
63	428-5038	串本町	姫川		14.37	
64	428-5039	串本町	姫川		5.95	
65	428-5040	串本町	姫川		2.52	
66	428-5041	串本町	姫川		45.07	
67	428-5047	串本町	有田		4.87	
68	428-5048	串本町	有田		3.65	
69	428-5050	串本町	有田		1.44	
70	428-5051	串本町	有田		5.62	
71	428-5052	串本町	高富		8.06	
72	428-5055	串本町	高富		7.63	
73	428-5056	串本町	高富		8.15	
74	428-5057	串本町	高富		12.68	
75	428-5058	串本町	高富		12.58	
76	428-5060	串本町	高富		3.30	
77	428-5061	串本町	高富		13.99	
78	428-5065	串本町	高富		22.72	
79	428-5066	串本町	有田		3.05	
80	428-5067	串本町	有田		2.59	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
81	428-5068	串本町	有田上		5.18	
82	428-5070	串本町	田並上		7.76	
83	428-5071	串本町	田並上		5.68	
84	428-5072	串本町	田並上		6.74	
85	428-5073	串本町	田並上		2.99	
86	428-5074	串本町	田並上		13.80	
87	428-5075	串本町	田並上		16.14	
88	428-5076	串本町	田並上		6.19	
89	428-5078	串本町	田並上		4.02	
90	428-5086	串本町	江田		8.40	
91	428-5089	串本町	田並上		5.52	
92	428-5091	串本町	江田		5.03	
93	428-5092	串本町	江田		50.75	
94	428-5093	串本町	江田		6.44	
95	428-5094	串本町	江田		13.14	
96	428-5095	串本町	江田		11.16	
97	428-5096	串本町	江田		5.97	
98	428-5097	串本町	江田		19.35	
99	428-5101	串本町	田子		28.46	
100	428-5102	串本町	田子		17.86	
101	428-5103	串本町	田子		1.98	
102	428-5104	串本町	田子		7.16	
103	428-5105	串本町	田子		4.06	
104	428-5106	串本町	田子		7.45	
105	428-5113	串本町	和深		9.73	
106	428-5117	串本町	和深		5.15	
107	428-5118	串本町	和深		6.94	
108	428-5119	串本町	和深		3.60	
109	428-5120	串本町	和深		3.82	
110	428-5122	串本町	和深		5.18	
111	428-5123	串本町	和深		3.69	
112	428-5124	串本町	和深		10.58	
113	428-5125	串本町	田原		5.00	
114	428-5133	串本町	神野川		5.97	
115	428-5134	串本町	田原		11.81	
116	428-5136	串本町	佐部		5.97	
117	428-5137	串本町	佐部		10.39	
118	428-5138	串本町	佐部		4.50	
119	428-5144	串本町	上田原		29.67	
120	428-5145	串本町	上田原		4.74	
121	428-5146	串本町	田原		4.07	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
122	428-5150	串本町	吐生		21.64	
123	428-5151	串本町	有田上		19.21	
124	428-5153	串本町	吐生		6.53	
125	428-5154	串本町	吐生		18.82	
126	428-5158	串本町	佐部		14.88	
127	428-5159	串本町	佐部		66.59	
128	428-5160	串本町	佐部		9.70	
129	428-5161	串本町	里川		5.87	
130	428-5162	串本町	里川		49.88	
131	428-5163	串本町	里川		5.61	
132	428-5164	串本町	里川		6.64	
133	428-5165	串本町	里川		47.96	
134	428-5166	串本町	里川		93.95	
135	428-5167	串本町	里川		9.67	
136	428-5168	串本町	里川		7.29	
137	428-5170	串本町	里川		18.55	
138	428-5171	串本町	里川		25.11	
139	428-5172	串本町	里川		22.39	
140	428-5173	串本町	里川		34.09	
141	428-5174	串本町	里川		26.63	
142	428-5175	串本町	和深		17.85	
143	428-5176	串本町	和深		24.21	
144	428-5177	串本町	和深		8.17	
145	428-5178	串本町	和深		2.59	
146	428-5179	串本町	伊串		7.04	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成30年度修正）

資料9 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
1	407-0001	串本町	里川		6.89	
2	407-0003	串本町	里川		1.77	
3	407-0004	串本町	里川	比曾原	1.67	
4	407-0005	串本町	里川	比曾原	1.76	
5	407-0007	串本町	里川		1.96	
6	407-0008	串本町	里川	鍛冶屋前	2.29	
7	407-0009	串本町	里川	アセチ宇井	0.35	
8	407-0010	串本町	里川		0.61	
9	407-0011	串本町	里川	羽根の元	1.88	
10	407-0012	串本町	里川		2.22	
11	407-0013	串本町	和深	熊谷	2.84	
12	407-0014	串本町	和深	熊谷	0.71	
13	407-0015	串本町	和深	西地	1.04	
14	407-0016	串本町	和深	和田の谷	3.52	
15	407-0017	串本町	和深	丸の本	6.94	
16	407-0018	串本町	和深	観音平	4.40	
17	407-0019	串本町	和深	左立谷	4.99	
18	407-0020	串本町	和深	新田平見	6.71	
19	407-0021	串本町	和深	カンジヤ谷	1.28	
20	407-0022	串本町	和深	安倍	0.34	
21	407-0023	串本町	田子		1.15	
22	407-0024	串本町	田子	田子郷	2.29	
23	407-0025	串本町	田子	田子郷	4.87	
24	407-0026	串本町	田子	田子郷	1.25	
25	407-0027	串本町	田子	田子郷	4.93	
26	407-0028	串本町	江田	中川	0.75	
27	407-0030	串本町	江田	中川	3.55	
28	407-0031	串本町	江田	中川	1.41	
29	407-0034	串本町	田並上	田子田	0.47	
30	407-0035	串本町	田並上	下松	0.92	
31	407-0036	串本町	田並上		1.79	
32	407-0037	串本町	田並上	小川	0.56	
33	407-0038	串本町	田並上		0.28	
34	407-0039	串本町	田並上	上の山	1.26	
35	407-0040	串本町	田並上	大川谷	0.23	
36	407-0041	串本町	田並上		0.95	
37	407-0042	串本町	田並上	宮の地	2.31	
38	407-0043	串本町	田並上	宮の地	0.29	
39	407-0044	串本町	田並上	宮の地	1.06	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
40	407-0045	串本町	田並上		1.75	
41	407-0046	串本町	田並	芋谷	1.19	
42	407-0047	串本町	田並上		1.30	
43	407-0048	串本町	田並上	山崎	1.74	
44	407-0049	串本町	有田	西地	0.97	
45	407-0050	串本町	有田上		0.34	
46	407-0051	串本町	有田	貝岡	0.55	
47	407-0052	串本町	有田	貝岡	0.78	
48	407-0053	串本町	有田	鋸浦	0.65	
49	407-0054	串本町	吐生		0.97	
50	407-0055	串本町	吐生		1.37	
51	407-0056	串本町	吐生		0.47	
52	407-0057	串本町	吐生		0.81	
53	407-0058	串本町	吐生		3.42	
54	407-0059	串本町	吐生		1.83	
55	407-0060	串本町	高富		1.38	
56	407-0061	串本町	高富	横石垣	1.01	
57	407-0062	串本町	高富		0.85	
58	407-0063	串本町	高富		0.61	
59	407-0064	串本町	高富	二都	1.09	
60	407-0065	串本町	高富	中山	1.12	
61	407-0066	串本町	二色	宮ノ谷	0.88	
62	407-0068	串本町	靫野川		0.97	
63	407-0069	串本町	靫野川	大乘	2.06	
64	407-0071	串本町	靫野川	橋杭	0.81	
65	407-0072	串本町	大島	田代	2.17	
66	407-0073	串本町	大島	田代	2.40	
67	407-0074	串本町	大島	田代	2.38	
68	407-0075	串本町	樺野	尾崎	0.54	
69	423-0001	串本町	上田原	高畠	1.18	
70	423-0002	串本町	上田原		1.88	
71	423-0003	串本町	上田原		3.92	
72	423-0004	串本町	上田原	柱松	2.77	
73	423-0005	串本町	上田原	和田地	1.09	
74	423-0006	串本町	上田原	和田地	3.49	
75	423-0007	串本町	上田原	佐部の口	1.07	
76	423-0009	串本町	佐部	向の宇井	0.98	
77	423-0010	串本町	佐部		0.58	
78	423-0011	串本町	佐部	根木地	2.84	
79	423-0013	串本町	中湊		2.21	
80	423-0014	串本町	津荷	うえの前	2.09	
81	423-0015	串本町	中湊	和田	2.85	

串本町地域防災計画資料編・資料

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
82	423-0017	串本町	中湊		0.52	
83	423-0018	串本町	津荷	地下	0.35	
84	423-0019	串本町	西向	丸山	2.04	
85	423-0020	串本町	古田	石谷	4.01	
86	423-0021	串本町	西向	上ヶ地	1.36	
87	423-0022	串本町	神野川	南の畠	2.48	
88	423-0023	串本町	伊串	上地	1.07	
89	423-0024	串本町	姫川	栗山	0.95	
90	423-0025	串本町	姫		0.40	
91	423-0028	串本町	田原	坊	0.73	
92	428-0003	串本町	姫川		0.41	
93	428-0004	串本町	中湊		1.12	
94	428-0005	串本町	中湊		0.32	
95	428-0007	串本町	上田原		1.50	
96	428-0009	串本町	佐部		1.64	
97	428-0010	串本町	佐部		0.24	
98	428-0011	串本町	佐部		1.65	
99	428-0013	串本町	佐部		0.69	
100	428-1002	串本町	和深	小河口	5.15	
101	428-1003	串本町	和深		9.84	
102	428-1004	串本町	和深	小河口	0.55	
103	428-1005	串本町	田並上		0.74	
104	428-1006	串本町	大島	田代	3.34	
105	428-1007	串本町	大島	田代	0.56	
106	428-1008	串本町	大島	田代	2.04	
107	428-1009	串本町	大島	田代	1.98	
108	428-5001	串本町	田子		0.47	
109	428-5002	串本町	江田		0.15	
110	428-5003	串本町	田並		0.11	
111	428-5004	串本町	田並		0.10	
112	428-5005	串本町	有田上		0.12	
113	428-5006	串本町	有田	入谷	0.93	
114	428-5007	串本町	高富		0.40	
115	428-5008	串本町	二色		0.34	
116	428-5009	串本町	二色	向袋	0.30	
117	428-5010	串本町	二色	向袋	0.31	
118	428-5011	串本町	靄野川		0.28	
119	428-5012	串本町	靄野川		0.85	
120	428-5013	串本町	靄野川	橋杭	0.27	
121	428-5014	串本町	大島		1.58	
122	428-5015	串本町	大島	田代	1.20	
123	428-5016	串本町	大島	田代	0.41	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
124	428-5017	串本町	大島	田代	0.39	
125	428-5018	串本町	姫川		0.20	
126	428-5019	串本町	伊串		0.77	
127	428-5020	串本町	西向		0.44	
128	428-5021	串本町	古田	真土	0.43	
129	428-5022	串本町	佐部	佐部の口	0.26	
130	428-5023	串本町	和深	小河口	0.30	
131	428-5024	串本町	和深	小河口	2.51	
132	428-5025	串本町	樺野	浜	0.15	
133	428-5026	串本町	靄野川		0.70	
134	428-5027	串本町	靄野川		0.32	
135	428-5028	串本町	靄野川	大乗郷	0.50	
136	428-5029	串本町	二色		0.31	
137	428-5030	串本町	二色		0.35	
138	428-5031	串本町	高富		0.55	
139	428-5032	串本町	江田		0.16	
140	428-5033	串本町	江田		0.14	
141	428-5034	串本町	田子		0.34	
142	428-5035	串本町	和深	安指	0.34	
143	428-5036	串本町	田並上		0.33	
144	428-5037	串本町	田並上		0.73	
145	428-5038	串本町	和深	小河口	0.41	
146	428-5039	串本町	和深	小河口	0.56	
147	428-5040	串本町	西向		0.44	
148	428-5041	串本町	中湊		0.13	
149	428-5042	串本町	中湊		0.38	
150	428-5043	串本町	中湊		0.31	
151	428-5044	串本町	中湊		0.76	
152	428-5045	串本町	古田	真土	0.22	
153	428-5046	串本町	古田	真土	0.33	
154	428-5047	串本町	上田原		0.08	
155	428-5048	串本町	田原		0.14	
156	428-5049	串本町	田原		0.15	
157	428-5050	串本町	田原		0.64	
158	428-5051	串本町	田原		0.17	
159	428-5053	串本町	大島	田代	0.07	
160	428-5054	串本町	大島	田代	0.11	
161	428-5057	串本町	樺野	浜	0.99	
162	428-5058	串本町	樺野	浜	0.07	
163	428-5059	串本町	樺野		0.13	
164	428-5060	串本町	樺野		0.08	
165	428-5061	串本町	樺野	浜	0.05	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
166	428-5062	串本町	樺野	浜	0.16	
167	428-5066	串本町	樺野	浜	0.29	
168	428-5067	串本町	樺野	浜	0.21	
169	428-5069	串本町	樺野	浜	0.04	
170	428-5072	串本町	樺野	浜	0.11	
171	428-5073	串本町	靄野川	大乗郷	0.16	
172	428-5074	串本町	靄野川	大乗郷	0.15	
173	428-5075	串本町	靄野川	大乗郷	0.09	
174	428-5076	串本町	靄野川	大乗郷	0.12	
175	428-5077	串本町	靄野川	大乗郷	0.08	
176	428-5078	串本町	靄野川	大乗郷	0.11	
177	428-5079	串本町	靄野川	大乗郷	0.02	
178	428-5080	串本町	靄野川	大乗郷	0.03	
179	428-5081	串本町	二色		0.11	
180	428-5082	串本町	二色	向袋	0.05	
181	428-5083	串本町	二色	向袋	0.02	
182	428-5084	串本町	二色	向袋	0.03	
183	428-5086	串本町	高富		0.06	
184	428-5087	串本町	高富		0.10	
185	428-5088	串本町	高富		0.12	
186	428-5089	串本町	高富		0.31	
187	428-5091	串本町	高富		0.35	
188	428-5092	串本町	高富		0.34	
189	428-5094	串本町	高富		0.11	
190	428-5095	串本町	高富		0.20	
191	428-5096	串本町	高富		0.14	
192	428-5097	串本町	高富		0.53	
193	428-5098	串本町	高富		0.07	
194	428-5099	串本町	高富		0.09	
195	428-5100	串本町	高富		0.22	
196	428-5104	串本町	有田上		0.06	
197	428-5105	串本町	田並上		0.38	
198	428-5106	串本町	田並上		0.46	
199	428-5107	串本町	田並上		0.44	
200	428-5108	串本町	田並上		0.24	
201	428-5109	串本町	田並		0.21	
202	428-5110	串本町	江田		0.07	
203	428-5112	串本町	江田		0.20	
204	428-5113	串本町	江田		0.58	
205	428-5114	串本町	江田		0.28	
206	428-5115	串本町	江田		0.08	
207	428-5117	串本町	田子	中平見	0.18	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
208	428-5118	串本町	田子	中平見	0.21	
209	428-5119	串本町	田子		0.15	
210	428-5120	串本町	田子	中平見	0.24	
211	428-5121	串本町	田子		0.24	
212	428-5122	串本町	田子		0.06	
213	428-5123	串本町	田子		0.20	
214	428-5124	串本町	田子		0.34	
215	428-5125	串本町	田子		0.11	
216	428-5126	串本町	田子	元峰平見	0.39	
217	428-5127	串本町	田子	元峰平見	0.28	
218	428-5129	串本町	田子	元峰平見	0.12	
219	428-5130	串本町	田子	元峰平見	0.09	
220	428-5131	串本町	和深	赤瀬	0.56	
221	428-5132	串本町	和深	赤瀬	0.24	
222	428-5134	串本町	和深	赤瀬	0.25	
223	428-5135	串本町	和深	赤瀬	0.12	
224	428-5136	串本町	和深	赤瀬	0.22	
225	428-5137	串本町	和深	九九平見	0.12	
226	428-5139	串本町	和深	安指	0.02	
227	428-5141	串本町	和深	新田平見	0.15	
228	428-5142	串本町	和深	新田平見	0.08	
229	428-5143	串本町	和深	小河口	0.26	
230	428-5144	串本町	和深		0.05	
231	428-5145	串本町	和深		0.78	
232	428-5146	串本町	和深	西地	0.12	
233	428-5147	串本町	和深	熊谷	0.07	
234	428-5148	串本町	和深	熊谷	0.05	
235	428-5149	串本町	和深	熊谷	0.06	
236	428-5150	串本町	和深	熊谷	0.17	
237	428-5151	串本町	和深	熊谷	0.04	
238	428-5152	串本町	和深	雨島	0.22	
239	428-5153	串本町	和深	雨島	0.28	
240	428-5155	串本町	古田	真土	0.19	
241	428-5156	串本町	古田	真土	0.25	
242	428-5157	串本町	西向		0.46	
243	428-5158	串本町	西向		0.04	
244	428-5159	串本町	神野川		0.24	
245	428-5160	串本町	神野川		0.22	
246	428-5161	串本町	西向		0.22	
247	428-5162	串本町	西向		0.09	
248	428-5163	串本町	西向		0.55	
249	428-5164	串本町	西向		0.56	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
250	428-5165	串本町	西向		0.06	
251	428-5166	串本町	西向		0.10	
252	428-5168	串本町	伊串		0.30	
253	428-5169	串本町	姫		1.25	
254	428-5170	串本町	姫		0.28	
255	428-5171	串本町	姫		0.33	
256	428-5172	串本町	姫		0.23	
257	428-5174	串本町	靄野川		0.14	
258	428-5175	串本町	靄野川		0.12	
259	428-5176	串本町	靄野川		0.14	
260	428-5177	串本町	靄野川		0.08	
261	428-5178	串本町	靄野川		0.31	
262	428-5179	串本町	靄野川		0.03	
263	428-5181	串本町	靄野川		0.09	
264	428-5182	串本町	靄野川		0.08	
265	428-5183	串本町	靄野川		0.34	
266	428-5184	串本町	佐部		0.42	
267	428-5185	串本町	佐部		0.10	
268	428-5186	串本町	佐部		0.08	
269	428-5187	串本町	上田原		0.16	
270	428-5188	串本町	上田原		0.30	
271	428-5189	串本町	田原	高浜	0.57	
272	428-5190	串本町	田原	荒船	0.13	
273	428-5191	串本町	田原	高浜	0.19	
274	428-5192	串本町	田原	荒船	0.36	
275	428-5193	串本町	田原	荒船	0.31	
276	428-5194	串本町	姫川		0.04	
277	428-5195	串本町	姫川		0.12	
278	428-5196	串本町	姫川		0.17	
279	428-5197	串本町	姫川		0.14	
280	428-5199	串本町	高富		0.14	
281	428-5200	串本町	高富		0.09	
282	428-5201	串本町	高富		0.25	
283	428-5202	串本町	二色		0.11	
284	428-5203	串本町	二色		0.04	
285	428-5204	串本町	二色		0.52	
286	428-5205	串本町	有田上		1.56	
287	428-5206	串本町	有田上		0.26	
288	428-5207	串本町	田並上		0.26	
289	428-5208	串本町	伊串		0.05	
290	428-5209	串本町	津荷		0.04	
291	428-5212	串本町	里川		0.02	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
292	428-5213	串本町	里川		0.08	
293	428-5214	串本町	里川		0.35	
294	428-5215	串本町	里川		0.10	
295	428-5216	串本町	里川		0.12	
296	428-5217	串本町	里川	比曾原	1.10	
297	428-5218	串本町	有田	貝岡	0.03	
298	428-5220	串本町	有田		0.54	
299	428-5221	串本町	有田		0.15	
300	428-5222	串本町	有田	鋸浦	0.13	
301	428-5223	串本町	有田	鋸浦	0.03	
302	428-5224	串本町	高富		0.11	
303	428-5226	串本町	高富		0.19	
304	428-5227	串本町	高富		0.07	
305	428-5228	串本町	高富		0.08	
306	428-5229	串本町	高富		0.27	
307	428-5230	串本町	高富	東雨	0.18	
308	428-5231	串本町	高富	東雨	0.06	
309	428-5232	串本町	高富	東雨	0.75	
310	428-5233	串本町	高富	東雨	0.56	
311	428-5234	串本町	高富	東雨	0.19	
312	428-5235	串本町	高富	東雨	0.04	
313	428-5236	串本町	高富	東雨	0.07	
314	428-5237	串本町	高富	東雨	0.10	
315	428-5238	串本町	高富	東雨	0.14	
316	428-5239	串本町	高富	東雨	0.12	
317	428-5240	串本町	高富	東雨	0.63	
318	428-5241	串本町	高富		0.19	
319	428-5242	串本町	有田	入谷	0.26	
320	428-5243	串本町	有田	入谷	0.63	
321	428-5244	串本町	中湊		0.64	
322	428-5245	串本町	靫野川	橋杭	0.03	
323	428-5246	串本町	靫野川	橋杭	0.02	
324	428-5248	串本町	姫川		0.22	
325	428-5249	串本町	靫野川		0.12	
326	428-5250	串本町	靫野川		0.12	
327	428-5251	串本町	二色		0.16	
328	428-5252	串本町	高富		0.18	
329	428-5253	串本町	高富		0.18	
330	428-5254	串本町	有田		0.16	
331	428-5256	串本町	吐生		0.16	
332	428-5257	串本町	吐生		0.27	
333	428-5258	串本町	吐生		0.08	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
334	428-5259	串本町	有田		0.16	
335	428-5260	串本町	有田上		0.19	
336	428-5261	串本町	有田上		0.53	
337	428-5262	串本町	田並上		0.18	
338	428-5263	串本町	田並上		0.09	
339	428-5264	串本町	吐生		0.12	
340	428-5265	串本町	伊串		0.04	
341	428-5267	串本町	西向		0.05	
342	428-5268	串本町	和深	安指	0.35	
343	428-5271	串本町	和深	新田平見	0.11	
344	428-5272	串本町	津荷		0.10	
345	428-5273	串本町	津荷		0.02	
346	428-5274	串本町	津荷		0.67	
347	428-5275	串本町	津荷		0.15	
348	428-5276	串本町	古座		1.11	
349	428-5277	串本町	津荷		0.46	
350	428-5278	串本町	津荷		0.12	
351	428-5279	串本町	津荷		0.17	
352	428-5281	串本町	田原		0.09	
353	428-5282	串本町	田原		0.41	
354	428-5283	串本町	田原		0.07	
355	428-5284	串本町	伊串		0.58	
356	428-5285	串本町	古田		0.09	
357	428-5286	串本町	西向	岩渕	0.16	
358	428-5287	串本町	田原		0.85	
359	428-5288	串本町	上田原		2.99	
360	428-5294	串本町	樺野		0.49	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

資料 10 地すべり危険箇所一覧表

<国土交通省所管>

市町村コード	市町村	箇所番号	箇所名	大字	指定年月日	公示番号
407	串本町	381	宮地	田並上		
407	串本町	382	橋杭	藪野川		
407	串本町	485	比曾原	里川		

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

資料 11 土砂災害警戒区域一覧表

急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
警戒区域	うち、特別警戒区域	警戒区域	うち、特別警戒区域	警戒区域	うち、特別警戒区域	警戒区域	うち、特別警戒区域
624	621	184	153	3	0	811	774

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和4年度修正）（令和3年8月末現在）

■土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
1	14159	I-1701	小河口(1)	串本町	和深	小河口(1)(I-1701)
2	14160	I-1702	和深(2)・和深(和田之谷)	串本町	和深	和深(2)・和深(和田之谷)(I-1702)
3	14161	I-1703	船波	串本町	和深	船波(I-1703)
4	14162	I-1704	和深(3)	串本町	和深	和深(3)(I-1704)
5	14163	I-1705	安指	串本町	和深	安指(I-1705)
6	14164	I-1706	安指(2)	串本町	和深	安指(2)(I-1706)
7	14165	I-1707	和深金崎	串本町	和深	和深金崎(I-1707)
8	14166	I-1708	串本(2)	串本町	串本	串本(2)(I-1708)
9	14167	I-1709	田子内の平	串本町	田子	田子内の平(I-1709)
10	14168	I-1710	田子堂目	串本町	田子	田子堂目(I-1710)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
11	14169	I-1711	田子(1)	串本町	田子	田子(1)(I-1711)
12	14170	I-1712	江田南畑	串本町	江田	江田南畑(I-1712)
13	14171	I-1713	江田・江田加多井	串本町	江田	江田・江田加多井(I-1713)
14	14172	I-1714	江田(2)	串本町	江田	江田(2)(I-1714)
15	14173	I-1715	和深	串本町	和深	和深(I-1715)
16	14174	I-1716	田崎	串本町	田並	田崎(I-1716)
17	14175	I-1717	田並(2)・田並(4)	串本町	田並	田並(2)・田並(4)(I-1717)
18	14176	I-1718	田並・田並(2)	串本町	田並	田並・田並(2)(I-1718)
19	14177	I-1719	田並(3)・田並(2)	串本町	田並	田並(3)・田並(2)(I-1719)
20	14178	I-1720	田並天神	串本町	田並	田並天神(I-1720)
21	14179	I-1721	田並向地(2)	串本町	田並	田並向地(2)(I-1721)
22	14180	I-1722	田並向地	串本町	田並	田並向地(I-1722)
23	14181	I-1723	洞谷	串本町	田並	洞谷(I-1723)
24	14182	I-1725	有田西地・有田西地(1)	串本町	有田	有田西地・有田西地(1)(I-1725)
25	14183	I-1726	有田(2)・有田西地	串本町	有田	有田(2)・有田西地(I-1726)
26	14184	I-1727	東地	串本町	有田	東地(I-1727)
27	14185	I-1728	有田東地・有田東地(3)	串本町	有田	有田東地・有田東地(3)(I-1728)
28	14186	I-1729	有田貝岡右	串本町	有田	有田貝岡右(I-1729)
29	14187	I-1730	有田貝岡	串本町	有田	有田貝岡(I-1730)
30	14188	I-1731	釜郷原	串本町	高富	釜郷原(I-1731)
31	14189	I-1732	高富(1)	串本町	高富	高富(1)(I-1732)
32	14190	I-1734	高富(3)・釜郷原	串本町	高富	高富(3)・釜郷原(I-1734)
33	14191	I-1735	高富	串本町	高富	高富(I-1735)
34	14192	I-1736	釜郷原(1)・釜郷原	串本町	高富	釜郷原(1)・釜郷原(I-1736)
35	14193	I-1737	二色	串本町	二色	二色(I-1737)
36	14194	I-1738	二色本郷	串本町	二色	二色本郷(I-1738)
37	14195	I-1739	向袋	串本町	二色	向袋(I-1739)
38	14196	I-1740	袋	串本町	串本	袋(I-1740)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
39	14197	I-1741	塩屋谷	串本町	串本	塩屋谷(I-1741)
40	14198	I-1742	袋(2)	串本町	串本	袋(2)(I-1742)
41	14199	I-1743	串本(1)	串本町	串本	串本(1)(I-1743)
42	14200	I-1744	ココリ谷・岡ノ鼻	串本町	串本	ココリ谷・岡ノ鼻(I-1744)
43	14201	I-1745	細田本谷	串本町	串本	細田本谷(I-1745)
44	14202	I-1746	江川矢倉谷	串本町	串本	江川矢倉谷(I-1746)
45	14203	I-1747	植松	串本町	串本	植松(I-1747)
46	14204	I-1748	尾ノ浦	串本町	串本	尾ノ浦(I-1748)
47	14205	I-1749	橋杭	串本町	藪野川	橋杭(I-1749)
48	14206	I-1750	出雲田の頭	串本町	出雲	出雲田の頭(I-1750)
49	14207	I-1751	出雲田の頭	串本町	出雲	出雲田の頭(I-1751)
50	14208	I-1752	出雲	串本町	出雲	出雲(I-1752)
51	14209	I-1754	出雲向地	串本町	出雲	出雲向地(I-1754)
52	14210	I-1755	出雲田の頭・出雲(2)	串本町	出雲	出雲田の頭・出雲(2)(I-1755)
53	14211	I-1756	大島	串本町	大島	大島(I-1756)
54	14212	I-1757	大島北地	串本町	大島	大島北地(I-1757)
55	14213	I-1758	大島南	串本町	大島	大島南(I-1758)
56	14214	I-1759	須江浜須賀	串本町	須江	須江浜須賀(I-1759)
57	14215	I-1760	須江浜須賀(2)・須江浜須賀(2)・須江	串本町	須江	須江浜須賀(2)・須江浜須賀(2)・須江(I-1760)
58	14216	I-1761	笙ノ平見	串本町	樺野	笙ノ平見(I-1761)
59	14217	I-1762	樺野下鼻	串本町	樺野	樺野下鼻(I-1762)
60	14218	I-1842	姫	串本町	姫	姫(I-1842)
61	14219	I-1843	姫・姫(2)	串本町	姫	姫・姫(2)(I-1843)
62	14220	I-1844	姫(3)	串本町	姫	姫(3)(I-1844)
63	14221	I-1845	伊串	串本町	伊串	伊串(I-1845)
64	14222	I-1846	伊串	串本町	西向	伊串(I-1846)
65	14223	I-1847	目津	串本町	西向	目津(I-1847)
66	14224	I-1848	神野川(1)	串本町	神野川	神野川(1)(I-1848)
67	14225	I-1849	神野川・上ヶ地	串本町	神野川	神野川・上ヶ地(I-1849)
68	14226	I-1850	上ヶ地	串本町	西向	上ヶ地(I-1850)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
69	14227	I-1851	岩渕	串本町	西向	岩渕(I-1851)
70	14228	I-1852	岩渕(1)	串本町	西向	岩渕(1)(I-1852)
71	14229	I-1853	古田(2)・古田	串本町	古田	古田(2)・古田(I-1853)
72	14230	I-1854	古田	串本町	古田	古田(I-1854)
73	14231	I-1856	真土	串本町	古田	真土(I-1856)
74	14232	I-1857	中湊(2)	串本町	中湊	中湊(2)(I-1857)
75	14233	I-1858	中湊	串本町	中湊	中湊(I-1858)
76	14234	I-1859	吉座(1)	串本町	吉座	吉座(1)(I-1859)
77	14235	I-1860	上の山	串本町	吉座	上の山(I-1860)
78	14236	I-1861	上の山(2)	串本町	吉座	上の山(2)(I-1861)
79	14237	I-1862	鎌ヶ谷	串本町	吉座	鎌ヶ谷(I-1862)
80	14238	I-1863	津荷南	串本町	津荷	津荷南(I-1863)
81	14239	I-1864	津荷	串本町	津荷	津荷(I-1864)
82	14240	I-1865	津荷北	串本町	津荷	津荷北(I-1865)
83	14241	I-1866	寺	串本町	津荷	寺(I-1866)
84	14242	I-1867	五平	串本町	田原	五平(I-1867)
85	14243	I-1868	坊・玉蔵院	串本町	田原	坊・玉蔵院(I-1868)
86	14244	I-1869	東向	串本町	田原	東向(I-1869)
87	14245	I-1870	根木地	串本町	佐部	根木地(I-1870)
88	14246	I-1871	佐部	串本町	佐部	佐部(I-1871)
89	14247	I-1872	佐部ノ口	串本町	佐部	佐部ノ口(I-1872)
90	14248	I-1875	柱松	串本町	上田原	柱松(I-1875)
91	14249	I-1876	漆畠	串本町	上田原	漆畠(I-1876)
92	14250	I-2338	有田西地	串本町	有田	有田西地(I-2338)
93	14251	I-2339	有田東地(4)	串本町	有田	有田東地(4)(I-2339)
94	14252	I-2340	大島南(1)	串本町	大島	大島南(1)(I-2340)
95	14253	I-2341	大山口	串本町	有田	大山口(I-2341)
96	14254	I-2342	和深(和田之谷)	串本町	和深	和深(和田之谷)(I-2342)
97	14255	I-2343	和田地	串本町	有田	和田地(I-2343)
98	14256	I-2344	大家前	串本町	田並上	大家前(I-2344)
99	14257	I-2345	後路	串本町	田並上	後路(I-2345)
100	14258	I-2346	出雲崎	串本町	出雲	出雲崎(I-2346)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
101	14259	I-2347	大山口	串本町	有田	大山口(I-2347)
102	14260	I-2348	須江(2)・須江浜 須賀(2)	串本町	須江	須江(2)・須江浜須賀(2)(I-2348)
103	14261	I-2349	二色法雲寺	串本町	二色	二色法雲寺(I-2349)
104	14262	I-2350	安指本川	串本町	和深	安指本川(I-2350)
105	14263	I-2353	有田上(2)	串本町	有田上	有田上(2)(I-2353)
106	14264	I-2385	姫川(4)	串本町	姫川	姫川(4)(I-2385)
107	14265	I-2389	上田原(1)	串本町	上田原	上田原(1)(I-2389)
108	14266	I-2422	田原(1)	串本町	田原	田原(1)(I-2422)
109	14267	I-4521	和深(5)	串本町	和深	和深(5)(I-4521)
110	14268	I-4523	和深(7)	串本町	和深	和深(7)(I-4523)
111	14269	I-4524	江田(3)・江田加 多井	串本町	江田	江田(3)・江田加多井(I-4524)
112	14270	I-4525	田並上(1)・田並 (4)	串本町	田並上	田並上(1)・田並(4)(I-4525)
113	14271	I-4526	田並(9)・田並大 河原	串本町	田並	田並(9)・田並大河原(I-4526)
114	14272	I-4527	田並(6)・田並大 河原	串本町	田並	田並(6)・田並大河原(I-4527)
115	14273	I-4528	有田(3)	串本町	有田	有田(3)(I-4528)
116	14274	I-4529	高富(5)	串本町	高富	高富(5)(I-4529)
117	14275	I-4531	闇野川(1)	串本町	闇野川	闇野川(1)(I-4531)
118	14276	I-4532	須江(3)・須江	串本町	須江	須江(3)・須江(I-4532)
119	14277	I-4534	小河口	串本町	和深	小河口(I-4534)
120	14278	I-4535	和深(9)・和深小 河口	串本町	和深	和深(9)・和深小河口(I-4535)
121	14279	I-4536	闇野川(2)	串本町	闇野川	闇野川(2)(I-4536)
122	14280	I-4537	須江浜須賀(2)	串本町	須江	須江浜須賀(2)(I-4537)
123	14281	I-4538	田子寺之前	串本町	田子	田子寺之前(I-4538)
124	14282	I-4544	大山口	串本町	有田	大山口(I-4544)
125	14283	I-4546	大山口	串本町	有田	大山口(I-4546)
126	14284	I-4548	有田(7)・有田貝 岡東	串本町	有田	有田(7)・有田貝岡東(I-4548)
127	14285	I-4549	田並向地(1)	串本町	田並	田並向地(1)(I-4549)
128	14286	I-4550	高富(8)	串本町	高富	高富(8)(I-4550)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
129	14287	I-4553	串本(3)	串本町	串本, 藪野川	串本(3) (I-4553)
130	14288	I-4554	大島(2)	串本町	大島	大島(2) (I-4554)
131	14289	I-4555	大島(3)	串本町	大島	大島(3) (I-4555)
132	14290	I-4557	出雲(5)	串本町	出雲	出雲(5) (I-4557)
133	14291	I-4558	出雲向地(2)	串本町	出雲	出雲向地(2) (I-4558)
134	14292	I-4560	出雲(7)	串本町	出雲	出雲(7) (I-4560)
135	14293	I-4563	田並(8)・田並(4)	串本町	田並	田並(8)・田並(4) (I-4563)
136	14294	I-4564	串本(4)	串本町	串本	串本(4) (I-4564)
137	14295	I-4565	津荷(2)	串本町	津荷	津荷(2) (I-4565)
138	14296	I-4566	佐部(2)	串本町	佐部	佐部(2) (I-4566)
139	14297	I-4567	上田原(2)	串本町	上田原	上田原(2) (I-4567)
140	14298	I-4568	上田原(3)	串本町	上田原	上田原(3) (I-4568)
141	14299	I-4569	上田原(4)	串本町	上田原	上田原(4) (I-4569)
142	14300	I-4570	田原(2)	串本町	田原	田原(2) (I-4570)
143	14301	I-4572	田原(4)	串本町	田原	田原(4) (I-4572)
144	14302	I-4573	田原(5)	串本町	田原	田原(5) (I-4573)
145	14303	I-4574	田原(6)	串本町	田原	田原(6) (I-4574)
146	14304	I-4575	田原(7)	串本町	田原	田原(7) (I-4575)
147	14305	I-4576	中湊(3)	串本町	中湊	中湊(3) (I-4576)
148	14306	I-4578	上野山(1)	串本町	上野山	上野山(1) (I-4578)
149	14307	I-4579	田原(8)	串本町	田原	田原(8) (I-4579)
150	14308	I-4580	伊串(3)	串本町	西向	伊串(3) (I-4580)
151	14309	I-4581	西向	串本町	神野川	西向 (I-4581)
152	14310	I-4582	古田(3)	串本町	古田	古田(3) (I-4582)
153	14311	I-4597	有田(8)	串本町	有田	有田(8) (I-4597)
154	14312	I-4599	江田(4)・江田宮田	串本町	江田	江田(4)・江田宮田 (I-4599)
155	14313	I-5083	津荷東	串本町	津荷	津荷東 (I-5083)
156	14314	I-70014	串本(101)	串本町	串本	串本(101) (I-70014)
157	14315	I-70030	有田 101	串本町	有田	有田 101 (I-70030)
158	14316	I-70088	和深(106)	串本町	和深	和深(106) (I-70088)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
159	14317	I-70090	和深(108)	串本町	和深	和深(108)(I-70090)
160	14318	I-70092	和深(110)	串本町	和深	和深(110)(I-70092)
161	14319	I-70097	和深(115)	串本町	和深	和深(115)(I-70097)
162	14320	I-70104	和深(122)	串本町	和深	和深(122)(I-70104)
163	14321	I-70111	和深(129)	串本町	和深	和深(129)(I-70111)
164	14322	I-70149	津荷(102)	串本町	津荷	津荷(102)(I-70149)
165	14323	I-70150	津荷(103)	串本町	津荷	津荷(103)(I-70150)
166	14324	I-70155	二色(101)	串本町	二色	二色(101)(I-70155)
167	14325	I-70156	二色(102)	串本町	二色	二色(102)(I-70156)
168	14326	I-70157	二色(103)	串本町	二色	二色(103)(I-70157)
169	14327	I-70158	二色(104)	串本町	二色	二色(104)(I-70158)
170	14328	I-70162	サンゴ台(101)	串本町	サンゴ台	サンゴ台(101)(I-70162)
171	14329	I-70163	サンゴ台(102)	串本町	サンゴ台	サンゴ台(102)(I-70163)
172	14330	I-70164	サンゴ台(103)	串本町	サンゴ台	サンゴ台(103)(I-70164)
173	14331	I-70165	サンゴ台(104)	串本町	サンゴ台	サンゴ台(104)(I-70165)
174	14332	I-70166	サンゴ台(105)	串本町	サンゴ台	サンゴ台(105)(I-70166)
175	14333	I-70167	サンゴ台(106)	串本町	サンゴ台	サンゴ台(106)(I-70167)
176	14334	I-70168	サンゴ台(107)	串本町	サンゴ台	サンゴ台(107)(I-70168)
177	14335	I-70180	和深(139)	串本町	和深	和深(139)(I-70180)
178	14336	I-70206	田原(101)	串本町	田原	田原(101)(I-70206)
179	14337	I-70207	田原(102)	串本町	田原	田原(102)(I-70207)
180	14338	I-70224	江田(106)	串本町	江田	江田(106)(I-70224)
181	14339	I-70231	里川(101)	串本町	里川	里川(101)(I-70231)
182	14340	I-70291	出雲(103)	串本町	出雲	出雲(103)(I-70291)
183	14341	I-70292	出雲(104)	串本町	出雲	出雲(104)(I-70292)
184	14342	I-70296	出雲(108)	串本町	出雲	出雲(108)(I-70296)
185	14343	I-70299	高富(101)	串本町	高富	高富(101)(I-70299)
186	14344	I-70315	潮岬(101)	串本町	潮岬	潮岬(101)(I-70315)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
187	14345	I-70316	潮岬(102)	串本町	潮岬	潮岬(102)(I-70316)
188	14346	I-70317	潮岬(103)	串本町	潮岬	潮岬(103)(I-70317)
189	14347	I-70318	潮岬(104)	串本町	潮岬	潮岬(104)(I-70318)
190	14348	I-70330	伊串(101)	串本町	伊串	伊串(101)(I-70330)
191	14349	I-70343	田子(101)	串本町	田子	田子(101)(I-70343)
192	14350	I-70364	須江(101)	串本町	須江	須江(101)(I-70364)
193	14351	I-70365	須江(102)	串本町	須江	須江(102)(I-70365)
194	14352	II-7203	里川(201)	串本町	里川	里川(201)(II-7203)
195	14353	II-7204	里川(202)	串本町	里川	里川(202)(II-7204)
196	14354	II-7205	里川(203)	串本町	里川	里川(203)(II-7205)
197	14355	II-7206	里川(204)	串本町	里川	里川(204)(II-7206)
198	14356	II-7207	里川(205)	串本町	里川	里川(205)(II-7207)
199	14357	II-7209	里川(206)	串本町	里川	里川(206)(II-7209)
200	14358	II-7210	和深(201)	串本町	和深	和深(201)(II-7210)
201	14359	II-7211	和深(222)	串本町	和深	和深(222)(II-7211)
202	14360	II-7212	和深(202)	串本町	和深	和深(202)(II-7212)
203	14361	II-7213	和深(203)	串本町	和深	和深(203)(II-7213)
204	14362	II-7215	和深(204)	串本町	和深	和深(204)(II-7215)
205	14363	II-7216	和深(205)	串本町	和深	和深(205)(II-7216)
206	14364	II-7217	和深(206)	串本町	和深	和深(206)(II-7217)
207	14365	II-7219	和深(207)・和深小河口	串本町	和深	和深(207)・和深小河口(II-7219)
208	14366	II-7220	田子(208)	串本町	田子	田子(208)(II-7220)
209	14367	II-7221	和深(208)	串本町	和深	和深(208)(II-7221)
210	14368	II-7222	和深(209)	串本町	和深	和深(209)(II-7222)
211	14369	II-7223	和深(210)	串本町	和深	和深(210)(II-7223)
212	14370	II-7224	和深(211)	串本町	和深	和深(211)(II-7224)
213	14371	II-7225	田並上(201)	串本町	田並上	田並上(201)(II-7225)
214	14372	II-7226	田並上(202)	串本町	田並上	田並上(202)(II-7226)
215	14373	II-7227	吐生(201)	串本町	吐生	吐生(201)(II-7227)
216	14374	II-7228	吐生(202)	串本町	吐生	吐生(202)(II-7228)
217	14375	II-7230	吐生(204)	串本町	吐生	吐生(204)(II-7230)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
218	14376	II-7231	吐生(205)	串本町	吐生	吐生(205)(II-7231)
219	14377	II-7232	和深(212)	串本町	和深	和深(212)(II-7232)
220	14378	II-7233	和深(213)	串本町	和深	和深(213)(II-7233)
221	14379	II-7234	和深(214)	串本町	和深	和深(214)(II-7234)
222	14380	II-7235	田子(201)	串本町	田子	田子(201)(II-7235)
223	14381	II-7236	田子(202)	串本町	田子	田子(202)(II-7236)
224	14382	II-7237	田子(203)	串本町	田子	田子(203)(II-7237)
225	14383	II-7238	田子(204)	串本町	田子	田子(204)(II-7238)
226	14384	II-7239	田子(205)	串本町	田子	田子(205)(II-7239)
227	14385	II-7240	田子(206)	串本町	田子	田子(206)(II-7240)
228	14386	II-7241	田並上(203)	串本町	田並上	田並上(203)(II-7241)
229	14387	II-7242	田並上(204)	串本町	田並上	田並上(204)(II-7242)
230	14388	II-7243	田並上(205)	串本町	田並上	田並上(205)(II-7243)
231	14389	II-7244	田並上(206)	串本町	田並	田並上(206)(II-7244)
232	14390	II-7245	田並上(207)	串本町	田並上	田並上(207)(II-7245)
233	14391	II-7246	田並上(208)	串本町	田並上	田並上(208)(II-7246)
234	14392	II-7247	田並上(209)	串本町	田並上	田並上(209)(II-7247)
235	14393	II-7248	田並上(210)	串本町	田並上	田並上(210)(II-7248)
236	14394	II-7249	田並上(211)	串本町	田並上	田並上(211)(II-7249)
237	14395	II-7250	田並上(212)	串本町	田並上	田並上(212)(II-7250)
238	14396	II-7251	田並上(213)	串本町	田並上	田並上(213)(II-7251)
239	14397	II-7252	田並上(214)	串本町	田並上	田並上(214)(II-7252)
240	14398	II-7253	有田上(202)	串本町	有田上	有田上(202)(II-7253)
241	14399	II-7254	大山口	串本町	有田	大山口(II-7254)
242	14400	II-7255	大山口(東)1	串本町	有田	大山口(東)1(II-7255)
243	14401	II-7256	高富(201)	串本町	高富	高富(201)(II-7256)
244	14402	II-7257	高富(202)	串本町	高富	高富(202)(II-7257)
245	14403	II-7258	高富(203)	串本町	高富	高富(203)(II-7258)
246	14404	II-7259	高富(204)	串本町	高富	高富(204)(II-7259)
247	14405	II-7260	闘野川(201)	串本町	闘野川	闘野川(201)(II-7260)
248	14406	II-7261	闘野川(202)	串本町	闘野川	闘野川(202)(II-7261)
249	14407	II-7262	闘野川(203)	串本町	闘野川	闘野川(203)(II-7262)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
250	14408	II-7263	鰐野川(204)	串本町	鰐野川	鰐野川(204) (II-7263)
251	14409	II-7264	有田(203)	串本町	高富	有田(203) (II-7264)
252	14410	II-7265	有田(204)	串本町	高富	有田(204) (II-7265)
253	14411	II-7266	高富(205)	串本町	高富	高富(205) (II-7266)
254	14412	II-7267	高富(206)	串本町	高富	高富(206) (II-7267)
255	14413	II-7268	高富(207)	串本町	高富	高富(207) (II-7268)
256	14414	II-7269	二色(202)	串本町	二色	二色(202) (II-7269)
257	14415	II-7270	二色(203)	串本町	二色	二色(203) (II-7270)
258	14416	II-7271	二色(204)	串本町	二色	二色(204) (II-7271)
259	14417	II-7272	二色(205)	串本町	二色	二色(205) (II-7272)
260	14418	II-7273	二色(201)	串本町	二色	二色(201) (II-7273)
261	14419	II-7274	鰐野川(205)	串本町	鰐野川	鰐野川(205) (II-7274)
262	14420	II-7275	二色(211)	串本町	二色	二色(211) (II-7275)
263	14421	II-7276	二色(206)	串本町	二色	二色(206) (II-7276)
264	14422	II-7277	二色(207)	串本町	串本	二色(207) (II-7277)
265	14423	II-7278	二色(208)	串本町	串本	二色(208) (II-7278)
266	14424	II-7279	大島(201)	串本町	大島	大島(201) (II-7279)
267	14425	II-7280	樺野(201)	串本町	樺野	樺野(201) (II-7280)
268	14426	II-7281	樺野(202)	串本町	樺野	樺野(202) (II-7281)
269	14427	II-7282	潮岬(201)	串本町	潮岬	潮岬(201) (II-7282)
270	14428	II-7283	潮岬(202)	串本町	潮岬	潮岬(202) (II-7283)
271	14429	II-7285	潮岬(203)	串本町	潮岬	潮岬(203) (II-7285)
272	14430	II-7286	潮岬(204)	串本町	潮岬	潮岬(204) (II-7286)
273	14431	II-7287	潮岬(205)	串本町	潮岬	潮岬(205) (II-7287)
274	14432	II-7288	出雲(201)・出雲田ノ頭(2)	串本町	出雲	出雲(201)・出雲田ノ頭(2) (II-7288)
275	14433	II-7290	須江(202)	串本町	須江	須江(202) (II-7290)
276	14434	II-7291	須江(203)	串本町	須江	須江(203) (II-7291)
277	14435	II-7293	須江(205)	串本町	須江	須江(205) (II-7293)
278	14436	II-7294	須江(206)	串本町	須江	須江(206) (II-7294)
279	14437	II-7295	須江(207)	串本町	須江	須江(207) (II-7295)
280	14438	II-7296	須江(208)	串本町	須江	須江(208) (II-7296)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
281	14439	II-7297	和深(215)	串本町	和深	和深(215) (II-7297)
282	14440	II-7298	吐生(206)	串本町	吐生	吐生(206) (II-7298)
283	14441	II-7299	江田(201)	串本町	江田	江田(201) (II-7299)
284	14442	II-7300	江田(202)	串本町	江田	江田(202) (II-7300)
285	14443	II-7301	田並(201)・田並(4)	串本町	田並上	田並(201)・田並(4) (II-7301)
286	14444	II-7302	大山口(東)2	串本町	有田	大山口(東)2 (II-7302)
287	14445	II-7303	高富(208)	串本町	高富	高富(208) (II-7303)
288	14446	II-7304	闍野川(206)	串本町	闍野川	闍野川(206) (II-7304)
289	14447	II-7305	二色(209)	串本町	二色	二色(209) (II-7305)
290	14448	II-7308	田子(209)	串本町	田子	田子(209) (II-7308)
291	14449	II-7309	須江(209)	串本町	須江	須江(209) (II-7309)
292	14450	II-7310	高富(7)	串本町	高富	高富(7) (II-7310)
293	14451	II-7311	須江(211)	串本町	須江	須江(211) (II-7311)
294	14452	II-7313	田並上(217)	串本町	田並上	田並上(217) (II-7313)
295	14453	II-7315	有田(207)	串本町	有田	有田(207) (II-7315)
296	14454	II-7316	安指本川	串本町	和深	安指本川 (II-7316)
297	14455	II-7317	田並上(216)	串本町	田並上	田並上(216) (II-7317)
298	14456	II-7318	里川(207)	串本町	里川	里川(207) (II-7318)
299	14457	II-7319	和深(217)	串本町	和深	和深(217) (II-7319)
300	14458	II-7320	漆畠	串本町	上田原	漆畠 (II-7320)
301	14459	II-7321	佐部(201)	串本町	佐部	佐部(201) (II-7321)
302	14460	II-7322	佐部(202)	串本町	佐部	佐部(202) (II-7322)
303	14461	II-7323	佐部	串本町	佐部	佐部 (II-7323)
304	14462	II-7324	佐部(204)	串本町	佐部	佐部(204) (II-7324)
305	14463	II-7325	佐部ノ口	串本町	佐部	佐部ノ口 (II-7325)
306	14464	II-7326	佐部(205)	串本町	佐部	佐部(205) (II-7326)
307	14465	II-7327	上田原(208)	串本町	上田原	上田原(208) (II-7327)
308	14466	II-7328	田原(204)	串本町	田原	田原(204) (II-7328)
309	14467	II-7329	田原(201)	串本町	田原	田原(201) (II-7329)
310	14468	II-7330	田原(202)	串本町	田原	田原(202) (II-7330)
311	14469	II-7331	田原(203)	串本町	田原	田原(203) (II-7331)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
312	14470	II-7332	田原(211)	串本町	田原	田原(211)(II-7332)
313	14471	II-7333	田原(205)	串本町	田原	田原(205)(II-7333)
314	14472	II-7334	田原(206)	串本町	田原	田原(206)(II-7334)
315	14473	II-7335	田原(207)	串本町	田原	田原(207)(II-7335)
316	14474	II-7336	田原(208)	串本町	田原	田原(208)(II-7336)
317	14475	II-7337	田原(209)	串本町	田原	田原(209)(II-7337)
318	14476	II-7338	田原(210)	串本町	田原	田原(210)(II-7338)
319	14477	II-7339	寺	串本町	津荷	寺(II-7339)
320	14478	II-7341	津荷(202)	串本町	津荷	津荷(202)(II-7341)
321	14479	II-7342	津荷東	串本町	津荷	津荷東(II-7342)
322	14480	II-7343	津荷(204)	串本町	津荷	津荷(204)(II-7343)
323	14481	II-7344	津荷(206)	串本町	津荷	津荷(206)(II-7344)
324	14482	II-7346	姫川(202)	串本町	姫川	姫川(202)(II-7346)
325	14483	II-7347	伊串(201)	串本町	伊串	伊串(201)(II-7347)
326	14484	II-7348	伊串(202)	串本町	伊串	伊串(202)(II-7348)
327	14485	II-7349	伊串(203)	串本町	伊串	伊串(203)(II-7349)
328	14486	II-7350	西向(201)	串本町	西向	西向(201)(II-7350)
329	14487	II-7351	西向(202)	串本町	西向	西向(202)(II-7351)
330	14488	II-7352	西向(203)	串本町	西向	西向(203)(II-7352)
331	14489	II-7353	西向(204)	串本町	西向	西向(204)(II-7353)
332	14490	II-7354	古田(201)	串本町	古田	古田(201)(II-7354)
333	14491	II-7355	岩渕	串本町	西向	岩渕(II-7355)
334	14492	II-7356	西向(205)	串本町	西向	西向(205)(II-7356)
335	14493	II-7357	西向(206)	串本町	西向	西向(206)(II-7357)
336	14494	II-7358	西向(209)	串本町	神野川	西向(209)(II-7358)
337	14495	II-7359	西向(207)	串本町	神野川	西向(207)(II-7359)
338	14496	II-7361	中湊	串本町	中湊	中湊(II-7361)
339	14497	II-7362	中湊(201)	串本町	中湊	中湊(201)(II-7362)
340	14498	II-7363	中湊(203)	串本町	中湊	中湊(203)(II-7363)
341	14499	II-7364	寺	串本町	津荷	寺(II-7364)
342	14500	II-7365	古座(201)	串本町	古座	古座(201)(II-7365)
343	14501	II-7367	上田原(202)	串本町	上田原	上田原(202)(II-7367)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
344	14502	II-7368	上田原(203)	串本町	上田原	上田原(203)(II-7368)
345	14503	II-7369	上田原(201)	串本町	上田原	上田原(201)(II-7369)
346	14504	II-7370	佐部(207)	串本町	佐部	佐部(207)(II-7370)
347	14505	II-7371	上田原(204)	串本町	上田原	上田原(204)(II-7371)
348	14506	II-7372	姫(201)	串本町	姫	姫(201)(II-7372)
349	14507	II-7374	上田原(205)	串本町	上田原	上田原(205)(II-7374)
350	14508	II-7558	有田上(203)	串本町	有田上	有田上(203)(II-7558)
351	14509	II-7561	高富(209)	串本町	高富	高富(209)(II-7561)
352	14510	II-7562	出雲(202)・出雲(2)	串本町	出雲	出雲(202)・出雲(2)(II-7562)
353	14511	II-7564	串本(201)	串本町	串本	串本(201)(II-7564)
354	14512	II-7565	二色(207)	串本町	二色	二色(207)(II-7565)
355	14513	II-7566	高富(210)・釜郷原	串本町	高富	高富(210)・釜郷原(II-7566)
356	14514	II-7567	里川(208)	串本町	里川	里川(208)(II-7567)
357	14515	II-7568	高富(211)	串本町	高富	高富(211)(II-7568)
358	14516	II-7569	高富(212)	串本町	高富	高富(212)(II-7569)
359	14517	II-7570	江田(203)・江田加多井	串本町	江田	江田(203)・江田加多井(II-7570)
360	14518	II-7571	有田(206)	串本町	有田	有田(206)(II-7571)
361	14519	II-7572	和深(218)	串本町	和深	和深(218)(II-7572)
362	14520	II-7573	安指本川	串本町	和深	安指本川(II-7573)
363	14521	II-7574	和深(220)	串本町	和深	和深(220)(II-7574)
364	14522	II-7575	和深(221)	串本町	和深	和深(221)(II-7575)
365	14523	II-7576	高富(213)	串本町	高富	高富(213)(II-7576)
366	14524	II-7590	中湊(202)	串本町	中湊	中湊(202)(II-7590)
367	14525	II-70010	大島(101)	串本町	大島	大島(101)(II-70010)
368	14526	II-70011	中湊(101)	串本町	中湊	中湊(101)(II-70011)
369	14527	II-70012	中湊(102)	串本町	中湊	中湊(102)(II-70012)
370	14528	II-70013	中湊(103)	串本町	中湊	中湊(103)(II-70013)
371	14529	II-70020	串本(102)	串本町	串本	串本(102)(II-70020)
372	14530	II-70021	驪野川(101)	串本町	サンゴ台	驪野川(101)(II-70021)
373	14531	II-70022	驪野川 102	串本町	驪野川	驪野川 102(II-70022)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
374	14532	II-70023	驪野川 103	串本町	驪野川	驪野川 103(II-70023)
375	14533	II-70024	驪野川 104	串本町	驪野川	驪野川 104(II-70024)
376	14534	II-70025	驪野川 105	串本町	驪野川	驪野川 105(II-70025)
377	14535	II-70026	驪野川 106	串本町	驪野川	驪野川 106(II-70026)
378	14536	II-70027	驪野川(107)	串本町	驪野川	驪野川(107)(II-70027)
379	14537	II-70028	驪野川(108)	串本町	驪野川	驪野川(108)(II-70028)
380	14538	II-70029	驪野川(109)	串本町	驪野川	驪野川(109)(II-70029)
381	14539	II-70031	有田 102	串本町	有田	有田 102(II-70031)
382	14540	II-70032	有田(103)	串本町	有田	有田(103)(II-70032)
383	14541	II-70033	有田(104)	串本町	有田	有田(104)(II-70033)
384	14542	II-70034	有田(105)	串本町	有田	有田(105)(II-70034)
385	14543	II-70037	串本(103)	串本町	串本	串本(103)(II-70037)
386	14544	II-70038	串本(104)	串本町	串本	串本(104)(II-70038)
387	14545	II-70039	串本(105)	串本町	串本	串本(105)(II-70039)
388	14546	II-70062	西向(101)	串本町	西向	西向(101)(II-70062)
389	14547	II-70063	西向(102)	串本町	西向	西向(102)(II-70063)
390	14548	II-70064	古田(101)	串本町	古田	古田(101)(II-70064)
391	14549	II-70065	古田(102)	串本町	古田	古田(102)(II-70065)
392	14550	II-70066	田並(101)	串本町	田並	田並(101)(II-70066)
393	14551	II-70067	神野川(101)	串本町	神野川	神野川(101)(II-70067)
394	14552	II-70068	神野川(102)	串本町	神野川	神野川(102)(II-70068)
395	14553	II-70083	和深(101)	串本町	和深	和深(101)(II-70083)
396	14554	II-70084	和深(102)	串本町	和深	和深(102)(II-70084)
397	14555	II-70085	和深(103)	串本町	和深	和深(103)(II-70085)
398	14556	II-70086	和深(104)	串本町	和深	和深(104)(II-70086)
399	14557	II-70087	和深(105)	串本町	和深	和深(105)(II-70087)
400	14558	II-70089	和深(107)	串本町	和深	和深(107)(II-70089)
401	14559	II-70091	和深(109)	串本町	和深	和深(109)(II-70091)
402	14560	II-70093	和深(111)	串本町	和深	和深(111)(II-70093)
403	14561	II-70094	和深(112)	串本町	和深	和深(112)(II-70094)
404	14562	II-70095	和深(113)	串本町	和深	和深(113)(II-70095)
405	14563	II-70096	和深(114)	串本町	和深	和深(114)(II-70096)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
406	14564	II-70098	和深(116)	串本町	和深	和深(116) (II-70098)
407	14565	II-70099	和深(117)	串本町	和深	和深(117) (II-70099)
408	14566	II-70100	和深(118)	串本町	和深	和深(118) (II-70100)
409	14567	II-70101	和深(119)	串本町	和深	和深(119) (II-70101)
410	14568	II-70102	和深(120)	串本町	和深	和深(120) (II-70102)
411	14569	II-70103	和深(121)	串本町	和深	和深(121) (II-70103)
412	14570	II-70105	和深(123)	串本町	和深	和深(123) (II-70105)
413	14571	II-70106	和深(124)	串本町	和深	和深(124) (II-70106)
414	14572	II-70107	和深(125)	串本町	和深	和深(125) (II-70107)
415	14573	II-70108	和深(126)	串本町	和深	和深(126) (II-70108)
416	14574	II-70109	和深(127)	串本町	和深	和深(127) (II-70109)
417	14575	II-70110	和深(128)	串本町	和深	和深(128) (II-70110)
418	14576	II-70112	和深(130)	串本町	和深	和深(130) (II-70112)
419	14577	II-70113	姫(101)	串本町	姫	姫(101) (II-70113)
420	14578	II-70114	姫(102)	串本町	姫	姫(102) (II-70114)
421	14579	II-70115	姫(103)	串本町	姫	姫(103) (II-70115)
422	14580	II-70116	姫(104)	串本町	姫	姫(104) (II-70116)
423	14581	II-70117	田並(102)	串本町	田並	田並(102) (II-70117)
424	14582	II-70148	津荷(101)	串本町	津荷	津荷(101) (II-70148)
425	14583	II-70151	津荷(104)	串本町	津荷	津荷(104) (II-70151)
426	14584	II-70152	津荷(105)	串本町	津荷	津荷(105) (II-70152)
427	14585	II-70153	津荷(106)	串本町	津荷	津荷(106) (II-70153)
428	14586	II-70154	津荷(107)	串本町	津荷	津荷(107) (II-70154)
429	14587	II-70159	二色(105)	串本町	二色	二色(105) (II-70159)
430	14588	II-70160	二色(106)	串本町	二色	二色(106) (II-70160)
431	14589	II-70161	二色(107)	串本町	二色	二色(107) (II-70161)
432	14590	II-70169	サンゴ台(108)	串本町	サンゴ台	サンゴ台(108) (II-70169)
433	14591	II-70170	闘野川(110)	串本町	闘野川	闘野川(110) (II-70170)
434	14592	II-70171	闘野川(111)	串本町	闘野川	闘野川(111) (II-70171)
435	14593	II-70172	和深(131)	串本町	和深	和深(131) (II-70172)
436	14594	II-70173	和深(132)	串本町	和深	和深(132) (II-70173)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
437	14595	II-70174	和深(133)	串本町	和深	和深(133) (II-70174)
438	14596	II-70175	和深(134)	串本町	和深	和深(134) (II-70175)
439	14597	II-70176	和深(135)	串本町	和深	和深(135) (II-70176)
440	14598	II-70177	和深(136)	串本町	和深	和深(136) (II-70177)
441	14599	II-70178	和深(137)	串本町	和深	和深(137) (II-70178)
442	14600	II-70179	和深(138)	串本町	和深	和深(138) (II-70179)
443	14601	II-70181	和深(140)	串本町	和深	和深(140) (II-70181)
444	14602	II-70182	和深(141)	串本町	和深	和深(141) (II-70182)
445	14603	II-70183	和深(142)	串本町	和深	和深(142) (II-70183)
446	14604	II-70184	和深(143)	串本町	和深	和深(143) (II-70184)
447	14605	II-70185	和深(144)	串本町	和深	和深(144) (II-70185)
448	14606	II-70186	和深(145)	串本町	和深	和深(145) (II-70186)
449	14607	II-70187	和深(146)	串本町	和深	和深(146) (II-70187)
450	14608	II-70188	和深(147)	串本町	和深	和深(147) (II-70188)
451	14609	II-70189	和深(148)	串本町	和深	和深(148) (II-70189)
452	14610	II-70190	和深(149)	串本町	和深	和深(149) (II-70190)
453	14611	II-70191	和深(150)	串本町	和深	和深(150) (II-70191)
454	14612	II-70208	田原(103)	串本町	田原	田原(103) (II-70208)
455	14613	II-70209	田原(104)	串本町	田原	田原(104) (II-70209)
456	14614	II-70210	田原(105)	串本町	田原	田原(105) (II-70210)
457	14615	II-70211	田原(106)	串本町	田原	田原(106) (II-70211)
458	14616	II-70212	田原(107)	串本町	田原	田原(107) (II-70212)
459	14617	II-70213	田原(108)	串本町	田原	田原(108) (II-70213)
460	14618	II-70214	田原(109)	串本町	田原	田原(109) (II-70214)
461	14619	II-70215	田原(110)	串本町	田原	田原(110) (II-70215)
462	14620	II-70216	田原(111)	串本町	田原	田原(111) (II-70216)
463	14621	II-70217	田原(112)	串本町	田原	田原(112) (II-70217)
464	14622	II-70218	田原(113)	串本町	田原	田原(113) (II-70218)
465	14623	II-70219	江田(101)	串本町	江田	江田(101) (II-70219)
466	14624	II-70220	江田(102)	串本町	江田	江田(102) (II-70220)
467	14625	II-70221	江田(103)	串本町	江田	江田(103) (II-70221)
468	14626	II-70222	江田(104)	串本町	江田	江田(104) (II-70222)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
469	14627	II-70223	江田(105)	串本町	江田	江田(105)(II-70223)
470	14628	II-70225	江田(107)	串本町	江田	江田(107)(II-70225)
471	14629	II-70226	江田(108)	串本町	江田	江田(108)(II-70226)
472	14630	II-70227	江田(109)	串本町	江田	江田(109)(II-70227)
473	14631	II-70228	江田(110)	串本町	江田	江田(110)(II-70228)
474	14632	II-70229	江田(111)	串本町	江田	江田(111)(II-70229)
475	14633	II-70232	里川(102)	串本町	里川	里川(102)(II-70232)
476	14634	II-70233	里川(103)	串本町	里川	里川(103)(II-70233)
477	14635	II-70234	里川(104)	串本町	里川	里川(104)(II-70234)
478	14636	II-70235	里川(105)	串本町	里川	里川(105)(II-70235)
479	14637	II-70236	里川(106)	串本町	里川	里川(106)(II-70236)
480	14638	II-70237	里川(107)	串本町	里川	里川(107)(II-70237)
481	14639	II-70277	田並上(101)	串本町	田並上	田並上(101)(II-70277)
482	14640	II-70278	田並上(102)	串本町	田並上	田並上(102)(II-70278)
483	14641	II-70279	田並上(103)	串本町	田並上	田並上(103)(II-70279)
484	14642	II-70280	田並上(104)	串本町	田並上	田並上(104)(II-70280)
485	14643	II-70281	田並上(105)	串本町	田並上	田並上(105)(II-70281)
486	14644	II-70282	田並上(106)	串本町	田並上	田並上(106)(II-70282)
487	14645	II-70283	田並上(107)	串本町	田並上	田並上(107)(II-70283)
488	14646	II-70284	田並上(108)	串本町	田並上	田並上(108)(II-70284)
489	14647	II-70285	田並上(109)	串本町	田並上	田並上(109)(II-70285)
490	14648	II-70286	田並上(110)	串本町	田並上	田並上(110)(II-70286)
491	14649	II-70287	田並上(111)	串本町	田並上	田並上(111)(II-70287)
492	14650	II-70288	田並上(112)	串本町	田並上	田並上(112)(II-70288)
493	14651	II-70289	出雲(101)	串本町	出雲	出雲(101)(II-70289)
494	14652	II-70290	出雲(102)	串本町	出雲	出雲(102)(II-70290)
495	14653	II-70293	出雲(105)	串本町	出雲	出雲(105)(II-70293)
496	14654	II-70294	出雲(106)	串本町	出雲	出雲(106)(II-70294)
497	14655	II-70295	出雲(107)	串本町	出雲	出雲(107)(II-70295)
498	14656	II-70297	出雲(109)	串本町	出雲	出雲(109)(II-70297)
499	14657	II-70298	出雲(110)	串本町	出雲	出雲(110)(II-70298)
500	14658	II-70300	高富(102)	串本町	高富	高富(102)(II-70300)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
501	14659	II-70301	高富(103)	串本町	高富	高富(103)(II-70301)
502	14660	II-70302	高富(104)	串本町	高富	高富(104)(II-70302)
503	14661	II-70303	高富(105)	串本町	高富	高富(105)(II-70303)
504	14662	II-70304	高富(106)	串本町	高富	高富(106)(II-70304)
505	14663	II-70305	高富(107)	串本町	高富	高富(107)(II-70305)
506	14664	II-70306	高富(108)	串本町	高富	高富(108)(II-70306)
507	14665	II-70307	高富(109)	串本町	高富	高富(109)(II-70307)
508	14666	II-70308	高富(110)	串本町	高富	高富(110)(II-70308)
509	14667	II-70309	高富(111)	串本町	高富	高富(111)(II-70309)
510	14668	II-70310	高富(112)	串本町	高富	高富(112)(II-70310)
511	14669	II-70311	高富(113)	串本町	高富	高富(113)(II-70311)
512	14670	II-70312	高富(114)	串本町	高富	高富(114)(II-70312)
513	14671	II-70313	高富(115)	串本町	高富	高富(115)(II-70313)
514	14672	II-70314	高富(116)	串本町	高富	高富(116)(II-70314)
515	14673	II-70319	潮岬(105)	串本町	潮岬	潮岬(105)(II-70319)
516	14674	II-70320	潮岬(106)	串本町	潮岬	潮岬(106)(II-70320)
517	14675	II-70321	潮岬(107)	串本町	潮岬	潮岬(107)(II-70321)
518	14676	II-70322	潮岬(108)	串本町	潮岬	潮岬(108)(II-70322)
519	14677	II-70323	潮岬(109)	串本町	潮岬	潮岬(109)(II-70323)
520	14678	II-70324	潮岬(110)	串本町	潮岬	潮岬(110)(II-70324)
521	14679	II-70325	潮岬(111)	串本町	潮岬	潮岬(111)(II-70325)
522	14680	II-70326	潮岬(112)	串本町	潮岬	潮岬(112)(II-70326)
523	14681	II-70327	潮岬(113)	串本町	潮岬	潮岬(113)(II-70327)
524	14682	II-70328	潮岬(114)	串本町	潮岬	潮岬(114)(II-70328)
525	14683	II-70331	姫川(101)	串本町	姫川	姫川(101)(II-70331)
526	14684	II-70332	姫川(102)	串本町	姫川	姫川(102)(II-70332)
527	14685	II-70333	姫川(103)	串本町	姫川	姫川(103)(II-70333)
528	14686	II-70334	姫川(104)	串本町	姫川	姫川(104)(II-70334)
529	14687	II-70335	姫川(105)	串本町	姫川	姫川(105)(II-70335)
530	14688	II-70336	姫川(106)	串本町	姫川	姫川(106)(II-70336)
531	14689	II-70337	吐生(101)	串本町	吐生	吐生(101)(II-70337)
532	14690	II-70338	吐生(102)	串本町	吐生	吐生(102)(II-70338)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
533	14691	II-70339	上野山(101)	串本町	上野山	上野山(101)(II-70339)
534	14692	II-70340	上野山(102)	串本町	上野山	上野山(102)(II-70340)
535	14693	II-70341	上野山(103)	串本町	上野山	上野山(103)(II-70341)
536	14694	II-70342	上野山(104)	串本町	上野山	上野山(104)(II-70342)
537	14695	II-70344	田子(102)	串本町	田子	田子(102)(II-70344)
538	14696	II-70345	田子(103)	串本町	田子	田子(103)(II-70345)
539	14697	II-70346	田子(104)	串本町	田子	田子(104)(II-70346)
540	14698	II-70347	田子(105)	串本町	田子	田子(105)(II-70347)
541	14699	II-70348	田子(106)	串本町	田子	田子(106)(II-70348)
542	14700	II-70349	田子(107)	串本町	田子	田子(107)(II-70349)
543	14701	II-70350	田子(108)	串本町	田子	田子(108)(II-70350)
544	14702	II-70351	田子(109)	串本町	田子	田子(109)(II-70351)
545	14703	II-70352	田子(110)	串本町	田子	田子(110)(II-70352)
546	14704	II-70353	田子(111)	串本町	田子	田子(111)(II-70353)
547	14705	II-70354	田子(112)	串本町	田子	田子(112)(II-70354)
548	14706	II-70366	須江(103)	串本町	須江	須江(103)(II-70366)
549	14707	II-70367	須江(104)	串本町	須江	須江(104)(II-70367)
550	14708	II-70368	須江(105)	串本町	須江	須江(105)(II-70368)
551	14709	II-70369	須江(106)	串本町	須江	須江(106)(II-70369)
552	14710	II-70370	須江(107)	串本町	須江	須江(107)(II-70370)
553	14711	II-70371	樺野(101)	串本町	樺野	樺野(101)(II-70371)
554	14712	II-70372	樺野(102)	串本町	樺野	樺野(102)(II-70372)
555	14713	II-70373	樺野(103)	串本町	樺野	樺野(103)(II-70373)
556	14714	II-70374	樺野(104)	串本町	樺野	樺野(104)(II-70374)
557	14715	II-70375	樺野(105)	串本町	樺野	樺野(105)(II-70375)
558	14716	II-70376	樺野(106)	串本町	樺野	樺野(106)(II-70376)
559	14717	II-70377	樺野(107)	串本町	樺野	樺野(107)(II-70377)
560	14718	II-70378	樺野(108)	串本町	樺野	樺野(108)(II-70378)
561	14719	II-70379	樺野(109)	串本町	樺野	樺野(109)(II-70379)
562	14720	II-70380	樺野(110)	串本町	樺野	樺野(110)(II-70380)
563	14721	II-70381	樺野(111)	串本町	樺野	樺野(111)(II-70381)
564	14722	II-70382	有田上(101)	串本町	有田上	有田上(101)(II-70382)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
565	14723	II-70403	上田原(101)	串本町	上田原	上田原(101) (II-70403)
566	14724	II-70404	上田原(102)	串本町	上田原	上田原(102) (II-70404)
567	14725	II-70405	上田原(103)	串本町	上田原	上田原(103) (II-70405)
568	14726	II-70406	上田原(104)	串本町	上田原	上田原(104) (II-70406)
569	14727	II-70407	上田原(105)	串本町	上田原	上田原(105) (II-70407)
570	14728	II-70408	上田原(106)	串本町	上田原	上田原(106) (II-70408)
571	14729	II-70409	上田原(107)	串本町	上田原	上田原(107) (II-70409)
572	14730	II-70410	上田原(108)	串本町	上田原	上田原(108) (II-70410)
573	14731	II-70411	佐部(101)	串本町	佐部	佐部(101) (II-70411)
574	14732	III-4170	里川(302)	串本町	里川	里川(302) (III-4170)
575	14733	III-4174	里川(306)	串本町	里川	里川(306) (III-4174)
576	14734	III-4176	里川(308)	串本町	里川	里川(308) (III-4176)
577	14735	III-4180	和深(303)・小河口	串本町	和深	和深(303)・小河口 (III-4180)
578	14736	III-4187	高富(307)	串本町	高富	高富(307) (III-4187)
579	14737	III-4190	高富(310)	串本町	二色	高富(310) (III-4190)
580	14738	III-4192	和深(304)	串本町	和深	和深(304) (III-4192)
581	14739	III-4194	和深(306)	串本町	和深	和深(306) (III-4194)
582	14740	III-4195	和深(307)	串本町	和深	和深(307) (III-4195)
583	14741	III-4196	和深(308)	串本町	和深	和深(308) (III-4196)
584	14742	III-4197	和深(309)	串本町	和深	和深(309) (III-4197)
585	14743	III-4201	田子(303)	串本町	田子	田子(303) (III-4201)
586	14744	III-4202	江田(301)	串本町	江田	江田(301) (III-4202)
587	14745	III-4205	田並(301)	串本町	田並	田並(301) (III-4205)
588	14746	III-4207	田並(303)	串本町	田並	田並(303) (III-4207)
589	14747	III-4208	有田(301)	串本町	有田	有田(301) (III-4208)
590	14748	III-4209	有田(302)	串本町	有田	有田(302) (III-4209)
591	14749	III-4211	有田(304)	串本町	有田	有田(304) (III-4211)
592	14750	III-4212	有田(305)	串本町	有田	有田(305) (III-4212)
593	14751	III-4213	有田(306)	串本町	有田	有田(306) (III-4213)
594	14752	III-4214	有田(307)	串本町	高富	有田(307) (III-4214)
595	14753	III-4215	有田(308)	串本町	高富	有田(308) (III-4215)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
596	14754	III-4216	高富(312)	串本町	高富	高富(312)(III-4216)
597	14755	III-4217	二色(301)	串本町	二色	二色(301)(III-4217)
598	14756	III-4218	二色(302)・袋	串本町	串本	二色(302)・袋(III-4218)
599	14757	III-4220	串本(302)	串本町	串本	串本(302)(III-4220)
600	14758	III-4221	串本(303)	串本町	串本, 靫野川	串本(303)(III-4221)
601	14759	III-4222	串本(304)	串本町	串本	串本(304)(III-4222)
602	14760	III-4223	串本(305)	串本町	串本	串本(305)(III-4223)
603	14761	III-4224	串本(306)	串本町	靫野川	串本(306)(III-4224)
604	14762	III-4225	出雲(301)	串本町	出雲	出雲(301)(III-4225)
605	14763	III-4349	上田原(301)	串本町	上田原	上田原(301)(III-4349)
606	14764	III-4350	佐部(301)	串本町	佐部	佐部(301)(III-4350)
607	14765	III-4351	佐部(302)	串本町	佐部	佐部(302)(III-4351)
608	14766	III-4352	佐部(303)	串本町	佐部	佐部(303)(III-4352)
609	14767	III-4354	佐部(304)	串本町	田原	佐部(304)(III-4354)
610	14768	III-4358	田原(304)	串本町	田原	田原(304)(III-4358)
611	14769	III-4359	田原(305)	串本町	田原	田原(305)(III-4359)
612	14770	III-4369	津荷(307)	串本町	津荷	津荷(307)(III-4369)
613	14771	III-4370	古座(301)	串本町	古座	古座(301)(III-4370)
614	14772	III-4372	古座(303)	串本町	古座	古座(303)(III-4372)
615	14773	III-4373	古座(304)	串本町	古座	古座(304)(III-4373)
616	14774	III-4374	古座(305)	串本町	古座	古座(305)(III-4374)
617	14775	III-4375	吉田(301)	串本町	吉田	吉田(301)(III-4375)
618	14776	III-4377	西向(302)	串本町	神野川	西向(302)(III-4377)
619	14777	III-4378	西向(303)	串本町	神野川	西向(303)(III-4378)
620	14778	III-4379	西向(304)	串本町	神野川	西向(304)(III-4379)
621	14779	III-4380	西向(305)	串本町	神野川	西向(305)(III-4380)
622	14780	III-4381	西向(306)	串本町	西向	西向(306)(III-4381)
623	14781	III-4383	西向(307)	串本町	西向	西向(307)(III-4383)
624	14782	III-70329	潮岬(115)	串本町	潮岬	潮岬(115)(III-70329)

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和4年度修正）（令和3年8月末現在）

■土砂災害警戒区域（土石流）

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
1	4865	7-407-1-001	比曾原川	串本町	里川	比曾原川(7-407-1-001)
2	4866	7-407-1-002	比曾原川	串本町	里川	比曾原川(7-407-1-002)
3	4867	7-407-1-003	熊谷川左支渓	串本町	和深	熊谷川左支渓(7-407-1-003)
4	4868	7-407-1-004	谷の奥川	串本町	和深	谷の奥川(7-407-1-004)
5	4869	7-407-1-005	和深 001	串本町	和深	和深 001(7-407-1-005)
6	4870	7-407-1-006	井ノ元	串本町	和深	井ノ元(7-407-1-006)
7	4871	7-407-1-007	和深川小左支	串本町	和深	和深川小左支(7-407-1-007)
8	4872	7-407-1-008	丸ノ木谷	串本町	和深	丸ノ木谷(7-407-1-008)
9	4873	7-407-1-009	和田谷	串本町	和深	和田谷(7-407-1-009)
10	4874	7-407-1-010	和深川左支渓	串本町	和深	和深川左支渓(7-407-1-010)
11	4875	7-407-1-011	和深 002	串本町	和深	和深 002(7-407-1-011)
12	4876	7-407-1-012	和深 004	串本町	和深	和深 004(7-407-1-012)
13	4877	7-407-1-013-1	向畠谷	串本町	江田	向畠谷(7-407-1-013-1)
14	4878	7-407-1-013-2	向畠谷	串本町	江田	向畠谷(7-407-1-013-2)
15	4879	7-407-1-014	隠居谷	串本町	江田	隠居谷(7-407-1-014)
16	4880	7-407-1-015-1	江田 001	串本町	江田	江田 001(7-407-1-015-1)
17	4881	7-407-1-015-2	江田 003	串本町	江田	江田 003(7-407-1-015-2)
18	4882	7-407-1-016	田並川右支渓	串本町	田並	田並川右支渓(7-407-1-016)
19	4883	7-407-1-017	田並川左支渓	串本町	田並上	田並川左支渓(7-407-1-017)
20	4884	7-407-1-018	田並川左支渓	串本町	田並	田並川左支渓(7-407-1-018)
21	4885	7-407-1-019	田並川左支渓	串本町	田並	田並川左支渓(7-407-1-019)
22	4886	7-407-1-020	入谷	串本町	有田	入谷(7-407-1-020)
23	4887	7-407-1-021	入谷川左支渓	串本町	有田	入谷川左支渓(7-407-1-021)
24	4888	7-407-1-022	有田-001	串本町	有田	有田-001(7-407-1-022)
25	4889	7-407-1-023	西地谷	串本町	有田	西地谷(7-407-1-023)
26	4890	7-407-1-024	有田川右支渓	串本町	吐生	有田川右支渓(7-407-1-024)
27	4891	7-407-1-025-1	内込谷川	串本町	有田	内込谷川(7-407-1-025-1)
28	4892	7-407-1-025-2	内込谷川	串本町	有田	内込谷川(7-407-1-025-2)
29	4893	7-407-1-026	大山川小右支	串本町	有田	大山川小右支(7-407-1-026)
30	4894	7-407-1-027	大山川小右支	串本町	有田	大山川小右支(7-407-1-027)
31	4895	7-407-1-028	有田川左支渓	串本町	有田	有田川左支渓(7-407-1-028)
32	4896	7-407-1-029	貝岡川左支渓	串本町	有田	貝岡川左支渓(7-407-1-029)
33	4897	7-407-1-030	田並川左支渓	串本町	有田	田並川左支渓(7-407-1-030)

No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名	
34	4898	7-407-1-031	有田-002	串本町	有田	有田-002(7-407-1-031)
35	4899	7-407-1-032-1	高浜川 1	串本町	高富	高浜川 1(7-407-1-032-1)
36	4900	7-407-1-032-2	高浜川 2	串本町	高富	高浜川 2(7-407-1-032-2)
37	4901	7-407-1-032-3	高浜川 3	串本町	高富	高浜川 3(7-407-1-032-3)
38	4902	7-407-1-033	高浜 1	串本町	高富	高浜 1(7-407-1-033)
39	4903	7-407-1-034	アズマメ川	串本町	高富	アズマメ川(7-407-1-034)
40	4904	7-407-1-035-1	釜郷原谷	串本町	高富	釜郷原谷(7-407-1-035-1)
41	4905	7-407-1-035-2	釜郷原川左支渓	串本町	高富	釜郷原川左支渓(7-407-1-035-2)
42	4906	7-407-1-036	釜郷原川左支渓	串本町	高富	釜郷原川左支渓(7-407-1-036)
43	4907	7-407-1-037	高旗谷川	串本町	二色	高旗谷川(7-407-1-037)
44	4908	7-407-1-038	二色 002	串本町	二色	二色 002(7-407-1-038)
45	4909	7-407-1-039	二色 003	串本町	二色	二色 003(7-407-1-039)
46	4910	7-407-1-040	串本 1	串本町	串本	串本 1(7-407-1-040)
47	4911	7-407-1-041	宮川	串本町	串本	宮川(7-407-1-041)
48	4912	7-407-1-042	串本 2	串本町	串本	串本 2(7-407-1-042)
49	4913	7-407-1-043	串本 3	串本町	串本	串本 3(7-407-1-043)
50	4914	7-407-1-044	串本 4	串本町	串本	串本 4(7-407-1-044)
51	4915	7-407-1-045	串本 5	串本町	串本	串本 5(7-407-1-045)
52	4916	7-407-1-046	谷川	串本町	串本	谷川(7-407-1-046)
53	4917	7-407-1-047	串本 6	串本町	串本	串本 6(7-407-1-047)
54	4918	7-407-1-048	串本 7	串本町	串本	串本 7(7-407-1-048)
55	4919	7-407-1-049	串本 8	串本町	串本	串本 8(7-407-1-049)
56	4920	7-407-1-050	串本 9	串本町	串本	串本 9(7-407-1-050)
57	4921	7-407-1-051	狭間ノ谷	串本町	靫野川	狭間ノ谷(7-407-1-051)
58	4922	7-407-1-052	道免谷	串本町	靫野川	道免谷(7-407-1-052)
59	4923	7-407-1-053	滝の谷	串本町	靫野川	滝の谷(7-407-1-053)
60	4924	7-407-1-054	大島-001	串本町	大島	大島-001(7-407-1-054)
61	4925	7-407-1-055	イワ谷川	串本町	大島	イワ谷川(7-407-1-055)
62	4926	7-407-1-056-1	田代川	串本町	大島	田代川(7-407-1-056-1)
63	4927	7-407-1-056-2	田代川	串本町	大島	田代川(7-407-1-056-2)
64	4928	7-407-1-057	須江 1	串本町	須江	須江 1(7-407-1-057)
65	4929	7-407-1-058	須江 2	串本町	須江	須江 2(7-407-1-058)
66	4930	7-407-1-059	須江 3	串本町	須江	須江 3(7-407-1-059)
67	4931	7-407-1-911	東雨 1	串本町	高富	東雨 1(7-407-1-911)
68	4932	7-407-1-912	釜郷原川左支渓	串本町	高富	釜郷原川左支渓(7-407-1-912)

No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
69	4933	7-407-2-001	里川左支	串本町	里川 里川左支(7-407-2-001)
70	4934	7-407-2-002	里川左支	串本町	里川 里川左支(7-407-2-002)
71	4935	7-407-2-003	里川左支	串本町	里川 里川左支(7-407-2-003)
72	4936	7-407-2-004	里川左支渓	串本町	里川 里川左支渓(7-407-2-004)
73	4937	7-407-2-005	比曾原川左支	串本町	里川 比曾原川左支(7-407-2-005)
74	4938	7-407-2-006-1	三尾川左支渓	串本町	里川 三尾川左支渓(7-407-2-006-1)
75	4939	7-407-2-006-2	三尾川左支渓	串本町	里川 三尾川左支渓(7-407-2-006-2)
76	4940	7-407-2-007	和深 003	串本町	和深 和深 003(7-407-2-007)
77	4941	7-407-2-008	宮の平谷	串本町	和深 宮の平谷(7-407-2-008)
78	4942	7-407-2-009	和深川左支渓	串本町	和深 和深川左支渓(7-407-2-009)
79	4943	7-407-2-010	和深川左支渓	串本町	和深 和深川左支渓(7-407-2-010)
80	4944	7-407-2-011	岸の谷	串本町	和深 岸の谷(7-407-2-011)
81	4945	7-407-2-013	カンジヤ谷	串本町	和深 カンジヤ谷(7-407-2-013)
82	4946	7-407-2-014	和深 005	串本町	和深 和深 005(7-407-2-014)
83	4947	7-407-2-016-1	谷ノ奥谷	串本町	田子 谷ノ奥谷(7-407-2-016-1)
84	4948	7-407-2-016-2	谷ノ奥谷	串本町	田子 谷ノ奥谷(7-407-2-016-2)
85	4949	7-407-2-017	田子川右支渓	串本町	田子 田子川右支渓(7-407-2-017)
86	4950	7-407-2-018	江田川左支渓	串本町	江田 江田川左支渓(7-407-2-018)
87	4951	7-407-2-019	江田 002	串本町	江田 江田 002(7-407-2-019)
88	4952	7-407-2-020-1	田並川右支渓	串本町	田並上 田並川右支渓(7-407-2-020-1)
89	4953	7-407-2-020-2	田並川右支渓	串本町	田並上 田並川右支渓(7-407-2-020-2)
90	4954	7-407-2-021	田並川右支渓	串本町	田並上 田並川右支渓(7-407-2-021)
91	4955	7-407-2-022	田並川右支渓	串本町	田並上 田並川右支渓(7-407-2-022)
92	4956	7-407-2-023	田並川左支渓	串本町	田並上 田並川左支渓(7-407-2-023)
93	4957	7-407-2-024	田並川右支渓	串本町	田並上 田並川右支渓(7-407-2-024)
94	4958	7-407-2-025	下り松川	串本町	田並上 下り松川(7-407-2-025)
95	4959	7-407-2-026	田並川左支渓	串本町	田並上 田並川左支渓(7-407-2-026)
96	4960	7-407-2-027	田並川左支渓	串本町	田並上 田並川左支渓(7-407-2-027)
97	4961	7-407-2-028	有田川右支渓	串本町	吐生 有田川右支渓(7-407-2-028)
98	4962	7-407-2-029	有田川右支渓	串本町	吐生 有田川右支渓(7-407-2-029)
99	4963	7-407-2-031	田並川左支渓	串本町	田並上 田並川左支渓(7-407-2-031)
100	4964	7-407-2-032	田並川左支渓	串本町	田並上 田並川左支渓(7-407-2-032)
101	4965	7-407-2-034	上有田谷	串本町	有田上 上有田谷(7-407-2-034)
102	4966	7-407-2-035	有田川小右支	串本町	有田 有田川小右支(7-407-2-035)
103	4967	7-407-2-036	高浜 2	串本町	高富 高浜 2(7-407-2-036)

No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名	
104	4968	7-407-2-037	高富川左支渓	串本町	高富	高富川左支渓(7-407-2-037)
105	4969	7-407-2-038	高富川左支渓	串本町	高富	高富川左支渓(7-407-2-038)
106	4970	7-407-2-039	二色-001	串本町	二色	二色-001(7-407-2-039)
107	4971	7-407-2-040	靫野川-001	串本町	靫野川	靫野川-001(7-407-2-040)
108	4972	7-407-2-041	靫野川左支渓	串本町	靫野川	靫野川左支渓(7-407-2-041)
109	4973	7-407-2-916	須江4	串本町	須江	須江4(7-407-2-916)
110	4974	7-407-3-001	タルガ谷川	串本町	二色	タルガ谷川(7-407-3-001)
111	4975	7-407-3-002	二色川左支渓	串本町	二色	二色川左支渓(7-407-3-002)
112	4976	7-407-3-004	靫野川-002	串本町	靫野川	靫野川-002(7-407-3-004)
113	4977	7-423-1-001	姫001	串本町	姫	姫001(7-423-1-001)
114	4978	7-423-1-002	ヤゴ谷	串本町	姫	ヤゴ谷(7-423-1-002)
115	4979	7-423-1-003	姫川左支渓	串本町	姫	姫川左支渓(7-423-1-003)
116	4980	7-423-1-005	堂谷	串本町	伊串	堂谷(7-423-1-005)
117	4981	7-423-1-007	伊串001	串本町	伊串	伊串001(7-423-1-007)
118	4982	7-423-1-008	谷ノ池川	串本町	伊串	谷ノ池川(7-423-1-008)
119	4983	7-423-1-010	目津谷川	串本町	西向	目津谷川(7-423-1-010)
120	4984	7-423-1-011	西向001	串本町	西向	西向001(7-423-1-011)
121	4985	7-423-1-013	目津川右支渓	串本町	西向	目津川右支渓(7-423-1-013)
122	4986	7-423-1-014	目津川右支渓	串本町	西向	目津川右支渓(7-423-1-014)
123	4987	7-423-1-015	目津川左支渓	串本町	西向	目津川左支渓(7-423-1-015)
124	4988	7-423-1-016	成就谷	串本町	西向	成就谷(7-423-1-016)
125	4989	7-423-1-017	古座川右支渓	串本町	西向	古座川右支渓(7-423-1-017)
126	4990	7-423-1-018	古座川右支渓	串本町	西向	古座川右支渓(7-423-1-018)
127	4991	7-423-1-019	丸山谷	串本町	西向	丸山谷(7-423-1-019)
128	4992	7-423-1-020	古座川右支渓	串本町	西向	古座川右支渓(7-423-1-020)
129	4993	7-423-1-021	岩淵川	串本町	古田	岩淵川(7-423-1-021)
130	4994	7-423-1-022	古座川右支渓	串本町	古田	古座川右支渓(7-423-1-022)
131	4995	7-423-1-023	古座川右支渓	串本町	古田	古座川右支渓(7-423-1-023)
132	4996	7-423-1-024	女鹿谷	串本町	古田	女鹿谷(7-423-1-024)
133	4997	7-423-1-025	白石谷	串本町	古田	白石谷(7-423-1-025)
134	4998	7-423-1-026	市谷右支渓	串本町	古田	市谷右支渓(7-423-1-026)
135	4999	7-423-1-027	小谷	串本町	古田	小谷(7-423-1-027)
136	5000	7-423-1-028	古座川右支渓	串本町	古田	古座川右支渓(7-423-1-028)
137	5001	7-423-1-029	古座川左支渓	串本町	中湊	古座川左支渓(7-423-1-029)
138	5002	7-423-1-030	寺川	串本町	中湊	寺川(7-423-1-030)

No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名	
139	5003	7-423-1-031	宮城谷川左支渓	串本町	中湊	宮城谷川左支渓(7-423-1-031)
140	5004	7-423-1-032	右東谷川右支渓	串本町	古座	右東谷川右支渓(7-423-1-032)
141	5005	7-423-1-033-1	かんかん谷	串本町	中湊	かんかん谷(7-423-1-033-1)
142	5006	7-423-1-033-2	かんかん谷	串本町	中湊	かんかん谷(7-423-1-033-2)
143	5007	7-423-1-033-3	かんかん谷	串本町	中湊	かんかん谷(7-423-1-033-3)
144	5008	7-423-1-034	古座川左支渓	串本町	古座	古座川左支渓(7-423-1-034)
145	5009	7-423-1-035	古座-003	串本町	古座	古座-003(7-423-1-035)
146	5010	7-423-1-036	鎌々谷	串本町	古座	鎌々谷(7-423-1-036)
147	5011	7-423-1-037	鎌ヶ谷川左支渓	串本町	古座	鎌ヶ谷川左支渓(7-423-1-037)
148	5012	7-423-1-038	古座-001	串本町	古座	古座-001(7-423-1-038)
149	5013	7-423-1-039	西谷川右支渓	串本町	津荷	西谷川右支渓(7-423-1-039)
150	5014	7-423-1-040	津荷川右支渓	串本町	津荷	津荷川右支渓(7-423-1-040)
151	5015	7-423-1-041	津荷川右支渓	串本町	津荷	津荷川右支渓(7-423-1-041)
152	5016	7-423-1-042-1	永明谷	串本町	津荷	永明谷(7-423-1-042-1)
153	5017	7-423-1-042-2	永明谷	串本町	津荷	永明谷(7-423-1-042-2)
154	5018	7-423-1-043	津荷 001	串本町	津荷	津荷 001(7-423-1-043)
155	5019	7-423-1-044	田原川右支渓	串本町	田原	田原川右支渓(7-423-1-044)
156	5020	7-423-1-045	玉蔵院谷	串本町	田原	玉蔵院谷(7-423-1-045)
157	5021	7-423-1-046	役見谷	串本町	佐部	役見谷(7-423-1-046)
158	5022	7-423-1-047	徳工門	串本町	佐部	徳工門(7-423-1-047)
159	5023	7-423-1-049	田原川左支渓	串本町	田原	田原川左支渓(7-423-1-049)
160	5024	7-423-1-050	鎌ヶ谷	串本町	田原	鎌ヶ谷(7-423-1-050)
161	5025	7-423-2-001	姫 002	串本町	姫	姫 002(7-423-2-001)
162	5026	7-423-2-002	八幡谷川右支渓	串本町	伊串	八幡谷川右支渓(7-423-2-002)
163	5027	7-423-2-003	上エチ谷	串本町	姫川	上エチ谷(7-423-2-003)
164	5028	7-423-2-004	靄野川左支渓	串本町	姫川	靄野川左支渓(7-423-2-004)
165	5029	7-423-2-005	靄野川左支渓	串本町	姫川	靄野川左支渓(7-423-2-005)
166	5030	7-423-2-006	八幡谷	串本町	伊串	八幡谷(7-423-2-006)
167	5031	7-423-2-008	西向 002	串本町	西向	西向 002(7-423-2-008)
168	5032	7-423-2-009	目津谷川	串本町	西向	目津谷川(7-423-2-009)
169	5033	7-423-2-011	目津川左支渓	串本町	西向	目津川左支渓(7-423-2-011)
170	5034	7-423-2-012	神野川右支渓	串本町	神野川	神野川右支渓(7-423-2-012)
171	5035	7-423-2-013	大伏谷	串本町	西向	大伏谷(7-423-2-013)
172	5036	7-423-2-014	古座-002	串本町	古座	古座-002(7-423-2-014)
173	5037	7-423-2-015	津荷 002	串本町	津荷	津荷 002(7-423-2-015)

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
174	5038	7-423-2-016	津荷川右支渓	串本町	津荷	津荷川右支渓(7-423-2-016)
175	5039	7-423-2-017	津荷 003	串本町	津荷	津荷 003(7-423-2-017)
176	5040	7-423-2-018	田原川右支渓	串本町	田原	田原川右支渓(7-423-2-018)
177	5041	7-423-2-019	田原川右支渓	串本町	田原	田原川右支渓(7-423-2-019)
178	5042	7-423-2-020	佐部川右支渓	串本町	佐部	佐部川右支渓(7-423-2-020)
179	5043	7-423-2-021	田原川右支渓	串本町	佐部	田原川右支渓(7-423-2-021)
180	5044	7-423-2-022	田原川右支渓	串本町	上田原	田原川右支渓(7-423-2-022)
181	5045	7-423-2-023	立場谷	串本町	上田原	立場谷(7-423-2-023)
182	5046	7-423-2-024	田原川左支渓	串本町	上田原	田原川左支渓(7-423-2-024)
183	5047	7-423-2-025	高浜川左支渓	串本町	田原	高浜川左支渓(7-423-2-025)
184	5048	7-423-2-915	佐部川左支渓	串本町	佐部	佐部川左支渓(7-423-2-915)

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和4年度修正）（令和3年8月末現在）

■土砂災害警戒区域（地すべり）

	No	区域番号	区域名	市町村名	大字	区域名
1	546	381	宮地	串本町	田並上	宮地(381)
2	547	382	橋杭	串本町	藪野川	橋杭(382)
3	548	485	比曾原	串本町	里川	比曾原(485)

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和4年度修正）（令和3年8月末現在）

資料 12 海岸重要水防箇所一覧表

(国土交通省水管理・国土保全局所管)

名 称		重要水防箇所所在地	延長 (m)	県所管部署	備 考
8	田並	東牟婁郡串本町田並	470	港湾整備課	越波 (H27)
9	大久保生・片江生	東牟婁郡串本町串本	500	港湾整備課	越波 (H27)
10	出雲	東牟婁郡串本町出雲	930	港湾整備課	越波 (H27)
11	驥野川	東牟婁郡串本町大水崎	3,310	港湾整備課	越波 (H27)
12	伊串・西向	東牟婁郡串本町西向	410	港湾整備課	越波 (H27)
13	古座	東牟婁郡串本町古座	400	港湾整備課	越波 (H27)

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

(国土交通省港湾局所管)

名 称		重要水防箇所所在地	延長 (m)	県所管部署	備 考
10	袋港 (串本二色地区)	東牟婁郡串本町二色	500	港湾整備課	越波 (H27)
11	古座港 (西向)	東牟婁郡串本町西向	250	港湾整備課	越波 (H27)
12	古座港 (古座地区)	東牟婁郡串本町古座	200	港湾整備課	越波 (H27)

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

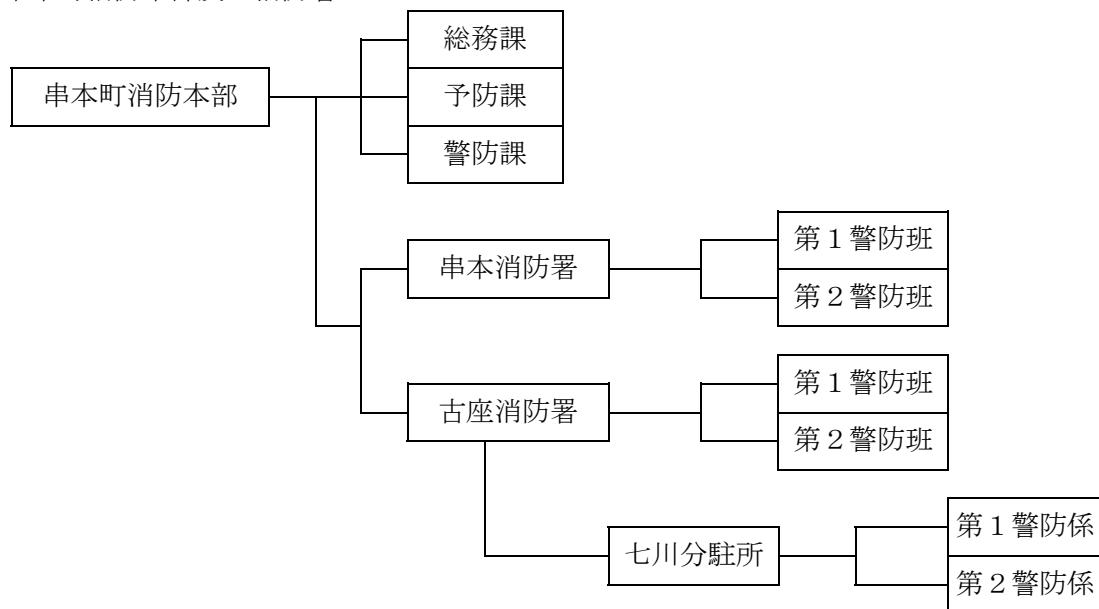
(農林水産省所管)

海岸名		所在地	延長 (m)	県所管部署	備 考
6	串本	東牟婁郡串本町串本	270	港湾整備課	漁港、越波 (H27)
7	姫	東牟婁郡串本町姫	655	港湾整備課	漁港、越波 (H27)
8	下田原	東牟婁郡串本町田原	1,053	港湾整備課	漁港、越波 (H27)

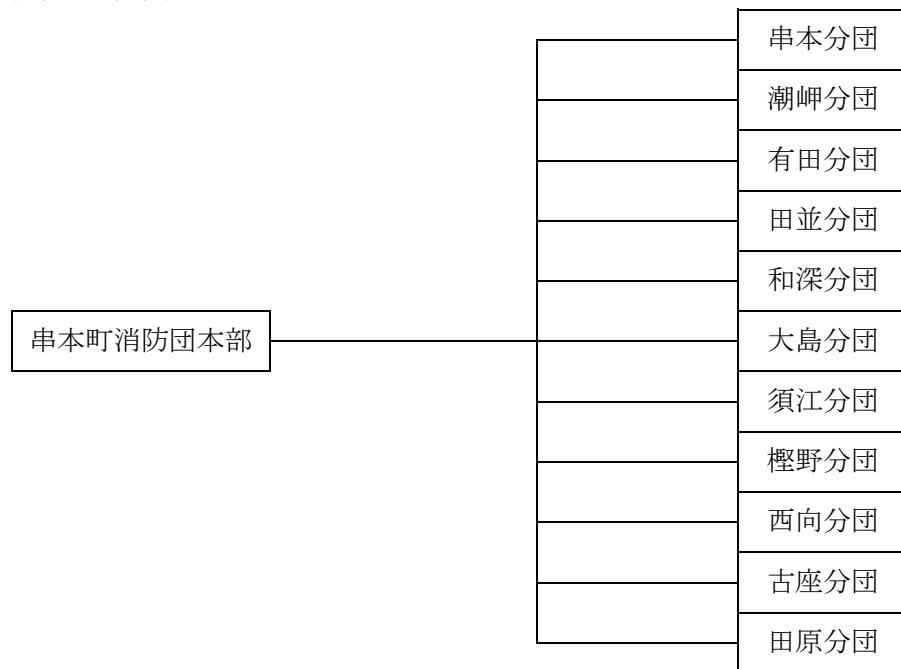
出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

資料 13 串本町の消防組織

串本町消防本部及び消防署



串本町消防団



(串本町消防本部調査)

資料 14 消防署保有車両一覧表

所属	番号	車種	車名	形式	定員	重量	総重量	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	排気量(cc)	登録番号	登録年月日
串本消防署	1	救急車1	トヨタ	CBF-TRH226S	7	2840	3225	565	189	259	2690	和歌山800 さ8267	H23. 2. 14
	2	ポンプ車	日野	TKG-XZU685M	5	6010	6885	577	192	294	4000	和歌山830 そ35	H27. 1. 9
	3	タンク車	日野	BDG-FD7JEWA	6	5960	7490	655	228	281	6400	和歌山800 さ8004	H22. 5. 20
	4	指令車	ホンダ	DBA-RG2	8	1640	2080	469	169	198	1990	和歌山800 さ6028	H18. 10. 30
	5	積載車1	ミツビシ	GBD-U62T	2	810	1270	339	147	196	650	和歌山880 あ730	H22. 3. 16
	6	救助車	日野	2KG-GX2ABA	6	10590	10920	776	242	317	5120	和歌山800 は1294	R 2. 11. 17
	7	広報車	ミツビシ	GBD-U62V	4	950	1410	339	147	198	650	和歌山880 あ626	H21. 9. 14
	8	積載車2	日野	TKG-XZU722M	3	3980	7145	682	218	265	4000	和歌山830 そ2018	H30. 10. 25
	9	救急車2	トヨタ	3BF-TRH226S	7	2860	3245	566	189	249	2690	和歌山830 さ2022	R 4. 1. 7
	10	救急車3	トヨタ	CBF-TRH226S	7	2810	3195	565	189	272	2690	和歌山830 さ1890	H29. 2. 16
古座消防署	11	指令車	ミツビシ	HBD-DS17V	4	900	1360	339	147	197	650	和歌山880 あ1783	H28. 11. 21
	12	救急車	トヨタ	3BF-TRH226S	7	2800	3185	566	189	249	2690	和歌山830 そ9640	R 3. 2. 5
	13	ポンプ車	日野	TKG-XZU685M	5	6050	6925	577	192	292	4000	和歌山830 さ2018	H30. 1. 29
	14	救助車	ミツビシ	KK-FK61HGX	6	9710	10040	747	230	303	8200	和歌山800 は177	H13. 9. 27
	15	積載車	ミツビシ	EBG-DS16T	2	780	1240	339	147	191	650	和歌山880 あ2368	R 2. 11. 24
	16	救急車	トヨタ	CBF-TRH226S	7	2770	3155	565	189	249	2690	和歌山830 ら2020	R 2. 1. 9
	17	ポンプ車	日野	BDG-XZU378M	5	4970	5445	572	189	267	4000	和歌山830 さ7111	H19. 11. 19
	18	広報車	ミツビシ	GBD-U62V	4	970	1430	339	147	197	650	和歌山880 あ1346	H26. 2. 6

※番号 16、17、18 については七川分駐所

(串本町消防本部調べ)

資料 15 消防団保有ポンプ車及び小型ポンプ台数一覧表

No	名 称	所 在 地	普通消防 ポンプ車数	小型動力 ポンプ数	小型動力 ポンプ積載車数	備考
1	串本分団第1・2部	串本2301	1	2		
2	第3部	二色385		1	1	
3	第4部	串本1403-8 (植松防災センター)		1	1	
4	第5部	出雲無番地		1	1	
5	潮岬分団第1・2部	潮岬3380-165	1	2	1	
6	第3部	潮岬2867-1		1	1	
7	有田分団	江郷283-5	1	1	1	
8	田並分団	田並1067-7	1	2	1	
9	和深分団	和深880-1	1	1		
10	安指器具置場	和深2720-2		1	1	
11	大島分団	大島1572-1	1	2	1	
12	須江分団	須江135-1		2	2	
13	峰地器具置場	須江		1		
14	樺野分団	樺野562-1		2	2	
15	樺野器具置場	樺野		1		
16	西向分団第1部	西向745-1		1	1	
17	第2部	西向423-4		1	1	
18	第3部	古田187-1		1	1	
19	第4部	西向241-8	1			
20	第5部	伊串264-2		1	1	
21	第6部	姫703-2		1	1	
22	古座分団第1部	中湊160	1			
23	第2部	古座181		1	1	
24	第3部	上野山		1	1	
25	第5部	古座274-2		1	1	
26	第6部	津荷116		1	1	
27	田原分団第1部	田原243	1			
28	第2部	上田原866-1		1	1	
29	第3部	佐部293-3		1	1	

*古座分団第4部は欠番

(串本町消防本部調べ)

資料 16 消防水利一覧表

令和4年4月1日現在

地区名	防火水槽	消火栓	ため池	プール
串 本	9	124		3
橋 杭	0	10	1	
袋	0	4		
二 色	0	10	1	
高 富	1	8	1	
潮 岬	19	51		1
出 雲	3	10		1
権 現	5	16		
有 田	1	25	1	1
田 並	2	26		1
江 田	0	4		
田 子	1	8		
安 指	3	10		
和 深	10	33		1
大 島	1	18		1
須 江	7	12		
樺 野	9	11	1	1
姫 川	1	0		
姫	4	17		
伊 串	0	15		
目津大浦	2	13		
神 野 川	1	8	1	1
原 町	2	9		
上 ゲ 地	2	4		
住 吉	0	16		
岩 渕	1	20	1	
古 田	3	11		
中 湊	1	18		
古 座	1	25		
上 野 山	2	9		
津 荷	1	14		
田 原	2	41		
上 田 原	3	14		
佐 部	4	11		
合 計	101	625	7	11

(串本町消防本部調べ)

資料 17 消防相互応援協定等の締結状況

(消防関係)

協定名	締結年月日 (更新月日)	協定機関	内 容
串本町、すさみ町、古座川町、古座町消防相互応援に関する協定	S41. 2. 23	串本町、すさみ町、古座川町、古座町	水火災、地震等の災害
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	H8. 2. 22	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	各種災害、救急搬送等
高野小森川トンネルの非常通報装置等の通報等に関する協定	H17. 4. 1	那智勝浦町、古座川町、串本町	トンネル内の非常通報等
船舶消防等に関する業務協定	S45. 11. 20 (H17. 8. 26)	串本海上保安署、串本町消防本部	船舶火災
和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続に関する協定	H18. 3. 31	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀美野町、高野町、有田川町、白浜町、串本町、那智勝浦町、太地町、北山村、那賀郡消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続
医師等による救急活動の実施に関する協定書	H25. 8. 1	南和歌山医療センター、串本町	救急
和歌山県下消防広域相互応援協定	H8. 3. 1 (H25. 9. 2)	県内全市町村、県内全消防組合	各種災害
紀南消防相互応援協定	H26. 7. 24	田辺市、白浜町、串本町、那智勝浦町、新宮市、熊野市	地震、風水害、火災、救急、救助、その他災害
航空自衛隊串本分屯基地近傍における火災の対応に関する協定	R 元. 10. 25 (R4. 10. 20)	航空自衛隊串本分屯基地、串本町	火災

(その他協定)

協定名	締結年月日	協定機関
災害時における串本町と串本町内郵便局との相互協定に関する覚書	H12. 8. 1	郵便事業会社 串本支店
災害時における串本町と串本町内郵便局との相互協定に関する覚書	H12. 8. 1	郵便局会社 串本郵便局及び町内郵便局
町民生活に係る情報提供に関する覚書	H13. 5. 11	郵便事業会社串本支店
町民生活に係る情報提供に関する覚書	H13. 5. 11	郵便局会社 串本郵便局及び町内郵便局
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	H16. 4. 13	和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会による協定

協定名	締結年月日	協定機関
災害時、串本町の水道施設の円滑かつ早期復旧を図る協定	H18. 6. 2	串本町水道組合
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H18. 7. 26	和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会による協定
災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の引渡しに関する協定書	H18. 8. 14	農林水産省と和歌山県による協定
水道灾害相互応援対策要綱に基づく協定書	H19. 1. 1	日本水道協会和歌山県支部事務局
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H19. 6. 6	紀南農業協同組合
大災害時における本州四端会議の相互援助に関する協定	H21. 1. 23	青森県大間町・岩手県宮古市 山口県下関市
災害時に避難場所等での必要とするL Pガスを提供する協定	H22. 3. 8	一般社団法人和歌山県L Pガス協会 南紀支部
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H22. 8. 26	みくまの農業協同組合
災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 2. 15	国土交通省近畿地方整備局
災害時相互応援に関する協定	H25. 10. 9	田辺市・白浜町・上富田町・すさみ町・ 新宮市・太地町・那智勝浦町・古座川 町・北山村
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	H25. 11. 22	和歌山県と一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会
災害時における物資供給に関する協定書	H25. 12. 20	NPO 法人コメリ災害対策センター
大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定書	H26. 1. 20	一般社団法人和歌山県清掃連合会
災害発生時における輸送業務等の協力に関する協定	H26. 9. 8	公益社団法人和歌山県トラック協会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27. 1. 30	公益社団法人日本建築家協会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27. 1. 30	一般社団法人和歌山県建築士会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27. 1. 30	一般社団法人和歌山県建築士事務所 協会
災害発生時における串本町と串本町内郵便局の協力に関する協定	H27. 6. 30	串本町内郵便局
災害時における応急応援対策等のための「道の駅」防災利用に関する基本協定	H27. 11. 17	和歌山県、国土交通省近畿地方整備局
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H28. 1. 22	一般社団法人和歌山県不動産鑑定士 協会
災害時におけるヘリコプターによる応援に関する協定	H28. 4. 12	特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会
災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定	H29. 3. 29	自治体クラウド構成団体(かつらぎ 町、九度山町、高野町、湯浅町、広川 町、日高町、みなべ町、日高川町、白 浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、 北山村)

協定名	締結年月日	協定機関
串本町電算システムに関する災害時応援協定	H29. 3. 29	紀陽情報システム
災害時における情報発信等に関する協定	H29. 8. 1	ヤフージャパン
災害発生時における法律相談業務等に関する協定	H31. 3. 29	和歌山弁護士会
災害時における支援協力に関する協定	R3. 4. 1	シダックス大新東ヒューマンサービス
災害時における避難場所の施設利用に関する協定	R4. 1. 17	木下建設
災害時の情報収集に関する応援協定	R4. 10. 1	K&K アマチュア無線クラブ

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 28 年度修正）、町資料

資料 18 町管理橋梁現況一覧表

第1次橋梁点検は平成26年～平成30年度まで行います。第2次橋梁点検以降は、原則的に前回点検年度から5年以内に再点検することが義務づけられています。

(点検記録(判定区分)について)

判定区分I(健全) …………… 構造物の機能に支障が生じていない状態

判定区分II(予防保全段階) …………… 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(計画的に措置)

判定区分III(早期措置段階) …………… 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態(おおよそ5年以内に措置)

判定区分IV(緊急措置段階) …………… 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。(緊急に措置)

橋梁名(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	点検記録	点検実施年度
					判定区分	
汐入橋	(シオイリハシ)	町道二色くじの川線	1966	24.00	3.70	2 R2
五輪橋	(ゴリンハシ)	町道二色くじの川線	1972	15.00	4.85	2 R2
八幡橋	(ハチマンハシ)	町道二色くじの川線	1966	15.00	2.90	1 R2
浦木橋	(ウラキハシ)	町道二色線	1960	19.60	3.70	2 R2
本郷橋	(ホンゴウハシ)	町道二色地下線	1971	28.40	4.92	2 R2
有田橋	アリタハシ	有田浜通線	1958	35.80	4.20	R4
江郷橋	エゴウハシ	有田本線	1963	20.00	2.30	R4
薬師橋	(ヤクシハシ)	町道西地和田地線	1960	14.60	2.90	1 R2
院蛇羅橋	(インダラハシ)	町道有田吐生線	1961	25.10	4.10	2 R2
西ノ前橋	(ニシノマエハシ)	町道有田吐生線	1974	16.20	3.00	1 R2
田並橋	タナミハシ	田並有田線	2000	31.60	5.00	R4
前地橋	マエジハシ	田並三尾川線	1985	19.90	3.20	R4
常水川橋	(シヨウズカハシ)	町道田並三尾川線	1962	17.40	1.40	1 R2
天神橋	テンジンハシ	天神4号線	1999	17.90	1.40	R4
宮前橋	ミヤマエハシ	田並三尾川線	2008	26.20	3.55	R4
庚申橋	コウシンハシ	田並三尾川線	1980	25.00	4.00	R4
田子大橋	タコオハシ	田子浜通線	1952	35.00	5.60	R4
安指大橋	アザシオオハシ	安指浜通線	1951	19.20	5.60	R4
的場橋	マトバハシ	的場線	1979	15.00	2.20	R4
丸ノ元橋	マルノモトハシ	小河口丸ノ元線	1990	15.50	2.50	R4
細畠橋	ホソタハシ	里川口里川郷線	1980	14.50	4.00	R4
曾野爪橋	ソノツメハシ	里川口里川郷線	1980	15.00	4.00	R4
比曾原橋	ヒソハラハシ	出合橋比曾原線	1963	17.40	2.70	R4
須江崎橋	(スエザキハシ)	町道白野須江崎線	1971	21.00	4.70	2 R2
新田並橋	シタナミハシ	田並駅前線	1956	20.50	5.50	R4
サンゴ台跨線橋	(サンゴダイセンキョウ)	町道サンゴ台中央線	2007	98.00	10.30	2 R3

橋梁名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	点検記録	点検実施年度
						判定区分	
土地木橋	(トチギハシ)	町道高富土地木線	1963	23.00	5.40		R4
長宇井橋	(ナガウイハシ)	町道高富土地木線	1693	19.00	5.40	2	R2
新田橋	シンテッソハシ	上地東向線	1973	41.00	4.00		R4
伊串橋	(イクシハシ)	町道姫池の谷線	1964	24.00	6.10	2	R2
沖出橋	オキデハシ	津荷南東線	1954	20.00	5.50		R4
報徳橋	ホウトクハシ	漆畠立場谷線	2003	17.70	2.60		R4
下向橋	シモムカイハシ	下向高畠線	2015	22.00	3.00		R4
根木地橋	ネグヂハシ	佐部根木地線	1975	15.60	2.10		R4
上ヶ地橋	(アケヂハシ)	町道土井上ヶ地線	1970	25.00	2.10	2	R2
火伏橋	(ヒフセハシ)	町道火伏橋線	1970	19.10	3.00	2	R3
かんかん橋	(カンカンハシ)	町道右東谷津荷線	1993	56.00	9.80	2	R2
上野山橋	(ウエノヤマハシ)	町道右東谷津荷線	1988	20.00	8.20	1	R2
太鼓橋	(タイコハシ)	町道原町西向小学校線	1960	19.70	2.00	3	R3
赤瀬橋	アカセハシ	赤瀬線	2016	22.50	3.00		R4
新田橋	(ニッタハシ)	町道新田平見線	1967	33.00	3.20		R4
矢ノ熊橋	(ヤノクマハシ)	町道矢野熊4号線	1972	2.80	2.71	1	R2
矢ノ熊橋2号橋	(ヤノクマニコウキヨウ)	町道御墓通線	1965	2.40	3.70	2	R2
矢ノ熊橋3号橋	(ヤノクマサンコウキヨウ)	町道奥ノ谷線	1968	2.00	1.80	2	R2
宮川橋	(ミヤカワハシ)	町道幸通3号線	1968	3.60	4.10	2	R2
北地橋	(キタジハシ)	町道上野道線	1970	3.70	1.90	1	R2
末吉橋	(スエヨシハシ)	町道幸通2号線	1968	3.50	3.70	2	R2
中之橋	(ナカノハシ)	町道公方通5号線	1963	4.50	2.70	1	R2
鴨白橋	(カモジロハシ)	町道幸通1号線	1936	5.00	3.46	1	R2
宮川2号橋	(ミヤカワニコウキヨウ)	町道東海岸線	1981	6.00	7.00	2	R2
築地浜橋	(ツキジハマハシ)	町道埋立A線	1983	8.50	4.52	1	R2
大乗橋	(オオリハシ)	町道大乗郷線	1972	4.60	4.60	2	R2
汐入上橋	(シオイリカミハシ)	町道二色くじの川線	1970	5.70	3.00	2	R2
滝畠橋	(タキハタハシ)	町道二色くじの川線	1988	10.60	3.08	1	R2
裕之元橋	(サノモトハシ)	町道二色くじの川線	1991	12.20	3.00	2	R2
谷川橋	(タニガワハシ)	町道橋杭くじの川線	1972	3.00	3.46	1	R2
寺ノ元橋	(テラノモトハシ)	町道橋杭くじの川線	1962	12.90	2.63	2	R2
滝の谷橋	(タキノタニハシ)	町道滝の谷線	1970	4.50	2.50	1	R2
串ノ元橋	(クシノモトハシ)	町道高富線	1963	11.80	2.00	1	R2
寺前橋	(テラマエハシ)	町道高富線	1959	10.70	2.60	1	R2
山の神橋	(ヤマノカミハシ)	町道一雨線	1935	10.00	3.60	1	R2
蔵尻橋	(クラシリハシ)	町道一雨線	1935	10.10	3.60	3	R2
釜郷原橋	(カマゴウラハシ)	町道釜郷原線	1975	2.20	3.90	1	R2

橋梁名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	点検記録	点検 実施 年度
						判定区分	
高富橋	(タカトミハシ)	町道高富浜通線	1963	8.40	4.60	1	R3
東雨橋	(アズマメハシ)	町道東雨線	1975	6.50	2.50	1	R2
貝岡橋	(カイカハシ)	町道貝岡谷2号線	1946	3.50	2.50	2	R2
大山橋	(オオヤマハシ)	町道駅前大山線	1967	6.20	2.80	2	R3
寺前橋	(テラマエハシ)	町道有田吐生線	1995	9.70	5.20	2	R2
岡田前橋	オカダマエハシ	尾鼻岡田前線	1996	13.80	3.00		R4
尾鼻橋	オバナハシ	有田吐生線	1979	11.20	3.00		R4
浅田橋	アサダハシ	有田吐生線	1974	12.10	3.00		R4
引田橋	ヒキタハシ	有田吐生線	1987	12.40	3.00		R4
串崎橋	クシザキハシ	有田吐生線	1982	10.10	3.20		R4
入谷橋	イリタニハシ	田並有田線	1975	5.90	4.00		R4
荒計下橋	アラケシモハシ	梶木線	1997	12.60	2.50		R4
荒計橋	アラケハシ	荒木線	1995	12.50	3.00		R4
田子田橋	タコダハシ	田並三尾川線	1965	5.00	3.00		R4
江田橋	エダハシ	江田口小河谷線	不明	6.80	3.00		R4
背ノ谷橋	セノタニハシ	田子金山口線	1961	5.60	3.90		R4
大追平橋	オツヅイハラハシ	田子下地線	1978	13.50	2.90		R4
堂目橋	ドウメハシ	田子田子郷線	1971	10.00	4.00		R4
江崎橋	エザキハシ	田子田子郷線	1973	10.00	3.50		R4
二川橋	ニカリハシ	田子田子郷線	1966	8.40	2.80		R4
安指橋	アザシハシ	安指下地安指郷線	1974	13.00	3.00		R4
冠者口橋	カソジヤクチハシ	安指下地安指郷線	1965	5.10	2.30		R4
追谷口橋	オイタニクチハシ	安指下地安指郷線	1970	8.80	2.80		R4
追谷橋	オイタニハシ	安指下地安指郷線	1956	6.90	2.80		R4
真浦橋	マウラハシ	真浦口下地線	1965	4.20	3.40		R4
下地橋	シモジハシ	真浦口下地線	1969	13.10	3.00		R4
丸山橋	マルヤマハシ	小河口丸ノ元線	1971	14.00	2.80		R4
観音橋	カンソノハシ	鹿渕根線	1972	14.00	2.80		R4
熊谷橋	クマダニハシ	熊谷口熊谷郷線	1970	6.10	3.00		R4
宮平橋	ミヤヒラハシ	里川口里川郷線	1966	8.60	4.05		R4
古川橋	フルカラハシ	里川口里川郷線	1970	5.40	4.00		R4
スサキ橋	スサキハシ	里川口里川郷線	1980	11.90	5.50		R4
橘橋	タチバナハシ	出合橋比曾原線	1981	8.00	4.00		R4
比曾原上橋	ヒソハラカミハシ	出合橋比曾原線	1965	3.30	3.80		R4
猿川橋	サルカラハシ	出合橋比曾原線	1965	9.20	3.70		R4
須賀谷橋	(スカタニハシ)	町道出雲権現線	1972	4.00	2.90	1	R3
白野橋	(シラノハシ)	町道白野線	1971	9.00	4.60	2	R2

橋梁名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	点検記録	点検 実施 年度
						判定区分	
浜須賀橋	(ハマスカハシ)	町道浜須賀線	1979	5.00	10.80	2	R2
向井元橋	ムカイモトハシ	里川口里川郷線	1984	12.50	4.20		R4
魚ノ口橋	ウオノクチハシ	安指下地安指郷第一支線	1983	9.70	3.00		R4
高旗谷橋	(タカハタタニハシ)	町道二色線	1993	6.15	10.88	2	R2
田子郷橋	タコゴウハシ	田子田子郷線	不明	2.70	2.80		R4
新宇井橋	(シンウイハシ)	町道新宇井線	不明	7.50	1.60	1	R2
市谷橋	(イチタニハシ)	町道右東谷津荷線	不明	8.00	5.85	2	R2
女鹿の谷橋	(メジカタニハシ)	町道岩渕谷栗原線	不明	2.00	3.00	1	R3
山口第1号橋	(ヤマグチダイ1ゴウキヨウ)	町道山口1号線	不明	3.00	1.42	1	R2
山口橋	(ヤマグチハシ)	町道山口2号線	不明	5.00	2.90	2	R2
岩渕谷橋	(イワブチタニハシ)	町道岩渕谷栗原線	不明	2.00	2.98	1	R2
東谷第3号橋	(ヒガシタニタニ3ゴウキヨウ)	町道炭床溜池線	不明	8.00	2.55	1	R2
東谷第2号橋	(ヒガシタニタニ2ゴウキヨウ)	町道炭床溜池線	不明	6.00	2.53	2	R2
東谷第1号橋	(ヒガシタニタニ1ゴウキヨウ)	町道炭床溜池線	不明	5.00	2.50	1	R2
炭床橋	(スミコハシ)	町道西向炭床線	不明	7.00	2.02	2	R2
足谷橋	(アシタニハシ)	町道神野川重畠山線	不明	3.00	4.00	2	R2
西谷第3号橋	(ニシタニダイ3ゴウキヨウ)	町道薊原西谷線	不明	7.00	2.50	2	R2
西谷第2号橋	(ニシタニダイ2ゴウキヨウ)	町道薊原西谷線	不明	6.00	3.20	2	R2
広田橋	(ヒロタハシ)	町道神野川重畠山線	不明	7.00	4.80	1	R2
南の裕橋	(ミナミノサカハシ)	町道薊原広田線	不明	6.00	3.30	2	R3
西谷第1号橋	(ニシタニダイ1ゴウキヨウ)	町道薊原西谷線	不明	4.00	3.00	1	R3
薊原橋	(アザミハラハシ)	町道薊原広田線	2001	9.00	4.60	1	R2
通り橋	(トオリハシ)	町道神野川重畠山線	不明	13.00	10.40	2	R2
横畠橋	(ヨコハタハシ)	町道目津火葬場線	不明	3.00	6.95	1	R2
目津橋	(メツハシ)	町道原町池の谷線	不明	3.00	4.45	1	R2
重の谷1号橋	(シゲノタニタニ1ゴウキヨウ)	町道伊串重畠山線	不明	7.00	2.50	2	R2
品田橋	(シタダハシ)	町道伊串重畠山線	不明	6.00	4.00	2	R2
伊串上地橋	(イクシカミジハシ)	町道伊串重畠山線	不明	5.00	4.00	2	R2
小谷橋	(コタニハシ)	町道向地小谷線	不明	6.00	3.40	1	R2
宮前橋	(ミヤマエハシ)	町道中持鳥居鼻線	1938	6.00	3.20	2	R3
大浦橋	(オオウラハシ)	町道原町池の谷線	不明	4.00	5.80	2	R2
浜地橋	(ハマジハシ)	町道姫池の谷線	不明	5.00	7.20	1	R2
樺谷橋	(カシタニハシ)	町道姫明神線	不明	11.00	3.65	2	R3
よきとぎ橋	(ヨキトギハシ)	町道姫明神線	1966	10.00	3.40	1	R3
エチ橋	(エチハシ)	町道姫明神線	1966	10.00	3.65		R4
石戸橋	(イシドハシ)	町道姫明神線	不明	2.00	2.35	1	R3
天満橋	(テンマハシ)	町道向地上地線	不明	4.00	2.83	2	R3

串本町地域防災計画資料編・資料

橋梁名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	点検記録	点検実施年度
						判定区分	
姫橋	(ヒメハシ)	町道姫池の谷線	1988	9.00	6.33	2	R3
西ノ谷橋	(ニシノタニハシ)	町道横手線	不明	5.00	2.45	1	R3
池の谷橋	(イケノタニハシ)	町道姫池の谷線	不明	6.00	3.35	2	R3
市谷第1号橋	(イチタニダイイ1ゴウキヨウ)	町道古田重畠山線	不明	3.00	2.53	2	R3
樺谷第2号橋	(カシタニダイイ2ゴウキヨウ)	町道姫明神線	不明	5.00	4.30	1	R3
樺谷第3号橋	(カシタニダイイ3ゴウキヨウ)	町道姫明神線	不明	9.00	4.40	1	R3
北曾口第2号橋	キタソグチダイイニゴウキヨウ	津荷佐部線	不明	12.10	0.80		R4
亀の甲橋	カメノコウハシ	津荷佐部線	不明	14.20	2.10		R4
江川橋	エカワハシ	津荷佐部線	不明	3.00	2.50		R4
津荷西谷第1号橋	ツガニシタニダイイチゴウキヨウ	津荷西谷線	不明	5.60	2.50		R4
津荷橋	ツガハシ	津荷南東線	1991	6.00	4.60		R4
松葉橋	マツハハシ	津荷南1号線	不明	3.00	2.15		R4
二の露橋	(ニノツユハシ)	町道三の露宮城谷線	不明	6.00	3.10	2	R3
三の露橋	(サンノツユハシ)	町道三の露宮城谷線	不明	3.00	3.40	2	R3
寺の谷第3号橋	(テラノタニダイイ3ゴウキヨウ)	町道江川高校線	不明	2.00	2.20	2	R3
寺の谷第2号橋	(テラノタニダイイ2ゴウキヨウ)	町道江川高校線支線3号線	不明	3.00	3.92	1	R3
寺の谷第1号橋	(テラノタニダイイ1ゴウキヨウ)	町道三の露和田線	不明	4.00	3.90	2	R3
和田橋	(ワタハシ)	町道三の露和田線支線1号橋	不明	9.00	4.45	1	R3
江崎橋	(エザキハシ)	町道江川和田本線	不明	4.00	4.00	2	R3
宮城谷橋	(ミヤギタニハシ)	町道江川和田本線	不明	6.00	3.50	1	R3
右東谷橋	(ウトウタニハシ)	町道右東谷津荷線	不明	4.00	6.35	2	R3
かんかん谷橋	(カンカンタニハシ)	町道右東谷団地1号線	1994	8.00	4.05	1	R3
きちごん谷橋	(キチゴンタニハシ)	町道右東谷団地1号線	不明	5.00	6.00	2	R3
津荷南橋	ツガミナミハシ	津荷西谷線	不明	5.80	24.60		R4
弁財天橋	(ヘンザインハシ)	町道中湊山際線支線2号線	1996	5.00	1.65	2	R3
立場谷第2号橋	タテバタニダイイニゴウキヨウ	漆畠立場谷線	不明	5.00	3.00		R4
立場谷第1号橋	タテバタニダイイチゴウキヨウ	漆畠立場谷線	不明	5.30	3.50		R4
長谷橋	オサグニハシ	寺の前漆畠線	不明	10.50	4.75		R4
するすぎ橋	スルスギハシ	漆畠溜池線	不明	7.00	2.60		R4
和田地橋	ワタチハシ	上田原和田地線	不明	4.70	4.20		R4
大畑第2号橋	オハタダイニゴウキヨウ	佐部楠線	不明	4.70	2.50		R4
市洞橋	イシホラハシ	佐部楠線	不明	5.60	3.06		R4
大畑橋	オオハタハシ	佐部楠線	不明	9.40	3.00		R4
大川端橋	オオカワハタハシ	佐部楠線	不明	4.50	4.00		R4
役見谷橋	ヤクミタニハシ	佐部楠線	不明	4.40	4.90		R4
明神橋	ミヨウジンハシ	佐部明神線	不明	11.00	2.50		R4
音ヶ敷橋	オトガシキハシ	佐部音ヶ敷線	1999	11.80	3.00		R4

橋梁名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	点検記録	点検 実施 年度
						判定区分	
湯の谷橋	ユノタニハシ	佐部湯の谷口線	不明	7.00	4.00		R4
荒船第3号橋	アラフネダ インゴ ウキヨウ	田原荒船線	不明	4.52	2.40	1	R4
高浜第2号橋	タカハマダ インゴ ウキヨウ	女郎神高浜線	不明	3.90	0.80		R4
高浜第3号橋	タカハマダ インゴ ウキヨウ	女郎神高浜線	不明	4.65	0.90		R4
高浜第5号橋	タカハマダ インゴ ウキヨウ	女郎神高浜線	不明	4.30	2.50		R4
荒船第2号橋	アラフネダ インゴ ウキヨウ	田原荒船線	不明	6.00	2.50	2	R4
高浜第1号橋	タカハマダ イチゴ ウキヨウ	田原荒船線	1990	8.30	3.20		R4
水汲橋	ミズクミハシ	田原荒船線	1990	6.40	3.40		R4
荒立橋	アラタニハシ	田原荒船線	不明	5.00	3.00	2	R4
山谷橋	ヤマタニハシ	山谷荒立線	不明	2.00	2.00		R4
玉蔵院橋	キヨクゾウ ウインハシ	和田前玉蔵院線	不明	3.15	1.50		R4
田原上地橋	タカラウエシハシ	田原上地線	不明	2.00	3.10		R4
東向橋	ヒガシムカイハシ	上地東向線	不明	3.40	4.00		R4
荒船第1号橋	アラフネダ イチゴ ウキヨウ	荒船鬼宿線	不明	10.00	3.00	3	R4
荒船大浦橋	アラフネオウラハシ	荒船鬼宿線	不明	5.05	3.00	2	R4
宮城谷川橋	(ミヤギ タンカ リハシ)	町道三の露宮城谷線支線1号線	不明	6.00	3.40	1	R3
原町橋	(ハラマチハシ)	町道西向港線	不明	4.00	8.00	2	R3
汐見橋	シオミハシ	埋立C線	1987	7.85	10.05		R4
夜ヶ谷橋	(ヨカタニハシ)	町道二色線	2013	6.38	4.20	1	R3

個数 : 193

資料 19 道路危険予想箇所一覧表

緊急輸送道路（第2次緊急輸送道路）

県道路保全課

市町村	道路名称	要対策箇所数
串本町	田原古座線	1箇所
串本町	串本古座川線	1箇所
串本町	樺野串本線	2箇所
串本町	潮岬周遊線	6箇所

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和4年度修正）

一般国道（国管理）

近畿地方整備局（和歌山・紀南河川国道事務所）

路線名	規制区間		規制条件			危険内容	迂回路
			気象条件	気象等観測所			
	所在地	延長km	通行止 mm				
国道 42号	有田～田並	1.6	連続雨量 250	有田道路 テレメータ	崩落・落石等	なし	
	田原～津荷	3.1	250	古座道路 テレメータ			

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）及び国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

一般国道（県管理）

路線名	規制区間		交通量 T90 (台/日)	規制条件			危険内容	備考
				気象等基準値		気象等観測所		
	所在地	延長km		連続雨量 mm	時間雨量 mm			
国道 371号	古座川町一雨 串本町高富	8.0	997	200	45	串本町重畠山 (砂)、串本町串本 (砂)	落石 土砂崩落	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和4年度修正）

主要県道（県管理）

路線名	規制区間		交通量 T90 (台/日)	規制条件			危険内容	備考
				気象等基準値		気象等 観測所		
	所在地	延長km		連続雨量 mm	時間雨量 mm			
串本古座川線	古座川町下地 串本町和深	10.0	455	180	45	串本町和深 (砂)、古座川 町蔵土(砂)	落石 土砂崩落	
樺野串本線	串本町大島 串本町出雲	1.5	2,600	風、高潮その他危険が 予想される場合		苗我島観測所 所(道)(波 高・風速)	強風 越波	
潮岬周遊線	串本町串本 串本町出雲	1.6	3,093	200	50	串本町串本 (砂)、潮岬測 候所	落石、土砂 崩落、越波	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和4年度修正）

資料 20 同報系及び移動系無線一覧表

同報系・屋外拡声子局一覧表

子局番号	地区名	設置個所名	番地	旧子局名称
	串本	消防防災センター	串本	親局
	潮岬	潮岬中継局	潮岬	中継局
	和深	牟礼山	牟礼山	簡易中継局
	和深	東地会館	和深	再送信局
	須江	大森官舎	須江	再送信局
	古座	古座漁村センター	下ノ丁	再送信局
	古座ヴィラ	古座ヴィラ	古座ヴィラ	再送信局
00	串本	町役場	串本	矢ノ熊
01	串本	法務局跡町営駐車場	串本	東・南
02	串本	西児童遊園地	串本 1049-10	西・北
03	串本	祇園山	串本 1145-2	祇園山
04	串本	堀笠島タワー前	串本 1437	堀笠嶋 1
05	串本	水門まつり横県有地	串本 1557-20	堀笠嶋 2
06	串本	保育所手前民間駐車場	串本 344-1	矢ノ熊
07	串本	労金横町営駐車場	串本 2000-9	大水崎 1
08	サンゴ台	大水崎浄化センター	サンゴ台 1081-1	大水崎 2
09	串本	橋杭小運動場横町有地	串本 2000-12	大水崎 3
10	袋	袋港山側民地	串本 624	袋
11	くじの川	闘野川消防屯所	串本 645-5	くじの川
12	二色	向袋官地	二色 614	二色 1
13	二色	旧農協錦富出張所	二色 501-6	二色 2
14	高富	稻生製材所	高富 588-3	高富 1
15	高富	光明寺駐車場	高富 375	高富 2
16	高富	赤鯨ダム化成横	高富 718-11	高富 3
17	潮岬	搭石養鷄場付近	潮岬 169	潮岬 1
18	潮岬	平松 三叉路	潮岬 329-2	潮岬 2
19	潮岬	小平松バス停付近民地	潮岬 3578-1	潮岬 3
20	潮岬	潮岬公民館	潮岬 3454-1	潮岬 5
21	潮岬	潮岬中学校	潮岬 3349-69	潮岬 6
22	潮岬	警察官舎付近	潮岬 3380-165	潮岬 7
23	潮岬	潮岬東地付近	潮岬 1949-3	潮岬 8
24	潮岬	林自動車付近	潮岬 3039	潮岬 9
25	潮岬	潮岬観光タワー裏	潮岬 2735-1	潮岬 10
26	潮岬	萩尾	潮岬 845	潮岬 11
27	出雲	権現信号付近	出雲 1474	出雲 1
28	出雲	出雲県営住宅前	出雲 1617-1	出雲 2

子局番号	地区名	設置個所名	番地	旧子局名称
29	出雲	観福寺	出雲 1056 先	出雲 3
30	有田	海中公園	有田 1158	有田 1
31	有田	貝岡不燃置場	有田 671-5	有田 2
32	有田	有田公民館	有田 630	有田 3
33	有田	有田旧国道入谷	有田 104-3	有田 4
34	有田	大山教員住宅	有田 493-1	有田 5
35	有田	有田上町営住宅	有田上 24-1	有田 6
36	田並	田並津波避難タワー	田並 1081-1	田並 1
37	田並	串本西中学校	田並 1300	田並 2
38	田並	田並田ノ崎	田並 746-4	田並 3
39	田並	愛民館	田並上 95-3	田並 4
40	田並	田並上	田並上 681 先	田並 5
41	江田	江田	江田 467-1	江田
42	田子	田子の浦バス停付近	田子 688-2	田子 1
43	田子	田子橋付近	田子 149-5	田子 2
44	田子	田子平見	田子 18	田子 3
45	田子	田子墓地付近	田子 339	田子 4
46	安指	赤瀬平見	和深 2884	安指 1
47	安指	安指九ノ平見	和深 2770-1	安指 2
48	安指	安指会館	和深 273 先	安指 3
49	安指	安指川	和深 2505	安指 4
50	安指	安指平見	和深 2405-5	安指 5
51	和深	和深新田平見	和深 2079	和深 1
52	和深	和深東地会館	和深 1851 先	和深 2
53	和深	和深小学校	和深	和深 3
54	和深	和深川	和深 1195 先	和深 4
55	和深	旧和深保育園	和深 682-2	和深 5
56	和深	和深上田ノ岡	和深 817-54	和深 6
57	和深	和深熊谷	和深 310-1	和深 7
58	和深	和深雨島	和深 176	和深 8
59	里川	里川	里川 166	里川 1
60	里川	里川集会所	里川 631-1	里川 2
61	大島	大島港	大島 8	大島 1
62	大島	大島水谷	大島 219-3	大島 2
63	大島	大島田代港	大島 1686-1	大島 3
64	須江	須江漁港	須江 60	須江 1
65	須江	須江浜須賀	須江 635	須江 2
66	須江	須江コミュニティセンター	須江 784-2	須江 3
67	樫野	樫野青年会館	樫野 637-1	樫野 1
68	樫野	トルコ記念館	樫野 1025-26	樫野 2
69	樫野	樫野漁港	樫野 1021-13	樫野 3

子局番号	地区名	設置個所名	番地	旧子局名称
70	須江	自衛隊大森官舎	須江 1203-7	自衛隊
71	田並	田並灰地	田並 984	田並 6
72	串本	串本体育館	串本 2427	串本体育館
73	サンゴ台	串本海洋センター	サンゴ台 1060-42	大水崎 4
74	出雲	出雲花卉団地前	潮岬 668-2	出雲 4
75	橋杭	旧橋杭漁港		くじの川 2
76	姫川	姫川上		姫川上
77	姫川	姫川下		姫川下
78	姫	福寿荘	姫 718	福寿荘
79	姫	姫屯所	姫 703-2	姫屯所
80	伊串	伊串屯所	伊串 264-2	伊串屯所
81	伊串	伊串公園（旧保育所）	伊串	伊串公園（旧保育所）
82	目津・大浦	重疊山神社下		重疊山神社下
83	目津・大浦	重疊山みかん園		重疊山みかん園
84	目津・大浦	目津・大浦		目津・大浦
85	西向	西向中学校	西向 922	西向中学校
86	西向	鶴ヶ浜	西向 1493-1	鶴ヶ浜
87	西向	地主神社	西向	地主神社
88	西向	みくまの農協	西向 763	みくまの農協
89	西向	古座保健所	西向 193	古座保健所
90	古田	古田下	古田	古田下
91	古田	古田上	古田	古田上
92	古座	古座小学校	中湊 160	古座小学校
93	古座	古座漁協上	古座	古座漁協上
94	古座	古座川病院	古座 1035	古座川病院
95	上野山	上野山団地	古座	上野山団地
96	津荷	津荷水源地	津荷 558-2	津荷水源地
97	津荷	津荷屯所	津荷 116	津荷屯所
98	津荷	旧喜楽荘	津荷 928	旧喜楽荘
99	串本	串本小学校	串本	串本小学校
100	古座ヴィラ	古座ヴィラ	田原	古座ヴィラ
101	田原	田原出張所	田原 540	田原出張所
102	田原	若者広場	田原 2776	若者広場
103	田原	国民宿舎あらふね	田原 2518-1	国民宿舎あらふね
104	田原	キャンプランド	田原 2338	キャンプランド
105	田原	高浜	田原	高浜
106	田原	荒船	田原	荒船
107	田原	佐部の口	田原	佐部の口
108	田原	上田原センター	田原	上田原センター
109	佐部	佐部集会所	田原	佐部集会所
110	古座	下ノ丁バス停	古座	下ノ丁バス停

子局番号	地区名	設置箇所名	番地	旧子局名称
111	中湊	江崎橋	中湊	江崎橋
112	田原	下田原漁協	田原 356-10-1	下田原漁協
113	串本	上浦公園	串本 1403-2	上浦公園
114	串本	串本駅前	串本 42-10	串本駅前駐車場
115	潮岬	船瀬漁港	萩尾 866	船瀬漁港
116	西向	古座分庁舎	西向	古座分庁舎
117	串本	JA 屋上	串本	JA 屋上
118	袋	袋南	串本	袋南
119	串本	大水崎町住宅	串本	大水崎町住宅
120	潮岬	上地ベアリング側	潮岬	上地ベアリング側
121	出雲	出雲トンネル付近	出雲	出雲トンネル付近
122	田並	田並駅前	田並	田並駅前
123	田並	野なぎ漁港	田並	野なぎ漁港
124	安指	安指漁港	安指	安指漁港
125	和深	舟並漁港	和深	舟並漁港
126	串本	串本中学校ホーンアレイ	串本	串本中学校
127	西向	古座分庁舎ホーンアレイ	西向	古座分庁舎
27-1	出雲	出雲小学校	出雲	27 の有線 SP、建物屋上
121-1	出雲	旧小学校付近	出雲	121 の有線 SP、旧小学校
53-1	和深	旧中学校屋上	和深	53 の有線 SP、中学校屋上

移動系

種別	移動系無線	数量
車載移動局	役場車載型無線機	2 局
	消防署車載型無線機	1 局
	水道課車載型無線機	5 局
可搬移動局	役場可搬型無線機	6 局
	社会福祉協議会可搬型無線機	1 局
	消防署可搬型無線機	7 局
携帯移動局	役場携帯型無線機	5 局
	水道課携帯型無線機	6 局

孤立集落通信確保事業集落可搬型陸上移動局設置箇所

No	設置施設名等	住 所
1	串本小学校	串本町串本 776
2	串本高等学校	串本町串本 1522
3	袋区自主防災会倉庫	串本町串本 619 地先 (袋区内)
4	串本町公民館橋杭支館	串本町齧野川 1455-内 1 号
5	徳泉寺	串本町齧野川 214
6	錦富小学校	串本町二色 360
7	高富地区集会所	串本町高富 485-3
8	潮岬青少年の家	串本町潮岬 669
9	串本町公民館有田支館	串本町有田 630
10	個人宅	串本町吐生 297-1
11	串本西中学校	串本町田並 1300
12	田並地区防災拠点施設	串本町田並上 1131
13	海藏寺	串本町江田 528
14	田子多目的集会所	串本町田子 118-5
15	串本町公民館赤瀬支館	串本町和深 2876
16	和深総合センター	串本町和深 689
17	里川集会所	串本町里川 636
18	個人宅	串本町里川 245
19	紀伊大島開発総合センター	串本町大島 8
20	大島小学校	串本町須江 1577-11
21	防災行政無線屋外子局	串本町姫川 61
22	海林寺	串本町姫 160
23	伊串多目的集会所	串本町伊串 264-2
24	西向小学校	串本町西向 638
25	古座小学校	串本町中湊 160
26	津荷集会所	串本町津荷 376
27	古座ヴィラコミュニティセンター	串本町田原 3704-101, 3704-102
28	旧田原中学校	串本町田原 700
29	役場保管	串本町サンゴ台 690-5

資料 21 災害時優先電話一覧表

○庁舎関係

施設名	電話番号	住所	備考
串本町役場本庁舎	0735-62-5500	サンゴ台 690-5	
串本町消防本部	0735-62-0625	サンゴ台 1256-1	

○小学校

施設名	電話番号	住所	備考
串本小学校	0735-62-0039	串本 776	
橋杭小学校	0735-62-0340	串本 2000-12	
出雲小学校	0735-62-0186	出雲 1617-21	
潮岬小学校	0735-62-0506	潮岬 3136	
串本西小学校	0735-66-0330	有田 411	
大島小学校	0735-65-0245	須江 1577-11	
西向小学校	0735-72-0137	西向 638	
古座小学校	0735-72-0077	中湊 160	
田原小学校	0735-74-0811	田原 725	

○中学校

施設名	電話番号	住所	備考
串本中学校	0735-62-4634	串本 1620	
潮岬中学校	0735-62-0502	潮岬 3349	
串本西中学校	0735-66-0013	田並 1300	
西向中学校	0735-72-1675	西向 922	

○公民館

施設名	電話番号	住所	備考
潮岬公民館	0735-62-3731	潮岬 3454-1	
赤瀬公民館	0735-67-0021	和深 2876	
和深公民館	0735-67-0004	和深 910	
紀伊大島開発総合センター	0735-65-0962	大島 8	
ふれあいの家	0735-62-2755	出雲 1614-1	

○水道施設

施 設 名	電 話 番 号	住 所	備 考
上水道潮岬中継ボンプ所	0735-62-3163	串本 1711-1	
二色上水道事務所	0735-62-0152	二色 429	
田並浄水場	0735-66-1122	田並上 1087	田並水源地
田子浄水場	0735-67-0457	田子 316	
里川浄水場	0735-67-0454	里川 488-1	

○携帯電話

施 設 名	電 話 番 号	住 所	備 考
串本町役場本庁舎	090-7484-3293	サンゴ台 690-5	
串本町役場(旧)古座分庁舎	090-3033-7940	西向 359	
串本消防署	090-8822-8420		
串本消防署	090-8822-8421		
串本消防署	090-8658-3621		
古座消防署	090-1674-9625	古座 1035	救急車
七川分駐所	090-7764-6528	古座川町佐田 1035	救急車
くしもと町立病院	090-3289-1476	サンゴ台 691-7	

資料 22 町内医療機関（病院）一覧表

病院名	病床数					所在地	診療科目	電話
	療養 一般	結 核	感 染	精 神	合計			
串本有田病院	174				174	東牟婁郡串本町有田 499-1	内、循内、腎内（透）、 脳外、皮、眼、リハ、外、 放	0735-66-1021
くしもと町立病院	130				130	東牟婁郡串本町サンゴ 台 691-7	内、外、整リハ、産婦、 小、眼、耳、泌、脳外（令 和2年4月から休診）	0735-62-7111
医療法人芳純会 潮岬病院	2				178	東牟婁郡串本町潮岬 417	精、内、心内	0735-62-0888
計	306				178	484		

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成30年度修正）ほか

資料 23 和歌山県救急告示医療機関（町内及び田辺・新宮地区）一覧表

地 区	医 療 機 関	病 床 数					住 所	診 療 科 目	電 話
		療養 一般	結 核	感 染	精 神	合計			
串 本	くしもと町立病院	130				130	東牟婁郡串本町サンゴ台 691-7	内、外、整、泌尿、産婦、眼、 耳、小、脳外（令和2年4月か ら休診）	0735-62-7111
新 宮	新宮市立 医療センター	300		4		304	新宮市蜂伏 18-7	内、小、外、整、形、脳、呼外、 心、泌尿、二、産婦、耳、リハ、 麻、眼、皮、放、神内、歯腔	0735-31-3333
	那智勝浦町立 温泉病院	150				150	東牟婁郡那智勝浦町天満 1185-4	内、小、外、整、産婦、眼、耳、 リハ、放	0735-52-1055
田 辺	研医会 田辺中央病院	139				139	田辺市南新町 147	内、外、循、整、リハ、消、二	0739-24-5333
	(独)国立病院機構 南和歌山医療セン ター	316				316	田辺市たきない町 27-1	内、精、呼、消、循、小、外、 整、脳、泌尿、産婦、眼、耳、 リハ、放、麻、皮、歯、心	0739-26-7050
	紀南病院	352		4		356	田辺市新庄町 46-70	内、精、呼、神、循、小、外、 整、脳、心、小外、泌尿、産婦、 耳、リハ、歯腔、皮、眼、呼外、 消、放	0739-22-5000
	白浜はまゆう病院	258				258	西牟婁郡白浜町 1447	内、小、外、整、リハ、皮、消、 呼、循、リハ、眼、耳、婦、泌尿	0739-43-6200
	国保すさみ病院	72				72	西牟婁郡すさみ町 周參見 2380	内、外、リハ	0739-55-2065

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

資料 24 災害拠点病院（医療圏：新宮）

医療機関	所在地	診療科目	電話
新宮市立医療センター	新宮市蜂伏 18-7	内、循内、神内、外・肛、脳外、整、小、歯外、産婦、眼、泌、耳、形外、皮、呼外、心血外、リハ、放、麻	TEL : 0735-31-3333 衛星携帯 : 881-623412187 090-7492-6220 FAX : 0735-31-3337

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 30 年度修正）

資料 25 災害支援病院（医療圏：新宮）

医療機関	所在地	診療科目	電話
くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台 691-7	内、外、整リハ、産婦、小、眼、耳、泌、脳外（令和 2 年 4 月から休診）	TEL : 0735-62-7111 衛星携帯 : 080-2530-6475 FAX : 0735-67-7200
那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町天満 1185-4	内、整、リハ、眼、循内、糖内、小	TEL : 0735-52-1055 衛星携帯 : 080-8306-5258 FAX : 0735-52-3853

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 30 年度修正）

資料 26 地区医師会（東牟婁・西牟婁）所在地及び連絡先一覧表

医師会名	住 所	電話・FAX
東牟婁郡医師会	〒649-5172 東牟婁郡太地町森浦 703-4 南紀パシフィックヴィラ 401	TEL : 0735-59-3403 FAX : 0735-59-2012
西牟婁郡医師会	〒649-2211 西牟婁郡白浜町 3771-12	TEL : 0739-42-2067 FAX : 0739-43-3124

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 30 年度修正）

資料 27 津波避難場所等一覧表

指定津波避難所、一時避難場所、津波避難ビル、津波避難タワー一覧

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
和 深	西地花卉集荷施設（指定避難所） 和深総合センター（指定避難所） 和深前地コミュニティセンター （指定避難所） 上品寺（指定避難所） 小河口多目的集会所（指定避難所） 旧和深中学校（指定避難所） 東地花卉集荷施設（指定避難所）	JR 和深駅付近 上野 中嶋 和田谷 和深屯所付近 民宿えびす付近	
安 指	赤瀬公民館（指定避難所）	安指平見 安指大橋の西 鉄道法面 あらの坂 不動さん 九ノ平見 金崎ガード裏山	
田 子	赤瀬公民館（指定避難所） 願成寺（指定避難所）	JR 田子駅 元峰平見下 元峰平見上 田子区民会館裏山 久美屋裏山 中の平見中央 中の平見中腹 富山平見	
江 田	海蔵寺（指定避難所）	岡裏山 井沼裏山 向井裏山 井沼トンネル裏山 新屋付近 田中付近 荒井付近 玉置付金 国道 42 号（海側）松尾平見 登口 国道 42 号（山側）江田平見 登口	

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
田 並	愛民会館（指定避難所） 田並地区防災拠点施設（指定避難所）	国道42号（いねむりパーキング付近） のうなぎ1 のうなぎ2 田ノ崎 灰地 JRトンネル裏 円光寺裏山 西峰1 西峰2 旧田並小学校体育館裏山 串本西中学校（2階以上） 津呂地平見 荒計谷 水本裏山 竹内裏墓地 天神 佐居裏山 旧国道1 国道42号串本方面 串本町リサイクルセンター	津波避難タワー（田並）
有 田	旧稻村環境管理センター（指定避難所）	国道42号（田並寄） 旧国道（入谷） 佐々木山 出水の谷 次右衛門谷 和田地 チンチンアメ 宝生寺 串本西小学校裏山 大山町営住宅A 大山町営住宅B 串本有田病院付近 風吹山登山口 正覚寺柿山 港谷配水池 港谷 天理の丘 天理の丘南 和助の山A 和助の山B 貝岡中の畠 逢坂山トンネル付近 旧稻村環境管理センター	

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
高富	光明寺（指定避難所）	国道42号線(逢坂山トンネル方面) トラ谷 ミカン畑1 ミカン畑2 釜郷原 カジヤ裏 集会所裏 JR高富変電所前 稻垣裏山 旧錦富小学校屋上 旧錦富小学校裏山	
二色	にしき園（福祉避難所）	旧錦富小学校屋上 旧錦富小学校裏山 又射谷 戸畔 伊平裏山 戸先1 戸先2 にしき園屋上 楠の下 法雲寺裏山 稻荷神社裏山 キッチョモ裏山 茶山西 茶山東 大乗	
袋		渡船前 広原宅裏 バス停裏 備蓄倉庫前（西の岡） 西の岡（袋側） 錦江山北 地蔵道 マリンセンター裏山 エビス山	
北		串本町学校給食センター 西の岡（本町通り裏山） 串本小学校裏山 西の岡（図書館裏山） 西の岡（墓地上） 幼稚園横高台	
西		西の岡（本町通り裏山） 串本小学校裏山 西の岡（図書館裏山） ギオン山 串本町学校給食センター	
植松	串本古座高校串本校舎体育館 (指定避難所)	ギオン山 雇用促進住宅 植松防災センター	

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
堀笠嶋	串本古座高校串本校舎体育館 (指定避難所)	雇用促進住宅 串本中学校裏山 A コープ付近登り口 尾の浦奥	津波避難タワー(串本) 和歌山東漁協津波避難 タワー 旧 NTT ビル(屋上)
南	串本古座高校串本校舎体育館 (指定避難所)	西の岡(本町通り裏山) 串本小学校裏山 西の岡(図書館裏山) ギオン山 串本町学校給食センター	和歌山東漁協津波避難 タワー
東		西の岡(本町通り裏山) 串本小学校裏山 西の岡(図書館裏山) ギオン山 串本町学校給食センター	ホテルシーカンス 小西マンション(屋上)
矢の熊	サンゴ台集会所(指定避難所) クラブハウス(指定避難所) 消防防災センター(消防本部・串本 消防署)(指定避難所)	西の岡(本町通り裏山) 串本小学校裏山 西の岡(図書館裏山) 西の岡(墓地上) 幼稚園横高台 奥の谷 矢ノ熊踏切急傾斜上 矢ノ熊谷 雨天練習場付近 総合運動公園 消防防災センター(消防本 部・串本消防署) くしもと町立病院 串本町役場	紀乃国屋ビル(屋上) 成和ビル(屋上)
大水崎	サンゴ台集会所(指定避難所) クラブハウス(指定避難所) 消防防災センター(消防本部・串本 消防署)(指定避難所)	雨天練習場付近 イベント広場 総合運動公園 消防防災センター(消防本 部・串本消防署) くしもと町立病院 串本町役場	新宮警察署串本分庁舎 (屋上) 大江戸温泉物語(4階 以上)
サンゴ台	サンゴ台集会所(指定避難所) クラブハウス(指定避難所) 消防防災センター(消防本部・串本消 防署)(指定避難所)	消防防災センター(消防本 部・串本消防署) くしもと町立病院 串本町役場	
潮岬	平松コミュニティセンター (指定避難所) 潮岬中学校(体育館)(指定避難所) 潮岬小学校(体育館)(指定避難所) 潮岬公民館(指定避難所) 萩尾塔石集会所(指定避難所) 潮岬青少年の家(指定避難所) 潮岬あゆみ園(福祉避難所) ほっとハウスうわの園(福祉避難 所) 和歌山県南紀熊野ジオパークセン ター	潮岬こども園	

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
出雲	潮岬青少年の家（指定避難所） ふれあいの家（指定避難所） 観福寺（指定避難所）	出雲小学校 ヘイチの坂 周遊道路 旧小学校跡付近 尾の浦付近 イカシキ 竹林裏 墓地登り口 墓地付近 ジョロコシ 牛尾野 出雲集会所裏山 井城跡地 西の丘 薬師堂（観福寺）	
大島	蓮生寺（指定避難所） 大島消防屯所（指定避難所） 大島小学校（体育館）（指定避難所） 旧大島中学校（指定避難所）	水谷高台 打越 忠魂碑 水門神社 温泉前 大島保育所裏山	
須江	大島小学校（体育館）（指定避難所） 旧大島中学校（指定避難所） 須江コミュニティセンター（指定避難所） 須江・浜須賀集会所（指定避難所） 南丁寺（指定避難所）	旧須江小学校 カケノ農道 中尾の坂 須江消防屯所 須江崎の坂	
樫野	樫野集会所（指定避難所）	釣り公園裏山 バス停港口 福島宅付近 鈴木宅付近	
龜野川	徳泉寺（指定避難所）	大乗郷 阿部付近 西地墓地上 西地坂道 橋杭集会所上 六勝寺跡 坂地うどん店駐車場付近 JRトンネル上	
姫		しりでの坂 井上山 かじや山 池田山 海林寺裏山 稻荷山 いちすけ裏山 中山蜜柑畑 旧養春小学校裏山 崩れ	

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
伊 串	海蔵寺（指定避難所）	山見登り口 尾崎みかん園 セドノ山 ドウ谷 地蔵様上 山ノ神 五輪山	
目津大浦		大浦町営住宅裏山 大浦墓地 目津墓地 目津平見 目津の谷 西向中学校（3階以上）	
神野川	宗福寺（指定避難所） 西向小学校(体育館)（指定避難所）	西向中学校（3階以上） 坂畠の山 経塚 浅利裏山 地主神社裏山 西向小学校裏山	
原 町	西向小学校(体育館)（指定避難所）	西向小学校裏山 岡田山 火伏の森周辺	津波避難タワー（西向）
上ヶ地	西向小学校(体育館)（指定避難所）	西向小学校裏山 岡田山 火伏の森周辺	
住 吉	西向小学校(体育館)（指定避難所）	火伏の森周辺 串本町役場旧古座分庁舎（3階以上）	津波避難タワー（西向）
岩 潤	成就寺（指定避難所）	串本町役場旧古座分庁舎（3階以上） 護国神社跡 青年クラブ裏山 カジヤ谷 大神神社入口	
古 田	古田コミュニティセンター （指定避難所） 六勝寺（指定避難所）	岩渕谷 山口谷 古田第2浄水場 市谷広場 中谷倉庫 地主神社 栗原（河内様裏山）	
中 湊	旧串本古座高校古座校舎体育館 （指定避難所） 古座小学校2階以上（指定避難所） 古座公民館（指定避難所）	正法寺 右東谷津荷線登り口	
古 座		阿弥陀寺 青原寺 中ノ谷 旧古座川病院裏山 造船所裏	

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
津 荷	旧上野山保育所（指定避難所） 上野山にしき園（福祉避難所） 通園らっこ（福祉避難所）	上野山防災広場 上野山北 上地 永明寺裏 志うけの谷 稻荷山1 稻荷山2 稻荷山3 稻荷山4 稻荷山5 上野山こども園 佐藤宅付近 小畠裏 宮様の山	
上野山	古座福祉センター（指定避難所） 旧上野山保育所（指定避難所）		
田 原 古座ヴィラ	古座ヴィラコミュニティセンター（指定避難所） 旧田原中学校 2階以上（指定避難所）	黒潮台 えびす 五平山 せーべの平見 たん谷 田原小学校（2階以上） 坊の山 むねの平見1 むねの平見2 むねの平見3 展望台 かまとこの平見	津波避難タワー(田原)
上田原 佐 部	正法寺（指定避難所） 古座あさかぜ園（福祉避難所） 上田原生活改善センター（指定避難所）		

資料 28-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

【津波（南海トラフ）に関する指定緊急避難場所の安全レベルの説明】

- ☆☆☆ → 津波からとの安全度が高い
 - ☆☆ → 津波からの安全度が高いが、注意が必要な内容あり
 - ☆ → 津波の浸水が想定される場所の緊急避難先（津波避難ビル等）
- ※ここでの津波は、南海トラフの巨大地震による津波を想定

【風水害に関する指定緊急避難場所の安全レベルの説明】

土砂災害と浸水による☆の数が異なる場合は、少ない方の☆を当該避難場所の区分とする。

- ☆☆☆ → 土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難場所
- ☆☆ → 土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難場所
- 大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難場所
- (注) → 大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性があり高い避難場所

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報				指定緊急避難場所				指定避難所 土砂災害
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海トラフ)	地震	風水害	土砂 災害	
和深-1	和深	西地花卉集荷施設	和深535-4	102	34	45	○☆☆☆	○	○	○☆☆☆	○
和深-2	和深	和深総合センター	和深689	809	270	39	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆	○
和深-3	和深	和深前地コミュニティセンター	和深697-2	93	31	32	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	
和深-4	和深	上品寺	和深929	124	41	12	○☆☆☆	○	○	○☆☆☆	○
和深-5	和深	小河口多目的集会所	和深1170	101	34	16	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○○☆	
和深-6	和深	旧和深中学校	和深978	2,705	902	11	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○○	
和深-7	和深	東地花卉集荷施設	和深1851	101	34	38	○☆☆☆	○	○	○☆☆☆	○

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報						指定緊急避難場所				
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人) (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ト7)	地震	風水害
和深-8	和深	和深公民館	和深910	401	134	6	○	☆☆☆	○	○	○	○	☆☆☆
和深-9	和深	JR和深駅付近	和深800			14	○	☆☆☆	○	○	○	○	☆☆☆
和深-10	和深	上野	和深			44	○	☆☆☆	○	○	○	○	
和深-11	和深	中嶋	和深			13	○	☆☆☆	○	○	○	○	
和深-12	和深	和田谷	和深			15	○	☆☆☆	○	○	○	○	
和深-13	和深	和深屯所付近	和深			14	○	☆☆☆	○	○	○	○	
和深-14	和深	民宿ひづれ付近	和深			17	○	☆☆☆	○	○	○	○	☆☆☆
里川-1	里川	里川集会所	里川636	57	19	90	○	☆☆☆	○	○	○	○	☆☆☆
安指-1	安指	安指会館	和深2720-5先	110	37	5	○	○	○	○	○	○	
安指-2	安指・田子	赤瀬公民館	和深2876	828	276	28	○	○	○	○	○	○	○
安指-3	安指	安指平見	和深			26	○	☆☆☆	○	○	○	○	☆☆☆
安指-4	安指	安指大橋の西	和深			19	○	☆☆☆	○	○	○	○	
安指-5	安指	鉄道法面	和深			11	○	☆☆☆	○	○	○	○	
安指-6	安指	あらの坂	和深			21	○	☆☆☆	○	○	○	○	
安指-7	安指	不動さん	和深			17	○	☆☆☆	○	○	○	○	
安指-8	安指	九ノ平見	和深			22	○	☆☆☆	○	○	○	○	
安指-9	安指	金崎ガード裏山	和深			15	○	☆☆☆	○	○	○	○	
田子-1	田子	願成寺	田子89	76	25	13	○	☆☆☆	○	○	○	○	☆☆☆

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報				指定緊急避難場所							
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人) (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害
田子-2	田子	田子多目的集会所	田子	136	45	4	○				○			
田子-3	田子	JR田子駅	田子			13	○ ☆☆☆							
田子-4	田子	元峰平見上	田子			44	○ ☆☆☆			○				
田子-5	田子	元峰平見下	田子			20	○ ☆☆☆			○				
田子-6	田子	田子区民会館裏山	田子			20	○ ☆☆☆			○				
田子-7	田子	久美屋裏山	田子			22	○ ☆☆☆							
田子-8	田子	中の平見中央	田子			40	○ ☆☆☆			○				
田子-9	田子	中の平見中腹	田子			27	○ ☆☆☆							
田子-10	田子	富山平見	田子			39	○ ☆☆☆			○				
江田-1	江田	海蔵寺	江田528	51	17	13	○ ☆☆☆	○	○	○ ☆☆☆	○	○	☆	
江田-2	江田	江田多目的集会所	江田91-1	136	45	4	○				○			
江田-3	江田	個人宅(岡)付近裏山	江田			20	○ ☆☆☆							
江田-4	江田	個人宅(井沼)付近裏山	江田			10	○ ☆☆☆							
江田-5	江田	個人宅(向井)付近裏山	江田			18	○ ☆☆☆							
江田-6	江田	個人宅(井沼トンネル)付近裏山	江田			20	○ ☆☆☆							
江田-7	江田	個人宅(新屋)付近	江田			21	○ ☆☆☆							
江田-8	江田	個人宅(田中)付近	江田			20	○ ☆☆☆							
江田-9	江田	個人宅(荒井)付近	江田			20	○ ☆☆☆							

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報					指定緊急避難場所						
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人/3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害
江田-10	江田	個人宅(玉置)付近	江田			20	○☆☆☆							
江田-11	江田	国道42号(海側)松尾平見登口	江田			20	○☆☆☆			○				
江田-12	江田	国道42号(山側)江田平見登口	江田			21	☆☆☆☆			○				
田並-1	田並	田並上多目的集会所(愛民会館)	田並上95-3	84	28	13	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○☆☆☆	○
田並-2	田並	田並地区防災拠点施設	田並上1131	180	60	13	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○☆☆☆	○
田並-3	田並	田並公民館	田並910	415	138	5		○	○☆☆☆	○	○	○	○☆☆☆	○
田並-4	田並	旧田並小学校(体育館)	田並1212	234	78	5		○			○			
田並-5	田並	串本西中学校(体育館)	田並1300	474	158	5		○			○			
田並-6	田並	円光寺	田並1141	150	50	6		○			○			
田並-7	田並	国道42号(いねむりパーキング付近)	田並			10	○☆☆☆			○				
田並-8	田並	のうなぎ1	田並			31	☆☆☆☆							
田並-9	田並	のうなぎ2	田並			20	○☆☆☆							
田並-10	田並	田ノ崎	田並			28	☆☆☆☆							
田並-11	田並	灰地	田並			42	○☆☆☆							
田並-12	田並	JRトンネル裏	田並			35	○☆☆☆							
田並-13	田並	円光寺裏山	田並			18	☆☆☆☆							
田並-14	田並	西峰1	田並			20	○☆☆☆							
田並-15	田並	西峰2	田並			20	☆☆☆☆							
田並-16	田並	旧田並小学校体育館裏山	田並			33	○☆☆☆							

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報				指定緊急避難場所							
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害
田並-17	田並	串本西中学校（2階以上）	田並1300			12	○☆☆	○	☆					
田並-18	田並	津呂地平見	田並上			15	○☆☆☆	○						
田並-19	田並	荒計谷	田並上			18	☆☆☆☆	○						
田並-20	田並	個人宅付近（水本）裏山	田並上			9	○☆☆☆	○						
田並-21	田並	個人宅付近（竹内）裏墓地	田並上			16	○☆☆☆	○						
田並-22	田並	天神	田並			23	○☆☆☆	○						
田並-23	田並	佐居裏山	田並			9	○☆☆☆	○						
田並-24	田並	旧国道1	田並			37	○☆☆☆	○						
田並-25	田並	国道42号串本方面	田並			17	○☆☆☆	○						
田並-26	田並	串本町リサイクルセンター	田並2288-1			70	☆☆☆☆	○						
有田-1	有田	旧稻村環境管理センター	有田883			48	○☆☆☆	○	○	☆☆☆				
有田-2	有田	宝生寺	有田			53	18	22	○☆☆☆	○	○	○	○	○
有田-3	有田	有田公民館	有田630			361	120	4	○	☆☆☆☆	○	○	☆☆☆	○
有田-4	有田	串本西小学校（体育館）	有田411			554	185	4	○		○	○	○	○
有田-5	有田	正覚寺	有田			105	35	5	○		○	○	○	
有田-6	有田	国道42号 (田並寄)	有田						15	○☆☆☆				
有田-7	有田	旧国道（八谷）	有田						20	☆☆☆☆				
有田-8	有田	佐々木山	有田						20	☆☆☆☆				

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報				指定緊急避難場所							
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海トラフ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海トラフ)	地震	風水害	土砂 災害
有田-9	有田	出水の谷	有田			12	○☆☆☆							
有田-10	有田	次右衛門谷	有田			6	○☆☆☆							
有田-11	有田	和田地	有田			20	☆☆☆☆							
有田-12	有田	チンチンアメ	有田			8	○☆☆☆			○				
有田-13	有田	串本西小学校裏山	有田			20	○☆☆☆							
有田-14	有田	大山町営住宅A	有田			12	○☆☆☆							
有田-15	有田	大山町営住宅B	有田			20	○☆☆☆							
有田-16	有田	串本有田病院付近	有田			22	○☆☆☆							
有田-17	有田	風吹山登山口	有田			8	○☆☆☆							
有田-18	有田	正覚寺柿山	有田			20	☆☆☆☆			○				
有田-19	有田	港谷配水池	有田			13	○☆☆☆							
有田-20	有田	港谷	有田			12	○☆☆☆							
有田-21	有田	天理の丘	有田			12	○☆☆☆							
有田-22	有田	天理の丘南	有田			9	○☆☆☆							
有田-23	有田	和助の山A	有田			20	○☆☆☆							
有田-24	有田	和助の山B	有田			20	○☆☆☆							
有田-25	有田	貝岡中の裕	有田			15	○☆☆☆			○				
有田-26	有田	逢坂山トンネル付近	有田			13	○☆☆☆							

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報					指定緊急避難場所					
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人) (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 トヅ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 トヅ)	地震	風水害
高富-1	高富	光明寺	高富 375	79	26	17	○☆☆☆	○	○	○☆☆☆	○	○	○
高富-2	高富	高富地区集会所	高富 485-3、486	88	29	5	○				○		
高富-3	高富	国道42号(逢坂山トンネル方面)	高富			24	○☆☆☆		○				
高富-4	高富	トラ谷	高富			31	☆☆☆						
高富-5	高富	ミカソ烟1	高富			35	○☆☆☆						
高富-6	高富	ミカソ烟2	高富			44	○☆☆☆		○				
高富-7	高富	釜郷原	高富			20	○☆☆☆						
高富-8	高富	カジヤ裏	高富			20	○☆☆☆						
高富-9	高富	集会所裏	高富			20	○☆☆☆						
高富-10	高富	JR高富変電所前	高富			30	○☆☆☆						
高富-11	高富	稻垣裏山	高富			30	○☆☆☆						
高富-12	高富・二色	旧錦富小学校体育館	二色 360	452	150	8	○	☆☆☆	○	○	○	☆☆☆	○
高富-13	高富・二色	旧錦富小学校裏山	二色			30	○☆☆☆		○				
高富-14	高富・二色	旧錦富小学校(屋上)	二色			15	○☆☆☆						
二色-1	二色	二色多目的集会所	二色 372-1,2	231	77	4	○	☆☆☆☆	○	○	○	☆☆☆☆	○
二色-2	二色	法雲寺	二色 227	144	48	7	○			○			
二色-3	二色	又射谷	二色			18	○☆☆☆						
二色-4	二色	戸畔	二色			42	☆☆☆☆		○				

串本地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報				指定緊急避難場所							
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人/3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害
二色-5	二色	伊平裏山	二色		40	○☆☆☆								
二色-6	二色	戸先 1	二色		32	○☆☆☆								
二色-7	二色	戸先 2	二色		30	☆☆☆☆								
二色-8	二色	にしき園 (屋上)	二色 160		19	○☆☆								
二色-9	二色	榊の下	二色		24	○☆☆☆				○				
二色-10	二色	法雲寺裏山	二色		22	○☆☆☆								
二色-11	二色	稻荷神社裏山	二色		30	○☆☆☆								
二色-12	二色	キッヂョモ裏山	二色		31	○☆☆☆								
二色-13	二色	茶山西	二色		18	○☆☆☆								
二色-14	二色	茶山東	二色		25	☆☆☆☆								
二色-15	二色	大乗	二色		31	○☆☆☆								
串本-1	串本	日NTTビル (屋上)	串本 1894-1	538	22	☆☆☆								
串本-2	串本	紀乃国屋ビル (屋上)	串本 1801	209	12	○☆☆								
串本-3	串本	成和ビル (屋上)	串本 2304	210	13	○☆☆								
串本-4	串本	新宮警察署串本分庁舎 (屋上)	串本 2114	644	14	○☆☆								
串本-5	串本	津波避難タワー (串本)	串本 1434-1	35	10	○☆☆								
串本-6	串本	和歌山東漁協津波避難タワー	串本 1885-1	214	18	○☆☆								
串本-7	串本	ホテルシーカンス	串本 1735-33	520	15	○☆☆								

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報					指定緊急避難場所					
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 トガ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 トガ)	地震	風水害
串本-8	串本	小西マンション (屋上)	串本1547-7	110	10	○☆							
串本-9	串本	大江戸温泉物語 (4階以上)	串本2300-1	5,700	12	○☆							
串本-10	串本	串本古座高校串本校舎体育館	串本1522	1,908	636	13	☆☆☆	○		○☆☆	○		
串本-11	串本	串本小学校 (体育館)	串本776	472	157	6	○	○☆	○	○☆	○	○☆	○☆☆☆
串本-12	串本	串本町立体育館	串本2427	2,148	716	3	○	☆☆☆	○	○	○☆☆	○☆☆☆	○☆☆☆
串本-13	串本	串本町立文化センター	串本2427	631	210	3	○	○☆☆☆	○	○	○☆☆☆	○☆☆☆	○☆☆☆
串本-14	串本	旧くしもとこども園 (さくら園舎)	串本502	1,222	407	5	○	☆☆☆	○				
串本-15	串本	旧くしもとこども園 (つばき園舎)	串本508-3	759	253	6	○	☆☆☆	○				
串本-16	串本	植松防災センター (2階以上)	串本1403-8	32	10	9	○☆	○	☆☆☆	○	○☆☆	○☆☆☆	○☆☆☆
串本-17	串本	三区会館	串本1049-6 、1049-7	88	29	6	○	☆☆☆	○	○	○☆☆	○☆☆☆	○☆☆☆
串本-18	串本	二区会館	串本1940	120	40	3	○	○☆	○	○	○☆☆☆	○☆☆☆	○☆☆☆
串本-19	串本	老人憩の家「わかしお」	串本1252	326	109	5	○	○☆☆☆	○	○	○☆☆☆	○☆☆☆	○☆☆☆
串本-20	串本	串本中学校 (体育館)	串本1620	943	314	5	○				○		
串本-21	串本	大水崎会館	串本2075	87	29	3	○				○		
串本-22	串本	武道館	串本2564	568	189	3	○				○		
串本-23	串本	渡船前	串本			21	○☆☆☆						
串本-24	串本	広原宅裏	串本			21	○☆☆☆						
串本-25	串本	バス停裏	串本			18	☆☆☆						
串本-26	串本	備蓄倉庫前 (西の岡)	串本			22	○☆☆☆						

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報				指定緊急避難場所							
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人/3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海トラフ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海トラフ)	地震	風水害	土砂 災害
串本-27	串本	錦江北山	串本			20	○☆☆☆							
串本-28	串本	西の岡(袋側)	串本			48	○☆☆☆							
串本-29	串本	地蔵道	串本			32	☆☆☆☆							
串本-30	串本	マリンセンタ裏山	串本			19	○☆☆☆							
串本-31	串本	エビス山	串本			13	○☆☆☆							
串本-32	串本	西の岡(本町通り裏山)	串本			30	○☆☆☆							
串本-33	串本	串本小学校裏山	串本			17	○☆☆☆							
串本-34	串本	串本町学校給食センター	串本			17	○☆☆☆							
串本-35	串本	西の岡(図書館裏山)	串本			17	○☆☆☆							
串本-36	串本	西の岡(墓地上)	串本			40	○☆☆☆							
串本-37	串本	幼稚園横高台	串本			16	○☆☆☆							
串本-38	串本	ギオン山	串本			17	○☆☆☆							
串本-39	串本	雇用促進住宅	串本			16	○☆☆☆							
串本-40	串本	串本中学校裏山	串本			13	○☆☆☆							
串本-41	串本	A コープ付近登り口	串本			15	○☆☆☆							
串本-42	串本	尾の浦奥	串本			13	○☆☆☆							
串本-43	串本	奥の谷	串本			20	○☆☆☆							
串本-44	串本	矢ノ熊崎切急傾斜上	串本			26	○☆☆☆							

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報						指定緊急避難場所				
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人) (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 トガ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 トガ)	地震	風水害
串本-45	串本	矢ノ熊谷	串本			20	☆☆☆	○					
サンゴ台-1	サンゴ台	サンゴ台集会所	サンゴ台 1060-140	83	28	42	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
サンゴ台-2	サンゴ台	クラブハウス	サンゴ台 1060-42	265	88	40	☆☆☆	○	☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
サンゴ台-3	サンゴ台	雨天練習場付近	サンゴ台			12	○☆☆☆		○				
サンゴ台-4	サンゴ台	イベント広場	サンゴ台			30	☆☆☆	○	○				
サンゴ台-5	サンゴ台	総合運動公園	サンゴ台			40	○☆☆☆	○	○				
サンゴ台-6	サンゴ台	消防防災センター(消防本部・串本消防署)	サンゴ台 1256-1			24	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
サンゴ台-7	サンゴ台	くしまと町立病院	サンゴ台 691-7			53	☆☆☆	○	○☆☆☆				
サンゴ台-8	サンゴ台	串本町役場	サンゴ台 690-5	164	54	50	○☆☆☆	○	○☆☆☆				
潮岬-1	潮岬	平松コミュニティセンター	潮岬 360-1		108	36	66	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆
潮岬-2	潮岬	潮岬中学校(体育館)	潮岬 3349		637	212	53	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆
潮岬-3	潮岬	潮岬小学校(体育館)	潮岬 3136		513	171	57	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆
潮岬-4	潮岬	潮岬公民館	潮岬 3454-1		584	195	66	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆
潮岬-5	潮岬	萩尾塔石集会所	潮岬 807-1		99	33	75	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆
潮岬-6	潮岬	潮岬あゆみ園	潮岬 659			70	☆☆☆						
潮岬-7	潮岬	ほっとハウスうわの園	潮岬 659			70							
潮岬-8	潮岬	潮岬こども園	潮岬			52	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
潮岬-9	潮岬	南紀熊野ジオパークセンター	潮岬 2838-3		188	62	41	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報						指定緊急避難場所					
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人) (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 トヅ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 トヅ)	地震	風水害	土砂 災害
潮岬-10	出雲	潮岬青少年の家	潮岬 669	1,275	425	46	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
出雲-1	出雲	ふれあいの家	出雲 1614-1	79	26	57	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
出雲-2	出雲	觀福寺	出雲 103	96	32	11	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
出雲-3	出雲	出雲集会所	出雲 1027-7	250	83	8	○	○	○	○	○	○	○	○☆
出雲-4	出雲	出雲小学校	出雲 1617-21			46	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-5	出雲	ヘイチの坂	出雲			19	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-6	出雲	周遊道路	出雲			20	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-7	出雲	旧小学校跡付近	出雲			43	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-8	出雲	尾の浦付近	出雲			19	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-9	出雲	イカシキ	出雲			22	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-10	出雲	竹林裏	出雲			10	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-11	出雲	墓地登り口	出雲			20	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-12	出雲	墓地付近	出雲			43	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-13	出雲	ジョロコシ	出雲			36	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-14	出雲	牛尾野	出雲			31	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-15	出雲	出雲集会所裏山	出雲			42	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-16	出雲	井城跡地	出雲			13	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	
出雲-17	出雲	西の丘	出雲			43	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○	

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報						指定緊急避難場所					
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人/3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害
出雲-18	出雲	薬師堂（觀福寺）	出雲	12	4	18	○☆☆☆	○			○	○		
大島-1	大島	蓮生寺	大島77	100	33	17	○☆☆☆	○	○☆	○☆☆☆	○	○	☆☆☆	○
大島-2	大島	大島消防屯所	大島	27	9	70	☆☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆	○	○	☆☆☆	○
大島-3	大島	紀伊大島開発総合センター	大島8-10	563	188	3	○	○☆	○	○	○	○	☆☆☆	○
大島-4	大島	水谷高台	大島			12	○☆☆☆							
大島-5	大島	打越	大島			11	○☆☆☆							
大島-6	大島	忠魂碑	大島			20	○☆☆☆							
大島-7	大島	水門神社	大島			39	○☆☆☆							
大島-8	大島	温泉前	大島			24	○☆☆☆							
大島-9	大島	大島保育所裏山	大島			27	☆☆☆☆							
須江-1	大島・須江・樫野	大島小学校（体育館）	須江1577-11	585	195	72	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆	○	○	☆☆☆	○
須江-2	大島・須江・樫野	旧大島中学校	須江1482-1	491	164	81	☆☆☆☆	○	○☆☆☆	☆☆☆☆	○	○	☆☆☆	○
須江-3	須江	須江コミュニティセンター	須江721-2	41	14	88	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆	○	○	☆☆☆	○
須江-4	須江	須江・浜須賀集会所	須江635	109	36	59	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆	○	○	☆☆☆	○
須江-5	須江	南丁寺	須江25	84	28	24	○☆☆☆	○		○☆☆☆	○	○		
須江-6	須江	旧須江小学校	須江			53	○☆☆☆				○			
須江-7	須江	カケノ農道	須江			31	☆☆☆☆	○			○			
須江-8	須江	中尾の坂	須江			21	○☆☆☆							

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報						指定緊急避難場所				
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人) (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 トヅ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 トヅ)	地震	風水害
須江-9	須江	須江消防屯所	須江			27	○☆☆☆		○				
須江-10	須江	須江崎の坂	須江			34	○☆☆☆						
樺野-1	樺野	樺野集会所	樺野 852	130	43	48	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○	○☆☆☆
樺野-2	樺野	釣り公園裏山	樺野			30	○☆☆☆		○				
樺野-3	樺野	バス停港口	樺野			23	○☆☆☆						
樺野-4	樺野	福島宅付近	樺野			46	○☆☆☆						
樺野-5	樺野	鈴木宅付近	樺野			46	○☆☆☆						
樺野川-1	樺野川	徳泉寺	樺野川 214	183	61	29	○☆☆☆	○					
樺野川-2	樺野川	橋杭集会所	樺野川 1455-内1号	570	190	9	○☆☆☆	○				○	○☆☆☆
樺野川-3	樺野川	大乗郷	樺野川			9	○☆☆☆						
樺野川-4	樺野川	阿部付近	樺野川			21	○☆☆☆						
樺野川-5	樺野川	西北墓地	樺野川			20	○☆☆☆						
樺野川-6	樺野川	西地坂道	樺野川			30	○☆☆☆						
樺野川-7	樺野川	橋杭集会所上	樺野川			16	○☆☆☆						
樺野川-8	樺野川	六勝寺跡	樺野川			19	○☆☆☆						
樺野川-9	樺野川	坂地うどん店駐車場付近	樺野川			13	○☆☆☆		○				
樺野川-10	樺野川	JRトンネル上	樺野川			24	○☆☆☆						
姫-1	姫	旧養春小学校	姫 27	1,290	430	4	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報						指定緊急避難場所					
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人) (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害
姫-2	姫	老人憩の家「福寿荘」	姫718-1	148	49	8	○	○	☆☆☆	○	○	○	☆☆☆	○
姫-3	姫	海林寺	姫	80	27	12	○				○			
姫-4	姫	しりでの坂	姫			24	○	☆☆☆		○				
姫-5	姫	井上山	姫			16	○	☆☆☆						
姫-6	姫	かじや山	姫			23	○	☆☆☆						
姫-7	姫	池田山	姫			24	○	☆☆☆						
姫-8	姫	海林寺裏山	姫			19	○	☆☆☆						
姫-9	姫	稻荷山	姫			20	○	☆☆☆						
姫-10	姫	いちすけ裏山	姫			17	○	☆☆☆						
姫-11	姫	中山蜜蜂畑	姫			13	○	☆☆☆						
姫-12	姫	旧養春小学校裏山	姫			23	○	☆☆☆						
姫-13	姫	崩れ	姫			25	○	☆☆☆		○				
伊串-1	伊串	海蔵寺	伊串144	89	30	10	○	☆☆☆		○	☆☆☆	○	○	○
伊串-2	伊串	伊串多目的集会所	伊串264-2	193	64	6	○	☆☆☆		○	☆☆☆	○	○	○
伊串-3	伊串	山見登り口	伊串			12	○	☆☆☆		○				
伊串-4	伊串	尾崎みがん園	伊串			20	○	☆☆☆		○				
伊串-5	伊串	セドノ山	伊串			16	○	☆☆☆		○				
伊串-6	伊串	ドウ谷	伊串			14	○	☆☆☆						

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報					指定緊急避難場所						
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人) (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害
伊串-7	伊串	地蔵様上	伊串			19	☆☆☆		○					
伊串-8	伊串	山ノ神	伊串			19	○	☆☆☆	○					
伊串-9	伊串	五輪山	伊串			19	○	☆☆☆						
目津大浦-1	目津大浦	目津大浦集会所	西向	1480-49	115	38	5	○			○			
目津大浦-2	目津大浦	大浦町営住宅裏山	西向			27	○	☆☆☆						
目津大浦-3	目津大浦	大浦墓地	西向			16	○	☆☆☆						
目津大浦-4	目津大浦	目津墓地	西向			16	○	☆☆☆						
目津大浦-5	目津大浦	目津平見	西向			24	○	☆☆☆						
目津大浦-6	目津大浦	目津の谷	西向			12	○	☆☆☆						
目津大浦-7	目津大浦 神野川	西向中学校(体育館)	西向	922	616	205	7	○			○			
目津大浦-8	目津大浦 神野川	西向中学校(3階以上)	西向	922	731	244	15	○	○	☆	○	○		
神野川-1	神野川	宗福寺	神野川1211	77	26	10	○	☆☆☆	○	○	○	☆☆☆	○	○
神野川-2	神野川・原町・上 ヶ地・住吉	西向小学校(体育館)	西向	638	429	143	8	☆☆☆	○	○	○	☆☆☆	○	○
神野川-3	神野川	神野川会館	神野川	54	18	5	○		○		○		○	○
神野川-4	神野川	坂畑の山	神野川			20	○	☆☆☆						
神野川-5	神野川	経塚	神野川			17	○	☆☆☆						
神野川-6	神野川	浅利裏山	神野川			20	○	☆☆☆						
神野川-7	神野川	地主神社裏山	神野川			19	○	☆☆☆		○				

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報					指定緊急避難場所					
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人) (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ト7)	地震	風水害
原町-1	原町 上ヶ地	西向多目的集会所	西向648-1	226	75	8	○				○		
原町-2	原町 上ヶ地	岡田山	西向		19	○ ☆☆☆	○						
原町-3	原町 上ヶ地	西向小学校裏山	西向		21	☆☆☆ ☆☆☆	○						
原町-4	原町・上ヶ地・住 吉	火伏の森間辺	西向		10	○ ☆☆☆	○						
原町-5	原町・上ヶ地・住 吉	日西向幼稚園	西向858-3	420	140	3	○	○ ☆☆☆ ☆☆☆	○	○	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆
住吉-1	住吉	妙福寺	西向	80	27	7	○	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆
住吉-2	住吉	町民文化センター（西向）	西向450	324	108	4	○	○ ☆☆☆	○	○			
住吉-3	住吉	津波避難タワー（西向）	西向536	50		12	○ ☆☆☆						
住吉-4	岩淵	串本町役場旧古座分庁舎（3階以上）	西向359	1,053	351	12	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆
岩淵-1	岩淵	成就寺	西向396	102	34	10	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆
岩淵-2	岩淵	護国神社跡	西向			21	○ ☆☆☆						
岩淵-3	岩淵	新宮保健所串本支所（2階以上）	西向193			8		○ ☆☆☆ ☆☆☆	○ ☆☆☆ ☆☆☆	○ ☆☆☆ ☆☆☆	○ ☆☆☆ ☆☆☆	○ ☆☆☆ ☆☆☆	○ ☆☆☆ ☆☆☆
岩淵-4	岩淵	青年クラブ裏山	西向			20	○ ☆☆☆						
岩淵-5	岩淵	カジヤ谷	西向			16	○ ☆☆☆						
岩淵-6	岩淵	大神神社入口	西向			16	○ ☆☆☆						
岩淵-7	岩淵	JR保線管理ビル	西向294-2			7	○ ☆☆☆						
古田-1	古田	古田コミュニティセンター	古田199-1	50	16	9	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆
古田-2	古田	六勝寺	古田197	76	25	10	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆	○ ☆☆☆

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報					指定緊急避難場所						
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害
古田-3	古田	岩渕谷	古田			20	○☆☆☆							
古田-4	古田	山口谷	古田			20	○☆☆☆							
古田-5	古田	古田第2浄水場付近	古田	322		19	○☆☆☆							
古田-6	古田	市谷広場	古田			12	○☆☆☆							
古田-7	古田	中谷倉庫	古田			10	○☆☆☆		○☆☆☆					
古田-8	古田	地主神社	古田	38	13	8	○☆☆☆		○					
古田-9	古田	栗原（河内錦裏山）	古田			22	○☆☆☆							
中湊-1	中湊	旧串本古座高校古座校舎体育馆	中湊	377	1,759	586	9	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○			
中湊-2	中湊	古座小学校（2階以上）	中湊	161	960	320	13					○		
中湊-3	中湊	古座公民館	中湊	65	250	83	8	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○			
中湊-4	中湊	古座小学校（体育馆フロア）	中湊	160	540	180	13		○☆		○	○	☆	
中湊-5	中湊	中湊コミュニティセンター	中湊	163-12	210	70	4		○			○		
中湊-6	中湊	正法寺	中湊		53	18	9	○☆☆☆						
中湊-7	中湊	右東谷津荷漁登り口	中湊			14	○☆☆☆							
古座-1	古座	古座漁村センター	古座	164-1	609	203	4		○☆☆☆	○	○	○	☆☆☆	
古座-2	古座	古座集会所	古座	348	91	30	5		○		○			
古座-3	古座	古座消防拠点施設	古座	274-2	94	31	4		○		○			
古座-4	古座	阿弥陀寺	古座		89	30	25	○☆☆☆						
古座-5	古座	青原寺	古座		74	25	29	○☆☆☆						

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報					指定緊急避難場所						
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人/3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ト7)	地震	風水害	土砂 災害
古座-6	古座	中ノ谷	古座			25	○☆☆☆							
古座-7	古座	旧古座川病院裏山	古座			25	○☆☆☆							
古座-8	古座	造船所裏	古座			15	☆☆☆☆							
上野山-1	上野山	旧上野山保育所	上野山	143	191	64	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○			
上野山-2	上野山	古座福祉センター	上野山	291-4	1,306	435	74	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○	○☆☆☆	○☆☆☆
上野山-3	上野山	通園らっこ	津荷	250-1			70							
上野山-4	津荷	上野山防災広場	上野山			76	○☆☆☆		○					
津荷-1	津荷	上野山にしき園	津荷			62	○☆☆☆							
津荷-2	津荷	津荷集会所	津荷	376	198	66	4	○	○☆☆☆	○	○	○☆☆☆	○☆☆☆	
津荷-3	津荷	永明寺	津荷		92	31	7	○			○			
津荷-4	津荷	上野山北	津荷				26	○☆☆☆						
津荷-5	津荷	上地	津荷			15	○☆☆☆							
津荷-6	津荷	永明寺裏	津荷			19	○☆☆☆							
津荷-7	津荷	志うけの谷	津荷			16	○☆☆☆							
津荷-8	津荷	稻荷山1	津荷			20	○☆☆☆							
津荷-9	津荷	稻荷山2	津荷			20	○☆☆☆							
津荷-10	津荷	稻荷山3	津荷			20	○☆☆☆							
津荷-11	津荷	稻荷山4	津荷			16	○☆☆☆							

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報				指定緊急避難場所						
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人/3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海トラフ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海トラフ)	地震	風水害
津荷-12	津荷	稻荷山5	津荷		13	○☆☆☆							
津荷-13	津荷	上野山こども園	津荷 29-2		60	○☆☆☆				○			
津荷-14	津荷	佐藤宅付近	津荷		26	☆☆☆☆				○			
津荷-15	津荷	小畑裏	津荷		17	○☆☆☆							
津荷-16	津荷	宮様の山	津荷		20	☆☆☆☆							
田原-1	田原	津波避難タワー(田原)	田原 428	35	9	○☆☆☆							
田原-2	田原	古座ヴィラコミュニティセンター	田原 3704-101,102	77	26	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○☆☆☆
田原-3	田原	旧田原中学校(2階以上)	田原 700	1,385	462	9	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
田原-4	田原	田原小学校(2階以上)	田原 725	726	242	8	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
田原-5	田原	田原小学校(体育館)	田原 725	368	123	4	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
田原-6	田原	山村交流センター	田原 277-4	331	110	4	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
田原-7	田原	田原区民会館	田原 540	70	23	4	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆
田原-8	田原	黒潮台	田原		24	○☆☆☆							
田原-9	田原	えびす	田原		20	☆☆☆☆							
田原-10	田原	五平山	田原		48	○☆☆☆							
田原-11	田原	せーべの平見	田原		55	○☆☆☆							
田原-12	田原	たん谷	田原		54	○☆☆☆							
田原-13	田原	坊の山	田原		53	○☆☆☆							

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報					指定緊急避難場所						
			所在地	面積 (m ²)	収容人数 (人) (3 m ² /人)	海拔 (m)	津波 (南海トラフ) (m)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海トラフ)	地震	風水害	土砂 災害
田原-14	田原	かねの平見1	田原			50	○☆☆☆							
田原-15	田原	かねの平見2	田原			50	○☆☆☆							
田原-16	田原	かねの平見3	田原			50	○☆☆☆							
田原-17	田原	展望台	田原			71	○☆☆☆		○					
田原-18	田原	かまとこの平見	田原			50	○☆☆☆		○					
上田原-1	上田原	正法寺	上田原	67	22	10	○☆☆☆	○	○○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○
上田原-2	上田原	古座あさかせ園	上田原 1237	264	88	9	○☆☆☆	○	○☆☆☆☆	○	○☆☆☆☆	○	○☆☆☆☆	○
上田原-3	上田原	上田原生活改善センター	上田原 867-1	112	37	10	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○
佐部-1	佐部	佐部集会所	佐部 320	120	40	13	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○
佐部-2	佐部	晋済寺	佐部	74	25	21	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○	○☆☆☆	○

指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所 360 箇所 (・津波 (南海トラフ) 308 箇所 • 地震 104 箇所 • 風水害 75 箇所 • 土砂災害 105 箇所)
 指定避難所 102 箇所 (・津波 (南海トラフ) 51 箇所 • 地震 98 箇所 • 風水害 60 箇所 • 土砂災害 44 箇所)

資料 28-2 福祉避難所（指定）一覧表

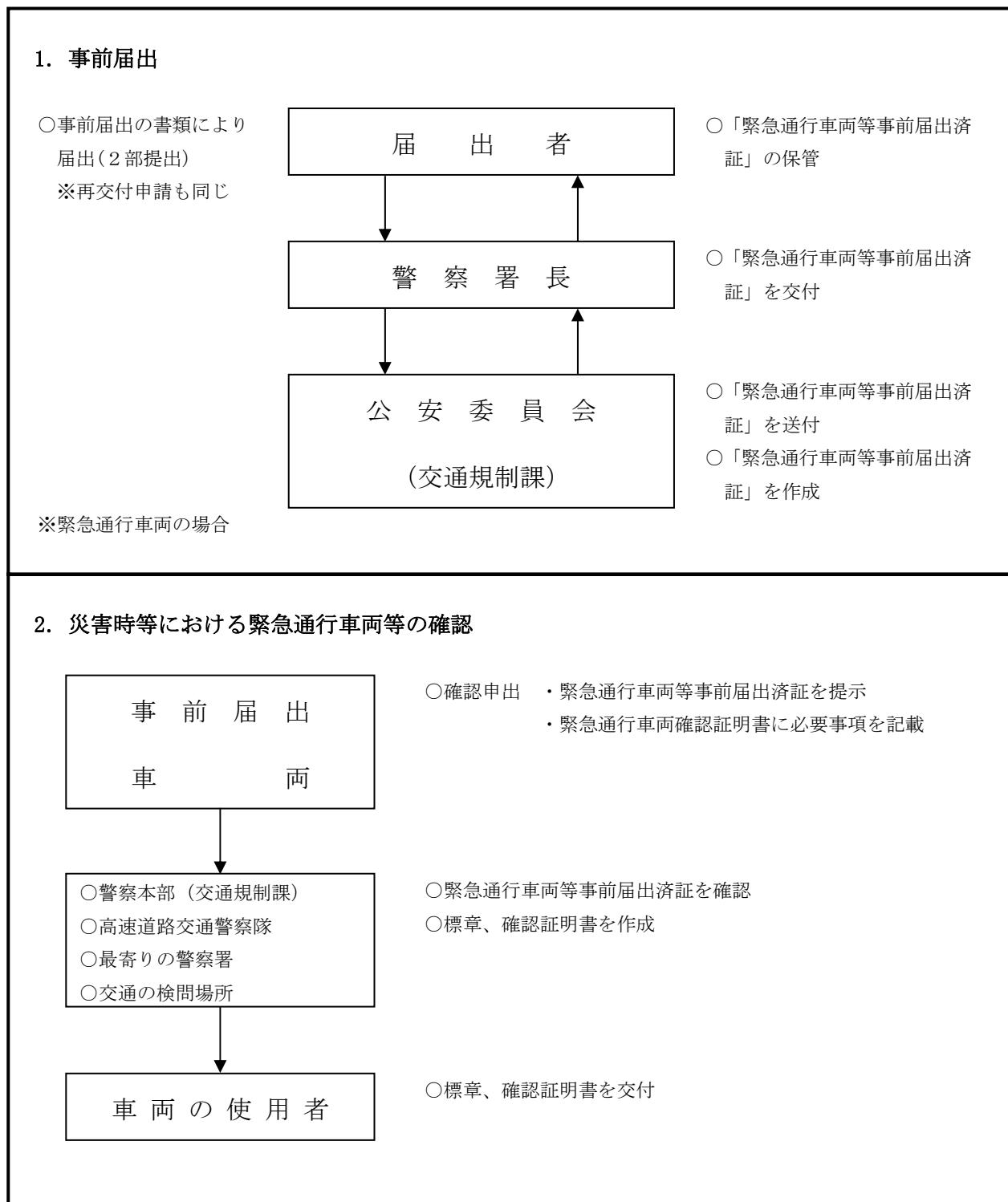
基本情報			上段：電話番号 下段：FAX	受入れ対象者	収容人数 (人) (3 m ² /人)	海拔 (m)
避難が予想される住民の地区名	新名称	所在地				
津荷、古座、中湊	ふわり	上野山 143-1	0735-67-7275 0735-67-7285	避難行動要支援者名簿記載者	25	60
上田原	古座あさかぜ園	上田原 1237	0735-74-0211 0735-74-0474	避難行動要支援者名簿記載者	36	9
津荷、古座、中湊	上野山にしき園	津荷 29-2	0735-72-6066 0735-67-7881	避難行動要支援者名簿記載者	10	62
潮岬、出雲	潮岬あゆみ園	潮岬 659	0735-62-7122 0735-69-2270	避難行動要支援者名簿記載者	10	70
津荷、古座、中湊	通園らっこ	津荷 250-1	0735-67-7135 0735-67-7136	乳幼児、障がい児及び妊産婦	10	70
潮岬、出雲	ほっとハウスうわの園	潮岬 659	0735-69-2388 0735-69-2270	避難行動要支援者名簿記載者	10	70
二色	にしき園	二色 160	0735-62-5165 0735-62-5338	避難行動要支援者名簿記載者	25	9

資料29 災害時用臨時ヘリポート一覧表

番号	施設名	所在地		施設管理者		発着場面積(m)	地震		備考
		住所	電話番号	氏名	電話番号		東西 ×南北	L1	
1	赤瀬公民館	和深 2876-1		串本町 教育課	0735- 62-0006	80×50	○	○	北に旧校舎
2	野凧漁港 ヘリポート	田並 708-3		町(総務課)	0735- 62-0555	30×30	×	×	
3	串本西中学校	田並 1300	0735- 62-0013	学校長	0735- 62-0013	60×70	○	×	北に体育館 西に校舎
4	稻村環境管理 センター跡地	有田 883		串本町 総務課	0735- 62-0555	37×21	○	○	西に施設
5	旧錦富小学校	二色 1523	62-0004	串本町 総務課	0735- 62-0555	30×65	○	×	東に校舎 西に体育館
6	串本古座高等 学校 串本校舎	串本 1523	0735- 62-0004	学校長	0735- 62-0004	120×91	○	×	東に校舎 南に高層建物
7	潮岬望楼の芝	潮岬 2865-1他		潮岬財産区 串本町	0735- 62-0555	340×140	○	○	北に高層建 物
8	潮岬青少年の 家	潮岬 668-1	0735- 62-6045	NPO 潮岬おも しろらんど	0735- 62-6045	60×100	○	○	
9	旧大島中学校	須江 1482	0735- 65-0137	学校長	0735- 65-0137	86×66	○	○	東に校舎
10	大島小学校	須江 1577-11	0735- 65-0245	学校長	0735- 65-0245	80×84	○	○	西に校舎
11	串本町総合運 動公園 多目 的グラウンド	園野川 1105		串本町 教育課	0735- 62-0006	150×100	○	○	
12	サンゴ台防災 ヘリポート	サンゴ台 691-5		町(総務課)	0735- 62-0555	30×29	○	○	
13	重畠山公園	伊串		串本町	0735- 62-0555	30×60	○	○	
14	西向中学校	西向 922	0735- 72-1675	町(教育課)	0735- 67-7260	50×70	×	×	
15	西向小学校	西向 638	0735- 72-0137	学校長	0735- 72-0137	30×50	○	×	北西に校舎
16	旧串本古座高 等学校 古座校 舎	中湊 370		和歌山県教 育委員会(総 務課)	0735- 62-0004	120×70	○	○	南・西に校舎
17	上野山防災広 場・防災対応離 着陸場	上野山 291-1		串本町 総務課	0735- 62-0555	127×110	○	○	南に ラジオ塔
18	田原小学校	田原 1300	0735- 74-0811	学校長	0735- 74-0811	60×100	×	×	西に校舎
19	田原若者広場	田原 2776		町(教育課)	0735- 67-7260	45×80	×	×	
20	古座あさかぜ 園	上田原 1237	0735- 74-0211	所長	0735- 74-0211	54×67	○	○	北に施設

出典：串本町総務課資料

資料 30 緊急通行車両事前届出制度のフローチャート



出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 28 年度修正）

別記様式第1号(第3、第4関係)

<p>災地原國民防災緊急通行車両等事前届出書</p> <p>和歌山県公安委員会 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者住所 (電話)</p> <p>氏名</p> <p>印</p>		<p>第 号</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>年 月 日</p> <p>印</p> <p>和歌山県公安委員会</p>	
		<p>(注) 1 大規模地震対策又は武法に基づく警戒措置に關する所等に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若経由)に届け出て再交付を受けしてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返してください。 〔山口〕その他緊急通行車両等が廃止になったとき。</p>	
<p>番号標に表示番号 車両の用途(緊急輸送人 員又は品名)</p>	<p>使用者 住 所 姓 名</p>	<p>届出者 住 所 姓 名</p>	<p>局 番</p>
<p>出 発 地</p>		<p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の 内 容を明確に添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。</p>	
<p>備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することとする。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A4用紙とする。</p>			

(緊急通行車両標章)



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏面)

1. 注意事項
 - (1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。
 - (2) 確認された日時が過ぎたときは、早く警察にかえすこと。
2. 通行を確認する条件
 - (1) 上記の注意事項を必ず守ること
 - (2) 通行の確認を受けた目的以外の場合に通行しないこと。
 - (3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

(緊急通行車両確認証明書)

別記様式第4(第6条関係)

第 号		年 月 日		
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書				
公安委員会 印				
番号標に標示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				
使 用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

資料31 現有備蓄量一覧表

令和5年4月1日

品目	備蓄目標数	現備蓄数	目標数達成予定年度
アルファ化米	31,700 食	31,750 食	達成済
保存水	51,100 リットル	51,120 リットル	達成済
粉ミルク	2,200 食	2,200 食	達成済
毛布	8,800 枚	7,618 枚	令和6年度
ブルーシート	1,700 枚	1,700 枚	達成済
避難所用マット	8,800 枚	8,800 枚	達成済
紙おむつ（子供用）	3,504 枚	3,560 枚	達成済
紙おむつ（大人用）	7,124 枚	7,500 枚	達成済
生理用品	19,440 枚	13,680 枚	令和5年度
簡易トイレ	176 基	147 基	令和6年度
簡易トイレ用テント	176 基	146 基	令和6年度
衛生袋セット	52,800 枚	51,900 枚	令和6年度
ワンタッチパーテーション		383 基	目標数なし
プライベートルーム		60 基	目標数なし
段ボールベッド		200 基	目標数なし
発電機	29 基	29 基	達成済
投光機	20 基	18 基	令和6年度

※上記備蓄物資を津波浸水区域外の避難所又は備蓄倉庫等へ分散備蓄を行っていく。

資料 32 雨量観測所一覧表（県管理）

観測所	所在地	設置場所	観測者	備考
串本	串本町サンゴ台 783-8	東牟婁振興局串本建設部	東牟婁振興局 串本建設部職員	テレメータ
和深	串本町和深 535-4	和深青年会館	東牟婁振興局 串本建設部職員	テレメータ
重畠山	串本町伊串 861-2	串本町伊串地内	東牟婁振興局 串本建設部職員	テレメータ
古座	串本町西向 359	串本町役場古座分庁舎	東牟婁振興局 串本建設部職員	テレメータ

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

資料 33 水位観測所一覧表（県管理）

観測所	河川名	所在地 (大字)	設置場所	水位		堤防高		観測者
				水防団 待機水位	はん濫 注意水位	左岸	右岸	
古座橋	古座川	西向	古座橋右岸橋脚	2.00m	2.50m	3.90m	4.10m	
くじ野川	闘野川	闘野川	寺の元橋 左岸下流 3m	1.30m	1.60m	3.00m	3.10m	東牟婁振興 局串本建設 部職員
出合橋	田原川	上田原	出合橋 右岸下流 25m	1.40m	1.80m	4.20m	4.60m	

出典：令和3年度和歌山県水防計画

資料 34 水防上影響のある橋梁一覧表

河川名	橋梁名	管理者	位置	形式	橋梁諸元			橋梁の状態 水防上の影響	備考
					幅員	延長	経間		
津荷川	上地橋	串本町	津荷	コンクリート T型	1.7m	11.3m	1	桁下高不足による流下能力不足	農道

出典：令和3年度和歌山県水防計画書

資料 35 非常通信経路計画及び非常通信協議会の概要

I 非常通信とは

(1) はじめに

我が国は世界でも有数の災害発生国であり、これまで多くの大災害により、貴重な人命と莫大な財産が失われております。近年では、産業や経済の発達に伴って人口や経済活動が都市部へ集中したり、逆に地方の過疎化により、新たな形態の災害もみられるようになっています。

地震、台風等の大災害時に、被害の拡大防止や早急な救助活動の実施等を行うためには、通信の確保を図ることが重要になります。従って、災害時に通信の円滑な運用を図るためには、各機関がこの非常通信経路計画を十分に承知し、日常から利用方法等を習熟しておくことが必要です。

(2) 非常通信

国の機関、地方公共団体、会社、船舶、航空機、アマチュア等が様々な場面で無線局を運用していますが、通常は許可された業務以外の目的に使用することができません。しかし、電波法第 52 条の規定により、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTT西日本の公衆電気通信回線等の有線通信が利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通・通信の確保、秩序の維持等のための通信を行うことができます。これを「非常通信」といいます。

また、総務大臣は電波法第 74 条の規定により、上述のような非常の場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができます。

(3) 非常通信の発信資格

非常通信は誰でも行なうことができますが、通信の方法と通報の内容に制限があります。通報には「ヒゼウ」を前置する他、呼出し又は応答する場合は無線局運用規則に規定する方法により行います。

(4) 非常通信としての通報内容

次の内容の通報若しくはこれらに準じる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次の通りとします。

- a 人命の救助に関する通報
- b 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- h 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- j 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
地方防災会議会長
災害対策本部長
- k 電力設備の修理復旧に関する通報
- l 基本法第 57 条の規定に基づいて都道府県知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの
- m 基本法第 79 条の規定に基づいて指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措

置を実施するために必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの

n その他の通信

(5) 非常通信の依頼

非常災害時には、通信施設を持っている者においても自己の業務や事業に関連した通信が増加するため、相当程度ふくそうすることが予想されます。従って、他者の通信施設を利用する者にあっては、依頼する通報を簡潔かつ真に非常通信にふさわしい内容のものとし、最寄りの通信設備へ持参して依頼します。

設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で、和歌山県内の主要なものは次のとおりです。あらかじめ最寄りの通信設備を選定して、非常通信訓練を実施するなどで日常から連携を保つておくことが大切です。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ア 県通信設備（地域衛星通信ネットワークを含む） | イ 国土交通省無線通信設備 |
| ウ 警察通信設備 | エ 海上保安庁通信設備 |
| オ NTT西日本通信設備 | カ 鉄道会社（JR、南海）通信設備 |
| キ 電力会社（関西送配電、電発）無線通信設備 | ク ガス会社（大阪瓦斯）無線通信設備 |
| ヶ 市町村無線通信設備（消防救急無線を含む） | コ アマチュア無線局 |

（この経路計画は、これらの通信設備を利用して、各市町村から和歌山市、和歌山市から大阪市・東京都等への非常通信経路を構成したものであり、平素からこの計画に基づいて関係機関が連絡を密にすることにより災害時に備えることが重要です。）

(6) 通報文の作成要領

- ア 記載例の非常通信用紙により作成すること。
- イ 通報は何通でも依頼できますが、簡潔、明瞭な内容とすること。
- ウ 通報文の末尾に発信人名を記載すること。
- エ 時間は24時間制で記入のこと。
- オ 実際に非常通報を発信する場合は、種別欄①の「非常」という文字を丸印で囲むこと（「訓練」という文字は二重線で取り消す）。
- カ 訓練のときは、種別欄①の「訓練」という文字を丸印で囲む（「非常」という文字は二重線で取り消す）とともに、通報文の冒頭に必ず「訓練」又は「クンレン」と記入すること。
- キ 中継局は返信も可能にするよう必要項目を記入すること。

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

<非常通信用紙>

①種別

訓 練	非 常	非常通信協議会
-----	-----	---------

非常通信用紙

受付年月日	② 平成 年 月 日	受付時刻	③ 時 分	番 号	④
あ て 先	(5) 機関名 : TEL : () FAX : ()				
発 信 人	(6) 発信日時 : 月 日 機関名 :		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線手段 : () 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 T E L : F A X :		
通 報 文	(7)				
伝 達 経 路	1 機関名 : (取扱者 :)	受信 (時 分) • 送信 (時 分)		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線手段 : () 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 T E L : F A X :	
	2 機関名 : (取扱者 :)	受信 (時 分) • 送信 (時 分)		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線手段 : () 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 T E L : F A X :	
	3 機関名 : (取扱者 :)	受信 (時 分) • 送信 (時 分)		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線手段 : () 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 T E L : F A X :	
⑧	4 機関名 : (取扱者 :)	受信 (時 分) • 送信 (時 分)		伝達方法 : 無線 有線 使送 回線手段 : () 伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像 T E L : F A X :	

*受信者は、必要な事項(①~⑧)を記入すること。

*回線種別には、使用した回線の種別(県防、地域、消防等)を記載すること。

*中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること(受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

<記載例>訓練の場合の通信文

①種別

訓 練	非 常	非常通信協議会
------------	------------	----------------

非 常 通 信 用 紙

受付年月日	② 平成 14 年 7 月 26 日	受付時刻	③ 13 時 00 分	番 号	④ 串本町 1
あ て 先	<p>⑤</p> <p>機関名：和歌山県災害対策本部長 TEL：() FAX：()</p>				
発 信 人	<p>⑥</p> <p>発信日時： 7 月 26 日</p> <p>機関名： 串 本 町 長</p>		<p>伝達方法： 無線 有線 使送</p> <p>回線手段： ()</p> <p>伝達手段： 音声 FAX 電信 映像</p> <p>T E L：</p> <p>F A X：</p>		
通 報 文	<p>⑦</p> <p>訓練「7 月 26 日 11 時 20 分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災、死傷者が出ているもよう、至急応援をたのむ」</p> <p>串本町長</p>				
伝 達 経 路	1	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名：新宮警察署 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
	2	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
	3	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
⑧	4	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		

*受信者は、必要な事項 (①~⑧) を記入すること。

*回線種別には、使用した回線の種別（県防、地域、消防等）を記載すること。

*中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること（受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること）。

<記載例>訓練の場合の通信文

①種別

訓 練	非 常	非常通信協議会
------------	------------	----------------

非 常 通 信 用 紙

受付年月日	② 平成 14 年 7 月 26 日	受付時刻	③ 13 時 00 分	番 号	④ 串本町 1
あ て 先	<p>⑤</p> <p>機関名 : 和歌山県災害対策本部長 TEL : () FAX : ()</p>				
発 信 人	<p>⑥</p> <p>発信日時 : 7 月 26 日</p> <p>機関名 : 串 本 町 長</p>		<p>伝達方法 : 無線 有線 使送</p> <p>回線手段 : ()</p> <p>伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像</p> <p>T E L :</p> <p>F A X :</p>		
通 報 文	<p>⑦</p> <p>訓練「7 月 26 日 11 時 20 分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災、死傷者が出ているもよう、至急応援をたのむ」</p> <p>串本町長</p>				
伝 達 経 路	1	<p>受信 (13 時 29 分) • 送信 (13 時 32 分)</p> <p>機関名 : 新宮警察署</p> <p>(取扱者 :)</p>		<p>伝達方法 : 無線 有線 使送</p> <p>回線手段 : (警 察)</p> <p>伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像</p> <p>T E L :</p> <p>F A X :</p>	
	2	<p>受信 (時 分) • 送信 (時 分)</p> <p>機関名 : 和歌山県警察本部</p> <p>(取扱者 :)</p>		<p>伝達方法 : 無線 有線 使送</p> <p>回線手段 : ()</p> <p>伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像</p> <p>T E L :</p> <p>F A X :</p>	
	3	<p>受信 (時 分) • 送信 (時 分)</p> <p>機関名 :</p> <p>(取扱者 :)</p>		<p>伝達方法 : 無線 有線 使送</p> <p>回線手段 : ()</p> <p>伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像</p> <p>T E L :</p> <p>F A X :</p>	
⑧	4	<p>受信 (時 分) • 送信 (時 分)</p> <p>機関名 :</p> <p>(取扱者 :)</p>		<p>伝達方法 : 無線 有線 使送</p> <p>回線手段 : ()</p> <p>伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像</p> <p>T E L :</p> <p>F A X :</p>	

*受信者は、必要な事項(①~⑧)を記入すること。

*回線種別には、使用した回線の種別(県防、地域、消防等)を記載すること。

*中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること(受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

<記載例>訓練の場合の通信文

①種別

訓 練	非 常	非常通信協議会
------------	------------	----------------

非 常 通 信 用 紙

受付年月日	② 平成 14 年 7 月 26 日	受付時刻	③ 13 時 00 分	番 号	④ 串本町 1
あ て 先	<p>⑤</p> <p>機関名 : 和歌山県災害対策本部長 TEL : () FAX : ()</p>				
発 信 人	<p>⑥</p> <p>発信日時 : 7 月 26 日</p> <p>機関名 : 串 本 町 長</p>		<p>伝達方法 : 無線 有線 使送</p> <p>回線手段 : ()</p> <p>伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像</p> <p>T E L :</p> <p>F A X :</p>		
通 報 文	<p>⑦</p> <p>訓練「7 月 26 日 11 時 20 分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災、死傷者が出ているもよう、至急応援をたのむ」</p> <p>串本町長</p>				
伝 達 経 路	1	<p>受信 (13 時 29 分) ・ 送信 (13 時 32 分)</p> <p>機関名 : 新宮警察署</p> <p>(取扱者 :)</p>		<p>伝達方法 : 無線 有線 使送</p> <p>回線手段 : (警 察)</p> <p>伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像</p> <p>T E L :</p> <p>F A X :</p>	
	2	<p>受信 (13 時 35 分) ・ 送信 (13 時 40 分)</p> <p>機関名 : 和歌山県警察本部</p> <p>(取扱者 :)</p>		<p>伝達方法 : 無線 有線 使送</p> <p>回線手段 : ()</p> <p>伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像</p> <p>T E L :</p> <p>F A X :</p>	
	3	<p>受信 (時 分) ・ 送信 (時 分)</p> <p>機関名 : 和歌山県災害対策本部長</p> <p>(取扱者 :)</p>		<p>伝達方法 : 無線 有線 使送</p> <p>回線手段 : ()</p> <p>伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像</p> <p>T E L :</p> <p>F A X :</p>	
⑧	4	<p>受信 (時 分) ・ 送信 (時 分)</p> <p>機関名 :</p> <p>(取扱者 :)</p>		<p>伝達方法 : 無線 有線 使送</p> <p>回線手段 : ()</p> <p>伝達手段 : 音声 FAX 電信 映像</p> <p>T E L :</p> <p>F A X :</p>	

*受信者は、必要な事項(①~⑧)を記入すること。

*回線種別には、使用した回線の種別(県防、地域、消防等)を記載すること。

*中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること(受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

II 非常通信協議会

(1) 非常通信協議会とは

非常の場合の通信の円滑な実施を確保するため、電波法第74条の2に基づいて、総務省が中心となり、消防庁、内閣府、警察庁、防衛省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、都道府県、市町村、放送局、ライフライン機関その他主要な電気通信事業者及び無線局の免許人等、非常通信に關係の深い者により構成された団体です。

戦後の混乱期である昭和22年頃に結成された非常無線通信委員会が前身となり、昭和26年7月19日に現電波法のもとにおいて非常通信協議会として発足して以来、各構成員が自発的に数々の非常通信を取り扱って重要通信を確保し、使命の達成に努めてきました。

昭和37年に災害対策基本法が施行されてからは、中央防災会議や都道府県防災会議と緊密な連携を保ちつつ、一体となって非常災害時に備えることとなっています。

平成7年4月からは無線通信だけでなく有線通信による非常通信も加わって「非常通信協議会」と名称を改め、現在では主に次のような事業を行っています。

- ア 非常災害の場合の通信計画の作成
- イ 非常通信訓練の実施
 - (ア) 全国非常通信訓練
 - (イ) 防災の日の非常通信訓練
 - (ウ) 地方総合訓練
 - (エ) その他の訓練
- ウ 非常通信の取扱い要請
- エ 非常通信事務に関する資料の作成と配布
- オ 非常通信に関する講演会等の実施
- カ 構成員相互の連絡強化

現在、中央組織として中央非常通信協議会（事務局：総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室）があり、近畿に近畿地方非常通信協議会（事務局：近畿総合通信局無線通信部陸上第二課）があります。本県（担当課：防災企画課）は、近畿地方非常通信協議会の構成員として、県内の非常通信経路計画の策定、全国非常通信訓練の実施や報告書の取りまとめ等を行って運営に協力しています。

(2) 訓練

- ア 災害が発生した場合に非常通信が十分な効果が挙げられるように、平素から非常通信の計画に基づいて訓練を行わなければなりません。本県では近畿非常通信協議会の計画に基づき、また、県独自に計画して非常通信訓練を実施しています。
- イ 訓練は、定期あるいは臨時に実施しますが、実施の時期は、その都度近畿地方非常通信協議会の依頼により、本県から通知いたします。
- ウ 非常通信（訓練通信）実施要領を別紙のとおり定めているので、これに従って訓練を実施することが望ましいです。非常通信訓練の終了後には実施報告をお願いします。

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

発（受）信人用

非常通信（訓練通信）実施要領

1 発信人は、非常通信用紙により非常通報又は訓練通報（以下「通報」という。）を作成の上、通信施設（通信施設が障害又はない場合は、最寄りの通信施設、以下「受付局」という。）で発信又は発信の依頼をするものとする。

- (1) 訓練通報は、訓練当日までに具体的な災害想定に基づいて作成すること。災害想定にあらかじめ指定がある場合はその内容に従うこと。
- (2) 非常通信又は訓練通報の内容は、できる限り簡潔かつ明瞭なものとし、末尾には発信人名を記入すること。訓練の場合は、本文の冒頭に必ず（クンレン）又は（訓練）と記入すること。
- (3) 返信を要する通報については、特にその内容が返信を必要とする表現とすること。
- (4) 訓練で受付局へ発信を依頼しようとするときは、想定する災害の状況に応じて使送すること。
- (5) 返信の伝送ルートで、非常及び訓練通信とも、通報の速達を図れるルートを選定すること。
- (6) 返信の通報の内容についても、できる限り簡潔かつ明瞭なものとすること。

2 通報の受領の通知

通報の受信者は、通報の受領時刻、中継局名及び受付時刻を適宜の方法で発信人に通知すること。

3 報 告

- (1) 非常通信を取扱ったとき、又は非常通信の連絡を行ったとき。
 - ア 非常通信の実施状況について、電話等の便宜の方法により近畿地方非常通信協議会又は和歌山県防災企画課に連絡することが望ましい。
 - イ 非常通信を行った場合は、電波法第 80 条の規定により、できる限りすみやかに文書により総務大臣又は近畿総合通信局長に報告すること。報告書には次の内容を記載すること。
 - (ア) 実施日時
 - (イ) 実施した理由
 - (ウ) 実施した無線局名
 - (エ) 取扱通数及び通信状況
 - (オ) 通報依頼者、発信者及びその内容
 - (カ) その他参考事項
 - ウ 上記イの写しをできるだけ和歌山県防災企画課にも送付すること。
- (2) 非常通信訓練を行ったとき。
 - ア 訓練に参加した機関は、別表により訓練終了の日から 10 日以内に本県あて通信の写しを添えて報告するものとする。
 - イ 全国及び地方非常通信訓練の場合、本県は県内ルートの報告書を取りまとめのうえ、意見及び伝送経路図（別紙記載例参照）を添えて、訓練終了後 1 カ月以内に近畿地方非常通信協議会長へ報告するものとする。

通信施設用

非常通信（訓練通信）実施要領

1 受付局の措置

(1) 発信人から通報の発信を依頼された通信施設（以下「受付局」という。）は次の事項を確認し必要事項を記入すること。

ア 非常通信の場合は、種別欄の「非常」という文字を丸印で囲むこと（「訓練」という文字は二重線で取り消す）。また、訓練通信の場合は、種別欄の「訓練」という文字を丸印で囲むこと（「非常」という文字は二重線で取り消す）。

イ 受付年月日、受付時刻

ウ 番号

エ あて先

オ 発信人

カ 通報文（訓練の場合は、本文の冒頭に必ず「訓練」又は「クンレン」と記入すること。）

(2) 前号の記入を確認した後、受信人所在地の通信施設と直接通信できる施設（以下「着信局」という。）を選定し伝送する。

訓練の場合は、あらかじめ計画された通信施設へ伝送する。

（伝達経路欄に諸事項を記入し伝送する。）

(3) 通報の伝送が電話による場合は、できるかぎり和文通話表（朝日のア、いろはのイ、・・・）により伝送すること。

ただし、通話表によることが困難な場合は、適宜棒読みで反復または復唱してもよい。

2 中継局の措置

中継局は伝達経路欄に諸事項を記入し、伝送すること。

3 着信局の措置

着信局が通報を受信したときは、伝達経路欄に諸事項を記入し、通信施設か使送等により受信人に送達すること。訓練の場合であらかじめ指定された施設の場合はそれによること。

4 非常通信訓練の実施中に実際の災害が発生した場合には、直ちに訓練を中止して非常通信の疎通に協力すること。

5 報 告

ア 非常通信の実施状況について、電話等の便宜の方法により近畿地方非常通信協議会又は和歌山県総合防災課に連絡することが望ましい。

イ 非常通信を行った場合は、電波法第80条の規定により、できる限りすみやかに文書により総務大臣又は近畿総合通信局長に報告すること。報告書には次の内容を記載すること。

（ア）実施日時

（イ）実施した理由

- (イ) 実施した無線局名
- (ロ) 取扱通数及び通信状況
- (ハ) 通報依頼者、発信者及びその内容
- (カ) その他参考事項

ウ 上記イの写しをできるだけ和歌山県防災企画課にも送付すること。

(2) 非常通信訓練を行ったとき。

ア 訓練に参加した機関は、別表により訓練終了の日から 10 日以内に本県あて通信の写しを添えて報告するものとする。

イ 全国及び地方非常通信訓練の場合、本県は県内ルートの報告書を取りまとめのうえ、意見及び伝送経路図（別紙記載例参照）を添えて、訓練終了後 1 カ月以内に近畿地方非常通信協議会長へ報告するものとする。

別表

近畿地方非常通信協議会長 殿

報告年月日 令和 年 月 日
 訓練参加機関及び通報取扱部門（局）

非常通信訓練実施報告

1 訓 練 実 施 年 月 日	令 和 年 月 日
2 通 報 取 扱 区 分	A 発信人 B 発信局 C 中継局 D 着信局 E 受取人
3 通報取扱機関・部門 (局)及び開始・終了 時刻並びに通報伝 達 方法	(1)
	着 [] : 伝達方法：無線 有線 使送(km 分) 回線種別 () 伝達手段：音声 F A X 電信 その他
	信 終 [] : 了
(2)	
着 [] : 伝達方法：無線 有線 使送(km 分) 回線種別 () 伝達手段：音声 F A X 電信 その他	
了	
(3)	
4 予備電源の使用状 況	使用設備(発電器、バッテリー、その他) 使用しなかった理由
5 伝搬路の障害	
6 通報遅延理由	

7 訓練に対する所見	

別表記載要領

1 通報取扱区分については、下記に示すとおり、自機関の該当するものを○印で囲むこと。

- A 発信人：通報を伝達しようとする機関
 - B 発信局：発信人より依頼のあった通報を伝達した機関
 - C 中継局：発信局と着信局の間の伝達経路上にある全ての機関
 - D 着信局：伝達経路上において通報を受信する最終の機関
 - E 受取人：発信人からの通報の対象となる機関
- *発信人と発信局、着信局と受取人が同一である場合については、それぞれ、発信人、受取人とし、「B 発信局」、「D 着信局」には○印をしないこと。（伝達経路の途中にある機関は全て「C 中継局」の所に○印をすること。）

2 通報取扱機関・部門（局）等について

(1) 通報取扱機関・部門（局）及び開始・終了時刻並びに通報伝達方法の欄については、

(1) [] については、自局が通報を受け取った相手の機関名

(2) [] については、自局・機関名

(3) [] については、自局から通報を伝達した相手の機関名

をそれぞれ記入すること。

(2) 着信及び発信の開始、終了時刻は、24 時間制で記入すること

(3) 伝達方法について、○印を記入すること。

なお、伝達方法が使送の場合は回線種別及び伝達手段の欄は記入しないこと。

(4) 回線種別、伝達手段について

無線、有線の場合には、回線種別のかっこ内に、具体的方法としてどのような回線を用いて伝達したか、記入すること。また、伝達手段については、F a x、音声、電信、その他の区分で該当するものに○印を記入すること。

中 防：中央防災無線網（地上系）

警 察：警察用通信回線

中 星：中央防災無線網（衛星系）

防 衛：防衛用通信回線

消 防：消防防災無線網（地上系）

海 保：海上保安用通信回線

地 星：地域衛星通信ネットワーク

相 互：防災相互通信用無線

県 防：都道府県防災行政無線網（地上系）

電 力：電気事業用通信回線

市 同：市町村防災行政無線（同報系）

C S：自営衛星通信回線

市 移：市町村防災行政無線（移動系）
地 域：地域防災無線
孤 立：孤立防止用無線電話
水 防：国土交通省水防道路用無線網

自 営：前記以外の自営の無線通信網
非 常：非常連絡周波数（4,630kHz）
専 用：電気通信事業者の専用回線
その他の通信回線

- 3 予備電源の使用状況の欄について、予備電源を使用しなかった場合には、その他に○印を記入し、その理由を付記すること。
- 4 伝搬路の障害について、訓練時に伝搬路において障害があった場合にその障害について具体的に記入すること。
- 5 通信が遅延した場合は、必ずその理由を記入すること。
- 6 実際に参加してどのように感じたか、率直な意見を記入すること。

〔別 紙〕

伝 送 経 路 図

記載方法

(1) 通報伝送に使用した回線

無線回線

有線回線

使 送

(2) 機関名等の上部の左側に通報の受信時刻を、右側に発信時刻（使送の時はその出発時刻）を記載すること。

(3) 通報の伝送に長時間を要したと思われる場合は、その理由を（注）として記載すること。

〔記 載 例〕

〇〇町長から〇〇県災害対策本部長あて



出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

(参 考)

非常通信とアマチュア局について

社団法人 日本アマチュア無線連盟

和歌山県支部

(1) アマチュア局とは

- イ) アマチュア局とは、個人的な趣味の一つとして無線通信を行う無線局で、所轄総合通信局長の免許を受け、無線従事者の資格を持っているものが運用する無線局をいいます。
- ロ) 正規のアマチュア局は必ず、呼出符号（例—JA3XYZ のような）を付与されており交信に際してはこれを明示する事を義務付けられています。
- ハ) アマチュア局の無線設備は全て自己の負担で設置運営しています。
- ニ) 非常通信時の特別な場合以外は免許状に記載された目的以外は使用することができません。又金銭上の利益のために使用することもできません。

(2) 非常通信の依頼について

アマチュア局には日本アマチュア無線連盟に加入している局とそうでない局とがあり、いずれの局でも非常通信を行うことができますが、総務大臣の職権による依頼以外は、あくまでも免許人個人の判断によって行うことになっています。

特にアマチュア局は全て個人の資産であり運営費も個人負担であるため、非常通信等の実施についてもその経費、損害等については全て自己負担が原則となっています。法人組織や公共団体などにおいて職員が業務として行う非常通信とは前記の役費負担や、損害に対する補償等の問題において大きく異なっています。よって、連盟としても各免許人に対してこれらの点を充分に配慮して対処するよう要望を致しております。以上の状況から各免許人に非常通信に関して、この実施について強く要望することはできかねますので、非常の際、アマチュア局による通信を希望される機関は、近隣アマチュア局免許人個人と、個々に交渉の上対処されることを希望します。

なおその際に次の事項に注意してください。

- イ) 非常通信等を目的としてアマチュア局を開設することは違法となりますので、これらを目的とした助成等については充分に留意してください。不明の点については連盟和歌山県支部担当者までお問い合わせください。
- ロ) アマチュア局は全ての局が非常通信等の通信に熟練しているとは限りません（特別に訓練された者の場合を除き。）ので、非常通信についてはなるべく業務局系を利用し、アマチュア局の利用は最後の手段としていただきたい。その場合においても免許人の判断で断わることもあり得ることをご承知おきください。
- ハ) アマチュア局は個々の局によって交信可能範囲が異なりますので、協力を得られるアマチュア局とはその点を充分に確認しあっておくことが大切です。
- ニ) その他電文の送受等については業務局の場合と同様で、非常通信実施要領に従ってください。訓練についても同様です。
- ホ) 近隣のアマチュア局について知りたい場合は、日本アマチュア無線連盟和歌山県支部又は各地区役員にお問い合わせ下さい。（別表参照）

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 36 非常通信経路（市町村防災系）

1 通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

基準項目 級別	A 級 (高信頼度)	B 級
途中中継回路	1以下	2以上
新規連絡設定	なし	あり
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置 (又は非常の際に30分程度以内に配置につける状態)	左記以外
有線区間	なし (又はあっても2以上のルートがあるか、地下ケーブル等強固な設計となっている)	左記以外
移動局による通信の取扱	なし	あり
チャネル切替による通信	なし	あり
庁舎の耐震性	あり	左記以外
津波等による浸水	庁舎が浸水域外	左記以外

総合信頼度“A級”とは経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。

“B級”とは経路中のいざれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

2 凡例

[水防道路]：国土交通省水防道路用多重無線回線

[消防]：消防防災無線網（地上系）

[地星]：地域衛星通信ネットワーク回線

[県防]：県防災行政無線回線（FWA）

[警察]：警察用回線

[海保]：海上保安庁回線

[電力]：電気事業者回線

[JR]：JR用回線

[南海]：南海電鉄回線

[関電]：関西電力回線

[ガス]：大阪ガス回線

[専用]：電気通信事業者の専用通信回線

[消救]：消防救急無線（共通波）

[相互]：防災相互通信用無線

[放流警報]：ダム放流警報用無線

[日赤]：赤十字用無線

[アマ]：アマチュア無線

[衛星電話]：衛星携帯電話

—— 無線区間 ~~~~~ 有線区間 ~~~~~ 有無線混在区間 ----- 衛星通信区間

----- 和歌山県総合防災情報システムの衛星系回線、有線系回線2ルート区間

----- 使送区間（使送距離○○km）、

防災相互通信用無線を運用できる機関（□：常設、△：常設以外）、■使送対応が不可の機関

斜体文字 の施設は、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される施設

（近畿地方非常通信協議会 平成25年度調査による）

3 発着信局までの距離

本計画は、県庁と市町村役場間の地域防災業務に用いられる場合が最も多いと考えられるので、発着信局までの使送距離はそれぞれ県庁及び各市町村役場からの距離を代表表示した。

区間	総合信頼度	市町村役場との距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県施設との距離
串本町 (総務課 防災・防犯 G) ↔ 東牟婁振興局	B		<u>串本町役場</u>		東牟婁振興局□ (総務県民課)	
	A	0.7km	串本町消防本部△ (警防係)	[専用][地星]		
	B	0.7km	町消防防災センター□ (町庁舎代替施設)	[相互]	東牟婁振興局□ (総務県民課)	
	A	0.7km	串本町消防本部△ (警防係)	[消救]	新宮市消防本部□ (通信指令係)	1km
	B	0.7km	<u>串本警察署</u> △ (地域課)	[警察]	新宮警察署△ (地域課)	2km
	A	1km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所	[水防道路]	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 新宮国道維持出張所	0.5km
	B		<u>串本町役場</u>	[衛星電話]	東牟婁振興局□ (新宮建設部、総務県民課)	
串本町 (総務課 防災・防犯 G) ↔ 和歌山県庁	B		<u>串本町役場</u>	[専用][地星]	和歌山県庁□ (防災企画課)	
	A	0.7km	串本町消防本部△ (警防係)	[消救]	和歌山県庁□ (危機管理・消防課)	
	B	0.7km	<u>串本警察署</u> △ (地域課)	[警察]	県警察本部△ (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	A	1km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所	[水防道路]	和歌山県庁□ (河川課、防災企画課)	
	B	0.5km	串本海上保安署	[海保]	和歌山海上保安部□ (警備救難課)	2.1km
	B	0.5km	<u>J R 串本駅</u>	[J R][衛星電話]	J R 和歌山支社	2.7km
	B		<u>串本町役場</u>	[衛星電話]	東牟婁振興局□ (総務県民課)	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

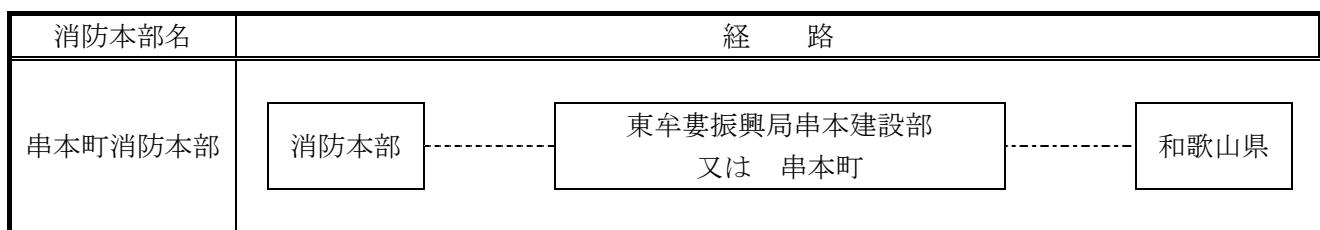
資料 37 消防用県内共通波無線非常通信経路

記号 ━━ 共通波無線

----- 県防災行政無線

----- 使送区間

~~~~~ 県防災行政無線又は防災相互波又は使送



出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 38 知事への部隊等の派遣要請要求書及び撤収要請の様式

番  
付  
日

和歌山県知事殿

串本町長

部隊等の派遣要請依頼書

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、部隊等の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

2. 派遣を希望する期間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域

(2) 活動内容

4. その他

番  
付

和歌山県知事殿

串本町長

## 部隊等の撤収要請依頼書

○○年○○月○○日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり依頼いたします。

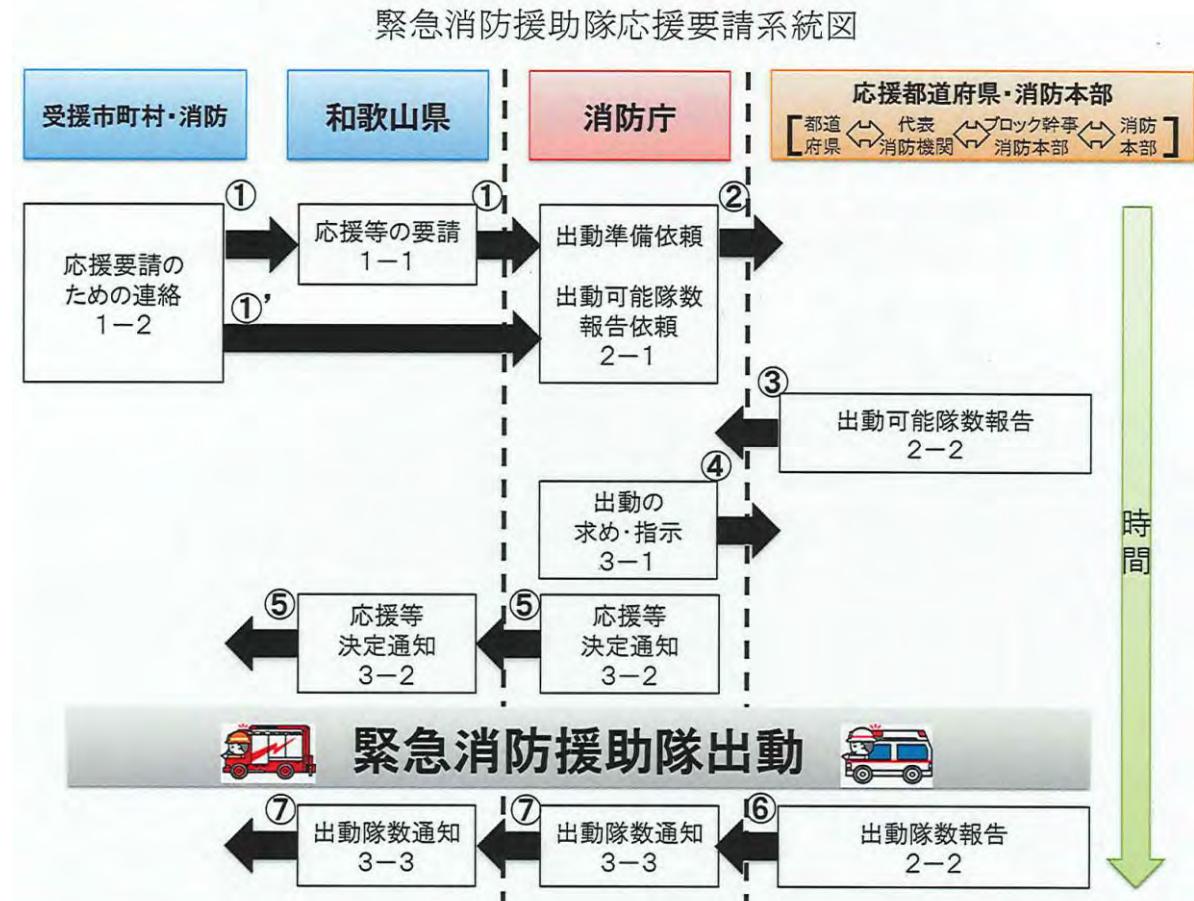
記

1. 撤収を希望する日付
2. 撤収要請を依頼する理由

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

## 資料 39 緊急消防援助隊応援要請系統図及び連絡票

別図第 1



## 1 応援要請（法第 44 条）第 1 項

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ① 別記様式 1-1 (応援要請) | 知事（受援） → 長官          |
| ① 別記様式 1-2 (応援要請) | 市町村長（受援） → 長官・知事（受援） |

出典：和歌山県提供資料（令和 2 年度）

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

## 緊急消防援助隊の応援等要請

|         |              |          |
|---------|--------------|----------|
| ※いざれかに● | 応援等の要請       | 増隊要請（第報） |
| 送信時間    | ○○ 年 月 日 時 分 |          |

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、○○年 月 日 時 分に電話により  
行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

|           |               |
|-----------|---------------|
| 災害発生日時    | ○○ 年 月 日 時 分頃 |
| 災害発生場所    | 都道府県 市区町村     |
| 応援等要請日時   | ○○ 年 月 日 時 分  |
| 災害の状況     |               |
| 活動を要望する地域 |               |
| 要望する活動    |               |

## ・必要な都道府県大隊

|            |         |                   |
|------------|---------|-------------------|
| 対象 ※いざれかに● | 出動可能な全隊 | 一部の指定した隊※下記に指定する隊 |
| 編成に係る連絡事項  |         |                   |
| 必要な隊、資機材   |         |                   |
|            |         |                   |
|            |         |                   |
|            |         |                   |
|            |         |                   |

## ・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

| 部隊名              |          | 連絡事項 |
|------------------|----------|------|
| 指揮支援部隊           | 統括指揮支援隊  |      |
|                  | 指揮支援隊    |      |
|                  | 航空指揮支援隊  |      |
| 航空部隊             | 航空小隊     |      |
|                  | 航空後方支援小隊 |      |
| エネルギー・産業基盤災害即応部隊 |          |      |
| NBC災害即応部隊        |          |      |
| 土砂・風水害機動支援部隊     |          |      |

## &lt;連絡責任者&gt;

|         |          |  |
|---------|----------|--|
| 担当課室    | 氏名       |  |
| NTT回線電話 | NTT回線FAX |  |
| 地域衛星電話  | 地域衛星FAX  |  |

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

## 応援等要請のための連絡事項

|         |              |          |
|---------|--------------|----------|
| ※いずれかに● | 応援等の要請       | 増隊要請（第報） |
| 送信時間    | ○○ 年 月 日 時 分 |          |

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

|           |               |          |
|-----------|---------------|----------|
| 災害発生日時    | ○○ 年 月 日 時 分頃 |          |
| 災害発生場所    | 都道<br>府県      | 市区<br>町村 |
| 応援等要請日時   | ○○ 年 月 日 時 分  |          |
| 災害の状況     |               |          |
| 活動を要望する地域 |               |          |
| 要望する活動    |               |          |

## ・必要な都道府県大隊

|           |         |                   |
|-----------|---------|-------------------|
| 対象        | 出動可能な全隊 | 一部の指定した隊※下記に指定する隊 |
| 編成に係る連絡事項 |         |                   |
| 必要な隊、資機材  |         |                   |
|           |         |                   |
|           |         |                   |
|           |         |                   |
|           |         |                   |
|           |         |                   |

## ・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

| 部隊名              |          | 連絡事項 |
|------------------|----------|------|
| 指揮支援部隊           | 統括指揮支援隊  |      |
|                  | 指揮支援隊    |      |
|                  | 航空指揮支援隊  |      |
| 航空部隊             | 航空小隊     |      |
|                  | 航空後方支援小隊 |      |
| エネルギー・産業基盤災害即応部隊 |          |      |
| NBC災害即応部隊        |          |      |
| 土砂・風水害機動支援部隊     |          |      |

## &lt;連絡責任者&gt;

|         |          |  |
|---------|----------|--|
| 担当課室    | 氏名       |  |
| NTT回線電話 | NTT回線FAX |  |
| 地域衛星電話  | 地域衛星FAX  |  |

出典：緊急消防援助隊応援関係参考資料／令和4年8月

## 資料40 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

| 救助の種類               | 対象                                                | 費用の限度額                                                                                                                                         | 期間                                                                                                                    | 備考                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難所の設置<br>(法第4条第1項) | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者                         | (基本額)<br>避難所設置費<br>1人 1日当たり<br>330円以内<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。                                       | 災害発生の日から7日以内                                                                                                          | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上<br>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。              |
| 避難所の設置<br>(法第4条第2項) | 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者        | (基本額)<br>避難所設置費<br>1人 1日当たり<br>330円以内<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。                                       | 法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間) | 1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期の和魂や冬期のストーブ、避難所が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上                                    |
| 応急仮設住宅の供与           | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○建築型応急住宅<br>1 規模<br>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定<br>2 基本額 1戸当たり<br>5,714,000円以内<br>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 | 災害発生の日から20日以内着工                                                                                                       | 1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。<br>2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)<br>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>4 供与期間は2年以内 |
|                     |                                                   | ○賃貸型応急住宅<br>1 規模 建設型応急住宅に準じる<br>2 基本額 地域の実情に応じた額                                                                                               | 災害発生の日から速やかに借上げ、提供                                                                                                    | 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額<br>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様                                                                                                         |
| 炊き出しその他による食品の給与     | 1 避難所に収容された者<br>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者    | 1人1日当たり<br>1,160円以内                                                                                                                            | 災害発生の日から7日以内                                                                                                          | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)                                                                                                                                                       |
| 飲料水の供給              | 現に飲料水を得ることのできない者(飲料水及び炊事のための水であること。)              | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                  | 災害発生の日から7日以内                                                                                                          | 輸送費、人件費は別途計上                                                                                                                                                                                        |

| 救助の種類                | 対象                                                                                                   | 費用の限度額                                                                                                                                      |        | 期間                                                                                                               | 備考                                                        |        |        |               |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------|--------|---------------|
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者                    | 1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。<br>2 下記金額の範囲内                                                                                    |        | 災害発生の日から10日以内                                                                                                    | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2 現物給付に限ること                         |        |        |               |
|                      |                                                                                                      | 区分                                                                                                                                          | 1人世帯   | 2人世帯                                                                                                             | 3人世帯                                                      | 4人世帯   | 5人世帯   | 6人以上1人増すごとに加算 |
|                      | 全壊<br>全焼<br>流失                                                                                       | 夏                                                                                                                                           | 18,800 | 24,200                                                                                                           | 35,800                                                    | 42,800 | 54,200 | 7,900         |
|                      |                                                                                                      | 冬                                                                                                                                           | 31,200 | 40,400                                                                                                           | 56,200                                                    | 65,700 | 82,700 | 11,400        |
|                      | 半壊<br>半焼<br>床上浸水                                                                                     | 夏                                                                                                                                           | 6,100  | 8,300                                                                                                            | 12,400                                                    | 15,100 | 19,000 | 2,600         |
|                      |                                                                                                      | 冬                                                                                                                                           | 10,000 | 13,000                                                                                                           | 18,400                                                    | 21,900 | 27,600 | 3,600         |
| 医療                   | 医療の途を失った者(応急的処置)                                                                                     | 1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器機破損等の実費<br>2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内<br>3 施術者協定料金の額以内                                                               |        | 災害発生の日から14日以内                                                                                                    | 患者等の移送費は、別途計上                                             |        |        |               |
| 助産                   | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)                           | 1 救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額                                                                                    |        | 分娩した日から7日以内                                                                                                      | 妊娠等の移送費は、別途計上                                             |        |        |               |
| 被災者の救出               | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2 生死不明な状態にある者                                                                 | 当該地域における通常の実費                                                                                                                               |        | 災害発生の日から3日以内                                                                                                     | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。<br>2 輸送費、人件費は、別途計上 |        |        |               |
| 住宅の応急修理              | 1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準じる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>2 大規模な補修をおこなわなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分<br>1世帯当たり<br>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯<br>595,000円以内<br>②半壊又は半焼に準じる程度の損傷により被害を受けた世帯<br>300,000円以内           |        | 災害発生の日から3ヶ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内) |                                                           |        |        |               |
| 学用品の給与               | 住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒             | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内<br>小学生児童 4,500円<br>中学生生徒 4,800円<br>高等学校等生徒 5,200円 |        | 災害発生の日から<br>(教科書)<br>1ヶ月以内<br>(文房具及び通学用品)<br>15日以内                                                               | 1 備蓄物資は評価額<br>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。                    |        |        |               |
| 埋葬                   | 災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給                                                                        | 1 体当たり<br>大人(12歳以上) 215,200円以内<br>小人(12歳未満) 172,000円以内                                                                                      |        | 災害発生の日から10日以内                                                                                                    | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。                                 |        |        |               |

| 救助の種類                  | 対象                                                                                      | 費用の限度額                                                                                                                                                                                                      | 期間              | 備考                                                                                                                                    |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死体の搜索                  | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者                                                   | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                                                                               | 災害発生の日から10日以内   | 1 輸送費、人件費は、別途計上<br>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。                                                                                   |
| 死体の処理                  | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。                                                      | （洗浄、消毒等）<br>1 体当たり 3,500 円以内<br>一時保存：<br>○既存建物借上費：通常の実費<br>○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内<br>検査、救護班以外は慣行料金                                                                                                        | 災害発生の日から10日以内   | 1 検査は原則として救護班<br>2 輸送費、人件費は、別途計上<br>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。                                                 |
| 障害物の除去                 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者                                | 市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900 円以内                                                                                                                                                                     | 災害発生の日から10日以内   |                                                                                                                                       |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項） | 1 被災者の避難に係る支援<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の搜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                                                                               | 救助の実施が認められる期間以内 |                                                                                                                                       |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項） | 避難者の避難に係る支援                                                                             | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                                                                               | 救助の実施が認められる期間以内 | 災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。<br>・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用<br>・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費 |
| 実費弁償                   | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者                                                             | 1人1日当たり<br>医師、歯科医師 20,200 円以内<br>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、臨床工学技師 15,100 円以内<br>保健師、助産師、看護師、准看護師 16,100 円以内<br>土木技術、建築技術者 15,700 円以内<br>大工 22,000 円以内<br>左官 23,200 円以内<br>とび職 24,000 円以内<br>救急救命士 14,500 円以内 | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額                                                                                                                   |

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(注) 上記基準は令和3年4月現在

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

## 資料41 災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画

| 種類                                    | 支給・貸付対象となる災害の規模                                                                                                                                             | 支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-----------|--------------|-------|------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------|-------|-------|------------------|-------|-------|-----------|---------|-------|---------------------------------------|-------|-------|-----------|-------|-------|---------------------------------------|--|-------|--------------------|--|-------|
| 災害弔慰金                                 | (1) 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害<br>(2) 都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害<br>(3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害<br>(4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が2以上ある場合の災害 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給・貸付対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害弔慰金</td><td>当該災害により死亡（災害後3か月間生死不明の場合を含む）した者の遺族</td></tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td><td>当該災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>生計維持者</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害弔慰金</td><td>500万円</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>災害障害見舞金</td><td>250万円</td><td>125万円</td></tr> </tbody> </table>                                                                                                                                                                                               |  |  | 支給・貸付対象者  |              | 災害弔慰金 | 当該災害により死亡（災害後3か月間生死不明の場合を含む）した者の遺族 | 災害障害見舞金           | 当該災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者 | 区分    | 生計維持者 | その他              | 災害弔慰金 | 500万円 | 250万円     | 災害障害見舞金 | 250万円 | 125万円                                 |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 支給・貸付対象者                              |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 災害弔慰金                                 | 当該災害により死亡（災害後3か月間生死不明の場合を含む）した者の遺族                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 災害障害見舞金                               | 当該災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 区分                                    | 生計維持者                                                                                                                                                       | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 災害弔慰金                                 | 500万円                                                                                                                                                       | 250万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 災害障害見舞金                               | 250万円                                                                                                                                                       | 125万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 災害援護資金                                | 都道府県の区域内で災害救助法による適用が行われた市町村が1以上ある自然災害                                                                                                                       | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害の種類及び程度</th><th colspan="2">1世帯当たりの貸付限度額</th></tr> <tr> <th>世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合</th><th>世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財等の損害がない場合</td><td>150万円</td><td></td></tr> <tr> <td>家財等1/3以上の損害がある場合</td><td>250万円</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>住居が半壊した場合</td><td>270万円</td><td>170万円</td></tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>350万円</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>住居が全壊した場合</td><td>350万円</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td></td><td>350万円</td></tr> <tr> <td>住居の全体が滅失若しくは流失した場合</td><td></td><td>350万円</td></tr> </tbody> </table> |  |  | 災害の種類及び程度 | 1世帯当たりの貸付限度額 |       | 世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合                  | 世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合 | 家財等の損害がない場合                                | 150万円 |       | 家財等1/3以上の損害がある場合 | 250万円 | 150万円 | 住居が半壊した場合 | 270万円   | 170万円 | 上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 | 350万円 | 250万円 | 住居が全壊した場合 | 350万円 | 250万円 | 上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 |  | 350万円 | 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 |  | 350万円 |
| 災害の種類及び程度                             | 1世帯当たりの貸付限度額                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
|                                       | 世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合                                                                                                                                           | 世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 家財等の損害がない場合                           | 150万円                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 家財等1/3以上の損害がある場合                      | 250万円                                                                                                                                                       | 150万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 住居が半壊した場合                             | 270万円                                                                                                                                                       | 170万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 | 350万円                                                                                                                                                       | 250万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 住居が全壊した場合                             | 350万円                                                                                                                                                       | 250万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 |                                                                                                                                                             | 350万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 住居の全体が滅失若しくは流失した場合                    |                                                                                                                                                             | 350万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |           |              |       |                                    |                   |                                            |       |       |                  |       |       |           |         |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |

注 (1) 所得制限有り

- (2) 利率 延滞の場合を除き、年3%以内で条例で定める率  
(据置期間中は無利子)
- (3) 据置期間 3年（特別の場合は5年）
- (4) 償還期間 10年（据置期間を含む）
- (5) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

## 資料42 生活福祉資金貸付条件一覧

|            | 資金の種類<br><資金の使途>                                                                                                                                                                                                                       | 貸付限度                                                     | 据置期間      | 償還期限    | 貸付利子                                 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------|---------|--------------------------------------|
| 総合支援資金     | 生活支援費<br><生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間は原則3ヶ月、最長12ヶ月）>                                                                                                                                                                                         | (単身世帯)月15万円<br>(二人以上)月20万円                               | 6月以内      | 10年以内   | 連帯保証人あり<br>…無利子<br>連帯保証人なし<br>…年1.5% |
|            | 住宅入居費<br><敷金や礼金など、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用>                                                                                                                                                                                                  | 40万円                                                     |           |         |                                      |
|            | 一時生活再建費<br><生活再建のため一時的に必要で、日常生活費では賄うことが困難な費用>                                                                                                                                                                                          | 60万円                                                     |           |         |                                      |
| 福祉資金       | 緊急小口資金<br><緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な生活費用>                                                                                                                                                                                             | 10万円                                                     | 2月以内      | 12月以内   | 無利子                                  |
|            | 福祉費<br><資金の主な使途<br>・生業を営むために必要な経費<br>・技能習得に必要な経費<br>・住宅の増改築等に必要な経費<br>・負傷又は疾病の療養に必要な経費<br>・災害を受け際に必要な経費<br>・冠婚葬祭に必要な経費<br>・住居の移転等に必要な経費<br>・福祉用具等の購入に必要な経費<br>・障害者用自動車の購入に必要な経費<br>・その他日常生活上一時的に必要な経費<br>(資金の使途に応じ、貸付限度額及び償還期限の目安を設定)> | 580万円                                                    | 6月以内      | 20年以内   | 連帯保証人あり<br>…無利子<br>連帯保証人なし<br>…年1.5% |
| 教育支援資金     | 教育支援費<br><低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費>                                                                                                                                                                                        | (高校)3.5万円/月<br>(高専)6.0万円/月<br>(短大)6.0万円/月<br>(大学)6.5万円/月 | 卒業後6月以内   | 20年以内   | 無利子                                  |
|            | 就学支度費<br><低所得世帯の方が高等学校、大学又は高等専門学校に入学する際に必要な経費>                                                                                                                                                                                         | 50万円                                                     |           |         |                                      |
| 不動産担保型生活資金 | 一般世帯向け<br><低所得の高齢者世帯において必要な生活費用(一定の居住用不動産を担保として貸付)>                                                                                                                                                                                    | 土地の評価額の7割程度かつ30万円/月                                      | 契約終了後3月以内 | 据置期間終了時 | 年利3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率          |
|            | 要保護世帯向け<br><生活保護を受けている高齢者世帯において必要な生活費用(一定の居住用不動産を担保として貸付)>                                                                                                                                                                             | 土地及び建物の評価額の7割(集合住宅の場合は5割)程度かつ生活扶助額の1.5倍以内                |           |         |                                      |

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

## 資料 43 和歌山県（統一様式）トリアージ・タッグ

トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて患者を識別し、その上で適切な処置や搬送を行うことを意味し、その際に用いる（患者につける）タッグ（識別票）をトリアージ・タッグという。

また、トリアージ・タッグは、被災地内の医療機関においては、簡易カルテとして利用することも可能なものであり、県の緊急医療システムの「広域災害・緊急医療情報システム」の情報項目の「既受入患者数」の的確な把握においても、同タッグの活用が期待できる。

一方、トリアージ・タッグは、様々な様式・形式のものが使用されており、阪神・淡路大震災時の経験から複数の機関が参集する大規模災害に備えて、標準化を図るべきという指摘も多いことから、下記のとおり和歌山県（統一様式）トリアージ・タッグを定めるものとする。

### 1 タッグの形式及び寸法

23.2 cm（縦）×11.0 cm（横）の3枚複写とし、1枚目は『災害現場用』、2枚目は『搬送 機関用』とし、本体（3枚目）は『収容医療機関用』とする。

### 2 タッグに用いる色の区分

軽処置群を緑色（III）、非緊急治療群を黄色（II）、最優先治療群を赤色（I）、死亡及び不処置群を黒色とする。

### 3 トリアージの原則及び分類

原則は、救命不可能な傷病者に時間をとりすぎること、治療不要の軽傷患者を除外することにある。生命は四肢に優先し、四肢は機能に優先し、機能は美容に優先する。

トリアージのプロトコールを表示すると以下のとおりである。

| 優先度  | 色別 | 疾 病 状 況            | 診 断                                   |
|------|----|--------------------|---------------------------------------|
| 第一順位 | 赤  | 生命、四肢の危機的状況        | 呼吸困難、重傷熱傷、多発外傷、大出血、クラッシュシンドローム、ショックなど |
| 第二順位 | 黄  | 数時間処置を遅らせても悪化しない程度 | 中等熱傷、四肢長管骨骨折、脊髄損傷、脱臼など入院治療を要する患者      |
| 第三順位 | 緑  | 軽傷外傷、通院治療が可能       | 打撲、捻挫、外傷、小骨折、過換気症候群、小範囲熱傷など           |
| 第四順位 | 黒  | 生命兆候のないもの          | 死亡又は明らかに生存の可能性がないもの                   |

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

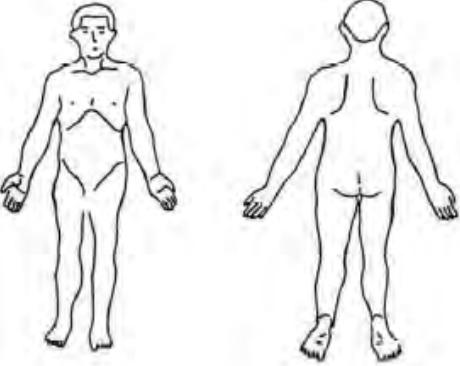
| (災害現場用)                          |           |                       |                            | 和歌山県 | ※モギリ部分は3枚目のみ |  |
|----------------------------------|-----------|-----------------------|----------------------------|------|--------------|--|
| No.                              | 氏名 (Name) | 年齢 (Age)              | 性別 (Sex)<br>男 (M)<br>女 (F) |      |              |  |
| 住所 (Address)                     |           | 電話 (Phone)            |                            |      |              |  |
| トリアージ実施月日・時刻<br>月 日 AM 時 分<br>PM |           | トリアージ実施者氏名            |                            |      |              |  |
| 搬送機関名                            |           | 収容医療機関名               |                            |      |              |  |
| トリアージ実施場所                        |           | トリアージ区分<br>0 I II III |                            |      |              |  |
| トリアージ実施機関                        |           | 医 師<br>救急救命士<br>そ の 他 |                            |      |              |  |
| 症状・傷病名                           |           |                       |                            |      |              |  |
| 特記事項                             |           |                       |                            |      |              |  |
| 0 (黒)                            |           |                       |                            |      |              |  |
| I (赤)                            |           |                       |                            |      |              |  |
| II (黄)                           |           |                       |                            |      |              |  |
| III (緑)                          |           |                       |                            |      |              |  |
| ← 11.0cm →                       |           |                       |                            |      |              |  |

**1 ~ 3枚目 (表面)**

**3枚目裏面 (収容医療機関用)**

○

特記事項



○

0 (黒)

I (赤)

II (黄)

III (緑)

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

## 資料44 和歌山県広域火葬実施要綱

# 和歌山県広域火葬実施要綱

### (趣旨)

第1条 次の場合（以下「大規模災害等」という。）において、この要綱に定めるところにより遺体の円滑な火葬に努めるものとする。

- (1) 大規模災害の発生
- (2) 感染症のまん延
- (3) その他、広域火葬を必要とする事態の発生

### (定義)

第2条 この要綱において「広域火葬」とは、大規模災害等により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、他の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

### (実施の体制)

第3条 広域火葬が必要である場合、県環境生活部県民局食品・生活衛生課（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）は、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

### (被害状況の把握及び報告)

第4条 大規模災害等の被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）は、大規模災害等発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動可能性並びに火葬場の火葬能力の把握を行い、県に報告するものとする。

2 県は、被災市町村からの報告に基づき被害状況をとりまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

### (広域火葬の応援・協力の要請)

第5条 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に対し、広域火葬の応援要請をするものとする。

2 県は、前項の規定による応援要請又は自らの判断により、応援可能な市町村若しくは火葬場（以下「応援市町村等」という。）、又は近隣府県に対し、広域火葬協力依頼をするとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

3 県及び市町村は、県内又は近隣府県で大規模災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。

### (火葬場の選定)

第6条 県は、被災市町村又は近隣府県の広域火葬の協力承諾の状況を整理し、広域火葬の応援要請を行った被災市町村（以下、「応援要請市町村」という。）ごとに協力承諾のあった火葬場の割り振りを行い、応援要請市町村に通知するとともに、協力承諾のあった応援市町村等又は都道府県に対し協力依頼の通知を行う。

2 応援要請市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について、火葬場の割り振りを行い、遺族に遺体搬送についての同意を得ることに努めるとともに、応援市町村等と火葬の実施方法等についての調整を行う。

### (遺体の取扱い)

第7条 被災市町村は、遺体の取り扱いについて次の措置を講じるものとする。

- (1) 遺体数に応じた十分な遺体安置所の確保
- (2) 遺体の保存のために必要な物資の調達
- (3) 作業要員の確保
- (4) その他必要事項

2 前項各号の規定による措置を講じることが困難である場合、被災市町村は、県に支援要請することができる。

3 県は、前項の規定により支援要請があつたときは、これに応じるものとする。

(遺体の搬送)

第8条 被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資機材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急車両を用いるものとする。

2 被災市町村は、緊急車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。

(住民への情報提供)

第9条 応援要請市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、住民に広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

(災害以外の事由による遺体の火葬)

第10条 応援要請市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

(火葬に係る特例的取扱い)

第11条 被災市町村は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

(火葬状況の報告)

第12条 応援市町村等は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

2 前項の報告を行った市町村等以外の市町村又は火葬場は、大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

3 県は、県内の火葬場別に報告をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

(引取者のいない焼骨の保管)

第13条 引取者のいない広域火葬による焼骨については、応援要請市町村が保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年10月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正）

## 資料45 県下火葬場整備状況一覧表

| No. | 火葬場名     | 所 在 地                   | 電 話 番 号      | 火葬場の設置者又は管理者     |              |
|-----|----------|-------------------------|--------------|------------------|--------------|
|     |          |                         |              | 設置者又は<br>管理者名    | 電話番号         |
| 1   | 和歌山市斎場   | 和歌山市南出島 100-1           | 073-471-2921 | 和歌山市             | 073-471-2921 |
| 2   | 海南市下津斎場  | 海南市下津町梅田 670-31         | 073-492-4152 | 海南市              | 073-483-8457 |
| 3   | 高野口斎場    | 橋本市高野口町名倉 1380          | 0736-43-2680 | 橋本市              | 0736-33-6100 |
| 4   | 御坊市斎場    | 御坊市島 1073-1             | 0738-23-4101 | 御坊市              | 0738-23-5506 |
| 5   | 田辺市斎場    | 田辺市上の山一丁目 11-25         | 0739-22-2887 | 田辺市              | 0739-26-9927 |
| 6   | 清淨苑      | 新宮市新宮 8002-96           | 0735-22-7774 | 紀南環境衛生<br>施設事務組合 | 0735-22-6600 |
| 7   | 岩出市火葬場   | 岩出市根来 2273-5            | 0736-62-5060 | 岩出市              | 0736-62-2141 |
| 8   | 五色台聖苑    | 海草郡紀美野町国木原 577-4        | 073-489-5505 | 五色台広域<br>施設組合    | 073-489-5505 |
| 9   | かつらぎ斎場   | 伊都郡かつらぎ町大字妙寺<br>1471-17 | 0736-22-6208 | かつらぎ町            | 0736-22-0300 |
| 10  | 高野町斎場    | 伊都郡高野町大字高野山 19-4        | 0736-56-5515 | 高野町              | 0736-56-3000 |
| 11  | 湯浅斎場     | 有田郡湯浅町湯浅 2355-20        | 0737-63-2525 | 湯浅町              | 0737-63-2525 |
| 12  | 有田聖苑     | 有田郡有田川町吉見 385-1         | 0737-52-3055 | 有田聖苑<br>事務組合     | 0737-52-3055 |
| 13  | 有田川町清水斎場 | 有田郡有田川町清水 1038-8        | 0737-25-1598 | 有田川町             | 0737-52-2111 |
| 14  | 美浜町斎場    | 日高郡美浜町大字和田 1139-3       | 0738-23-0666 | 美浜町              | 0738-23-4904 |
| 15  | 日高町斎場    | 日高郡日高町大字比井 1439-1       | 0738-64-2822 | 日高町              | 0738-63-3800 |
| 16  | 由良斎場     | 日高郡由良町江の駒 250-1         | 0738-65-1973 | 由良町              | 0738-65-0201 |
| 17  | 印南町斎場    | 日高郡印南町印南 2070-10        | 0738-42-1732 | 印南町              | 0738-42-1732 |
| 18  | みなべ町斎場   | 日高郡みなべ町東本庄 1197-1       | 0739-74-3150 | みなべ町             | 0739-72-2161 |
| 19  | 川辺斎場     | 日高郡日高川町和佐 1864-1        | 0738-53-0629 | 日高川町             | 0738-22-1701 |
| 20  | 中津・美山斎場  | 日高郡日高川町姉子 243-1         | 0738-54-0291 |                  |              |
| 21  | 白浜町斎場    | 西牟婁郡白浜町保呂 667-4         | 0739-45-3810 | 白浜町              | 0739-45-3800 |
| 22  | 日置川斎場    | 西牟婁郡日置 2040-28          | 0739-52-3806 |                  |              |
| 23  | 那智勝浦町斎場  | 東牟婁郡那智勝浦町天満 1991-2      | 0735-52-4963 | 那智勝浦町            | 0735-52-0555 |
| 24  | 古座川町斎場   | 東牟婁郡古座川町鶴川 350-3        | 0735-78-0780 | 古座川町             | 0735-72-0180 |
| 25  | 串本火葬場    | 東牟婁郡串本町串本 518           | 0735-62-0975 | 串本町              | 0735-67-7217 |
| 26  | 古座火葬場    | 東牟婁郡串本町西向 1004-2        | 0735-72-0625 |                  |              |

**資料 46 東海大地震の警戒宣言発令時における和歌山県内の「広域交通規制対象道路」及び「広域交通検問所」**

(平成 25 年 12 月 26 日 警察庁指定)

| 広域交通規制<br>道路路線名               | 区間  | 区間起終点      |              | 延長距離<br>(km) | 広域交通検問所                 |
|-------------------------------|-----|------------|--------------|--------------|-------------------------|
| 国道 24 号                       | 全 線 | 京都府<br>京都市 | 和歌山県<br>和歌山市 | 193. 0       | 橋本市隅田町<br>「橋本東インター」     |
|                               |     |            |              |              | 橋本市真土<br>「真土峠」          |
| 国道 26 号                       | 全 線 | 大阪府<br>大阪市 | 和歌山県<br>和歌山市 | 75. 2        | 和歌山市中<br>「和歌山計量所前（孝子峠）」 |
| 国道 42 号                       | 全 線 | 静岡県<br>浜松市 | 和歌山県<br>和歌山市 | 472. 1       | 新宮市大橋通<br>「新熊野大橋」       |
| 近畿自動車道<br>(阪和自動車道・<br>湯浅御坊道路) | 全 線 | 大阪府<br>松原市 | 和歌山県<br>田辺市  | 128. 7       | 和歌山市栗栖<br>「和歌山インター」     |

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

## 資料 47 県内の清掃施設等の状況

### (1) ごみ焼却施設及びごみ燃料化施設

| 管轄保健所等        | 設置主体<施設名称>                         | 処理能力<br>(t/日) | 所在地                 | 電話番号         |
|---------------|------------------------------------|---------------|---------------------|--------------|
| 和歌山市          | 和歌山市<青岸エリギーセンター>                   | 400           | 和歌山市湊 1342-3        | 073-428-4153 |
|               | 和歌山市<青岸クリーンセンター>                   | 320           | 和歌山市湊 342-39        | 073-433-6663 |
| 岩出保健所         | 岩出市<岩出クリーンセンター>                    | 60            | 岩出市根来 2273-2        | 0736-62-0814 |
|               | 紀の海広域施設組合<紀の海クリーンセンター>             | 135           | 紀の川市桃山町最上 1290-94   | 0736-66-1813 |
| 橋本保健所         | 橋本周辺広域市町村圏組合<橋本周辺広域ごみ処理場>          | 101           | 橋本市高野口町大野 1827-28   | 0736-42-5300 |
| 湯浅保健所         | 有田周辺広域圏事務組合<有田周辺広域圏事務組合環境センター>     | 100           | 有田郡有田川町上中島 927      | 0737-52-5384 |
| 御坊保健所         | 御坊広域行政事務組合<御坊広域清掃センター>             | 147           | 御坊市名田町野島 2731-4     | 0738-29-3030 |
|               | 御坊広域行政事務組合<御坊広域清掃センター※>            | 4.9           | 御坊市名田町野島 2731-4     | 0738-29-3030 |
| 田辺保健所         | 田辺市<田辺市ごみ処理場>                      | 150           | 田辺市元町 2291-6        | 0739-24-6218 |
|               | 白浜町<白浜町清掃センター>                     | 55            | 西牟婁郡白浜町保呂 749       | 0739-45-3800 |
|               | すさみ町<すさみ町ごみ焼却場>                    | 15            | 西牟婁郡すさみ町周参見 4810    | 0739-55-3200 |
|               | 上大中清掃施設組合<上大中クリーンセンター>             | 22            | 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 1862    | 0739-49-0533 |
| 新宮保健所         | 新宮市<新宮市クリーンセンター>                   | 49            | 新宮市南桧杖字土ノ河 648-34   | 0735-28-5337 |
|               | 那智勝浦町<那智勝浦町清掃管理事務所(那智勝浦町クリーンセンター)> | 50            | 東牟婁郡那智勝浦町天満 1986    | 0735-52-4564 |
|               | 太地町<太地町清掃センター※>                    | 6             | 東牟婁郡太地町太地 2638-1    | 0735-59-3758 |
| 新宮保健所<br>串本支所 | 串本町古座川町衛生施設事務組合<宝嶋クリーンセンター>        | 30            | 東牟婁郡串本町田原字宝嶋 4176-1 | 0735-74-0017 |
| 合計            |                                    | 1,585         |                     |              |

※ごみ燃料化施設

合計値は、令和2年8月時点での休止中及び廃止済みを除く

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）（環境省一般廃棄物処理実態調査【平成30年度実績】）

## (2) 粗大ごみ処理施設

| 管轄保健所等 | 設置主体<施設名称>                     | 処理能力(t/日) | 所在地               | 電話番号         |
|--------|--------------------------------|-----------|-------------------|--------------|
| 和歌山市   | 和歌山市<青岸エリザベスセンター>              | 75        | 和歌山市湊 1342-3      | 073-428-4153 |
| 湯浅保健所  | 有田周辺広域圏事務組合<有田周辺広域圏事務組合環境センター> | 30        | 有田郡有田川町上中島 927    | 0737-53-5384 |
| 新宮保健所  | 新宮市<新宮市クリーンセンター>               | 1         | 新宮市南桧杖字土ノ河 648-34 | 0735-28-5337 |
| 合計     |                                | 96        |                   |              |

合計値は休止中を除く

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

## (3) し尿処理施設・汚泥再生処理センター

| 管轄保健所等        | 設置主体<施設名称>                       | 処理能力(kl/日) | 所在地                | 電話番号         |
|---------------|----------------------------------|------------|--------------------|--------------|
| 和歌山市          | 和歌山市<青岸汚泥再生処理センター>               | 484        | 和歌山市湊 1342         | 073-422-4732 |
| 海南保健所         | 海南海草環境衛生施設組合<海南海草環境衛生センター>       | 130        | 海南市築地 1-12         | 073-483-7030 |
| 岩出保健所         | 那賀衛生環境整備組合<那賀衛生環境整備組合し尿処理施設>     | 165        | 紀の川市桃山町調月 12       | 0736-66-1851 |
| 橋本保健所         | 橋本伊都衛生施設組合<橋本環境管理センター>           | 150        | 橋本市学文路 172         | 0736-32-0028 |
| 湯浅保健所         | 有田衛生施設事務組合<リユースなぎ>               | 38         | 有田郡湯浅町湯浅 2350      | 0737-63-5444 |
|               | 有田周辺広域圏事務組合<有田周辺広域圏事務組合クリーンセンター> | 84         | 有田郡金屋町長谷川 1152-137 | 0737-32-4451 |
| 御坊保健所         | 御坊広域行政事務組合<御坊クリーンセンター汚泥再生処理センター> | 131        | 御坊市熊野 1282         | 0738-22-2504 |
| 田辺保健所         | 大辺路衛生施設組合<大辺路衛生センター>             | 30         | 西牟婁郡すさみ町周参見 4810   | 0739-55-2424 |
|               | 田辺市周辺衛生施設組合<清浄館>                 | 170        | 田辺市新庄町 1177-3      | 0739-26-4730 |
|               | 富田川衛生施設組合<白鳥苑>                   | 75         | 西牟婁郡白浜町十九淵 1182-1  | 0739-45-2111 |
| 新宮保健所         | 紀南環境衛生施設事務組合<南清園>                | 98         | 新宮市新宮 8002-9       | 0735-22-6600 |
|               | 那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合<大浦浄苑>      | 37         | 東牟婁郡那智勝浦町市屋 1054-9 | 0735-52-2325 |
| 新宮保健所<br>串本支所 | 串本町古座川町衛生施設事務組合<池野山環境衛生センター>     | 45         | 東牟婁郡古座川町池野山 577-1  | 0735-72-6322 |
| 合計            |                                  | 1,637      |                    |              |

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

## (4) 廃棄物収集車

| 管轄保健所等 | 市町村及び一部事務組合  | ごみ処理  |    |    |                  | し尿処理       |       |    |    |     |
|--------|--------------|-------|----|----|------------------|------------|-------|----|----|-----|
|        |              | 収集車区分 |    |    | ごみ<br>収集車<br>(台) | 積載量<br>(t) | 収集車区分 |    |    |     |
|        |              | 直営    | 委託 | 許可 |                  |            | 直営    | 委託 | 許可 |     |
| 和歌山市   | 和歌山市         | ○     | ○  | ○  | 348              | 1,167      |       | ○  | 99 | 247 |
| 海南保健所  | 海南市          | ○     | ○  | ○  | 227              | 441        |       | ○  | 31 | 75  |
|        | 紀美野町         | ○     | ○  | ○  | 9                | 17         |       | ○  | 11 | 27  |
|        | 海南海草環境衛生施設組合 |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0  | 0   |
| 岩出保健所  | 紀の川市         | ○     | ○  |    | 36               | 73         | ○     | ○  | 31 | 92  |
|        | 岩出市          | ○     | ○  | ○  | 96               | 221        |       | ○  | 13 | 39  |
|        | 那賀衛生環境整備組合   |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0  | 0   |
|        | 紀の海広域施設組合    |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0  | 0   |
| 橋本保健所  | 橋本市          | ○     | ○  | ○  | 42               | 67         | ○     | ○  | 21 | 41  |
|        | かつらぎ町        | ○     | ○  |    | 12               | 20         |       | ○  | 17 | 62  |
|        | 九度山町         | ○     | ○  |    | 9                | 10         | ○     | ○  | 4  | 8   |
|        | 高野町          |       | ○  |    | 11               | 21         |       | ○  | 2  | 4   |
|        | 橋本伊都衛生施設組合   |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0  | 0   |
|        | 橋本周辺広域市町村圏組合 |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0  | 0   |
| 湯浅保健所  | 有田市          | ○     | ○  | ○  | 35               | 60         |       | ○  | 14 | 32  |
|        | 湯浅町          | ○     | ○  | ○  | 9                | 18         |       | ○  | 6  | 13  |
|        | 広川町          | ○     |    |    | 3                | 6          |       | ○  | 7  | 14  |
|        | 有田川町         |       | ○  | ○  | 35               | 111        |       | ○  | 13 | 34  |
|        | 有田衛生施設事務組合   | ○     |    |    | 2                | 4          |       |    | 0  | 0   |
|        | 有田周辺広域圏事務組合  |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0  | 0   |
|        | 御坊市          |       | ○  | ○  | 13               | 42         |       | ○  | 15 | 42  |
| 御坊保健所  | 美浜町          |       | ○  |    | 4                | 11         |       | ○  | 3  | 10  |
|        | 日高町          |       | ○  |    | 3                | 10         |       | ○  | 5  | 15  |
|        | 由良町          |       | ○  |    | 3                | 6          |       | ○  | 2  | 11  |
|        | 印南町          |       | ○  |    | 8                | 14         |       | ○  | 5  | 14  |
|        | 日高川町         |       | ○  | ○  | 10               | 21         |       | ○  | 14 | 39  |
|        | 御坊広域行政事務組合   |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0  | 0   |
|        | 田辺市          | ○     | ○  | ○  | 97               | 176        |       | ○  | 29 | 101 |
| 田辺保健所  | みなべ町         | ○     | ○  |    | 27               | 43         |       | ○  | 9  | 29  |
|        | 白浜町          | ○     | ○  | ○  | 46               | 75         |       |    | 0  | 0   |

| 管轄保健所等        | 市町村及び一部事務組合           | ごみ処理  |    |    |                  | し尿処理       |       |    |            |
|---------------|-----------------------|-------|----|----|------------------|------------|-------|----|------------|
|               |                       | 収集車区分 |    |    | ごみ<br>収集車<br>(台) | 積載量<br>(t) | 収集車区分 |    |            |
|               |                       | 直営    | 委託 | 許可 |                  |            | 直営    | 委託 | 許可         |
|               | 上富田町                  |       | ○  |    | 7                | 15         |       |    |            |
|               | すさみ町                  | ○     | ○  |    | 5                | 10         |       |    |            |
|               | 大辺路衛生施設組合             |       |    |    | 0                | 0          |       | ○  | 6 13       |
|               | 上大中清掃施設組合             |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0 0        |
|               | 田辺市周辺衛生施設組合           |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0 0        |
|               | 富田川衛生施設組合             |       |    |    | 0                | 0          |       | ○  | 13 37      |
|               | 紀南環境広域施設組合            |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0 0        |
| 新宮保健所         | 新宮市                   | ○     | ○  | ○  | 122              | 220        |       |    | 0 0        |
|               | 那智勝浦町                 | ○     |    |    | 7                | 12         |       |    | 0 0        |
|               | 太地町                   | ○     |    |    | 4                | 6          |       | ○  | 3 5        |
|               | 北山村                   | ○     |    |    | 1                | 3          |       | ○  | 8 16       |
|               | 紀南環境衛生施設事務組合          |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0 0        |
|               | 那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合 |       |    |    | 0                | 0          |       | ○  | 10 20      |
| 新宮保健所<br>串本支所 | 古座川町                  | ○     |    |    | 3                | 10         |       | ○  | 6 11       |
|               | 串本町                   | ○     | ○  | ○  | 25               | 38         |       | ○  | 15 33      |
|               | 串本町古座川町衛生施設事務組合       |       |    |    | 0                | 0          |       |    | 0 0        |
| 合計            |                       |       |    |    | 1, 259           | 2, 948     |       |    | 412 1, 079 |

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和3年度修正）

## 資料 48 廃棄物処理施設被害状況報告の様式

環境大臣 殿

○○市町村長 氏

名

番 年 月 日  
平成 番 号

## 廃棄物処理施設被害状況の報告について

標記のことについて、平成 年 月 日の により下記のとおり被害を受けたので報告します。

記

## 1. 災害の概要

具体的に記入すること、特に暴風、豪雨、洪水による被害の場合は  
 降雨量（1時間最大雨量、24時間最大雨量）を必ず記入すること。

## 2. 全般的被害状況

| 市町村名 | 人 的 被 害 |      |     | 住 家 の 被 害 |     |     |         | 備 考 |
|------|---------|------|-----|-----------|-----|-----|---------|-----|
|      | 死 者     | 行方不明 | 負傷者 | 全 壊       | 半 壊 | 流 出 | 床 上 浸 水 |     |
|      | 人       | 人    | 人   | 戸         | 戸   | 戸   | 戸       | 戸   |

串本町地域防災計画資料編・資料

3. 廃棄物処理施設の被害状況

(1) 被害の概要  
(具体的に記入すること)

(2) 設置主体名 ○○町  
(一部事務組合の場合は、構成市町村名を付記すること。)

(3) 施設名 ○○し尿処理場  
(4) 処理方式 消化方式

(5) 規模 50kl／日

(6) 被害額 2,000,000円

(7) 復旧見込額 2,000,000円

(8) 建設年度 昭和45～46年度

(9) 建設に要した総事業費

〔国庫補助金  
県費補助金  
その他の  
内訳〕

(10) 災害復旧見込額内訳

| 区分               | 分員数 | 単価 | 金額  | 備考          |
|------------------|-----|----|-----|-------------|
| 送水管復旧工事          | 1式  | 円  | ○○○ | 円 別紙設計書のとおり |
| 電動機(3.7kw) 分解修理  | 2台  | ○○ | ○○○ | 別紙見積書のとおり   |
| 電動機(0.75kw) 分解修理 | 1台  |    | ○○○ | "           |
| 排水ポンプ修理          | 1式  |    | ○○○ | "           |
| 計                |     |    | ○○○ |             |

注) 諸経費の算定にあたっては、昭和59年9月7日震計第2150号「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の別表3のとおりとする。

- (11) 添付書類
- ア 行政区域図（縮尺 1/25,000～1/50,000 程度）  
(施設の位置を明示すること。)
  - イ 平面配置図（縮尺 1/100～1/500 程度）  
(被災部分を色分けすること。)
  - ウ 被災写真  
〔できるだけ詳細に撮影し写真余白に番号を付し上記図面に撮影位置を  
明示すること。 例 NO. → 〕

エ その他参考となる資料

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

## 資料 49 激甚災害の指定基準

| 適用すべき措置                                     | 激甚災害指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法第2章<br>(3条～4条)<br>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 | <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)<br/>事業費査定見込額&gt;全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額<br/>×100分の0.5</p> <p>(B基準)<br/>事業費査定見込額&gt;全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額<br/>×100分の0.2<br/>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの<br/>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額<br/>&gt;当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25<br/>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額<br/>&gt;当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5</p>                                                                                                                                                                                      |
| 法第5条<br>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置               | <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)<br/>事業費査定見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>(B基準)<br/>事業費査定見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15<br/>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの<br/>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額<br/>&gt;当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4<br/>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額&gt;10億円</p>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 法第6条<br>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例            | <p>次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</li> <li>2 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害<br/>但し、1、2に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害（水産業共同利用施設に係るものに限る）</li> <li>3 漁業被害見込額&gt;農業被害見込額<br/>かつ、次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)漁船等の被害見込額&gt;当該年度の全国漁業所得推定額×100分の0.5</li> <li>(2)漁業被害見込額&gt;当該年度の全国漁業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</li> </ol> </li> </ol> |
| 法第8条<br>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例   | <p>次のいずれかに該当する災害。但し、高潮・津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準)<br/>農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>(B基準)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 適用すべき措置                                                                                        | 激甚災害指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                | <p>農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15<br/>       かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの<br/>       一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数<br/>       　　&gt; 当該部道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 法第11条の2<br>森林災害復旧事業に対する補助                                                                      | <p>次のいずれかに該当する災害<br/>       (A基準)<br/>       　　林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）<br/>       　　　&gt; 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の5<br/>       (B基準)<br/>       　　林業被害見込額 &gt; 該当年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額<br/>       　　　× 100分の1.5<br/>       かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの<br/>       (1) 一の都道府県内の林業被害見込額<br/>       　　　&gt; 当該都道府県の当該年度の生産林業所得<br/>       　　　　　（木材生産部門）推定額 × 100分の60<br/>       (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得<br/>       　　　（木材生産部門）推定額 × 100分の1</p> |
| 法第12条、13条<br>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等                                                            | <p>次のいずれかに該当する災害<br/>       (A基準)<br/>       　　中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び<br/>       　　　第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業<br/>       　　　販売率。以下同じ。） × 100分の0.2<br/>       (B基準)<br/>       　　中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100分の0.06<br/>       かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの<br/>       一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額<br/>       　　&gt; 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100分の2<br/>       但し、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特別措置が講ぜられることがある。</p>  |
| 法第16条<br>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助<br>法第17条<br>私立学校施設災害復旧事業の補助<br>法第19条<br>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 | <p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害<br/>       但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

| 適用すべき措置                                    | 激甚災害指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法第22条<br>り災者公営住宅建設<br>等事業に対する補助<br>の特例     | <p>次のいずれかに該当する災害<br/>(A基準)<br/>滅失住宅戸数&gt;被災地全域で4,000戸以上</p> <p>(B基準)<br/>次の1、2のいずれかに該当する災害<br/>但し、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講じられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で2,000戸以上<br/>かつ、次のいずれかに該当するもの<br/>(1) 一市町村の区域内で200戸以上<br/>(2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で1,200戸以上<br/>かつ、次のいずれかに該当するもの<br/>(1) 一市町村の区域内で400戸以上<br/>(2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p> |
| 法第24条<br>小災害債に係る元利<br>償還金の基準財政需<br>要額への算入等 | <p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 上記以外の措置                                    | その他災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正）

## 資料 50 局地激甚災害指定基準

| 適用すべき措置                                                                                                                                                                                | 激甚災害指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 激甚法第3条第1項<br>各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置<br><br>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置 | 公共施設災害関係<br>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額<br><br>当該市町村の当該年度の標準税収額×0.5万円未満は除外>に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が、1以上ある災害<br><br>当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収額×0.2に該当する市町村が、1以上ある災害<br><br>当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、>当該標準税収額×0.2+（当該標準税収額-50億円）×0.6に該当する市町村が、1以上ある災害<br><br>但し、その該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。 |
| 1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置<br><br>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））           | 農地、農業用施設等災害関係<br>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額<br><br>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害（その該当市町村毎の当該経費の合計額がおおむね5,000万円未満である場合を除く）<br><br>但し、上記に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害<br>漁業被害額>農業被害額かつ、<br><br>漁船等被害額>当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満は除外）が1以上ある場合（その該当市町村の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く）         |

| 適用すべき措置                                                          | 激甚災害指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 右の市町村の区域内で<br>右の市町村等が施行する<br>森林災害復旧事業に係る<br>激甚法第11条の2の措置         | <p>林業災害関係</p> <p>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。但し、当該林業被害見込額&lt;当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。</p> <p>かつ、大火災害にあっては、<br/>当該災害に係る要復旧見込面積&gt;300haの市町村</p> <p>その他の災害にあっては、<br/>当該災害に係る要復旧見込面積<br/>&gt;当該市町村の民有面積（人口林に係るものに限る。）<br/>×100分の25の市町村が1以上ある災害</p> |
| 右の市町村の区域内で<br>中小企業者が必要とする<br>当該災害復旧資金等に係る<br>激甚法第12条、第13条<br>の措置 | <p>中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>但し、その該当市町村ごとの当該被害額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>                                                                                                                                 |

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正）

## 資料 51 人家等にかかる土砂災害発生時の緊急連絡について

砂 第 172 号  
平成 20 年 5 月 14 日

各市町村長 様

和歌山県 県土整備部  
河川・下水道局 砂防課長

### 人家等にかかる土砂災害発生時の緊急連絡について

時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

梅雨前線・台風等に伴う集中豪雨により土砂災害が例年のように発生しています。

現在の災害報告は、総合防災情報システムが運用されていますが、特に人家等にかかる土砂災害※の発生に対しては、より一層の市町村と県が連携した迅速な対応が必要です。

つきましては、今後人家等にかかる土砂災害については、総合防災情報システムに加え、別添第1報を、建設部へ送付すると同時に砂防課へも緊急連絡願います。

(※) 人家等にかかる土砂災害とは、人家及び災害時要援護者施設等にかかるがけ崩れ、土石流、地すべり、又山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等をさします。

# 土砂災害緊急FAX送付状 (第1報)

建設部 行き  
砂防課 行き

報告者

所属

氏名

## 災害報告 ( 年 月 日 時 現在 )

|                                                    |                              |                |           |                                   |    |                  |         |                     |  |
|----------------------------------------------------|------------------------------|----------------|-----------|-----------------------------------|----|------------------|---------|---------------------|--|
| 発生場所                                               | [ 市・郡 ]                      |                | [ 区・町・村 ] |                                   | 大字 |                  | 地区名     |                     |  |
|                                                    | 発生日時                         | [ 不明・調査中・確認済 ] |           | 年                                 | 月  | 日                |         | 時 分                 |  |
| 災害形態                                               | 土石流・急傾斜地崩壊・地すべり・河道閉塞・その他 ( ) |                |           |                                   |    |                  |         |                     |  |
| 被害状況                                               | 人<br>的<br>被<br>害             | 死者             | 名         | 被害<br>者<br>年齢                     | 才  | 農<br>地<br>被<br>害 | (種類・面積) | 概略のポンチ絵 (別途添付してもよい) |  |
|                                                    | 行方不明                         | 名              | 才         |                                   |    |                  |         |                     |  |
|                                                    | 負傷者                          | 名              | 才         |                                   |    |                  |         |                     |  |
|                                                    | 人家被<br>害                     | 全壊・流出          | 戸         | (公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)<br>の名称は要記載) |    |                  |         |                     |  |
|                                                    |                              | 半壊             | 戸         |                                   |    |                  |         |                     |  |
|                                                    |                              | 一部破損           | 戸         |                                   |    |                  |         |                     |  |
|                                                    |                              | 床上浸水           | 戸         |                                   |    |                  |         |                     |  |
|                                                    | 床下浸水                         | 戸              |           |                                   |    |                  |         |                     |  |
| 非住家被害                                              | 戸                            | 宅地擁壁の被害        |           | 戸(空積・練積・RC・その他)                   |    |                  |         |                     |  |
| 公共土木施設被<br>害                                       | (流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)      |                |           |                                   |    |                  |         |                     |  |
| (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)                            |                              |                |           |                                   |    |                  |         |                     |  |
| 二次災害の可能性                                           | (有・無)                        |                |           |                                   |    |                  |         |                     |  |
| 避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載) |                              |                |           |                                   |    |                  |         |                     |  |

\* [添付図面等]

・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの

\* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

\* 写真は、別途e-mailにて送付して下さい。

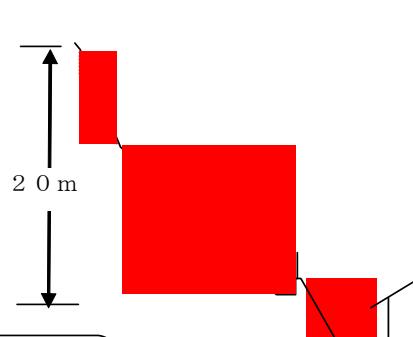
建設部 @pref.wakayama.lg.jp  
 県庁 砂防課 e0806001@pref.wakayama.lg.jp

## 記入例

## ★第1報の注意点

- ☆手書きで良い（スピード最優先）
- ☆その時点で判明している内容で良い
- ☆ゼンリン等位置の特定ができるものを添付
- ☆写真があればベスト

## 災害報告 ( 年 月 日 時 現在)

|                                                                                                                      |                           |         |                 |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------|-----------------|-------------------------------|---|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| ふりがな<br>発生場所                                                                                                         |                           |         |                 |                               |   |         | 大字      | 地区名                                                                                                           |  |  |
|                                                                                                                      | [ 市・郡 ]                   |         | [ 区・町・村 ]       |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
| 発生日時                                                                                                                 | [ 不明・調査中・確認済 ]            |         | 年 月 日 時 分       |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
| 災害形態                                                                                                                 | 土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ( ) |         |                 |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
| 被 告 状 況                                                                                                              | 人 的 被 告                   | 死 者     | 名               | 被 害 者                         | 才 | 農 地 被 告 | (種類・面積) | 概略のポンチ絵（別途添付してもよい）<br><br> |  |  |
|                                                                                                                      |                           | 行方不明    | 名               |                               | 才 |         |         |                                                                                                               |  |  |
|                                                                                                                      |                           | 負傷者     | 名               | 年齢                            | 才 |         |         |                                                                                                               |  |  |
|                                                                                                                      | 人 家 被 告                   | 全 壊・流 出 | 戸               | (公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載) |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
|                                                                                                                      |                           | 半 壊     | 戸               |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
|                                                                                                                      |                           | 一部破損    | 戸               |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
|                                                                                                                      |                           | 床上浸水    | 戸               |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
|                                                                                                                      |                           | 床下浸水    | 戸               |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
| 非住家被害                                                                                                                | 戸                         | 宅地擁壁の被害 | 戸（空積・練積・RC・その他） |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
| <p>☆被害状況（詳細不明の場合の記入例）</p> <p>①詳細は不明ですが、家屋に被害があったようです。</p> <p>②詳細は不明ですが、人的被害があったようです。</p> <p>③民家に被害があり、現在避難しています。</p> |                           |         |                 |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
| 二次災害の可能性                                                                                                             |                           | ( 有・無 ) |                 |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |
| 避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載）                                                                   |                           |         |                 |                               |   |         |         |                                                                                                               |  |  |

\* 【添付図面等】

・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの

\* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

\* 写真は、別途e-mailにて送付して下さい。

建設部 @pref.wakayama.lg.jp

県庁 砂防課 e0806001@pref.wakayama.lg.jp

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正）

## 資料 52-1 避難促進施設一覧表

| No. | 施設名                     | 所在地        | 情報伝達方法<br>(連絡先)              | 施設区分     | 災害区分 |          |    |
|-----|-------------------------|------------|------------------------------|----------|------|----------|----|
|     |                         |            |                              |          | 津波   | 土砂<br>災害 | 洪水 |
| 1   | 錦富学童保育所                 | 二色 360     | 080-1472-5504                | 放課後児童クラブ | ○    | ○        |    |
| 2   | 串本町子育て支援センター旧「あったカフェ」   | 串本 1797    | 0735-62-5530                 | 一時預かり事業  | ○    |          |    |
| 3   | 串本小学校                   | 串本 776     | 0735-62-0039                 | 学校       | ○    | ○        |    |
| 4   | 橋杭小学校                   | 串本 2000-12 | 0735-62-0340                 | 学校       | ○    |          |    |
| 5   | 串本西小学校                  | 有田 411     | 0735-66-0330                 | 学校       | ○    | ○        |    |
| 6   | 古座小学校                   | 中湊 160-1   | 0735-72-0077                 | 学校       | ○    | ○        | ○  |
| 7   | 田原小学校                   | 田原 725     | 0735-74-0811                 | 学校       | ○    |          |    |
| 8   | 串本中学校                   | 串本 1620    | 0735-62-0165                 | 学校       | ○    | ○        |    |
| 9   | 串本西中学校                  | 田並 1300    | 0735-62-0013                 | 学校       | ○    | ○        |    |
| 10  | 西向中学校                   | 串本 922-2   | 0735-72-1675                 | 学校       | ○    |          |    |
| 11  | 串本古座高等学校                | 串本 1522    | 0735-62-0004                 | 学校       | ○    | ○        |    |
| 12  | にしき園                    | 二色 160     | 0735-62-5165                 | 社会福祉施設   | ○    | ○        |    |
| 13  | エコ工房四季                  | 古座 1004    | 0735-72-1900                 | 社会福祉施設   | ○    | ○        |    |
| 14  | 作業所 With                | 串本 1323-5  | 0735-67-7085                 | 社会福祉施設   | ○    |          |    |
| 15  | サンマリンハイツ                | 串本 2113-2  | 0735-69-2900                 | 社会福祉施設   | ○    |          |    |
| 16  | 串本リハビリテーションセンター         | 串本 259-6   | 0735-62-3600                 | 医療施設     | ○    |          |    |
| 17  | けんゆうクリニック               | 串本 1790    | 0735-62-5080                 | 医療施設     | ○    |          |    |
| 18  | くしもと町立病院                | サンゴ台 691-7 | 0735-62-7111                 | 医療施設     |      | ○        |    |
| 19  | 串本有田病院(医療法人<br>健佑会グループ) | 有田 499-1   | 0735-66-1021<br>事務局(串本有田病院内) | 医療施設     |      | ○        |    |

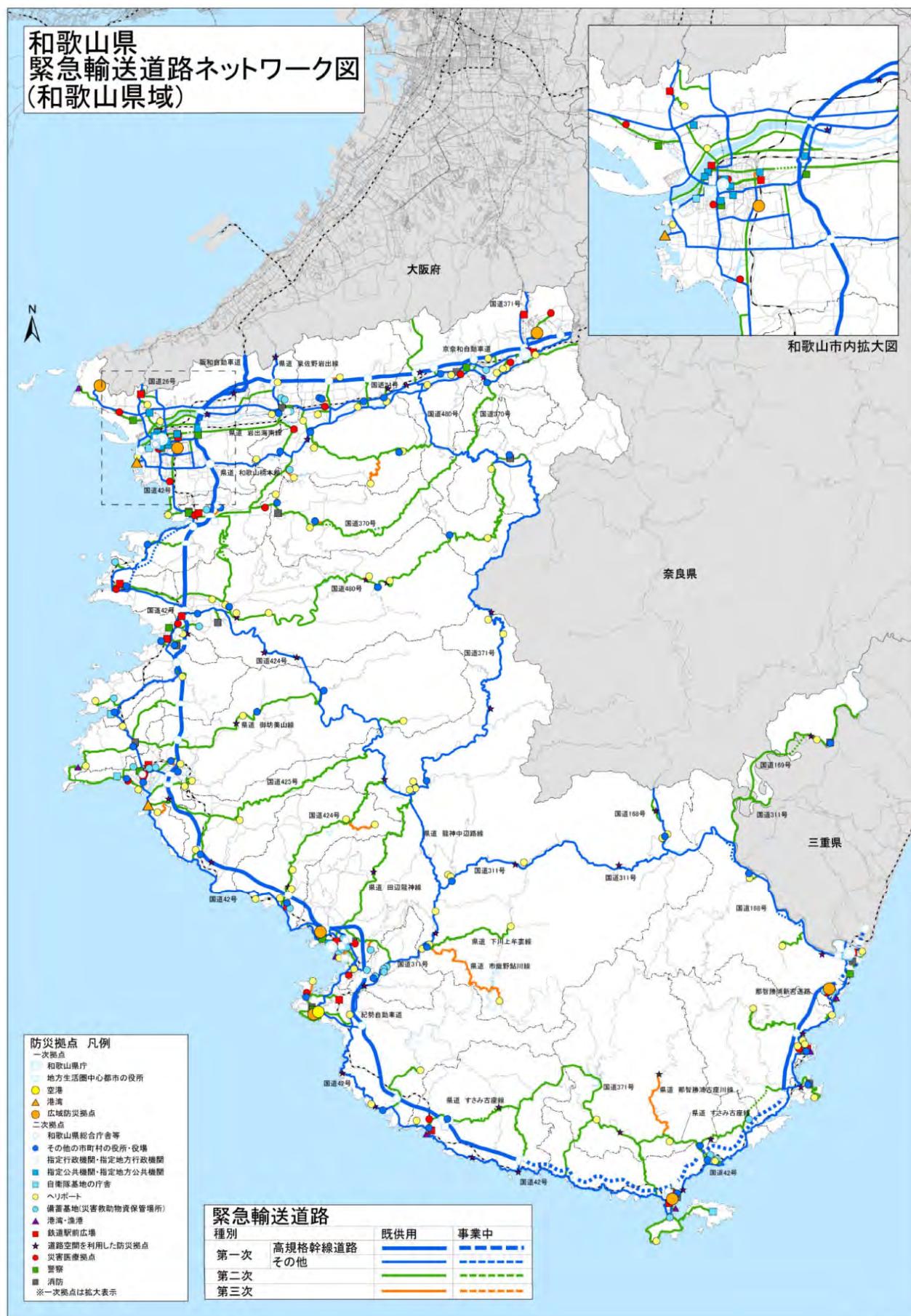
## 資料 52-2 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施状況（令和5年1月末時点）

| No. | 施設名                     | 避難確保計画の作成及び<br>避難訓練の実施が必要な施設 |          |    | 避難確保計画が作成済みの<br>施設 |          |    | 避難確保計画に基づく避難<br>訓練実施済みの施設 |          |    |
|-----|-------------------------|------------------------------|----------|----|--------------------|----------|----|---------------------------|----------|----|
|     |                         | 津波                           | 土砂<br>災害 | 洪水 | 津波                 | 土砂<br>災害 | 洪水 | 津波                        | 土砂<br>災害 | 洪水 |
| 1   | 錦富学童保育所                 | ○                            | ○        |    | ○                  | ○        |    | ○                         |          |    |
| 2   | 串本町子育て支援センター旧「あったカフェ」   | ○                            |          |    | ○                  |          |    | ○                         |          |    |
| 3   | 串本小学校                   | ○                            | ○        |    | ○                  | ○        |    | ○                         |          |    |
| 4   | 橋杭小学校                   | ○                            |          |    | ○                  |          |    | ○                         |          |    |
| 5   | 串本西小学校                  | ○                            | ○        |    | ○                  | ○        |    | ○                         |          |    |
| 6   | 古座小学校                   | ○                            | ○        | ○  | ○                  | ○        |    | ○                         |          |    |
| 7   | 田原小学校                   | ○                            |          |    | ○                  |          |    | ○                         |          |    |
| 8   | 串本中学校                   | ○                            | ○        |    | ○                  | ○        |    | ○                         |          |    |
| 9   | 串本西中学校                  | ○                            | ○        |    | ○                  | ○        |    | ○                         |          |    |
| 10  | 西向中学校                   | ○                            |          |    | ○                  |          |    | ○                         |          |    |
| 11  | 串本古座高等学校                | ○                            | ○        |    | ○                  | ○        |    | ○                         |          |    |
| 12  | にしき園                    | ○                            | ○        |    | ○                  | ○        |    | ○                         | ○        |    |
| 13  | エコ工房四季                  | ○                            | ○        |    | ○                  | ○        |    | ○                         | ○        |    |
| 14  | 作業所 With                | ○                            |          |    | ○                  |          |    | ○                         |          |    |
| 15  | サンマリンハイツ                | ○                            |          |    | ○                  |          |    | ○                         |          |    |
| 16  | 串本リハビリテーションセンター         | ○                            |          |    | ○                  |          |    | ○                         |          |    |
| 17  | けんゆうクリニック               | ○                            |          |    | ○                  |          |    | ○                         |          |    |
| 18  | くしもと町立病院                |                              | ○        |    |                    |          |    |                           |          |    |
| 19  | 串本有田病院(医療法人<br>健佑会グループ) |                              | ○        |    |                    |          |    |                           |          |    |

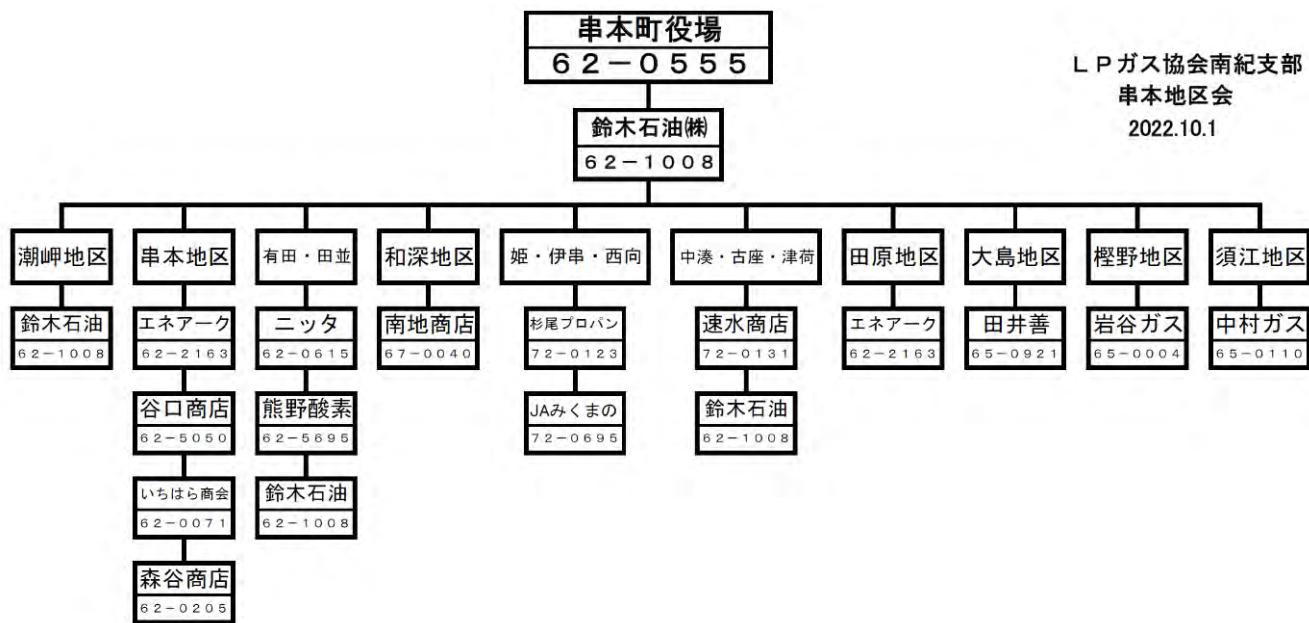
| 区分                                 | 避難確保計画の作成及び避難<br>訓練の実施が必要な施設数 | 避難確保計画が作成済みの<br>施設数 | 避難確保計画に基づく避難<br>訓練実施済みの施設数 |
|------------------------------------|-------------------------------|---------------------|----------------------------|
| 土砂災害警戒区域等内に位<br>置する要配慮者利用施設        | 11 施設                         | 9 施設                | 2 施設                       |
| 古座川の洪水浸水想定区域<br>内に位置する要配慮者利用<br>施設 | 1 施設                          | 0 施設                | 0 施設                       |
| 津波災害警戒区域内に位置<br>する要配慮者利用施設         | 17 施設                         | 17 施設               | 17 施設                      |

(資料：串本町総務課)

## 資料 53 緊急輸送道路ネットワーク図



## 資料 54 災害時におけるプロパンガス供給分担図



- ① 大地震等災害時に、串本町より避難場所等にプロパンガス供給の要請があった場合の会員分担図です。
- ② 道路や橋が分断されている場合もありますので、各事業者の拠点を中心に振り分けています。
- ③ 役場よりの連絡窓口は、鈴木石油(株)とし、各会員に連絡するものとしますが、通信手段が確保できていない場合も考えられますので、連絡がない場合でも、当該地区で避難場所等が設定された場合は、現場責任者と相談の上必要に応じてガス供給をお願いします。

## 資料 55 事前避難対象地域一覧

| 地区名   | 避難困難地域面積 | 1cm 津波到達時間 | 最大浸水深 |
|-------|----------|------------|-------|
| 和深    | 0.9ha    | 7~9分       | 11m   |
| 安指    | 0.8ha    | 7~8分       | 10m   |
| 田子    | 0.9ha    | 7~9分       | 7m    |
| 江田    | 1.5ha    | 8~9分       | 8m    |
| 田並    | 12.9ha   | 6~10分      | 9m    |
| 有田    | 4.8ha    | 7~10分      | 9m    |
| 高富    | 3.9ha    | 8~13分      | 11m   |
| 二色    | 5.8ha    | 9~10分      | 13m   |
| 串本    | 79.7ha   | 6~19分      | 11m   |
| 出雲    | 6.4ha    | 4~6分       | 10m   |
| 大島    | 7.5ha    | 6~10分      | 8m    |
| 須江    | 1.8ha    | 4~5分       | 6m    |
| 樺野    | 0.1ha    | 5~12分      | 4m    |
| 姫     | 4.3ha    | 10~11分     | 10m   |
| 伊串    | 4.7ha    | 9~11分      | 9m    |
| 西向・古座 | 28.1ha   | 8~11分      | 10m   |
| 津荷    | 5.6ha    | 5~10分      | 11m   |
| 田原    | 15.3ha   | 6~9分       | 6m    |

(出典：津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム 平成26年10月 和歌山県策定)

## 条例等1 串本町防災会議条例

### ○串本町防災会議条例

(平成17年4月1日条例第14号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき串本町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 串本町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる防災関係機関及び住民の中から町長が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 指定地方行政機関の事務所の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 町内に所在する和歌山県知事部局の出先機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 新宮警察署の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関及び防災研究機関の出先事務所の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
  - (9) 町内に所在する各種団体から町長が任命する者

6 前項の委員の総数は、20人以内とする。

7 第5項第5号及び第6号以外の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を修了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って決める。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成24年9月13日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

**条例等2 串本町防災会議委員名簿**

令和4年7月1日 現在

| 役職 | 機関名                               | 職名      | 郵便番号     | 住所                                   | 電話番号          |
|----|-----------------------------------|---------|----------|--------------------------------------|---------------|
| 会長 | 串本町                               | 町長      | 649-3592 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 690-5                | 0735-62-0555  |
| 委員 | 陸上自衛隊第37普通科連隊                     | 重迫撃砲中隊長 | 594-8502 | 大阪府和泉市<br>伯太町官有地                     | 0725-41-0090  |
| 委員 | 国土交通省<br>紀南河川国道事務所串本国道維持出張所       | 所長      | 649-3510 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 1107-8               | 0735-62-0630  |
| 委員 | 田辺海上保安部串本海上保安署                    | 署長      | 649-3510 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 783-9                | 0735-62-0226  |
| 委員 | 東牟婁振興局串本建設部                       | 部長      | 649-3510 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 783-8                | 0735-62-0755  |
| 委員 | 東牟婁振興局健康福祉部<br>新宮保健所串本支所          | 支所長     | 649-4122 | 東牟婁郡<br>串本町西向 193                    | 0735-72-0525  |
| 委員 | 新宮警察署                             | 署長      | 647-0081 | 新宮市<br>新宮 2330-9                     | 0735-21-0110  |
| 委員 | 串本町                               | 副町長     | 649-3592 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 690-5                | 0735-62-0555  |
| 委員 | 串本町福祉課                            | 課長      | 649-3592 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 690-5                | 0735-62-0562  |
| 委員 | 串本町建設課                            | 課長      | 649-3592 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 690-5                | 0735-67-7262  |
| 委員 | 串本町消防本部                           | 消防長     | 649-3510 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 1256-1<br>(消防防災センター) | 0735-62-0119  |
| 委員 | くしもと町立病院                          | 事務長     | 649-3510 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 691-7                | 0735-62-7111  |
| 委員 | 串本町教育委員会                          | 教育長     | 649-3510 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 690-5                | 0735-62-0555  |
| 委員 | 串本町消防団                            | 団長      | 649-3510 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 1256-1<br>(消防防災センター) | 0735-62-0119  |
| 委員 | 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部新宮駅              | 駅長      | 647-0020 | 新宮市徐福 2-1-1                          | 0735-28-3811  |
| 委員 | 西日本電信電話株式会社和歌山支店                  | 設備部長    | 641-0043 | 和歌山市宇須 1-5-41<br>宇須ビル 4階             | 073-421-9180  |
| 委員 | 関西電力送配電株式会社<br>和歌山支社新宮地域担当        | 所長      | 647-0041 | 新宮市野田 5-63                           | 050-7105-8889 |
| 委員 | 京都大学防災研究所 流域災害研究センター<br>流域圈観測研究領域 | 准教授     | 649-3502 | 東牟婁郡<br>串本町潮岬 3349-132               | 0735-62-0693  |
| 委員 | 串本町串本赤十字奉仕団                       | 委員長     | —        | —                                    | —             |
| 委員 | 串本町社会福祉協議会                        | 会長      | 649-3510 | 東牟婁郡<br>串本町サンゴ台 783-7                | 0735-62-7060  |
| 委員 | 串本町自主防災組織連絡協議会                    | 会長      | —        | —                                    | —             |

### 条例等3 串本町災害対策本部条例

#### ○串本町災害対策本部条例

(平成17年4月1日条例第15号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき串本町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置く。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成24年9月13日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例等4 串本町災害対策本部規則

### ○串本町災害対策本部規則

(平成22年3月17日規則第3号)

串本町災害対策本部規則（平成18年串本町規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、串本町災害対策本部条例（平成17年串本町条例第15号）第5条の規定に基づき、串本町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長等）

**第2条** 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故あるときに副本部長がその職務を代理する順序は、次とおりとする。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、課長及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

（本部会議）

**第3条** 災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもつて構成する。

（本部の組織）

**第4条** 本部に次の部を置く。

（1） 総務部

（2） 救助部

（3） 建設部

（4） 経済部

（5） 教育部

（6） 消防部

（部）

**第5条** 各部に副部長、各班に班長及び班員を置く。

2 副部長は、本部長の指名する本部員がこれに当たり、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 各部に班を設け、各班に班長及び班員を置く。

4 班長は、本部長の命を受け、当該班に属する事務を掌理する。

5 班員は、本部長の命を受け、当該班の事務に従事する。

6 各部の編成及び事務分掌は、町長が別に定める。

（支部）

**第6条** 各地区における被害状況を把握し、応急対策の実施を円滑に処理するため本部に支部を置く。

2 支部の名称、位置及び所管区域は、別表第1のとおりとする。

3 支部の編成及び事務分掌は、別表第2のとおりとする。

（支部長等）

**第7条** 支部に支部長を置く。

2 支部長は、所管区域における災害応急対策の実施について本部と連絡に当たるものとする。

3 支部長は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(副本部長の支部への派遣)

**第8条** 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

2 副本部長は、前項の規定により支部に派遣されたときは、支部に必要な指示を与えることができる。

(現地災害対策本部)

**第9条** 本部長は、災害時における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 現地本部の名称、位置及び所管区域は、別表第3のとおりとする。

3 現地本部が設置されたときは、当該現地本部の所管区域を所管する支部の組織は現地本部に包含される。

4 現地本部の編成及び事務分掌は、別表第4のとおりとする。

(その他)

**第10条** この規則に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、串本町地域防災計画の定めところによる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月9日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

支部の名称・位置・所管区域

| 対策の種類 | 名 称  | 位 置          | 所 管 区 域           |
|-------|------|--------------|-------------------|
| 風水害等  | 潮岬支部 | 潮岬公民館        | 潮岬・出雲地区           |
|       | 有田支部 | 有田公民館        | 有田・有田上・吐生・        |
|       | 田並支部 | 田並地区防災拠点施設   | 田並・田並上・江田地区       |
|       | 和深支部 | 和深総合センター     | 田子・安指・和深・里川地区     |
|       | 大島支部 | 紀伊大島開発総合センター | 大島・須江・樺野地区        |
|       | 田原支部 | 田原区民会館       | 田原・上田原・佐部・古座ヴィラ地区 |
| 震 災   | 錦富支部 | 旧錦富小学校       | 二色・高富地区           |
|       | 潮岬支部 | 潮岬小学校        | 潮岬区               |
|       | 出雲支部 | 出雲小学校        | 出雲地区              |
|       | 有田支部 | 串本西小学校       | 有田・有田上・吐生地区       |
|       | 田並支部 | 田並地区防災拠点施設   | 田並・田並上・江田地区       |
|       | 和深支部 | 和深総合センター     | 田子・安指・和深・里川地区     |
|       | 大島支部 | 大島小学校        | 大島・須江・樺野地区        |
|       | 養春支部 | 伊串多目的集会所     | 姫川・姫・伊串地区         |
|       | 古座支部 | 串本町古座福祉センター  | 中湊・古座・上野山・津荷地区    |
|       | 田原支部 | 旧田原中学校       | 田原・上田原・佐部・古座ヴィラ地区 |

別表第2（第6条、第7条関係）

支部の編成・事務分掌

| 対策の種類 | 名 称  | 支部長 | 支部員 | 事 务 分 掌                                                         |
|-------|------|-----|-----|-----------------------------------------------------------------|
| 風水害等  | 潮岬支部 | 指名者 | 指名者 | 1. 所管地区内の被害状況の調査及び報告に関する事。<br>2. 本部との連絡調整に関する事。<br>3. その他、必要な事。 |
|       | 有田支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 田並支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 和深支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 大島支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 田原支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
| 震 災   | 錦富支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 潮岬支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 出雲支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 有田支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 田並支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 和深支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 大島支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 養春支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 古座支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |
|       | 田原支部 | 指名者 | 指名者 |                                                                 |

別表第3（第9条関係）

## 現地本部の名称・位置・所管区域

| 対策の種類 | 名 称    | 位 置          | 所 管 区 域           |
|-------|--------|--------------|-------------------|
| 風水害等  | 潮岬現地本部 | 潮岬公民館        | 潮岬・出雲地区           |
|       | 有田現地本部 | 有田公民館        | 有田・有田上・吐生地区       |
|       | 田並現地本部 | 田並地区防災拠点施設   | 田並・田並上・江田地区       |
|       | 和深現地本部 | 和深総合センター     | 田子・安指・和深・里川地区     |
|       | 大島現地本部 | 紀伊大島開発総合センター | 大島・須江・樫野地区        |
|       | 田原現地本部 | 田原区民会館       | 田原・上田原・佐部・古座ヴィラ地区 |
| 震 災   | 錦富現地本部 | 旧錦富小学校       | 二色・高富地区           |
|       | 潮岬現地本部 | 潮岬小学校        | 潮岬区               |
|       | 出雲現地本部 | 出雲小学校        | 出雲地区              |
|       | 有田現地本部 | 串本西小学校       | 有田・有田上・吐生地区       |
|       | 田並現地本部 | 田並地区防災拠点施設   | 田並・田並上・江田地区       |
|       | 和深現地本部 | 和深総合センター     | 田子・安指・和深・里川地区     |
|       | 大島現地本部 | 大島小学校        | 大島・須江・樫野地区        |
|       | 養春現地本部 | 伊串多目的集会所     | 姫川・姫・伊串地区         |
|       | 古座現地本部 | 串本町古座福祉センター  | 中湊・古座・上野山・津荷地区    |
|       | 田原現地本部 | 旧田原中学校       | 田原・上田原・佐部・古座ヴィラ地区 |

別表第4（第9条関係）

## 現地本部の編成・事務分掌

| 対策の種類 | 名 称    | 現地本部長 | 現地本部員 | 事 务 分 掌                                                                                     |
|-------|--------|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 風水害等  | 潮岬現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 | 1. 所管地区内の被害状況の調査及び報告に関する<br>こと。<br>2. 所管地域内での災害応急対策の実施に関するこ<br>と。<br>3. 本部との連絡調整に関するこ<br>と。 |
|       | 有田現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 田並現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 和深現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 大島現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 田原現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
| 震 災   | 錦富現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 潮岬現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 出雲現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 有田現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 田並現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 和深現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 大島現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 養春現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 古座現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |
|       | 田原現地本部 | 指 名 者 | 指 名 者 |                                                                                             |

## 条例等5 串本町水防協議会条例

### ○串本町水防協議会条例

(平成17年4月1日条例第16号)

(設置)

**第1条** 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき串本町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

**第2条** 協議会は、会長及び委員10人をもって組織する。

2 会長は、協議会を代表し、会議を総理する。

3 会長に事故があるときは、その指名する委員が職務を代理する。

(代理者)

**第3条** 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(任期)

**第4条** 関係行政機関の職員である委員の任期はその職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 町長は、特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(招集権者)

**第5条** 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び議決)

**第6条** 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事等)

**第7条** 協議会に幹事及び書記を置き、会長が任命し、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 条例等6 串本町自主防災活動支援事業補助金交付要綱

### ○串本町自主防災活動支援事業補助金交付要綱

(平成17年7月7日告示第112号)

#### (目的)

**第1条** この告示は、当町において住民参加による自主防災活動を推進するため、自主防災組織が実施する防災活動に必要な事業に対し、補助金を交付することについて、串本町補助金等交付規則(平成17年串本町規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語)

**第2条** この告示において、「自主防災組織」とは、災害発生時に被害を最小限に防止又は軽減することを目的として、町内会が自主的に組織する防災組織又は町内会活動の一環として、年1回以上の訓練を行うこと等防災活動に取り組む旨を取り決めた町内会で、自主防災組織設置届出書(別記第1号様式)により町長に届出があつたものをいう。

#### (補助対象事業及び補助率)

**第3条** 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、参加25世帯以上の自主防災組織が実施する別表に掲げる事業とし、当該事業に係る補助金は、同表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。

#### (補助申請等)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、規則第3条に定める補助金等交付申請書に、必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 別表の津波避難路整備事業及び備蓄倉庫整備事業については、前項の規定による補助申請前に事業承認申請書(別記第2号様式)に必要書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、補助対象事業として承認することの適否について審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

#### (交付決定)

**第5条** 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適合するものと認めたときは、自主防災活動支援事業補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

#### (変更承認申請)

**第6条** 自主防災組織は、交付決定を受けた事業に変更が生じた場合には、速やかに事業変更承認申請書(別記第4号様式)に必要書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、事業変更を承認することを決定したときは、自主防災活動支援事業補助金変更承認決定通知書(別記第5号様式)により当該申請者に通知するものとする。

#### (実績報告及び補助金の請求)

**第7条** 第5条及び前条第2項の規定による通知を受けた自主防災組織は、当該事業が完了したときは、速やかに実績報告書(別記第6号様式)を町長に提出し、規則第13条に定める補助金等交付請求書を提出するものとする。

#### (補助金交付の取り消し)

**第8条** 町長は、補助金の交付を受けようとする組織が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定の取り消しを命ずることができる。

- (1) 補助金交付の目的に違反したとき
- (2) 事業の実施方法が不適当なとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) この告示の規定に違反したとき

**第9条** この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 12 日告示第 22 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 13 日告示第 25 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日告示第 36—8 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 15 日告示第 17 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 8 月 20 日告示第 84 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 11 月 22 日告示第 111 号)

この告示は、公布の日から施行し、令和元年 11 月 1 日から適用する。

別表(第3条関係)

| 事業名                                                                         | 補助対象基本額                                                                                                                                         | 補助率  | 交付回数等                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資機材整備事業<br>(防災資機材の購入等)                                                      | 当該自主防災組織を構成する世帯1世帯当たり3千円とする。ただし、基本額が50万円に満たない場合は、50万円とし、200万円を超える場合は、200万円を補助対象事業費の上限とする。                                                       | 8／10 | 1自主防災組織1回とし、複数の年度で申請する場合でも、累計で、補助対象基本額を超えることはできない。ただし、初回交付から10年を経過した自主防災組織については、再度交付の対象とする。 |
| モデル地区資機材整備事業<br>(防災資機材の購入等)                                                 | 町から地域防災力向上モデル地区として指定を受けた自主防災組織については、1世帯あたり6千円とする。<br>ただし、世帯数についてもモデル地区として指定を受けた年度とし、基本額が100万円に満たない場合は、100万円とし、400万円を超える場合は、400万円を補助対象事業費の上限とする。 |      |                                                                                             |
| 組織運営及び備蓄資機材管理等事業<br>(自主防災組織の運営及び資機材の修理等)                                    | 当該自主防災組織を構成する世帯1世帯当たり500円とする。ただし、基本額が5万円に満たない場合は、5万円とし、20万円を超える場合は、20万円を補助対象事業費の上限とする。                                                          | 1／2  | 1自主防災組織につき一会計年度1回とする。                                                                       |
| 津波避難路整備事業<br>(避難路の新設及び改修に係る事業費で、自主防災組織が避難路となる土地の所有者の承諾を得たものに限る。)            | 補助金の額は、50万円を補助対象事業費の上限とし、50万円に満たない場合はその額とする。                                                                                                    | 9／10 | 1自主防災組織につき一会計年度1回とする。<br>ただし、複数避難路の整備事業であっても同時に申請すれば1回とみなすものとする。                            |
| 備蓄倉庫整備事業<br>(備蓄倉庫の新設及び改修に係る事業費で、自主防災組織が整備箇所の土地及び改修しようとする施設の所有者の承諾を得たものに限る。) | 100万円を補助対象事業費の上限とし、100万円に満たない場合はその額とする。                                                                                                         | 1／2  | 1自主防災組織につき一会計年度1回とする。<br>ただし、複数倉庫の整備事業であっても同時に申請すれば1回とみなすものとする。                             |

## 備考

- 1 補助対象金額算出に係る世帯数は、補助金申請の前年度末の世帯数とする。
- 2 補助金申請額が補助対象事業費に満たない場合は、その額を補助対象事業費とする。

- ※ 別記第1号様式（第2条関係）省略
- ※ 別記第2号様式（第4条関係）省略
- ※ 別記第3号様式（第5条関係）省略
- ※ 別記第4号様式（第6条関係）省略
- ※ 別記第5号様式（第6条関係）省略
- ※ 別記第6号様式（第7条関係）省略

## 条例等7 串本町木造住宅耐震診断事業実施要綱

### ○串本町木造住宅耐震診断事業実施要綱

(平成17年4月1日告示第69号)

#### (趣旨)

**第1条** この告示は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、串本町住宅耐震改修事業補助金交付要綱(平成17年串本町告示第70号)に基づき、町が行う住宅耐震診断事業及び耐震補強設計審査事業(以下「耐震診断事業等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 和歌山県木造住宅耐震診断士認定要綱第3条の規定により、認定した和歌山県木造住宅耐震診断士をいう。
- (2) 耐震診断 平成18年国土交通省告示第184号別添第1に基づく診断法又は国土交通大臣が同診断法の一部若しくは全部と同等以上の効力を有すると認めた方法に基づいて、耐震診断士が実施する耐震診断をいう。
- (3) 耐震補強設計審査 木造住宅の地震に対する安全性を向上するための工事(以下「耐震改修」という。)に用いる設計図書の内容について、第三者が審査することをいう。

#### (対象建築物)

**第3条** 耐震診断事業等の対象となる建築物は、別表に定めるところによる。

#### (耐震診断の申込手続き等)

**第4条** 前条の対象建築物の所有者で、耐震診断を希望するものは、耐震診断申込書(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、申込内容を審査し、適当であると認めたときは、毎年度予算の範囲内において耐震診断決定通知書(別記第2号様式)を交付し、不適当であると認めたときは耐震診断不適合決定通知書(別記第3号様式)を交付するものとする。
- 3 町長は、第1項の申込書を受理した場合は、耐震診断受付簿(別記第4号様式)により整理するものとし、第6条の規定により耐震診断を中止し、若しくは変更し、又は第7条の規定により診断決定を取り消したときは、その旨を記載するものとする。

#### (診断士の派遣等)

**第5条** 町長は、前条第2項の耐震診断決定通知を交付した者(以下「対象者」という。)に対し、耐震診断士を派遣するものとする。

- 2 前項の耐震診断士は、耐震診断を行い、その結果を町長及び対象者に報告するものとする。
- 3 前項の耐震診断に係る費用は、町が支払う。

#### (診断の中止等)

**第6条** 対象者は、耐震診断を中止し、又は変更しようとするときは、耐震診断中止(変更)届出書(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

#### (診断決定の取消し)

**第7条** 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により診断決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める理由が生じたとき。

#### (耐震補強設計審査の申込手続き等)

**第8条** 第3条の対象建築物の所有者で耐震補強設計審査を希望するもの(以下「申込者」という。)は、耐震補強設計審査申込書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。ただし、同一の住宅については、串本町住宅耐震改修事業補助金交付要綱第3条第2項に定める耐震補強設計補助事業と耐震補強設計審査事業のい

ずれかを選択しなければならない。

2 町長は、審査した結果を申込者に対して通知するものとする。

(その他)

**第9条** この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成20年3月24日告示第30号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月22日告示第88号)

この告示は、公布の日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則(平成26年6月4日告示第74号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成29年5月17日告示第63号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

| 対象建築物                                          |
|------------------------------------------------|
| 次に掲げる要件の全てに該当する住宅の耐震診断に要する経費                   |
| (1) 本町内に存する民間のもの                               |
| (2) 平成12年5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅        |
| (3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの                       |
| ア 枠組み壁工法                                       |
| イ 丸太組工法                                        |
| ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）旧第38条の規定に基づく認定工法          |
| (4) 地上階数が2以下で、かつ、延べ床面積が200m <sup>2</sup> 以下のもの |

- ※ 別記第1号様式（第4条関係） 省略
- ※ 別記第2号様式（第4条関係） 省略
- ※ 別記第3号様式（第4条関係） 省略
- ※ 別記第4号様式（第4条関係） 省略
- ※ 別記第5号様式（第6条関係） 省略
- ※ 別記第6号様式（第8条関係） 省略

## 条例等8 串本町住宅耐震改修事業補助金交付要綱

### ○串本町住宅耐震改修事業補助金交付要綱

(平成17年4月1日告示第70号)

#### (趣旨)

**第1条** この告示は、地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準住宅の耐震診断(非木造住宅に限る。)、耐震補強設計、耐震改修工事(建替えを含む。)並びに耐震ベッド及び耐震シェルターの設置工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、串本町補助金等交付規則(平成17年串本町規則第30号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準住宅

平成12年5月31日以前に着工された木造住宅(在来軸組構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家、貸家を問わない。)及び昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅で地上階数が2以下で延べ床面積が200平方メートル以下のものをいう。

(2) 耐震改修工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事(別途定める基準に適合するものに限る。)を含む工事(建替えを含む。)をいう。

(3) 耐震診断

平成18年国土交通省告示第184号別添第1に基づく診断法又は国土交通大臣が同診断法の一部若しくは全部と同等以上の効力を有すると認めた方法に基づき、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(4) 耐震補強設計

耐震改修工事を実施するために必要な設計図書を作成することをいう。

(5) 耐震補強設計と耐震改修工事の一体的な実施

旧基準住宅に対して耐震補強設計と耐震改修工事の実施を一体的に行うことを行うことをいう。

(6) 耐震ベッド、耐震シェルター

地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るために装置で、和歌山県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱別紙に定める耐震ベッド又は耐震シェルターをいう。

(7) 高齢者世帯

65歳以上の者が居住する世帯をいう。

(8) 障害者世帯

障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、当該アからウまでに定める程度である者が居住する世帯をいう。

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 療育手帳の交付を受け、A1からB2までのいずれかに該当する程度

#### (助成額)

**第3条** 耐震改修工事に対する助成額は、別表第1に、耐震補強設計と耐震改修工事の一体的な実施に対する助成額は、別表第2に定める額とする。

2 耐震補強設計に対する助成額は、耐震補強設計に要する費用の3分の2以内の額とし、132,000円を限度とする。ただし、同一の住宅については、串本町木造住宅耐震診断事業実施要綱(平成17年串本町告示第69号)

第8条第1項に定める耐震補強設計審査事業と耐震補強設計補助事業のいずれかを選択しなければならない。

3 耐震診断(非木造住宅に限る。)に対する助成額は、耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、89,000円を限度とする。

4 耐震ベッド、耐震シェルターの設置工事に対する助成額は、別表第3に定める額とする。

(交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする申請者(以下「申請者」という。)は、串本町住宅耐震改修事業補助金申請書(別記第1号様式。ただし、耐震補強設計と耐震改修工事の一体的な実施を行う場合は、別記第1号の2様式)に別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

**第5条** 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適合するものと認めたときは、串本町住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

**第6条** 申請者は、耐震改修工事の計画を変更し、又は中止しようとするときは、串本町住宅耐震改修事業補助金変更等承認申請書(別記第3号様式)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適當と認めたときは、串本町住宅耐震改修事業補助金変更等承認通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

**第7条** 申請者は、住宅耐震改修工事等の計画を廃止しようとするときは、串本町住宅耐震改修工事廃止届(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(完了報告)

**第8条** 申請者は、耐震診断(非木造住宅に限る。)、耐震補強設計又は耐震改修工事が完了したときは、串本町住宅(耐震診断・耐震補強設計・耐震改修工事)完了報告書(別記第6号様式)、耐震補強設計と耐震改修工事の一体的な実施に係る耐震改修工事が完了したときは、串本町住宅耐震改修事業(耐震補強設計と耐震改修工事の一体的な実施)に係る串本町住宅耐震改修工事完了報告書(別記第6号の2様式)、耐震ベッド、耐震シェルターの設置工事が完了したときは、耐震ベッド、耐震シェルターの設置工事完了報告書(別記第6号の3様式)に、別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 申請者は、耐震補強設計と耐震改修工事の一体的な実施に係る耐震補強設計が完了したときは、耐震改修工事を実施する前に、串本町住宅耐震補強設計と耐震改修工事の一体的な実施に係る串本町住宅耐震補強設計完了報告書(別記第6号の4様式)に別に定める関係書類を添えて町長に提出し、その確認を受けなければならない。

3 町長は、前項の規定による報告書の提出があつた場合には、その内容を審査し、その成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを確認するものとする。

(補助金の額の確定)

**第9条** 町長は、前条第1項の完了報告書を受け付けたときは、その内容を審査し、適合するものと認めたときは、補助金の額を確定し、串本町住宅耐震改修事業補助金交付額確定通知書(別記第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第10条** 前条の規定により、補助金交付額確定通知を受けた者(以下「補助金交付額確定者」という。)は、串本町住宅耐震改修事業補助金支払請求書(別記第8号様式)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

**第11条** 町長は、前条の請求書の提出があつたときは、補助金交付額確定者に補助金を交付するものとする。

(代理受領)

**第12条** 申請者は、第10条の規定による補助金(別表1又は別表2に係るもの(建替えに係るものを除く。)に限る。)の請求及び当該補助金の受領を、当該補助事業を実施したものに委任する方法(以下「代理受領」とする。)により行うことができる。

- 2 代理受領を利用しようとする申請者は、第4条の規定により補助金交付申請書を提出する際に、串本町住宅耐震改修事業補助金代理受領利用予定届出書(別記第9号様式)を併せて町長に届け出なければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めた場合は、完了報告書を提出する前までに届け出ればよいものとする。
- 3 申請者は、代理受領の内容に変更が生じたときは、串本町住宅耐震改修事業補助金代理受領利用予定変更届出書(別記第10号様式)により、速やかに町長に届け出なければならない。
- 4 申請者は、代理受領の利用を取りやめるときは、串本町住宅耐震改修事業補助金代理受領利用予定取止届出書(別記第11号様式)により、速やかに町長に届け出なければならない。
- 5 代理受領を利用しようとする申請者は、補助対象事業が完了したときは、第8条に規定する報告書に串本町住宅耐震改修事業補助金代理受領利用届出書(別記第12号様式)を添えて町長に届け出なければならない。
- 6 代理受領を利用する申請者は、第9条の規定による通知を受けた後、串本町住宅耐震改修事業補助金代理受領利用委任状(別記第13号様式)により、補助金の交付の請求及び受領を当該補助事業を実施した者に委任するものとし、代理受領委任状により申請者の委任を受けた補助事業工事実施者は、串本町住宅耐震改修事業補助金支払請求書(別記第8号様式)により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

(その他)

**第13条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則(平成18年6月30日告示第66号)**

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

**附 則(平成18年8月31日告示第83号)**

この告示は、平成18年9月1日から施行する。

**附 則(平成20年6月5日告示第76号)**

この告示は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

**附 則(平成21年6月22日告示第89号)**

この告示は、公布の日から施行し、平成21年度事業から適用する。

**附 則(平成21年9月18日告示第129号)**

この告示は、公布の日から施行し、平成21年度事業から適用する。

**附 則(平成23年2月22日告示第25号)**

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則(平成23年5月16日告示第66号)**

この告示は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

**附 則(平成23年9月15日告示第138号)**

この告示は、公布の日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

**附 則(平成24年5月28日告示第69号)**

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則(平成25年6月19日告示第97号)**

この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

**附 則(平成26年6月4日告示第75号)**

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

**附 則(平成27年6月19日告示第63号)**

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則(平成28年3月18日告示第32号)**

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則(平成29年5月17日告示第62号)**

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則(令和元年5月27日告示第49号)**

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則(令和元年8月20日告示第83号)**

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則(令和2年3月5日告示第25号)**

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則(令和3年3月15日告示第23号)**

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の串本町住宅耐震改修事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示による改正後の串本町住宅耐震改修事業補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

別表第1(第3条関係)

| 補助対象経費                                                                                                                                       | 補助金の額                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (一般型補強：木造)<br>串本町が実施した耐震診断事業又は第2条第3号の耐震診断において評点が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、上部構造評点を1.0以上とする耐震改修工事に要する経費(建替えを行う場合にあっては、耐震改修工事に要する経費相当分とする。)        | 補助金の額は、以下の額とする<br>基本額(補助対象経費の3分の2以内の額とし、60万円を限度とする。)に補助対象経費(補助対象経費の限度額は、33,500円／m <sup>2</sup> とする。)の11.5%以内の額を加算した額(加算する額は、419,000円を限度とする。) |
| (避難重視型補強：木造)<br>串本町が実施した耐震診断事業又は第2条第3号の耐震診断において評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、上部構造評点を0.7以上1.0未満とする耐震改修工事に要する経費(建替えを行う場合にあっては、耐震改修工事に要する経費相当分とする。) |                                                                                                                                              |
| (一般型補強：非木造)<br>第2条第3号の耐震診断においてIs値が0.6未満又はq値1.0未満と診断された旧基準非木造住宅について、Is値を0.6以上かつq値1.0以上(第1次診断法による場合はIs値が0.8以上)とする耐震改修工                         |                                                                                                                                              |

事に要する経費(建替えを行う場合にあっては、耐震改修工事に要する経費相当分とする。)

別表第2(第3条関係)

| 補助対象経費                                                                          | 補助金の額                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耐震補強設計に要する経費及び耐震改修工事に要する経費(ただし、申請に係る耐震補強設計について既に着手している場合にあっては、耐震改修工事に要する経費に限る。) | <p>補助金の額は、次の1と2に掲げる額を加えて得た額又は補助対象経費(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか低い額とする。</p> <p>1 補助対象経費(耐震改修工事に要する経費に限る)に<math>2/5</math>を乗じて得た額又は500,000円のいずれか低い額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>2 補助対象経費から1の額を差し引いて得た額又は666,000円のいずれか低い額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> |

別表第3(第3条関係)

| 補助対象経費                                                                                                     | 補助金の額                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (耐震ベッド、耐震シェルター)<br>串本町が実施した耐震診断事業又は第2条第3号の耐震診断において評点が1.0未満と診断された旧基準木造住宅に居住する世帯に対する耐震ベッド、耐震シェルターの設置工事に要する経費 | 補助対象経費の3分の2以内の額かつ266,000円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。串本町が補助する台数に対して応募者多数の場合は、高齢者世帯、障害者世帯を優先して補助する。 |

- ※ 別記第1号様式(第4条関係) 省略
- ※ 別記第1号の2様式(第4条関係) 省略
- ※ 別記第2号様式(第5条関係) 省略
- ※ 別記第3号様式(第6条関係) 省略
- ※ 別記第4号様式(第6条関係) 省略
- ※ 別記第5号様式(第7条関係) 省略
- ※ 別記第6号様式(第8条関係) 省略
- ※ 別記第6号の2様式(第8条関係)
- ※ 別記第6号の3様式(第8条関係)
- ※ 別記第6号の4様式(第8条関係)
- ※ 別記第7号様式(第9条関係)
- ※ 別記第8号様式(第10条関係)
- ※ 別記第9号様式(第12条関係)
- ※ 別記第10号様式(第12条関係)
- ※ 別記第11号様式(第12条関係)

- ※ 別記第 12 号様式（第 12 条関係）
- ※ 別記第 13 号様式（第 12 条関係）
- ※ 別記第 14 号様式

## 条例等9 串本町地震・津波避難路確保のための補助金交付要綱

### ○串本町地震・津波避難路確保のための補助金交付要綱

(平成17年4月1日告示第71号)

#### (趣旨)

**第1条** この告示は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊等による災害の防止及び津波からの円滑な避難を確保するため、ブロック塀等撤去事業及び生垣づくり事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、串本町補助金等交付規則（平成17年串本町規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ブロック塀等撤去事業」とは、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する事業（国、地方公共団体等が実施するものを除く。）をいう。
- (2) 「生垣づくり事業」とは、生垣の延長が2メートル以上の垣根を整備する事業をいう。

#### (補助の対象及び補助率)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本町内の道路に面するブロック塀等若しくは土地を所有する者又は管理する者
- (2) 町長が認める自治会又は自主防災組織

2 補助の対象及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

#### (交付の申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に定める補助金等交付申請書に、別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

#### (交付の決定)

**第5条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金等の交付が適当と認めたときは、補助金の交付決定をし、申請者にブロック塀等撤去（生垣づくり）事業費補助金交付決定通知書（様式第1号）を通知するものとする。

#### (決定変更等及び報告)

**第6条** 前条の規定により、補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「決定通知を受けた者」という。）は、次に掲げる変更等をしようとするときは、あらかじめブロック塀等撤去（生垣づくり）事業変更等承認申請書（様式第2号）に、別に定める書類を添えて町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合
- (2) 事業費の20%を超える額の変更
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 町長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査し、適合していると認めるときは、ブロック塀等撤去（生垣づくり）事業変更等承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

#### (完了報告及び検査)

**第7条** 決定通知を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかにブロック塀等撤去（生垣づくり）事業完了報告書（様式第4号）に、別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による完了の報告があったときは、当該事業が第4条又は前条第1項の申請等の内容に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

## (請求及び交付)

**第8条** 決定通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第13条に定める補助金等交付請求書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、その内容を確認し、適當と認めたときは、補助金を交付するものとする。

## (交付の取消し等)

**第9条** 町長は、決定通知を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項第3号又は第4号に該当した場合

(2) この告示に基づく申請、報告等の内容に偽りがあった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が、補助金の交付を不適當と認めた場合

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の取消しを受けた者が既に補助金を受領しているときは、その取消しに関わる全部又は一部について、速やかに補助金を返納しなければならない。

## (その他)

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則(平成18年3月20日告示第17号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則(平成24年3月12日告示第31号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則(平成26年3月27日告示第36—14号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則(平成26年6月4日告示第76号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

## 附 則(平成30年9月25日告示第112号)

この告示は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

## 別表（第3条関係）

| 補助対象       |                                            | 補助率等                                                                                                                               |
|------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業区分       | 経費                                         |                                                                                                                                    |
| ブロック塀等撤去事業 | 事業者が行うブロック塀等の撤去に要する経費                      | 申請内容を審査して適當と認められるものにつき、当該事業に要する経費の10分の9以内とし、かつ、1敷地につき30万円を限度額とする。                                                                  |
| 生垣づくり事業    | 道路に面する土地の周囲全部又は道路に面する部分に新たに生垣づくりをするのに要する経費 | 生垣づくりに要する費用と生垣の延長1mにつき、23,600円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、10万円を限度額とする。ただし、ブロック塀等を撤去した後にアルミフェンス等を施工したときは、撤去したブロック塀の延長を対象の限度とする。 |

- ※ 様式第1号（第5条関係） 省略
- ※ 様式第2号（第6条関係） 省略
- ※ 様式第3号（第6条関係） 省略
- ※ 様式第4号（第7条関係） 省略

## 条例等 10 串本町地震・津波避難路確保のための補助金交付要領

### ○串本町地震・津波避難路確保のための補助金交付要領

(平成 17 年 4 月 1 日告示第 72 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日告示第 28 号

#### (趣旨)

**第 1 条** この告示は、串本町地震・津波避難路確保のための補助金交付要綱(平成 17 年串本町告示第 71 号。以下「要綱」という。)第 10 条の規定に基づき補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (補助の条件)

**第 2 条** 次に掲げる事項は、ブロック塀等撤去事業を採択する際の条件とする。

- (1) 事業の執行期間は、補助金の交付申請を行う年度内とする。
- (2) 原則として全部撤去とするが、敷地と道路に段差がなく鉄筋が入っている等、耐震上安全と認められる場合は、3 段程度の残しを認める。ただし、法令等に違反する場合は、除く。
- (3) 避難路に面するブロック塀等の延長 2 メートル以上を撤去するものであること。

2 次に掲げる事項は、生垣づくり事業を採択する際の条件とする。

- (1) 事業の執行期間は、補助金の交付申請を行う年度内とする。
- (2) 樹木の高さが 50 センチメートル以上、延長が 2 メートル以上の垣根。ただし、樹木の数は、1 メートル当たり 2 本以上とする。
- (3) 生垣の盛土をブロック等により囲む場合は、当該盛土の高さが地盤面から 50 センチメートル以下とする。ただし、法令等に違反する場合は、除く。
- (4) 前項によりブロック塀等撤去事業を実施した後に施工するときは、アルミフェンス等も可とする。

#### (補助の対象)

**第 3 条** 次に掲げる事項は、ブロック塀等撤去事業の補助対象となるものとする。

- (1) 原則としてブロック塀等の高さは 60 センチメートル以上で、かつ、3 段以上のものであること。
- (2) ブロック塀等から道路等までの距離がブロック塀等の高さ以下であり、転倒により道路等に被害が及ぶものを対象とする。ただし、敷地の一部が道路と一体として利用できる空地の場合は、当該空地は、道路として扱う。
- (3) 補助の対象となるブロック塀等には、一体の構造である門柱等を含む。

2 前条第 2 項第 4 号によりアルミフェンス等を施工した場合は、撤去したブロック塀等の延長を生垣づくり事業の補助対象の限度とする。

3 災害復旧によるブロック塀等の撤去は、補助対象としない。

#### (添付書類)

**第 4 条** 要綱第 4 条及び第 6 条第 1 項に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施位置図
  - (2) 事業の施工前の写真
  - (3) 施工のための見積書の写し
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
- 2 要綱第 7 条に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 事業の完了を確認できる全景写真
  - (2) 事業実施位置図
  - (3) 施工業者の請求書の写し又は領収書の写し
  - (4) 申請者が所有者以外の場合は、所有者との関係が分かる書類
  - (5) 前 4 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
- (その他)

**第 5 条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 19 年 3 月 26 日告示第 28 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。

### 附 則(平成 24 年 3 月 12 日告示第 32 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 26 年 3 月 27 日告示第 36—15 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 30 年 9 月 25 日告示第 113 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

## 条例等11 串本町天災及び災害による被害者に対する町税の減免に関する条例

### ○串本町天災及び災害による被害者に対する町税の減免に関する条例

(平成17年4月1日条例第46号)

#### (趣旨)

**第1条** 天災及び災害による被害者に対して課した、又は課する町民税及び固定資産税の減免については、法令その他別に定めがあるもののほか、串本町税条例（平成17年串本町条例第44号）第51条又は第71条に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

#### (町民税の減免)

**第2条** 天災及び災害により町民税の納税義務者又はその被扶養者（個人に限る。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課した、又は課する町民税のうち被災時以後の納期にかかる税額（特別徴収される町民税について被災時の翌月以後の徴収すべき税額。以下同じ。）について、当該税額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減免し、又は免除する。

- (1) 死亡した場合 10割
  - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10割
  - (3) 生活保護法の規定による公私の保護を受けることとなった場合 8割
  - (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者となった場合 9割
  - (5) 被扶養者が地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者となった場合 5割
- 2 天災及び災害により自己の所有に係る財産（土地、家屋又は償却資産を除く。）について生じた損害金額（保険金損害補償金等により補填されるべき金額を除く。）がその価格の4割以上である町民税の納税義務者で、当該年度の前年中における地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が700万円未満の者に対しては当該納税義務者に課した、又は課する当該年度分の町民税のうち被災時以後の納期に係る税額について次の表に掲げる区分に従い、当該各欄に掲げる率を当該税率に乗じて得た額を減免し、又は免除する。

|                  | 財産に係る被害率 | 軽減率          |      |
|------------------|----------|--------------|------|
|                  |          | 4割以上<br>7割未満 | 7割以上 |
| 天災時の前年度中における総所得額 |          |              |      |
| 250万円以下          | 5割       | 10割          |      |
| 500万円以下          | 2.5割     | 5割           |      |
| 500万円を超えるとき。     | 1.25割    | 2.5割         |      |

- 3 一の納期において全額納付する者又は既に繰上納付した者については、前2項に定める減免方法にかかわらず、その軽減率のそれぞれ50パーセントをその者の軽減率として当該年度分の税額について計算した額を減免し、又は免除する。

#### (土地に対する固定資産税の減免)

**第3条** 天災及び災害により被害を受けた農地又は宅地が流失、水没、埋没又は崩壊等により作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課した、又は課する当該年度分の固定資産税額のうち、被災時以後の納期に係る税額について次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減額し、又は免除する。ただし、一の納期において全額納付する者又は既に繰上納付した者については、それぞれの軽減率の50パーセントをその者の軽減率として当該年度分の税額について計算した額を軽減し、又は免除する。

- (1) 被害面積が当該土地の面積の8割以上である場合 10割
- (2) 被害面積が当該土地の面積の6割以上8割未満である場合 8割
- (3) 被害面積が当該土地の面積の4割以上6割未満 6割

(4) 被害面積が当該土地の面積の2割以上4割未満 3割

2 天災及び災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税については、前項の規定に準じてその税額を減額し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

**第4条** 天災及び災害により被害を受けた家屋については、当該家屋に課した、又は課する当該年度分の固定資産税額のうち、被害時以後の納期に係る税額に次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる率を当該税額に乗じて得た税額を減額し、又は免除する。ただし、一の納期において全額納付する者又は既に繰上納付した者については、その軽減率のそれぞれ 50 パーセントをその者の軽減率として当該年度分の税額について計算した税額を減額し、又は免除する。

(1) 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない場合 10割

(2) 山崩れ、土砂流入等により主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価値の6割以上の価値を減じたと認められるとき 8割

(3) 軒下浸水等により内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価値の4割以上6割未満の価値を減じたと認められるとき 6割

(4) 壁下、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを要する場合で、当該家屋の価値の2割以上4割未満の価値を減じたと認められるとき 3割

(償却資産に対する固定資産税の減免)

**第5条** 天災及び災害により被害を被った償却資産については、当該償却資産に対して課した、又は課する当該年度分の償却資産税のうち、被災時以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって減額し、又は免除する。ただし、他の市町村の区域にわたり償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率を勘案の上必要と認められる限度において減額し、又は免除する。

(減免の申請)

**第6条** 前4条の規定によって町税の減免を受けようとする者は、被害後1箇月以内に町税減免申請書（別記様式）を提出しなければならない。ただし、特別の事情があると町長が認める場合は、申請書提出期限の延長をすることができる。

(減免の取消し)

**第7条** 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町税の減免を受けた者がある場合においては、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の天災による被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和35年古座町条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式（第6条関係）

町 税 減 免 申 請 書

私は去る 年 月 日の天災及び災害によって次のとおり被害を受けましたので、町税の減免を申請します。

(1) 税の種目

(2) 事由

ア 被害者住所氏名及び続柄

イ 被害物件の種類、名称、数量、程度及び状況（詳細に記入のこと。）

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助又は公私の保護を受けるに至った事実（事實を証する書面添付）

(3) 前2号に掲げるもののほか、参考事項

年 月 日

申請者住所

氏名

印

串本町長 様

## 条例等 12 串本町災害弔慰金の支給等に関する条例

### ○串本町災害弔慰金の支給等に関する条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 93 号)

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）
- 第5章 雜則（第16条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （目的）

**第1条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

###### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

##### 第2章 災害弔慰金

###### （災害弔慰金の支給）

**第3条** 町長は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

###### （災害弔慰金を支給する遺族）

**第4条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合にあって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、

第1項の遺族のうち、町長が適當と認めた者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対しても支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

**第5条** 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、他の場合にあっては250万円とする。ただし、死者者がその死亡に係る災害に關し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

**第7条** 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条の規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

**第8条** 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に關し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

**第9条** 町長は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった當時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

**第12条** 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価値のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」と

- いう。) 及び住居の損害がない場合 150 万円  
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円  
ウ 住居が半壊した場合 270 万円  
エ 住居が全壊した場合 350 万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合  
ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円  
イ 住居が半壊した場合 170 万円  
ウ 住居が全壊した場合 (エの場合を除く。) 250 万円  
エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(連帶保証人及び利率)

**第14条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帶保証人を立てることができるものとする。

- 2 災害援護資金は、連帶保証人を立てる場合は、無利子とし、連帶保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。  
3 第1項の連帶保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

**第15条** 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 債還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。  
3 債還金の支払猶予、債還免除、報告等、一時債還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

## 第5章 雜則

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の串本町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年串本町条例第27号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年古座町条例第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年9月13日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(令和元年12月16日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の串本町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて

適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則(令和2年12月11日条例第43号)**

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例等 13 串本町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

### ○串本町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(平成 17 年 4 月 1 日規則第 44 号)

#### 目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 災害弔慰金の支給 (第2条・第3条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給 (第4条・第5条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け (第6条—第17条)
- 第5章 雜則 (第18条)

#### 附則

##### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、串本町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年串本町条例第 93 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項  
(必要書類の提出)

第3条 町長は、本町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

##### 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項  
(必要書類の提出)

第5条 町長は、町民が本町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった場合は、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記第 1 号様式)を提出させるものとする。

##### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(別記第 2 号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4) 連帯保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(連帯保証人を立てない場合の貸付利率)

第6条の2 条例第14条第2項に規定する規則で定める貸付利率は、3パーセントとする。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(別記第3号様式)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(別記第4号様式)によって、借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(別記第5号様式。以下「借用書」という。)(連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人も連署・押印した借用書)に、当該押印の印影に係る印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記第6号様式)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認めた事項を記載した償還金支払猶予申請書(別記第7号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認めた事項を記載した支払猶予承認通知書(別記第8号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記第9号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(別記第10号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別記第11号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記第12号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認めた事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(別記第13号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
  - (2) 借受人が精神又は身体に著しく障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
  - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けたことを証する書類
- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(別記第14号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(別記第15号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに町長に氏名等変更届(別記第16号様式)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

## 第5章 雜則

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の串本町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年串本町規則第20号)又は災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則(昭和49年古座町規則第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年12月16日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の串本町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第6条の2及び第9条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

|                    |    |
|--------------------|----|
| ※ 別記第1号様式(第5条関係)   | 省略 |
| ※ 別記第2号様式(第6条関係)   | 省略 |
| ※ 別記第3号様式(第8条関係)   | 省略 |
| ※ 別記第4号様式(第8条関係)   | 省略 |
| ※ 別記第5号様式(第9条関係)   | 省略 |
| ※ 別記第6号様式(第12条関係)  | 省略 |
| ※ 別記第7号様式(第13条関係)  | 省略 |
| ※ 別記第8号様式(第13条関係)  | 省略 |
| ※ 別記第9号様式(第13条関係)  | 省略 |
| ※ 別記第10号様式(第14条関係) | 省略 |
| ※ 別記第11号様式(第14条関係) | 省略 |
| ※ 別記第12号様式(第14条関係) | 省略 |
| ※ 別記第13号様式(第15条関係) | 省略 |
| ※ 別記第14号様式(第15条関係) | 省略 |
| ※ 別記第15号様式(第15条関係) | 省略 |
| ※ 別記第16号様式(第17条関係) | 省略 |
| ※ (参考) 第2条の調査事項    | 省略 |
| ※ (参考) 第4条の調査事項    | 省略 |

## 条例等 14 串本町災害見舞金等支給に関する規程

### ○串本町災害見舞金等支給に関する規程

(平成 17 年 4 月 1 日告示第 11 号)

#### (目的)

**第1条** この告示は、本町の住民が災害のため、その財産等に重大な損害を被った場合、その損害の程度に応じ見舞金を交付することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 災害 暴風雨、洪水、高潮、津波、地震その他の異常な自然現象及び火災により被害が生じることをいう。
- (2) 被災者 本町の住民で災害により被害を受けた建物の所有者又は居住者をいう。
- (3) 住家等 現実に居住のために使用している建物又は現に営業している店舗・事業所をいう。
- (4) 死亡 災害により死亡したものをいう。
- (5) 負傷 災害により負傷し、5日以上の入院加療を要すると診断されたものをいう。

#### (損害の評価)

**第3条** 損害の評価は、損害を受けた住家等の調査結果若しくは関係機関等からの意見をもとに町長が決定する。

#### (見舞金)

**第4条** 見舞金の額は、別表のとおりとする。ただし、損害が被災者等の故意又は重大な過失により生じたものである場合には見舞金を支給しない。

2 住家等のうち、店舗・事業所との併用住家又は店舗・事業所が住家と同一敷地内若しくは隣接地内にある場合において、店舗・事業所と住家の両方が損害を受けた場合には、損害程度の大きい方を交付対象とする。

#### 附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 14 日告示第 99 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 21 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 11 月 1 日告示第 156 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 23 年 9 月 1 日から適用する。

#### 別表 (第 4 条関係)

| 被害の程度                                               | 交付対象                       | 金額         |
|-----------------------------------------------------|----------------------------|------------|
| 住家等が全焼(壊)・流失したとき。                                   | 一世帯につき                     | 50,000 円以内 |
| 住家等が半焼(壊)・一部流出したとき。                                 | 一世帯につき                     | 30,000 円以内 |
| 住家等が床上浸水したとき。<br>(店舗若しくは事業所にあっては土間上 45cm 以上浸水したとき。) | 一世帯につき<br>(一事業所若しくは一店舗につき) | 10,000 円   |
| 死亡                                                  | 一人につき                      | 50,000 円   |
| 負傷(入院 5 日以上)                                        | 一人につき                      | 10,000 円   |

## 条例等 15 串本町災害義援金配分委員会設置要綱

### ○串本町災害義援金配分委員会設置要綱

平成 25 年 11 月 26 日  
告示第 139 号

#### (設置)

**第1条** 災害の被災者に対する義援金を公平かつ効果的に配分するため、串本町災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

**第2条** 委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 配分対象に関すること。
- (2) 配分基準に関すること。
- (3) 配分時期に関すること。
- (4) 配分方法に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に必要な事項に関すること。

#### (組織)

**第3条** 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 串本町議会 文教厚生常任委員長
- (3) 串本町社会福祉協議会会长
- (4) 串本町民生・児童委員協議会会长
- (5) 総務課長
- (6) 福祉課長
- (7) 住民課長
- (8) 企画課長
- (9) 税務課長
- (10) 会計課長

2 町長は、特に必要があると認めたとき、前項各号に掲げる者以外のものを委員とすることができる。

#### (委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときの職務代行者は、住民課長、企画課長、会計課長の順とする。

#### (会議)

**第5条** 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### (事務局)

**第6条** 委員会の事務局は、住民課に置く。

#### (報酬)

**第7条** 委員の報酬は、無報酬とする。

#### (その他)

**第8条** この告示に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

**条例等 16 串本町災害時要援護者支援制度実施要綱**

平成 24 年 3 月 12 日  
告示第 24 号

## (目的)

第1条 この告示は、高齢者、障害者等が災害時における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この告示において「要援護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者のうち、災害時における地域での支援を希望する在宅の者で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意したものという。

- (1) 75 歳以上の者のみの世帯の構成員である者
- (2) 身体障害者手帳（1級・2級）の交付を受けている者
- (3) 療育手帳（A判定）の交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- (5) 介護保険の要介護 3 以上の認定を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

## (要援護者の登録手続)

第3条 要援護者の登録を希望しようとする者(以下「申請者」という。)は、串本町災害時要援護者登録申請書(別記第1号様式)及び調査票に必要な事項を記載して、町長に提出するものとする。

2 前項の場合において、地域での支援者(以下「地域支援者」という。)の記載に当たっては、あらかじめその者の同意を得なければならない。

3 町長は、前2項に規定する登録申請を容易にするため、民生委員・児童委員の協力を得て、申請者に関する必要な調査を行うことができるものとする。

## (台帳の提供)

第4条 町長は、前条第1項の規定による要援護者の情報を登録した災害時要援護者登録台帳(以下「台帳」という。)を保管し、当該台帳を町の関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員及び地域支援者(以下「支援機関」という。)に提供するものとする。

## (支援機関による支援)

第5条 支援機関は、要援護者に対し、台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認、情報提供等
- (2) 前号の支援を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

## (支援機関の義務)

第6条 支援機関は、前条各号に掲げる支援以外の目的で台帳を活用してはならない。

2 支援機関は、台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

3 支援機関は、台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られまいよう適切に管理しなければならない。

4 支援機関は、台帳を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

## (登録事項の変更)

第7条 要援護者又は地域支援者は、登録事項を変更しようとするときは、串本町災害時要援護者登録内容変更・抹消届出書(別記第2号様式)により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の登録事項を変更する届出があったときは、台帳にその旨を記載するとともに、要援護者及び支援機関に通知するものとする。

## (登録の抹消)

第8条 要援護者は、登録を抹消しようとするときは、串本町災害時要援護者登録内容変更・抹消届出書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 要援護者が死亡したとき。
- (2) 要援護者が町外に転出したとき。
- (3) 要援護者が第2条に規定する要件に該当しなくなったと認められるとき。

3 町長は、前2項に規定する登録を抹消したときは、台帳に取消理由を記載するとともに、支援機関に通知するものとする。

(制度の周知)

第9条 町長は、広報紙等を通じ、この告示に定める制度の周知を図るものとする。

2 支援機関は、前項に規定する制度の周知に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日告示第19号)

この告示は、公布の日から施行する。

※ 別記第1号様式（第3条関係） 省略

※ 別記第2号様式（第7条関係） 省略

## 様式1 災害概況即報

## 第4号様式（その1）

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 報告日時           | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県           | 和歌山県      |
| 市町村<br>(消防本部名) | 串本町       |
| 報告者名           |           |

|                      |              |              |                                                                             |    |       |    |         |      |   |
|----------------------|--------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|----|-------|----|---------|------|---|
| 災害の概況                | 発生場所         |              | 串本町                                                                         |    | 発生日時  |    | 月 日 時 分 |      |   |
|                      |              |              |                                                                             |    |       |    |         |      |   |
| 被害の状況                | 人的被害         | 死 者          | 人                                                                           | 重傷 | 人     | 全壊 | 棟       | 床上浸水 | 棟 |
|                      |              | うち<br>災害関連死者 | 人                                                                           |    | 人     | 半壊 | 棟       | 床下浸水 | 棟 |
| 応急対策の状況              | 不 明          | 人            | 軽傷                                                                          | 人  | 一部破損  | 棟  | 未分類     | 棟    |   |
|                      | 119番通報の件数    |              |                                                                             |    |       |    |         |      |   |
| 設置状況                 | 災害対策本部等の設置状況 |              | (都道府県)                                                                      |    | (市町村) |    |         |      |   |
|                      |              |              |                                                                             |    |       |    |         |      |   |
| 応急対策の状況              | 消防機関等の活動状況   |              | (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。) |    |       |    |         |      |   |
|                      | 自衛隊派遣要請の状況   |              |                                                                             |    |       |    |         |      |   |
| その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 |              |              |                                                                             |    |       |    |         |      |   |

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）  
分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれて  
いない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

## 様式2 被害状況即報

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

| 市町村名                  | 串 本 町                        |          |             | 区 分         |     | 被 告      |  |
|-----------------------|------------------------------|----------|-------------|-------------|-----|----------|--|
| 災 害 名<br>・<br>報 告 番 号 | 災害名<br>・<br>第 報<br>(月 日 時現在) |          |             | そ<br>の<br>他 | 田   | 流失・埋没 ha |  |
|                       | 冠                            | 水        | ha          |             |     |          |  |
|                       | 畑                            | 流失・埋没 ha |             |             |     |          |  |
|                       | 冠                            | 水        | ha          |             |     |          |  |
|                       |                              |          | 文 教 施 設     | 箇 所         |     |          |  |
|                       |                              |          | 病 院         | 箇 所         |     |          |  |
|                       |                              |          | 道 路         | 箇 所         |     |          |  |
|                       |                              |          | 橋 り よ う     | 箇 所         |     |          |  |
|                       |                              |          | 河 川         | 箇 所         |     |          |  |
|                       |                              |          | 港 湾         | 箇 所         |     |          |  |
|                       |                              |          | 砂 防         | 箇 所         |     |          |  |
|                       |                              |          | 清 掃 施 設     | 箇 所         |     |          |  |
|                       |                              |          | 崖 く ず れ     | 箇 所         |     |          |  |
|                       |                              |          | 鉄 道 不 通     | 箇 所         |     |          |  |
|                       |                              |          | 被 告 船 舶     | 隻           |     |          |  |
|                       |                              |          | 水 道 戸       |             |     |          |  |
|                       |                              |          | 電 話 回 線     |             |     |          |  |
|                       |                              |          | 電 気 戸       |             |     |          |  |
|                       |                              |          | ガ ス 戸       |             |     |          |  |
|                       |                              |          | ブ ロ ッ ク 塚 等 | 箇 所         |     |          |  |
| 人 的<br>被 告            | 死 者                          | 人        |             |             |     |          |  |
|                       | 行 方 不 明 者                    | 人        |             |             |     |          |  |
|                       | 負 傷 者                        | 重 傷      | 人           |             |     |          |  |
|                       |                              | 軽 傷      | 人           |             |     |          |  |
|                       | 住 家<br>被 告                   | 全 壊      | 棟           |             |     |          |  |
|                       |                              |          | 世 带         |             |     |          |  |
|                       |                              | 人        |             |             |     |          |  |
| 半 壊                   |                              | 棟        |             |             |     |          |  |
|                       |                              | 世 带      |             |             |     |          |  |
|                       |                              | 人        |             |             |     |          |  |
| 非 住 家<br>被 告          | 一 部 破 損                      | 棟        |             |             |     |          |  |
|                       |                              | 世 带      |             |             |     |          |  |
|                       |                              | 人        |             |             |     |          |  |
|                       | 床 上 浸 水                      | 棟        |             |             |     |          |  |
|                       |                              | 世 带      |             |             |     |          |  |
|                       |                              | 人        |             |             |     |          |  |
| 非 住 家<br>被 告          | 床 下 浸 水                      | 棟        |             | り 災 世 帯 数   | 世 帯 |          |  |
|                       |                              | 世 带      |             | り 災 者 数     | 人   |          |  |
|                       |                              | 人        |             | 火 災 建 物 件   | 件   |          |  |
|                       | 公 共 建 物                      | 棟        |             | 危 険 物 件     | 件   |          |  |
|                       | そ の 他                        | 棟        |             | そ の 他 件     | 件   |          |  |
|                       |                              |          |             |             |     |          |  |

| 区分          |                                                         | 被　害                                                                  | 災　等<br>害　の<br>対　設<br>策　置<br>本　状<br>部　況 | 都　道<br>府　県<br><br>市　町<br>村 | 災　害<br>救　助<br>法 | 計        | 団体 |  |
|-------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------|-----------------|----------|----|--|
| 公立文教施設      | 千円                                                      |                                                                      |                                        |                            |                 |          |    |  |
| 農林水産業施設     | 千円                                                      |                                                                      |                                        |                            |                 |          |    |  |
| 公共土木施設      | 千円                                                      |                                                                      |                                        |                            |                 |          |    |  |
| その他の公共施設    | 千円                                                      |                                                                      |                                        |                            |                 |          |    |  |
| 小　　計        | 千円                                                      |                                                                      |                                        |                            |                 |          |    |  |
| 公共施設被害市町村数  | 団体                                                      |                                                                      |                                        |                            |                 |          |    |  |
| そ<br>の<br>他 | 農業被害<br>林業被害<br>畜産被害<br>水産被害<br>商工被害<br>その他の<br>被　害　総　額 | 千円                                                                   |                                        |                            |                 |          |    |  |
|             |                                                         |                                                                      |                                        |                            |                 | 119番通報件数 | 件  |  |
| 災害の概況       |                                                         |                                                                      |                                        |                            |                 |          |    |  |
| 応急対策の状況     | 消防機関等の活動状況                                              | (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防指揮官第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること) |                                        |                            |                 |          |    |  |
| 状況          | 自衛隊の災害派遣                                                | その他                                                                  |                                        |                            |                 |          |    |  |

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

## 〈災害即報記入要領〉

### 第4号様式（その1）（被害状況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### （ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

##### （イ）災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告すること。

#### ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告すること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

**第4号様式（その2）（災害概況即報）**

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

**ア 各被害欄**

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

**イ 災害対策本部等の設置状況**

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

**ウ 災害救助法適用市町村名**

市町村毎に、適用日時を記入すること。

**エ 災害の概況**

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

**(ア)災害の発生場所**

被害を生じた市町村名又は地域名

**(イ)災害の発生日時**

被害を生じた日時又は期間

**(ウ)災害の種類、概況**

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

**オ 応急対策の状況**

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

## 様式3 被害状況報告

様式2

## 被害状況報告

|    |   |     |       |  |
|----|---|-----|-------|--|
| 概況 | 月 | 日現在 | 災害の種別 |  |
| 中間 | 月 | 日現在 | 発生年月日 |  |
| 確定 | 月 | 日   | 発生場所  |  |

| 区分                                                                 |                                                |                  | 被害           | 区分                              |                       |          | 被害       | 区分                              |                        |          | 被害 | 対応措置等                                                    |                   |    |
|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------|--------------|---------------------------------|-----------------------|----------|----------|---------------------------------|------------------------|----------|----|----------------------------------------------------------|-------------------|----|
| 人<br>的<br>被<br>害<br>住<br>家<br>被<br>害<br>り<br>災<br>者<br>非<br>住<br>家 | 死<br>者                                         | 1<br>人           |              | 文<br>教<br>施<br>設                | 全<br>壊                | 30<br>箇所 |          | 農<br>林<br>水<br>産<br>業<br>施<br>設 | 農<br>地                 | 62<br>千円 |    | 県の防災体制                                                   |                   |    |
|                                                                    | 行<br>方<br>不<br>明                               | 2<br>人           |              |                                 | 半<br>壊                | 31<br>箇所 |          |                                 | 農業施設                   | 63<br>千円 |    |                                                          | 警戒体制              | 1号 |
|                                                                    | 負<br>重<br>傷<br>者                               | 3<br>人           |              |                                 | そ<br>の<br>他           | 32<br>箇所 |          |                                 | 林業用施設                  | 64<br>千円 |    |                                                          | 2号                |    |
|                                                                    | 軽<br>傷                                         | 4<br>人           |              |                                 | (計)                   | 33<br>箇所 |          |                                 | 共同利用施設(農林)             | 65<br>千円 |    |                                                          | 配備体制              | 1号 |
|                                                                    | 住<br>居<br>被<br>害<br>り<br>災<br>者<br>非<br>住<br>家 | 5<br>棟           |              |                                 | 農<br>田                | 流失埋没     | 34<br>ha |                                 | 共同利用施設(水産)             | 66<br>千円 |    |                                                          | 2号                |    |
|                                                                    | 全<br>壊                                         | 6<br>世<br>帯      |              | 被<br>害                          | 冠<br>水                | 35<br>ha |          |                                 | (計)                    | 67<br>千円 |    | 県の水防体制                                                   |                   |    |
|                                                                    | 7<br>人                                         |                  |              |                                 | 流<br>失、埋<br>没         | 36<br>ha |          |                                 | 道<br>路                 | 68<br>千円 |    |                                                          | 水防配備態勢            | 1号 |
|                                                                    | 半<br>壊                                         | 8<br>棟           |              |                                 | 冠<br>水                | 37<br>ha |          |                                 | 橋<br>り<br>よ<br>う       | 69<br>千円 |    |                                                          | 2号                |    |
|                                                                    | 9<br>世<br>帯                                    |                  |              |                                 | 畦<br>畔                | 38<br>箇所 |          |                                 | 河<br>川                 | 70<br>千円 |    |                                                          | 3号                |    |
|                                                                    | 10<br>人                                        |                  |              |                                 | 一<br>般<br>休<br>地      | 39<br>箇所 |          |                                 | 海<br>岸                 | 71<br>千円 |    |                                                          | 設置                |    |
|                                                                    | 11<br>棟                                        |                  |              | 農<br>林<br>水<br>産<br>業<br>施<br>設 | 農業用施設                 | 40<br>箇所 |          |                                 | 港<br>湾                 | 72<br>千円 |    | 県災害対策本部                                                  |                   |    |
|                                                                    | 12<br>世<br>帯                                   |                  |              |                                 | 林業用施設                 | 41<br>箇所 |          |                                 | 砂<br>防                 | 73<br>千円 |    |                                                          | 解散                |    |
|                                                                    | 13<br>人                                        |                  |              |                                 | 共同利用施設(農林)            | 42<br>箇所 |          |                                 | 漁<br>港                 | 74<br>千円 |    |                                                          |                   |    |
|                                                                    | 14<br>棟                                        |                  |              |                                 | 共同利用施設(水産)            | 43<br>箇所 |          |                                 | (計)                    | 75<br>千円 |    |                                                          |                   |    |
|                                                                    | 床上浸水                                           | 15<br>世<br>帯     |              |                                 | 土<br>道                | 路        | 44<br>箇所 | その他の<br>施<br>設                  | 病<br>院                 | 76<br>千円 |    | 災<br>害<br>設<br>置<br>対<br>市<br>策<br>町<br>本<br>村<br>部<br>名 |                   |    |
|                                                                    | 16<br>人                                        |                  |              |                                 | 橋<br>り<br>よ<br>う      | 45<br>箇所 |          |                                 | 水<br>道                 | 77<br>千円 |    |                                                          | 計                 | 団体 |
|                                                                    | 床下浸水                                           | 17<br>棟          |              |                                 | 河<br>川                | 46<br>箇所 |          |                                 | 清掃施設                   | 78<br>千円 |    |                                                          |                   |    |
|                                                                    | 18<br>世<br>帯                                   |                  |              |                                 | 海<br>岸                | 47<br>箇所 |          |                                 | 一<br>般                 | 79<br>千円 |    |                                                          |                   |    |
|                                                                    | 19<br>人                                        |                  |              |                                 | 港<br>湾                | 48<br>箇所 |          |                                 | 公<br>営<br>企<br>業       | 80<br>千円 |    |                                                          |                   |    |
|                                                                    | 世<br>帶                                         | 20<br>世<br>帯     |              | 設<br>設                          | 砂<br>防                | 49<br>箇所 |          |                                 | 公<br>社                 | 81<br>千円 |    | 災<br>害<br>適<br>用<br>市<br>救<br>助<br>村<br>法<br>名           |                   |    |
|                                                                    | 人<br>員                                         | 21<br>人          |              |                                 | 漁<br>港                | 50<br>箇所 |          |                                 | 市<br>町<br>村            | 82<br>千円 |    |                                                          | 計                 | 団体 |
|                                                                    | 公<br>共<br>施<br>設                               | 全<br>壊           | 22<br>棟      |                                 | 病<br>院                | 51<br>箇所 |          |                                 | (計)                    | 83<br>千円 |    |                                                          |                   |    |
|                                                                    | 半<br>壊                                         | 23<br>棟          |              |                                 | 水<br>道                | 52<br>箇所 |          |                                 | 小<br>計                 | 84<br>千円 |    |                                                          |                   |    |
|                                                                    | 市<br>町<br>村                                    | 全<br>壊           | 24<br>棟      |                                 | 清掃施設                  | 53<br>箇所 |          |                                 | 公共施設被害市<br>町<br>村<br>数 | 85<br>箇所 |    |                                                          |                   |    |
|                                                                    | 半<br>壊                                         | 25<br>棟          |              | 交<br>通<br>通<br>信<br>被<br>害      | 商<br>工<br>関<br>係      | 54<br>箇所 |          | その他の<br>施<br>設                  | 農<br>産<br>被<br>害       | 86<br>千円 |    | 避<br>難<br>令<br>命<br>令<br>状<br>勧<br>告<br>況                |                   |    |
|                                                                    | (計)                                            | 26<br>棟          |              |                                 | が<br>け<br>く<br>ず<br>れ | 55<br>箇所 |          |                                 | 林<br>产<br>被<br>害       | 87<br>千円 |    |                                                          |                   |    |
|                                                                    | 全<br>壊                                         | 27<br>棟          |              |                                 | 鉄<br>道<br>不<br>通      | 56<br>箇所 |          |                                 | 畜<br>产<br>被<br>害       | 88<br>千円 |    |                                                          |                   |    |
|                                                                    | 半<br>壊                                         | 28<br>棟          |              |                                 | 船<br>舶<br>被<br>害      | 57<br>箇所 |          |                                 | 水<br>产<br>被<br>害       | 89<br>千円 |    |                                                          |                   |    |
|                                                                    | (計)                                            | 29<br>棟          |              |                                 | 通<br>信<br>被<br>害      | 58<br>回線 |          |                                 | 商<br>工<br>被<br>害       | 90<br>千円 |    |                                                          | 消防職員出動延<br>員<br>人 | 人  |
|                                                                    | その他                                            | 停<br>電<br>被<br>害 | 59<br>軒<br>数 |                                 | ガ<br>ス<br>被<br>害      | 60<br>箇所 |          |                                 | その<br>他                | 91<br>千円 |    |                                                          | 消防団員出動延<br>員<br>人 | 人  |
|                                                                    |                                                | 文<br>教<br>施<br>設 | 61<br>千円     |                                 |                       |          |          |                                 | 被<br>害<br>総<br>額       | 92<br>千円 |    |                                                          |                   |    |

|     |       |             |              |
|-----|-------|-------------|--------------|
| 報告者 | 防災対策課 | 内<br>電<br>話 | 0735-62-0555 |
|-----|-------|-------------|--------------|

附表1(民生関係)

|       |       |      |   |     |
|-------|-------|------|---|-----|
| 災害の種別 |       | 報告日時 | 月 | 日   |
| 発生年月日 | 年 月 日 |      |   |     |
| 発生場所  |       |      | 時 | 分現在 |

|     |     |    |
|-----|-----|----|
| 報告者 | 課名等 | 氏名 |
|-----|-----|----|

| 項目                    |         | 区分番号   | 被害数 |
|-----------------------|---------|--------|-----|
| 人<br>的<br>被<br>害<br>者 | 死 者     | 1      |     |
|                       | 行 方 不 明 | 2      |     |
|                       | 負 傷     | 重 傷 3  |     |
|                       |         | 輕 傷 4  |     |
|                       | (計)     | —      |     |
| 住<br>家<br>被<br>害      | 全 壊     | 棟 5    |     |
|                       |         | 世 帯 6  |     |
|                       |         | 人 7    |     |
|                       | 半 壊     | 棟 8    |     |
|                       |         | 世 帯 9  |     |
|                       |         | 人 10   |     |
|                       | 一部 損 壊  | 棟 11   |     |
|                       |         | 世 帯 12 |     |
|                       |         | 人 13   |     |
|                       | 床 上 浸 水 | 棟 14   |     |
|                       |         | 世 帯 15 |     |
|                       |         | 人 16   |     |
| 罹<br>災<br>者           | 床 下 浸 水 | 棟 17   |     |
|                       |         | 世 带 18 |     |
|                       |         | 人 19   |     |
| 非住家<br>被<br>害         | 世 帯     | 20     |     |
|                       | 人       | 21     |     |
|                       | 全 壊     | 27     |     |
|                       | 半 壊     | 28     |     |
|                       | (計)     | 29     |     |
| 救 助 法 適 用 状 況         |         | —      |     |

附表2(教育関係)

|       |       |      |   |     |
|-------|-------|------|---|-----|
| 災害の種別 |       | 報告日時 | 月 | 日   |
| 発生年月日 | 年 月 日 |      |   |     |
| 発生場所  |       |      | 時 | 分現在 |

|     |     |    |
|-----|-----|----|
| 報告者 | 課名等 | 氏名 |
|-----|-----|----|

| 項目                                           |               | 区分番号 | 被害数 |  |
|----------------------------------------------|---------------|------|-----|--|
| 高<br>校                                       | 箇<br>所        | 全 壊  | —   |  |
|                                              |               | 半 壊  | —   |  |
|                                              |               | その他  | —   |  |
|                                              |               | (計)  | —   |  |
|                                              | 被 害 額 ( 千 円 ) | —    |     |  |
| 中<br>学<br>校                                  | 箇<br>所        | 全 壊  | —   |  |
|                                              |               | 半 壊  | —   |  |
|                                              |               | その他  | —   |  |
|                                              |               | (計)  | —   |  |
|                                              | 被 害 額 ( 千 円 ) | —    |     |  |
| 小<br>学<br>校                                  | 箇<br>所        | 全 壊  | —   |  |
|                                              |               | 半 壊  | —   |  |
|                                              |               | その他  | —   |  |
|                                              |               | (計)  | —   |  |
|                                              | 被 害 額 ( 千 円 ) | —    |     |  |
| 看盲<br>護学<br>学校<br>校・<br>・ろ<br>幼う<br>稚学<br>園校 | 箇<br>所        | 全 壊  | —   |  |
|                                              |               | 半 壊  | —   |  |
|                                              |               | その他  | —   |  |
|                                              |               | (計)  | —   |  |
|                                              | 被 害 額 ( 千 円 ) | —    |     |  |
| 計                                            | 箇<br>所        | 全 壊  | 30  |  |
|                                              |               | 半 壊  | 31  |  |
|                                              |               | その他  | 32  |  |
|                                              |               | (計)  | 33  |  |
|                                              | 被 害 額 ( 千 円 ) | 61   |     |  |

附表3(農林水産施設関係)

| 災害の種別          |         | 報告日時       | 月  | 日   |
|----------------|---------|------------|----|-----|
| 発生年月日          | 年 月 日   |            |    |     |
| 発生場所           |         |            | 時  | 分現在 |
| 報告者            | 課名等     | 氏名         |    |     |
| 項目             | 区分番号    | 被害数        |    |     |
| 農田             | 流水      | ha         | 34 |     |
|                | 埋没      | 被害額(千円)    | —  |     |
|                | 冠水      | ha         | 35 |     |
| 畑              | 流水      | ha         | 36 |     |
|                | 埋没      | 被害額(千円)    | —  |     |
|                | 冠水      | ha         | 37 |     |
| 地              | 畦畔      | 箇所         | 38 |     |
|                |         | 被害額(千円)    | —  |     |
|                |         | 農地被害額計(千円) | 62 |     |
| 一般休地           | 箇所      | 39         |    |     |
|                | 被害額(千円) | —          |    |     |
| 農業用施設          | 箇所      | 40         |    |     |
|                | 被害額(千円) | 63         |    |     |
| 林業用施設          | 箇所      | 41         |    |     |
|                | 被害額(千円) | 64         |    |     |
| 共同利用施設<br>(農林) | 箇所      | 42         |    |     |
|                | 被害額(千円) | 65         |    |     |
| 共同利用施設<br>(水産) | 箇所      | 43         |    |     |
|                | 被害額(千円) | 66         |    |     |
| 計              | 箇所      | —          |    |     |
|                | 被害額(千円) | 67         |    |     |

附表4(その他【農産・林産・畜産・水産・商工・その他】関係)

| 災害の種別            |           |         | 報告日時 | 月  | 日   |  |
|------------------|-----------|---------|------|----|-----|--|
| 発生年月日            | 年 月 日     |         |      |    |     |  |
| 発生場所             |           |         |      | 時  | 分現在 |  |
| 報告者              | 課名等       |         |      | 氏名 |     |  |
| 項目               | 区分番号      | 被害数     |      |    |     |  |
| 農<br>産<br>被<br>害 | 農産物       | 被害額(千円) | —    |    |     |  |
|                  | 施設        | 被害額(千円) | —    |    |     |  |
|                  | 被害額小計(千円) |         | 86   |    |     |  |
| 林<br>産<br>被<br>害 | 林産物       | 被害額(千円) | —    |    |     |  |
|                  | 施設        | 被害額(千円) | —    |    |     |  |
|                  | 被害額小計(千円) |         | 87   |    |     |  |
| 畜<br>産<br>被<br>害 | 畜産物       | 被害額(千円) | —    |    |     |  |
|                  | 施設        | 被害額(千円) | —    |    |     |  |
|                  | 被害額小計(千円) |         | 88   |    |     |  |
| 水<br>産<br>被<br>害 | 水産物       | 被害額(千円) | —    |    |     |  |
|                  | 施設        | 被害額(千円) | —    |    |     |  |
|                  | 被害額小計(千円) |         | 89   |    |     |  |
| 商工関係被害           | 箇所        | 54      |      |    |     |  |
|                  | 被害額(千円)   | 90      |      |    |     |  |
| その他              | 被害額(千円)   | 91      |      |    |     |  |
| 計                | 被害額(千円)   | —       |      |    |     |  |

附表5(土木施設関係)

|       |       |      |   |     |
|-------|-------|------|---|-----|
| 災害の種別 |       | 報告日時 | 月 | 日   |
| 発生年月日 | 年 月 日 |      |   |     |
| 発生場所  |       |      | 時 | 分現在 |

|     |     |    |
|-----|-----|----|
| 報告者 | 課名等 | 氏名 |
|-----|-----|----|

| 項目     |         | 区分番号 | 被害数 |
|--------|---------|------|-----|
| 道<br>路 | 箇所      | 44   |     |
|        | 被害額(千円) | 68   |     |
| 橋<br>梁 | 箇所      | 45   |     |
|        | 被害額(千円) | 69   |     |
| 河<br>川 | 箇所      | 46   |     |
|        | 被害額(千円) | 70   |     |
| 海<br>岸 | 箇所      | 47   |     |
|        | 被害額(千円) | 71   |     |
| 港<br>湾 | 箇所      | 48   |     |
|        | 被害額(千円) | 72   |     |
| 砂<br>防 | 箇所      | 49   |     |
|        | 被害額(千円) | 73   |     |
| 漁<br>港 | 箇所      | 50   |     |
|        | 被害額(千円) | 74   |     |
| 計      | 箇所      | —    |     |
|        | 被害額(千円) | 75   |     |

附表6(衛生施設関係)

|       |       |      |   |     |
|-------|-------|------|---|-----|
| 災害の種別 |       | 報告日時 | 月 | 日   |
| 発生年月日 | 年 月 日 |      |   |     |
| 発生場所  |       |      | 時 | 分現在 |

|     |     |    |
|-----|-----|----|
| 報告者 | 課名等 | 氏名 |
|-----|-----|----|

| 項目   |         | 区分番号 | 被害数 |  |
|------|---------|------|-----|--|
| 公立病院 | 箇所      | 全 壊  | —   |  |
|      |         | 半 壊  | —   |  |
|      |         | その他  | —   |  |
|      |         | (計)  | —   |  |
|      | 被害額(千円) | —    |     |  |
| 私立病院 | 箇所      | 全 壊  | —   |  |
|      |         | 半 壊  | —   |  |
|      |         | その他  | —   |  |
|      |         | (計)  | —   |  |
|      | 被害額(千円) | —    |     |  |
| 病院計  | 箇所      | 全 壊  | —   |  |
|      |         | 半 壊  | —   |  |
|      |         | その他  | —   |  |
|      |         | (計)  | 51  |  |
|      | 被害額(千円) | 76   |     |  |
| 水道   | 箇所      | 全 壊  | —   |  |
|      |         | 半 壊  | —   |  |
|      |         | その他  | —   |  |
|      |         | (計)  | 52  |  |
|      | 被害額(千円) | 77   |     |  |
| 清掃施設 | 箇所      | 全 壊  | —   |  |
|      |         | 半 壊  | —   |  |
|      |         | その他  | —   |  |
|      |         | (計)  | 53  |  |
|      | 被害額(千円) | 78   |     |  |

附表7(交通・通信・電気・ガス関係)

| 災害の種別        |          |     | 報告日時 | 月  | 日   |  |
|--------------|----------|-----|------|----|-----|--|
| 発生年月日        | 年 月 日    |     |      |    |     |  |
| 発生場所         |          |     |      | 時  | 分現在 |  |
| 報告者          | 課名等      |     |      | 氏名 |     |  |
| 項目           | 区分番号     | 被害数 |      |    |     |  |
| 交通事故<br>船舶被害 | 崖崩れ(箇所)  | 55  |      |    |     |  |
|              | 鉄道不通(箇所) | 56  |      |    |     |  |
|              | 沈没(隻)    | —   |      |    |     |  |
|              | 座礁(隻)    | —   |      |    |     |  |
|              | 小計       | 57  |      |    |     |  |
| 通信被害(回線)     | 58       |     |      |    |     |  |
| 停電被害(軒数)     | 59       |     |      |    |     |  |
| ガス被害(軒数)     | 60       |     |      |    |     |  |

附表8(公共施設【市町村】関係[集計用])

| 災害の種別   |       |           | 報告日時 | 月 | 日 |
|---------|-------|-----------|------|---|---|
| 発生年月日   | 年 月 日 |           |      |   |   |
| 発生場所    |       |           |      |   | 時 |
| 報告者     | 課名等   |           | 氏名   |   |   |
| 項目      |       | 区分番号      | 被害数  |   |   |
| 被害区分    | 建物    | 全壊(棟)     | 24   |   |   |
|         |       | 半壊(棟)     | 25   |   |   |
|         |       | 全壊・半壊計(棟) | 26   |   |   |
|         |       | その他       | —    |   |   |
|         | 施設    |           | —    |   |   |
| 被害額(千円) |       | 82        |      |   |   |
| 備考      |       | —         |      |   |   |

附表9(公共施設【市町村】関係[各担当課用])

| 災害の種別 |       |    |     | 報告日時   | 月 日     |     |
|-------|-------|----|-----|--------|---------|-----|
| 発生年月日 | 年 月 日 |    |     |        |         |     |
| 発生場所  |       |    |     |        | 時       | 分現在 |
| 報告者   | 課名等   |    |     | 氏名     |         |     |
| 施設名   | 建物(棟) |    |     | 施設(箇所) | 被害額(千円) | 備考  |
|       | 全壊    | 半壊 | その他 |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
|       |       |    |     |        |         |     |
| 合計    |       |    |     |        |         |     |
| 区分番号  | 24    | 25 |     |        | 82      |     |

(注) 対象は下記以外の町施設

文教施設 → 公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの

農林水産業施設 → 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となるもの

土木施設 → 公立土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

## 附表10(対応措置【町の体制・避難勧告等】関係)

|       |       |      |       |  |
|-------|-------|------|-------|--|
| 災害の種別 |       | 報告日時 | 月 日   |  |
| 発生年月日 | 年 月 日 |      | 時 分現在 |  |
| 発生場所  |       |      |       |  |
| 報告者   | 課名等   |      | 氏名    |  |

## ●町の防災体制（態勢）

| 体制（態勢）の種別 |        | 発令日時       | 解除日時       | 配備人員 |
|-----------|--------|------------|------------|------|
| 町の防災体制    | 情報収集体制 | 月 日<br>時 分 | 月 日<br>時 分 | 人    |
|           | 第1号    | 月 日<br>時 分 | 月 日<br>時 分 | 人    |
|           | 第2号    | 月 日<br>時 分 | 月 日<br>時 分 | 人    |
|           | 第3号    | 月 日<br>時 分 | 月 日<br>時 分 | 人    |
| 町の水防配備態勢  | 第1号    | 月 日<br>時 分 | 月 日<br>時 分 | 人    |
|           | 第2号    | 月 日<br>時 分 | 月 日<br>時 分 | 人    |
|           | 第3号    | 月 日<br>時 分 | 月 日<br>時 分 | 人    |

## ●災害対策本部の設置状況

|        |  | 設置の有無 | 設置日時       | 解散日時       |
|--------|--|-------|------------|------------|
| 災害対策本部 |  | 有・無   | 月 日<br>時 分 | 月 日<br>時 分 |

## ●避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況

| 種別     | 地区数 | 世帯数 | 人數 | 地区名 |
|--------|-----|-----|----|-----|
| 高齢者等避難 | 地区  | 世帯  | 人  |     |
| 避難指示   | 地区  | 世帯  | 人  |     |
| 緊急安全確保 | 地区  | 世帯  | 人  |     |

## ●消防機関の活動状況

|       |  | 消防職員 | 消防団員 |
|-------|--|------|------|
| 出動人員数 |  | 人    | 人    |

明細表1(人的被害関係)[附表1(民生関係)]

|             |    |   |   |   |     |
|-------------|----|---|---|---|-----|
| 被　害　状　況　報　告 | 概況 | 月 | 日 | 時 | 分現在 |
|             | 中間 | 月 | 日 | 時 | 分現在 |
|             | 確定 | 月 | 日 | 時 | 分現在 |

災害名

(死者・行方不明者)

| 番号 | 氏　名 | 性別 | 年齢 | 職　業 | 住　所       | 原　因 |
|----|-----|----|----|-----|-----------|-----|
| 1  |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 2  |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 3  |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 4  |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 5  |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 6  |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 7  |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 8  |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 9  |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 10 |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 11 |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 12 |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 13 |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 14 |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 15 |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 16 |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 17 |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 18 |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 19 |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 20 |     |    |    |     | 串本町<br>番地 |     |
| 計  | 名   |    |    |     |           |     |

## 明細表1内訳表(人的被害関係) [附表1(民生関係)]

|       |        |
|-------|--------|
| 災害名 : | 発生日時 : |
|-------|--------|

(死者・行方不明者・重傷者・軽傷者)

| 地区名 | 地区 No. |
|-----|--------|
|-----|--------|

| 番号 | 氏名 | 性別 | 年齢 | 職業 | 住所     | 原因 |
|----|----|----|----|----|--------|----|
| 1  |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 2  |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 3  |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 4  |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 5  |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 6  |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 7  |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 8  |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 9  |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 10 |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 11 |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 12 |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 13 |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 14 |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 15 |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 16 |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 17 |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 18 |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 19 |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 20 |    |    |    |    | 串本町 番地 |    |
| 計  | 名  |    |    |    |        |    |

明細表2（浸水被害関係） [附表1（民生関係）]

## 被　害　状　況　報　告

|    |   |   |   |   |    |
|----|---|---|---|---|----|
| 概況 | 月 | 日 | 時 | 分 | 現在 |
| 中間 | 月 | 日 | 時 | 分 | 現在 |
| 確定 | 月 | 日 | 時 | 分 |    |

災　害　名

| 区　分              |                   | 串　本　町 |
|------------------|-------------------|-------|
| 床<br>上<br>浸<br>水 | 棟　　数              |       |
|                  | 世　帶　数             |       |
|                  | 人　　数              |       |
|                  | 主たる被災地<br>(　字　名　) |       |
|                  | 原　　因              |       |
| 床<br>下<br>浸<br>水 | 棟　　数              |       |
|                  | 世　帶　数             |       |
|                  | 人　　数              |       |
|                  | 主たる被災地<br>(　字　名　) |       |
|                  | 原　　因              |       |
| 備　　考             |                   |       |

## 明細表2内訳表(住家被害関係)[附表1(民生関係)]

|       |        |
|-------|--------|
| 災害名 : | 発生日時 : |
|-------|--------|

( 全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ 床上浸水 ・ 床下浸水 )

| 地区名 | 地区 | No. |
|-----|----|-----|
|-----|----|-----|

| 番号 | 世帯主氏名 | 性別 | 年齢 | 職業 | 住 所    | 棟 | 世帯数 | 人 数 |
|----|-------|----|----|----|--------|---|-----|-----|
| 1  |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 2  |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 3  |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 4  |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 5  |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 6  |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 7  |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 8  |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 9  |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 10 |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 11 |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 12 |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 13 |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 14 |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 15 |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 16 |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 17 |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 18 |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 19 |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
| 20 |       |    |    |    | 串本町 番地 |   |     |     |
|    |       |    |    |    | 計      |   |     |     |

明細表3（教育関係）

## 被 害 状 況 報 告

|    |   |   |   |     |
|----|---|---|---|-----|
| 概況 | 月 | 日 | 時 | 分現在 |
| 中間 | 月 | 日 | 時 | 分現在 |
| 確定 | 月 | 日 | 時 | 分   |

災 害 名

| 区分                                   |                  | 事項  |  |  |
|--------------------------------------|------------------|-----|--|--|
| 学<br>校                               | 全<br>校           | 校 数 |  |  |
|                                      | 壞                | 学校名 |  |  |
| 校<br>壞                               | 半<br>校           | 校 数 |  |  |
|                                      | 壞                | 学校名 |  |  |
| 文化<br>財<br>建<br>造<br>物               | 全<br>棟           | 棟 数 |  |  |
|                                      | 壞                | 名 称 |  |  |
|                                      | 半<br>棟           | 棟 数 |  |  |
|                                      | 壞                | 名 称 |  |  |
| 臨<br>時<br>休<br>校<br>し<br>た<br>学<br>校 | 小<br>学<br>校      | 校 数 |  |  |
|                                      |                  | 学校名 |  |  |
|                                      | 中<br>学<br>校      | 校 数 |  |  |
|                                      |                  | 学校名 |  |  |
|                                      | 高<br>等<br>学<br>校 | 校 数 |  |  |
|                                      |                  | 学校名 |  |  |

## 明細表4（公共施設関係）

## 被 害 状 況 報 告

|    |   |   |   |   |    |
|----|---|---|---|---|----|
| 概況 | 月 | 日 | 時 | 分 | 現在 |
| 中間 | 月 | 日 | 時 | 分 | 現在 |
| 確定 | 月 | 日 | 時 | 分 |    |

災 害 名

| 区 分                        |      | 棟数・名称・被害金額等 |
|----------------------------|------|-------------|
| 国<br>県<br>関<br>係<br>施<br>設 | 全 壊  |             |
|                            | 半 壊  |             |
|                            | その 他 |             |
| 役<br>場<br>庁<br>舎           | 全 壊  |             |
|                            | 半 壊  |             |
|                            | その 他 |             |
| 公<br>立<br>病<br>院           | 全 壊  |             |
|                            | 半 壊  |             |
|                            | その 他 |             |
| し<br>尿<br>処<br>理<br>施<br>設 | 全 壊  |             |
|                            | 半 壊  |             |
|                            | その 他 |             |
| ご<br>み<br>処<br>理<br>施<br>設 | 全 壊  |             |
|                            | 半 壊  |             |
|                            | その 他 |             |
| そ の 他                      |      |             |

(注) 棟数・名称・被害額を報告すること。

明細表5（道路・河川関係）

## 被 告 状 況 報 告

|    |   |   |   |     |
|----|---|---|---|-----|
| 概況 | 月 | 日 | 時 | 分現在 |
| 中間 | 月 | 日 | 時 | 分現在 |
| 確定 | 月 | 日 | 時 | 分   |

災害名

| 河川路線名 | 位置<br>町 大字 | 種類 | 延長幅員 | 復旧金額 | 内応急額 | 堤防高 | 今回水位 | 適用 |
|-------|------------|----|------|------|------|-----|------|----|
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |
|       | 串本町        |    |      |      |      |     |      |    |

明細表6（急傾斜地・山地関係）

## 被　害　状　況　報　告

|    |   |   |   |     |
|----|---|---|---|-----|
| 概況 | 月 | 日 | 時 | 分現在 |
| 中間 | 月 | 日 | 時 | 分現在 |
| 確定 | 月 | 日 | 時 | 分   |

災害名

| 区分                            | 地区名 | 延長 | 面積             | 住家の被害 | 備考 |
|-------------------------------|-----|----|----------------|-------|----|
| 土砂崩れ・地すべり等<br>～住家に影響のあるもの～の状況 |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
|                               |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
|                               |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
|                               |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
|                               |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
|                               |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
|                               |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
|                               |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
|                               |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
|                               |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
|                               |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
|                               |     | m  | m <sup>2</sup> | 戸     |    |
| 同上による人的被害及び措置の状況              |     |    |                |       |    |

明細表7（農作物関係）

概況 月 日 時 分現在  
 被害状況報告 中間 月 日 時 分現在  
 確定 月 日 時 分

災害名

| 区分  |               | 被害面積(ha) | 減収量(t) | 金額(千円) | 備考 |
|-----|---------------|----------|--------|--------|----|
| 水   | 冠水            |          |        |        |    |
|     | 倒伏            |          |        |        |    |
| 稻   | 埋没<br>・<br>流失 |          |        |        |    |
|     |               |          |        |        |    |
| 果物  | みかん           |          |        |        |    |
|     | 柿             |          |        |        |    |
|     | 桃             |          |        |        |    |
|     | 梅             |          |        |        |    |
| そさい | その他           |          |        |        |    |
|     | その他           |          |        |        |    |
| その他 |               |          |        |        |    |

明細表8（その他）

## 被　害　状　況　報　告

概況　　月　　日　　時　　分現在  
 中間　　月　　日　　時　　分現在  
 確定　　月　　日　　時　　分

災　害　名

| 区　　分 | 地区又は被害者名 | 金　額　( 千　円 ) | 備　考 |
|------|----------|-------------|-----|
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |
|      |          |             |     |

## 被害状況報告書の記入要領等

### 1. 被害状況報告書の記入要領

- (1) 上覧の月日、現在、災害の種別、発生年月日、発生場所について記入し、災害の種別については「2 の(2)ア a 発生原因」を参照し記入する。
- (2) 報告書区分番号 1~92 の各欄記入については、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」による。  
(注) 報告書区分番号 80 公営企業とは病院を除く公営企業をいう。
- (3) 総合防災課へ提出する被害報告は、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」により記入した附表 1~ 附表 10 を提出する。
- (4) 附表 1~8、附表 10 の記入については、各市町村毎に、小計、県計欄をも記入すること。土木施設関係については、附表 5 の 1 市町村分、附表 5 の 2 県分を記入し、被害状況報告に合計を記入する。
- (5) 附表 9 については報告書の区分 79~81 に対する附表であること。
- (6) 附表に記入したものについて明細表 1~7 に該当するものについては、それぞれ明細表を添付し提出すること。
- (7) 確定報告にあっては、本庁主務課で関係各省庁へ報告した文書の写を添付するとともに数値が合致していること。

### 2. 被害状況報告及び附表記入概況表

|           | 福祉保健                      | 総務                   | 教育          | 農林水産                          | 商工観光労働         | 県土整備                       | 環境生活           | 企画       | 危機管理  |
|-----------|---------------------------|----------------------|-------------|-------------------------------|----------------|----------------------------|----------------|----------|-------|
| 報告書区分欄の番号 | 1-21<br>27-29<br>51<br>76 | 22-26<br>30-33<br>59 | 30-33<br>61 | 34-43<br>62-66<br>81<br>86-89 | 54<br>80<br>90 | 44-50<br>55<br>68-74<br>81 | 52,53<br>77,78 | 56<br>81 | 57-60 |
| 付表        | 1.6                       | 2.9                  | 2           | 3.4.5.9                       | 3.4            | 5.7.9                      | 6              | 7.9      |       |

- (1) 57、船舶被害については水産振興課、海上保安庁、58、通信被害についてはNTT、59、停電被害については関西電力送配電、60、ガス被害については大阪ガス、新宮ガスからのものをとりまとめる。
- (2) 観光関係については 90 に記入する。担当部局としては商工観光労働部とする。
- (3) 上記の区分によるほか各市町村の公共施設（報告書区分欄番号 82）で各部局関係各課の指導に属するものについては、それぞれの関係各課でまとめるものとする。

文教施設、農林水産業施設、土木施設以外の公共施設調査

(ただし病院、水道施設、清掃施設は除く)

| 区分   |    | 調査担当者          |
|------|----|----------------|
| 県    | 一般 |                |
|      | 公  | 管財課            |
|      | 社  | 農林水産部<br>県土整備部 |
|      |    | 企画部            |
| 市町村分 |    | 各部関係各課         |

(注) 文教施設 → 公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの

農林水産業施設 → 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定処置に関する法律の対象となるもの

土木施設 → 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

## 被害状況認定及び報告書記入の基準

| 被害の種類            |                 | 報告番号  | 基 準                                                                                                      |
|------------------|-----------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人<br>的<br>被<br>害 | 死者              | 1     | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は、死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。                                                |
|                  | 行方不明者           | 2     | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。                                                                         |
|                  | 重傷者             | 3     | 災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。                                                      |
|                  | 軽傷者             | 4     | 災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月末満で治療できる見込みのもの。                                                       |
| 住<br>家<br>被<br>害 | 住家              |       | 現実に居住のため使用している建物をいゝ、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                |
|                  | 世帯              |       | 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。                                                                                    |
|                  | 住家全壊<br>(全壊・流出) | 5~7   | 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。    |
|                  | 住家半壊(半壊)        | 8~10  | 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。 |
|                  | 一部破損            | 11~13 | 住家の全壊及び半壊にいたらない程度の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。                                       |
|                  | 床上浸水            | 14~16 | 住家の床より上に浸水したものの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。                                          |
|                  | 床下浸水            | 17~19 | 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。                                                                                   |
| り<br>災<br>者      | り災世帯            | 20    | 災害により被害をうけ、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。                                    |
|                  | り災人員            | 21    | り災世帯の構成人員をいう。                                                                                            |
| 非<br>住<br>家      | 非住家             |       | 住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。                                           |
|                  | 公共建物            | 22~26 | 公用又は公共の用に供する建物。                                                                                          |
|                  | その他             | 27~29 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物(全壊、半壊したもののみ)をいう。                                                                     |
| 文<br>教<br>施<br>設 | 文教施設            | 30~33 | 小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。                                         |
| 農<br>地           | 田畠の流出埋没         | 34~37 | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畠については、田の例に準じて取り扱うものとする。                                            |
|                  | 田畠の冠水           | 34~37 | 田については、稻の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畠については田の例に準じて取り扱うものとする。                                                 |
|                  | 畦畔              | 38    | 田及び畠の畦畔をいう。                                                                                              |
| 一般林地             |                 | 39    | 41 林業用施設、44~50 の土木施設に含まれるもの、87 林産施設以外のものとする。                                                             |

| 被害の種類                    |        | 報告番号  | 基 準                                                                                          |
|--------------------------|--------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産施設                   |        | 40~43 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設）とする。                        |
| 土木施設                     |        | 44~50 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。 |
| 衛 生<br>関 係<br>施 設        | 病院     | 51    | 公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者 20 人以上の収容施設を有するもの。                                          |
|                          | 水道     | 52    | 水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。                                                           |
|                          | 清掃関係施設 | 53    | し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破碎、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。                                                     |
| 商工関係                     |        | 54    | 建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）                                                               |
| 交 通<br>・<br>通 信          | がけくずれ  | 55    | 崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。                                                                    |
|                          | 鉄道不通   | 56    | 汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。                                                         |
|                          | 船舶被害   | 57    | ろ、かゝのみをもって運転する以外の舟をいう。                                                                       |
|                          | 通信被害   | 58    | 通信不能となった電話回線数をいう。                                                                            |
| 公立文教施設                   |        | 61    | 公立の文教施設をいう。                                                                                  |
| 農林水産業施設                  |        | 62~67 | 34~38、40~43 に該当するものの被害額をいう。                                                                  |
| 土木施設                     |        | 68~75 | 44~50 に該当するものの被害額をいう。                                                                        |
| そ の<br>他 の<br>公 共<br>施 設 | 病院     | 76    | 51 に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。                                                                    |
|                          | 水道     | 77    | 52 に該当するものの被害額をいう。                                                                           |
|                          | 清掃施設   | 78    | 53 に該当するものの被害額をいう。                                                                           |
| 県（一般、公営企業、公社）市町村         |        | 79~81 | 文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。                                                           |
| 公共施設被害市町村数               |        | 85    | 公共施設に被害のあった市町村の数をいう。                                                                         |
| そ の<br>他                 | 農産被害   | 86    | 農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。                                                           |
|                          | 林産被害   | 87    | 農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。                                                                 |
|                          | 畜産被害   | 88    | 農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。                                                                 |
|                          | 水産被害   | 89    | 農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。                                                              |
|                          | 商工被害   | 90    | 54 に該当するものの被害額をいう。                                                                           |
| その他                      |        | 91    | 61~90 の各項に該当しないものをいう。                                                                        |

## 様式4 災害救助法関係様式

## 救 助 実 施 記 錄 日 計 票

|       |    |    |    |    |
|-------|----|----|----|----|
| 救助の種類 | 避  | 炊  | 水  | 救出 |
|       | 修理 | 学  | 死搜 | 死処 |
|       | 障  | 応仮 | 医  | 埋葬 |
|       | 被服 | 助産 |    |    |
|       |    |    |    |    |

市町名 串本町

責任者氏名 印

地区責任者氏名 印

No. \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 分

|           |  |
|-----------|--|
| 員数(世帯)    |  |
| 品目(数量・金額) |  |
| 受入先       |  |
| 支出先       |  |
| 場所        |  |
| 方法        |  |
| 記事        |  |

## 救助実施記録日計票記入要領

- 1 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 記録票欄外のナンバー欄には記録表ごとに一連番号を附するものとし、報告内容を訂正する場合、例えば No.10 の次に No.5 の分を訂正する場合には、No.11 (No.5 訂正) のように記載の上、No.5 の記録票には朱で×印を附し「(No.11 に訂正済)」とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。  
なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附しナンバー順に綴ってよい。
- 3 記録票欄外の救助の種類別欄の該当部分の救助名は○で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- 4 機械・器具等を無償で借り上げた場合についても記録票を作成する。
- 5 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町調達分がある時は、それぞれ別に記録票を作成する。

## 救助の種類別物資受払状況

市(区)町名 串本町

| 救助の種目別 | 年月日 | 品名 | 単位<br>呼称 | 摘要 | 要<br>受 | 受<br>払 | 残 | 備<br>考 |
|--------|-----|----|----------|----|--------|--------|---|--------|
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |
|        |     |    |          |    |        |        |   |        |

(注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。  
なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。

5 救助の種類別の品目が多い場合、救助の種類別ごとに一葉作成すること。

**避難所設置及び収容状況**

市(区)町名 串本町

| 避難所の名称 | 種別 | 開設期間   |       | 実人員 | 延人員 | 物品使用状況 |    | 実支出額 | 備考 |
|--------|----|--------|-------|-----|-----|--------|----|------|----|
|        |    | 品名     | 数量    |     |     | 品名     | 数量 |      |    |
|        |    | 年 月 日～ | 年 月 日 | 人   | 人   |        |    | 円    |    |
|        |    | 年 月 日～ | 年 月 日 | 人   | 人   |        |    | 円    |    |
|        |    | 年 月 日～ | 年 月 日 | 人   | 人   |        |    | 円    |    |
|        |    | 年 月 日～ | 年 月 日 | 人   | 人   |        |    | 円    |    |
|        |    | 年 月 日～ | 年 月 日 | 人   | 人   |        |    | 円    |    |
|        |    | 年 月 日～ | 年 月 日 | 人   | 人   |        |    | 円    |    |
|        |    | 年 月 日～ | 年 月 日 | 人   | 人   |        |    | 円    |    |
|        |    | 年 月 日～ | 年 月 日 | 人   | 人   |        |    | 円    |    |
|        |    | 年 月 日～ | 年 月 日 | 人   | 人   |        |    | 円    |    |
|        |    | 年 月 日～ | 年 月 日 | 人   | 人   |        |    | 円    |    |
|        |    | 年 月 日～ | 年 月 日 | 人   | 人   |        |    | 円    |    |
| 計      |    |        |       | 人   | 人   |        |    | 円    |    |

(注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別の別に記入すること。

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3 他市町の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

4 別に作成する領収書等支払資料の整理番号を「備考」欄に記入すること。

## 応急仮設住宅台帳（建設型応急住宅）その1

市(区)町名 串本町

| 応急仮設<br>住宅番号 | 世帯主<br>氏名 | 家族数 | 地区・住宅(団地)名、<br>部屋番号 | 所 在 地 | 入居月日 | 実支出額 | 備 考 |
|--------------|-----------|-----|---------------------|-------|------|------|-----|
|              | 人         |     |                     |       |      | 円    |     |
|              | 人         |     |                     |       |      | 円    |     |
|              | 人         |     |                     |       |      | 円    |     |
|              | 人         |     |                     |       |      | 円    |     |
|              | 人         |     |                     |       |      | 円    |     |
|              | 人         |     |                     |       |      | 円    |     |
|              | 人         |     |                     |       |      | 円    |     |
|              | 人         |     |                     |       |      | 円    |     |
|              | 人         |     |                     |       |      | 円    |     |
|              | 人         |     |                     |       |      | 円    |     |
|              | 人         |     |                     |       |      | 円    |     |
| 計            | 世帯        |     |                     |       |      |      | 円   |

(注) 1 「応急仮設住宅番号」欄には、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

3 「地区・住宅(団地)名、部屋番号」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

## 炊き出し給与状況

市(区)町名

串本町

| 焼き出し<br>場の名称 | 実施期間    | 延べ人員<br>(人) | 実支出額 | 備考 |
|--------------|---------|-------------|------|----|
|              | 年月日～年月日 |             | 円    |    |
| 計            |         |             |      |    |

(注)「備考」欄は、給食内容及び別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記入すること。

## 飲料水の供給簿

串本町

市(区)町名

| 供給対象力所<br>の名称 | 供給月日    | 対象<br>人員 | 給水用機械器具 |    |      |      |     |       | 実支出額 | 備考 |
|---------------|---------|----------|---------|----|------|------|-----|-------|------|----|
|               |         |          | 名稱      | 數量 | 借り上げ | 修理月日 | 修繕費 | 故障の概要 |      |    |
|               | 年月日～年月日 | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
|               |         | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |
| 計             | 計       | 人        |         |    |      |      | 円   |       | 円    | 円  |

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること。

3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記入すること。

## 被服、寝具その他生活必需品の給与状況

市(区)町名  
串本町

| 住家被害程度区分 | 世帯主氏名 | 基礎となつた世帯構成人員 | 給与月日 | 物資給与の品名 |    |    | 実支出額 | 備考 |
|----------|-------|--------------|------|---------|----|----|------|----|
|          |       |              |      | ふとん     | 毛布 | 被服 |      |    |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
|          |       | 人            |      |         |    |    |      | 円  |
| 計        | 全壊    | 世帯           |      |         |    |    |      |    |
|          | 半壊    | 世帯           |      |         |    |    |      |    |

災害救助費として上記のとおり給与したこととに相違ありません。  
年 月 日

給与責任者 氏名印

(注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。

2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。

3 「物資給与の品名欄に、数量を記入すること。

4 「備考」欄に、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記入すること。

## 救護班活動状況

救護班長  
医師

氏名印

| 月 日 | 市(区)町名 | 患者数 | 品目 | 措置の概要 | 死体検査数 | 経費 | 備考 |
|-----|--------|-----|----|-------|-------|----|----|
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
| 計   |        | 人   |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        |     |    |       | 人     | 円  |    |
|     |        |     |    |       | 人     | 円  |    |

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

串木町

市(区)町名

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

## 助産台帳

市(区)町名 串本町

| 分べん者<br>氏名 | 分べん<br>日 時 | 助産<br>機関名 | 分べん期間   | 金額 | 備考 |
|------------|------------|-----------|---------|----|----|
|            |            |           | 月 日～月 日 | 円  |    |
|            |            |           | 月 日～月 日 | 円  |    |
|            |            |           | 月 日～月 日 | 円  |    |
|            |            |           | 月 日～月 日 | 円  |    |
|            |            |           | 月 日～月 日 | 円  |    |
|            |            |           | 月 日～月 日 | 円  |    |
|            |            |           | 月 日～月 日 | 円  |    |
|            |            |           | 月 日～月 日 | 円  |    |
|            |            |           | 月 日～月 日 | 円  |    |
|            |            |           | 月 日～月 日 | 円  |    |
|            |            |           | 月 日～月 日 | 円  |    |
| 計          | 人          | 機関        |         | 円  |    |

## 被災者救出状況記録簿

市(区)町名 串本町

| 年月日 | 救出人員 | 名称 | 救出用機械器具   |                       |    | 実支出額 | 備考  |       |     |   |
|-----|------|----|-----------|-----------------------|----|------|-----|-------|-----|---|
|     |      |    | 借上費<br>数量 | 借上費<br>所有者(管理者)<br>氏名 | 金額 | 修繕月日 | 修繕費 | 修繕の概要 | 燃料費 |   |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
|     | 人    |    | 円         |                       | 円  | 円    | 円   |       | 円   | 円 |
| 計   | 人    |    |           |                       |    | 円    | 円   |       | 円   | 円 |

(注) 1 他市町に及んだ場合には、備考欄にその市町名を記入すること。  
 2 借上費については、有償、無償を問わずに記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。  
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。  
 4 使用した機械器具の使用用途概略を「備考」欄に記入すること。

# 住宅応急修理記録簿

市(区)町名 串本町

| 整理番号 | 住家被害程度区分 | 世帯主氏名 | 応急修理期間    | 応急修理力所概要 | 実支出額 | 備考 |
|------|----------|-------|-----------|----------|------|----|
|      |          |       | 月 日 ~ 月 日 |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
|      |          |       |           |          | 円    |    |
| 計    | 世帯       | 計     | 世帯        |          | 円    |    |

(注) 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること

## 生業資金貸付台帳

市町村名：串本町

| 貸与を受けた者 |     |     |     | 保証人 |  |  |  | 事業計画概要 |    |   |   | 貸与期間 |    |   |   | 貸与金額 |    |   |   | 備考 |    |   |   |  |
|---------|-----|-----|-----|-----|--|--|--|--------|----|---|---|------|----|---|---|------|----|---|---|----|----|---|---|--|
| 住所      | 姓 名 | 住 所 | 氏 名 | 職 業 |  |  |  |        | 年  | 月 | 日 | 年    | 月  | 日 | 年 | 月    | 日  | 年 | 月 | 日  | 年  | 月 | 日 |  |
|         |     |     |     |     |  |  |  |        | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日  | まで | 年 | 月 |  |
|         |     |     |     |     |  |  |  |        | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日  | まで | 年 | 月 |  |
|         |     |     |     |     |  |  |  |        | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日  | まで | 年 | 月 |  |
|         |     |     |     |     |  |  |  |        | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日  | まで | 年 | 月 |  |
|         |     |     |     |     |  |  |  |        | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日  | まで | 年 | 月 |  |
|         |     |     |     |     |  |  |  |        | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日  | まで | 年 | 月 |  |
|         |     |     |     |     |  |  |  |        | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日  | まで | 年 | 月 |  |
|         |     |     |     |     |  |  |  |        | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日  | まで | 年 | 月 |  |
|         |     |     |     |     |  |  |  |        | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日    | まで | 年 | 月 | 日  | まで | 年 | 月 |  |
| 小計      | 計   | 世帯  |     |     |  |  |  |        |    |   |   |      |    |   |   |      |    |   |   |    |    |   |   |  |

(注) 1 「貸与」欄は、「〇〇年〇月〇日まで〇年〇月間」を記入すること。  
2 「備考」欄は、償還状況等の期末を明らかにしておくこと。

3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

## 学用品の給与状況

市(区)町名 串本町

| 学校名 | 学年   | 児童(生徒)<br>氏<br>名 | 親権者<br>氏<br>名 | 給与月日 | 給与品の内訳 |    |        | 実支出額 | 備考 |
|-----|------|------------------|---------------|------|--------|----|--------|------|----|
|     |      |                  |               |      | 教科書    |    | その他学用品 |      |    |
|     |      |                  |               |      | 国語     | 算数 | 鉛筆     | ノート  |    |
|     |      |                  |               |      |        |    |        |      | 円  |
|     |      |                  |               |      |        |    |        |      | 円  |
|     |      |                  |               |      |        |    |        |      | 円  |
|     |      |                  |               |      |        |    |        |      | 円  |
|     |      |                  |               |      |        |    |        |      | 円  |
|     |      |                  |               |      |        |    |        |      | 円  |
|     |      |                  |               |      |        |    |        |      | 円  |
|     |      |                  |               |      |        |    |        |      | 円  |
|     |      |                  |               |      |        |    |        |      | 円  |
|     |      |                  |               |      |        |    |        |      | 円  |
|     |      |                  |               |      |        |    |        |      | 円  |
| 計   | 小学校  | 人                |               |      |        |    |        |      | 円  |
| 計   | 中学校  | 人                |               |      |        |    |        |      | 円  |
| 計   | 高等学校 | 人                |               |      |        |    |        |      | 円  |

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。  
年 月 日

給与責任者(学校長)

氏名 印

(注) 1 小学校、中学校、高等学校等教育機関別に作成すること。

2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与すること。

3 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

4 「給与品の内訳」欄には、数量を記入し、「備考」欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記入すること。

## 埋葬台帳

市(区)町名 串本町

| 死 亡<br>年月日 | 埋葬<br>年月日 | 死亡者 |     | 埋葬を行った者             |     | 埋葬費          |                 |     | 備考 |
|------------|-----------|-----|-----|---------------------|-----|--------------|-----------------|-----|----|
|            |           | 氏 名 | 年 齡 | 死 亡 者<br>と の<br>関 係 | 氏 名 | (付属品を<br>含む) | 埋葬<br>又は<br>火葬料 | 骨 箱 |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
|            |           |     |     |                     |     | 円            | 円               | 円   |    |
| 計          |           | 人   |     |                     |     | 円            | 円               | 円   | 円  |

(注) 1 埋葬を行つた者が市町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。

2 市町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

3 埋葬を行つた者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

帳台理處體遺

市(区)町名

## 障害物除去の状況

市(区)町名 串本町

| 整理番号  | 住家被災程度区分 | 氏 名 | 要除した期 に | 去 た期 に | 間     | 実支出額 | 除 状 | 去 に | 態 状 | に 要 の す る概 べ 要 き | 備 考 |
|-------|----------|-----|---------|--------|-------|------|-----|-----|-----|------------------|-----|
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
|       |          |     | 年 年     | 月 月    | 日 ~ 日 | 円    |     |     |     |                  |     |
| 半壊(焼) |          | 世帯  |         |        |       | 円    |     |     |     |                  |     |
| 計     |          | 世帯  |         |        |       | 円    |     |     |     |                  |     |
|       | 床上浸水     | 世帯  |         |        |       | 円    |     |     |     |                  |     |

(注)除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を「備考」欄に記入すること。

市(区)町名 串本町  
輸送記録簿

(注) 1 「目的」欄には主なる目的(又は救助の種類名)を記入すること。  
2 都道府県又は市町の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。  
3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。  
4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。  
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

## 樣式 5 避難所收容台帳名簿

**避難所收容合帳**

※※「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。  
2. 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。  
3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

**様式6 避難所用物品費受払簿****避難所用物品受払簿**

| 品名 | 年月日 | 摘要(購入先又は払出手先) | 単位<br>呼称 | 受 | 避難所名 | 払 | 残 | 備考(購入金額) |
|----|-----|---------------|----------|---|------|---|---|----------|
|    |     |               |          |   |      |   |   |          |
|    |     |               |          |   |      |   |   |          |
|    |     |               |          |   |      |   |   |          |
|    |     |               |          |   |      |   |   |          |
|    |     |               |          |   |      |   |   |          |
|    |     |               |          |   |      |   |   |          |
|    |     |               |          |   |      |   |   |          |
|    |     |               |          |   |      |   |   |          |
|    |     |               |          |   |      |   |   |          |

(注) ① 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

## 様式7 医療班活動状況

## 医 療 班 活 動 状 況

市町村名 : 串 本 町

| 期 間         | 診療患者数 | 死体検案数 | 班の編成 | 班長氏名 | 備 考 |
|-------------|-------|-------|------|------|-----|
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |
| 月 日から<br>日間 |       |       |      |      |     |
| 月 日まで       |       |       |      |      |     |

(注) 1 「診療患者数」欄は、延人員を記入すること。

2 「班の編成」欄は、職種ごとの人員数を記入すること。

## 樣式 8 医藥品、衛生材料使用簿

## 医 藥 品 、 衛 生 材 料 使 用 簿

## 串本町災害対策本部 救助部 衛生防疫班

班長醫師名

四

(注) 1 本等は、医療業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること

## 2 「摘要」欄に受入先を記入すること。

3 「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入しておくこと。

## 様式9 炊き出し受給者名簿

## 炊き出し受給者名簿

串本町

地区

実施責任者氏名 :

※「備考」欄には、給食内容を記入する。

## 樣式 10 食糧品現品給与簿

# 食 糧 品 現 品 紹 与 簿

市町村名：

## 串本町

## 様式 11 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

## 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

| 品名  |   | 単位<br>呼称 | 購入先又は受入先及び払出手先 | 受 | 払 | 残 | 備考(購入単価及び購入金額) | 市町村名: 串本町 |
|-----|---|----------|----------------|---|---|---|----------------|-----------|
| 年月日 | / | /        | /              | / | / | / | /              | /         |
| /   | / |          |                |   |   |   |                |           |
| /   | / |          |                |   |   |   |                |           |
| /   | / |          |                |   |   |   |                |           |
| /   | / |          |                |   |   |   |                |           |
| /   | / |          |                |   |   |   |                |           |
| /   | / |          |                |   |   |   |                |           |
| /   | / |          |                |   |   |   |                |           |
| /   | / |          |                |   |   |   |                |           |
| /   | / |          |                |   |   |   |                |           |
|     |   |          |                |   |   |   |                | 計         |

## 様式 12 炊き出し用物品借用簿

**炊き出し用物品借用簿**串本町  
実施責任者氏名：

地区

| 品名 | 数量 | 期間          | 金額 | 所有者(管理者)の氏名 | 使用避難場所の名称 | 備考 |
|----|----|-------------|----|-------------|-----------|----|
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |
|    |    | 月 日～ 月 日 日間 |    |             |           |    |

### 様式 13 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿

・ 資材受払簿  
・ 機械器具燃料及び淨水用薬品・給水用

市町村名：串本町

## 様式 14 物資受払簿

## 物資受払簿

| 品名 | 単位呼称 | 購入先又は受入先及び払出手先 | 受 | 払 | 残 | 備考(購入単価及び購入金額) |
|----|------|----------------|---|---|---|----------------|
|    |      |                |   |   |   | 年月日            |
| /  | /    |                |   |   |   |                |
| /  | /    |                |   |   |   |                |
| /  | /    |                |   |   |   |                |
| /  | /    |                |   |   |   |                |
| /  | /    |                |   |   |   |                |
| /  | /    |                |   |   |   |                |
| /  | /    |                |   |   |   |                |
| /  | /    |                |   |   |   |                |
| /  | /    |                |   |   |   |                |
| /  | /    |                |   |   |   |                |
| /  | /    |                |   |   |   |                |
|    |      |                |   |   |   | 計              |

## 樣式 15 搜索用機械器具燃料受払簿

# 搜 索 用 機 械 器 具 燃 料 受 扱 簿

市町村名：

串本町

(注) 1 「摘要」欄には、購入先又は受入先及び払出先を記入すること。

2 「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入すること。

3 最終行欄には、受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

## 樣式 16 遺体搜索狀況記錄簿

# 遺 体 搜 索 状 況 記 錄 簿

市町村名：串本町

## 様式 17 被害状況報告書

## 被 告 状 況 報 告 書

市町村名： 串本町

|       |       |       |           |
|-------|-------|-------|-----------|
| 受信者名  |       | 受信日時  | 年 月 日 時 分 |
| 送信者名  |       | 所 属   |           |
| 報告番号  | 第 号   | 報告機関名 | 串本町       |
| 発生年月日 | 年 月 日 | 災害の原因 |           |

| 区 分            |     | 被 告 の 概 要 ・ 発 生 患 者 数 等 |  |
|----------------|-----|-------------------------|--|
| 地 区 名          |     |                         |  |
| 全 戸 数          |     |                         |  |
| 全 壊            |     |                         |  |
| 半 壊            |     |                         |  |
| 流 失            |     |                         |  |
| 床 上 浸 水        |     |                         |  |
| 床 下 浸 水        |     |                         |  |
| 計              |     |                         |  |
| 被 害 率          |     |                         |  |
| そ族昆虫駆除地域特定の要否  |     |                         |  |
| 代執行の必要の有無      |     |                         |  |
| 災害救助法適用の有無     |     |                         |  |
| 発生患者数          | 患 者 |                         |  |
|                | 疑 似 |                         |  |
|                | 保菌者 |                         |  |
|                | 計   |                         |  |
| 死 者 数          |     |                         |  |
| 災害防除所要経費の概算額   |     |                         |  |
| 伝染病院隔離病舎の被害の概要 |     |                         |  |
| その他参考となる事項     |     |                         |  |

## 様式 18 防疫活動状況報告書

| 月<br>日 | 区<br>分 | 赤痢患者発生数 | 前年度同期赤痢患者発生数 | 保険所職員の防疫活動 | 従事者数 | 本部の職員の防疫活動 | 清掃方法を行った戸数 | 消毒方法を行った戸数 | 伝染病予防法による飲料水 | 災害救助法による飲料水 | 水の供給を受けた人員 | の供給を受けた人員 | 検査調査人員 | 集団避難所数 | 集団避難所の収容人員 | 備考 |   |   |   |
|--------|--------|---------|--------------|------------|------|------------|------------|------------|--------------|-------------|------------|-----------|--------|--------|------------|----|---|---|---|
|        |        |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            | 1  | 2 | 3 | 4 |
| 月<br>日 | 当<br>日 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 累<br>計 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 当<br>日 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 累<br>計 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 当<br>日 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 累<br>計 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 当<br>日 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 累<br>計 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 当<br>日 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 累<br>計 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 当<br>日 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 累<br>計 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 当<br>日 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 月<br>日 | 累<br>計 |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |
| 週間累計   |        |         |              |            |      |            |            |            |              |             |            |           |        |        |            |    |   |   |   |

(注) 1 「前年度同期赤痢患者発生数」とは「赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者をいう。

2 5・6・7いずれも伝染病予防法の規定により又は県が実施したものをいう。

3 「備考」欄には、り災地域における赤痢以外の法定伝染病者数、臨時隔離病舎設置数、同収容数及び代執行による実施戸数、その他防疫活動の必要な事項を報告すること。

4

本報告第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

## 様式 19 災害防疫経費所要額調

## 災 害 防 疫 経 費 所 要 額 調

市町村名： 串本町

| 事 項                                           | 区 分            | 所 要 経 費 |     |     | 備 考  |
|-----------------------------------------------|----------------|---------|-----|-----|------|
|                                               |                | 員 数     | 単 価 | 金 額 |      |
| 町において施行する消毒方法に要する諸費                           | 消毒方法に要する経費     |         |     |     | 別紙 イ |
|                                               | 小 計            |         |     |     |      |
| 予防給治のため雇入れた医師その他の人員及び予防上必要な器具、薬品、その他の物件に関する諸費 | 人員雇上費          |         |     |     |      |
|                                               | 医師又は薬剤師        |         |     |     |      |
|                                               | 看護士            |         |     |     |      |
|                                               | その他の職員         |         |     |     |      |
|                                               | 器具類            |         |     |     |      |
|                                               | 薬品費            |         |     |     |      |
|                                               | その他の物件費        |         |     |     |      |
| 交通遮断隔離に関する諸費及び交通遮断隔離のため又は一時営業を失ったための自活不能者の生活費 | 小 計            |         |     |     |      |
|                                               | 交通遮断及び隔離に要する経費 |         |     |     |      |
|                                               | 生活補給費          |         |     |     |      |
|                                               | 小 計            |         |     |     |      |
| 町内において発見した感染症患者における生活困窮者及び死者に関する経費            | 感染症患者          |         |     |     |      |
|                                               | 生活補給費          |         |     |     |      |
|                                               | 死体消毒費          |         |     |     |      |
|                                               | 埋火葬費           |         |     |     |      |
|                                               | 小 計            |         |     |     |      |
| 町内において施行するそ族昆虫などの駆除及びその施設に関する経費               |                |         |     |     | 別紙 ロ |
| 法第17条の2による飲料水の供給に関する経費                        |                |         |     |     |      |
| 計                                             |                |         |     |     |      |

1 「被害の全貌判明時」に作成する分については、所要経費は被害状況等を十分検討のうえ、見込み額をもって計上することができる。また、各事項の区分毎に添付すべき内訳書についてもこれを省略して差し支えない。

2 災害の経費にあてるため、特別に予算措置をしたときは、その予算の写しを添付すること。

**様式 20 災害防疫業務完了報告書**

**災害防疫業務完了報告書**

1. 災害発生年月日
2. 災害の種類
3. 被害の状況
4. 県、町のとった措置の概要
  - (1) 災害対策本部の活動（防疫実施の方針及び主要作業日程を含む）
  - (2) 災害救助活動
    - ア 医療救護
    - イ 給水作業（災害救助としての給水の他、防疫としての給水作業も一括すること）
  - (3) 災害防疫活動
    - ア 予防宣伝
    - イ 調査指導
    - ウ 検病調査
    - エ 患者処理
    - オ 飲料水の確保及び井戸の消毒
    - カ 家屋の消毒及び消毒薬の使用方法
    - キ そ族昆虫駆除の実施方法
    - ク 避難所の防疫指導
    - ケ し尿処理の指導
    - コ 泥土、堆積物の処理及び清潔方法
    - サ その他特記すべき事項
5. 伝染病の発生状況
6. 予防接種
7. 伝染病隔離病者の被害状況
8. 予算の概要

**様式 21 罹災証明書**

■ 罹災証明書交付申請書・委任状・罹災証明書

別記様式第1号（第3条関係）

**り災証明書交付申請書**

串本町長 様

第 号

|                                         |                                                                                                                         |                                                          |    |                                                          |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------|
| ※ 申請者<br>本人確認できるものを提示<br>してください<br>(関係) | 住 所 和歌山県東牟婁郡串本町                                                                                                         |                                                          | 電話 |                                                          |
|                                         | フリガナ                                                                                                                    |                                                          |    |                                                          |
|                                         | 氏 名                                                                                                                     |                                                          |    |                                                          |
|                                         | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 代理人 ( ) |                                                          |    |                                                          |
| ※申請年月日                                  | 年 月 日                                                                                                                   |                                                          |    |                                                          |
| ※り災年月日                                  | 年 月 日                                                                                                                   |                                                          |    |                                                          |
| ※り災場所等                                  | 串本町<br><input type="checkbox"/> 住 家 <input type="checkbox"/> 非住家                                                        |                                                          |    |                                                          |
| ※ り災世帯の構成員                              | 氏 名                                                                                                                     | 性別                                                       | 年齢 | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |
|                                         |                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |    | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |
|                                         |                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |    | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |
|                                         |                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |    | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |
| ※災害区分                                   | <input type="checkbox"/> 台風(第 号) <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他( )                            |                                                          |    |                                                          |
| ※り災状況                                   | <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 収用物 <input type="checkbox"/> その他( )                                |                                                          |    |                                                          |

|         |                                                                                                                                                 |              |                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------|
| り 災 程 度 | <input type="checkbox"/> 全壊<br><input type="checkbox"/> 半壊<br><input type="checkbox"/> その他( )                                                   | 大規模半壊<br>準半壊 | <input type="checkbox"/> 中規模半壊<br><input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊) |
| 特 記 事 項 |                                                                                                                                                 |              |                                                                           |
| 用 途     | <input type="checkbox"/> 災害救助関係 <input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> その他( )                                                   |              |                                                                           |
| 事 実 確 認 | <input type="checkbox"/> ( 地区) 支所長・連絡所長 <input type="checkbox"/> 災害対策課職員<br><input type="checkbox"/> 災害調査員(氏名 ) <input type="checkbox"/> その他( ) |              |                                                                           |
| 備 考     |                                                                                                                                                 |              |                                                                           |

年 月 日 交付

別記様式第2号（第3条関係）

委任状

私は、

|     |      |
|-----|------|
| 受任者 | 住 所  |
|     | フリガナ |
|     | 氏 名  |

を私の代理人に選任し、り災証明書の交付の申請及び受領に関する行為を委任します。

年 月 日  
住 所  
委任者

氏名

印

別記様式第1号（第3条関係）

## り災証明書交付申請書

記入例

串本町長 様

第 号

|                                         |                                                                                                                                    |                                                                     |    |  |                                                          |  |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----|--|----------------------------------------------------------|--|
| ※ 申請者<br>本人確認できるものを提<br>示してください<br>(関係) | 住 所 和歌山県東牟婁郡串本町〇〇〇一〇<br>電話 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇                                                                                           |                                                                     |    |  |                                                          |  |
|                                         | フリガナ クシモト タロウ                                                                                                                      |                                                                     |    |  |                                                          |  |
|                                         | 氏 名 串本 太郎                                                                                                                          |                                                                     |    |  |                                                          |  |
|                                         | <input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 代理人 ( ) |                                                                     |    |  |                                                          |  |
| ※申請年月日                                  | 令和2 年 9 月 1 日                                                                                                                      |                                                                     |    |  |                                                          |  |
| ※り災年月日                                  | 令和2 年 8 月 20 日                                                                                                                     |                                                                     |    |  |                                                          |  |
| ※り災場所等                                  | 串本町<br><input checked="" type="checkbox"/> 住 家 <input type="checkbox"/> 非住家                                                        |                                                                     |    |  |                                                          |  |
| ※ り災世帯の<br>構 成 員                        | 氏 名                                                                                                                                | 性別                                                                  | 年齢 |  | <input type="checkbox"/> 男                               |  |
|                                         | 串本 太郎                                                                                                                              | <input checked="" type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 | 50 |  | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |  |
|                                         | 串本 花子                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 男<br><input checked="" type="checkbox"/> 女 | 49 |  | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |  |
|                                         | 串本 次郎                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 男<br><input checked="" type="checkbox"/> 女 | 18 |  | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |  |
| ※災害区分                                   | <input checked="" type="checkbox"/> 台風(第 10 号) <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ( )                        |                                                                     |    |  |                                                          |  |
| ※り災状況                                   | <input checked="" type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 収用物 <input type="checkbox"/> その他 ( )                               |                                                                     |    |  |                                                          |  |

|         |                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| り 災 程 度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊<br><input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| 特 記 事 項 |                                                                                                                                                                                                                                   |
| 用 途     | <input type="checkbox"/> 災害救助関係 <input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> その他 ( )                                                                                                                                    |
| 事 実 確 認 | <input type="checkbox"/> ( 地区) 支所長・連絡所長 <input type="checkbox"/> 災害対策課職員<br><input type="checkbox"/> 災害調査員(氏名 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )                                                                                  |
| 備 考     |                                                                                                                                                                                                                                   |

年 月 日 付

別記様式第2号（第3条関係）

委任状

記入例

私は、

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 受任者 | 住 所 和歌山県東牟婁郡串本町○○○ |
|     | フリガナ クシモト ジロウ      |
|     | 氏 名 串本 二郎          |

を私の代理人に選任し、り災証明書の交付の申請及び受領に関する行為を委任します。

令和2年 8月 30日

住 所 和歌山県東牟婁郡串本町○○○一〇

委任者

氏名 串本 太郎

印

※この委任状は被害家屋の所有者、若しくは所有者と同一世帯員以外の方が申請する場合のみ必要となります。

## 様式 22 被災証明申請書（被災届）

(様式第1号)

## 被災届

消防署長様

年　月　日

届出人　住所

氏名

印

下記のとおり被災したことを届出ます。

|             |       |                     |       |     |
|-------------|-------|---------------------|-------|-----|
| 災害種別        |       |                     |       |     |
| 被災年月日       | 年　月　日 |                     |       |     |
| 被災場所        |       |                     |       |     |
| 被災内容        | 被災物件  | 被災程度                | 適　要   |     |
|             |       |                     |       |     |
| 被災者         | 氏　名   | 続　柄                 | 生年月日  | 年　齢 |
|             |       |                     | ・　・　・ |     |
|             |       |                     | ・　・　・ |     |
|             |       |                     | ・　・　・ |     |
|             |       |                     | ・　・　・ |     |
|             |       |                     | ・　・　・ |     |
|             |       |                     | ・　・　・ |     |
|             |       |                     | ・　・　・ |     |
| 届出人と被災物件の関係 |       | 所有者・管理者・占有者・その他（　　） |       |     |
| ※　備　考　欄     |       |                     | ※　受　付 |     |
|             |       |                     |       |     |

※欄は記入しないで下さい。

様式 23 被災証明書（被災届証明願）

|                             |                     |          |
|-----------------------------|---------------------|----------|
| <h2>被災届提出証明願</h2>           |                     |          |
| 串本町消防本部<br>消防署長 様           |                     |          |
| 申請者 住所                      |                     |          |
| 氏名                          | 印                   |          |
| 下記のとおり、被災届を提出していることを証明願います。 |                     |          |
| 災害種別                        |                     |          |
| 被災届提出日                      | 平成 年 月 日            | 受理番号 第 号 |
| 被災日時                        | 平成 年 月 日            | 時 分 頃    |
| 被災場所                        |                     |          |
| 被災者氏名                       |                     |          |
| 被災内容                        | 被災物件                | 被災程度     |
|                             |                     | 適要       |
| ※ 消防署証明第 号                  |                     |          |
| 上記のとおり被災の届出があったことを証明する。     |                     |          |
| 平成 年 月 日                    |                     |          |
| 串本町消防本部 消防署長                |                     |          |
| 申請者と被災物件の関係                 | 所有者・管理者・占有者・その他 ( ) |          |
| ※ 備考欄                       | ※ 受付欄               |          |
|                             |                     |          |

## 様式 24 火災即報様式

第1号様式（火災）

第 報

|                |           |
|----------------|-----------|
| 報告日時           | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県           |           |
| 市町村<br>(消防本部名) |           |
| 報告者名           |           |

消防庁受信者氏名

※爆発を除く

|                |                                       |                       |                        |                 |        |                                                                                   |
|----------------|---------------------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 火災種別           | 1. 建物                                 | 2. 林野                 | 3. 車両                  | 4. 船舶           | 5. 航空機 | 6. その他                                                                            |
| 出火場所           |                                       |                       |                        |                 |        |                                                                                   |
| 出火日時<br>(覚知日時) | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分 )                | （鎮圧日時）<br>鎮火日時        | ( 月 日 時 分 )<br>月 日 時 分 |                 |        |                                                                                   |
| 火元の業態・用途       |                                       |                       |                        | 事業者名<br>(代表者氏名) |        |                                                                                   |
| 出火箇所           |                                       |                       |                        | 出火原因            |        |                                                                                   |
| 死傷者            | 死者 (性別・年齢)<br><br>重症<br>負傷者 中等症<br>軽症 | 人<br>人<br>人           | 死者の生じた<br>理由           |                 |        |                                                                                   |
| 建物の概要          | 構造<br>階層                              | 建築面積<br>延べ面積          |                        |                 |        |                                                                                   |
| 焼損程度           | 焼損<br>棟数                              | 全焼<br>半焼<br>部分焼<br>ぼや | 棟<br>棟<br>棟<br>棟       | 計               | 棟      | 焼損面積<br><br>建物焼損床面積<br>建物焼損表面積<br>林野焼損面積<br>m <sup>2</sup><br>m <sup>2</sup><br>a |
| 罹災世帯数          |                                       |                       |                        | 気象状況            |        |                                                                                   |
| 消防活動状況         | 消防本部 (署)<br>消防団<br>その他                | 台<br>台<br>人           | 人<br>人<br>人            |                 |        |                                                                                   |
| 救急・救助活動状況      |                                       |                       |                        |                 |        |                                                                                   |
| 災害対策本部等の設置状況   |                                       |                       |                        |                 |        |                                                                                   |
| その他参考事項        |                                       |                       |                        |                 |        |                                                                                   |

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

(火災即報記入要領)

(1) 火災種別

火災種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況も含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対し、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置状況及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

①死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ) 火災の状況

ア) 発見及び通報状況

イ) 避難の状況

②建物火災で個別基準の5) 又は6) に該当する火災

ア) 発見及び通報状況

イ) 延焼拡大の理由

ア) 消防事情 イ) 都市構造 ウ) 気象条件 エ) その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

③林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況

④交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

**様式 25 串本町災害時要援護者登録申請書**

別記様式第1号（第3条関係）

受付印

## 串本町災害時要援護者登録申請書

平成 年 月 日

串本町長 宛

私は、災害時要援護者支援制度の趣旨に賛同し、次のとおり同制度の台帳に登録することを申請します。

また、私が届け出た下記個人情報を町の関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員及び地域支援者の方に情報提供されることに同意します。

|                                  |                                 |            |                                                                |     |
|----------------------------------|---------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------|-----|
| 申<br>請<br>者                      | ふりがな                            | 要援護者との関係   |                                                                |     |
|                                  | 氏名                              | ㊞          | <input type="checkbox"/> 本人<br><input type="checkbox"/> その他( ) |     |
|                                  | 住所                              | 〒 一        | 電話番号                                                           |     |
| 要<br>援<br>護<br>者                 | ふりがな                            | 生年月日       | 明治・大正・昭和・平成<br>年 月 日                                           |     |
|                                  | 氏名                              |            | 性別                                                             | 男・女 |
|                                  | 住所                              | 連絡先<br>串本町 | 自宅電話                                                           |     |
|                                  | 区 分                             |            | 携帯電話                                                           |     |
|                                  |                                 |            | FAX                                                            |     |
|                                  | Eメール                            |            |                                                                |     |
| 自治会名                             |                                 | 民生委員・児童委員名 |                                                                |     |
| 緊<br>急<br>時<br>の<br>連<br>絡<br>先※ | 氏名                              | 住 所        | 電話番号                                                           |     |
|                                  |                                 |            |                                                                |     |
|                                  |                                 |            |                                                                |     |
|                                  |                                 |            |                                                                |     |
|                                  |                                 |            |                                                                |     |
| 地<br>域<br>支<br>援<br>者※           | 氏名                              | 住 所        | 電話番号                                                           |     |
|                                  |                                 |            |                                                                |     |
|                                  |                                 |            |                                                                |     |
|                                  |                                 |            |                                                                |     |
|                                  |                                 |            |                                                                |     |
| 特記事項                             | (援護を受ける場合に配慮してほしいことなどを記入してください) |            |                                                                |     |

※ 緊急時の連絡先と地域支援者については、事前に同意を得てから記入してください。

※ 地域支援者の同意を得ることができない場合は、空欄のまま提出してください。

|       |  |      |  |    |  |
|-------|--|------|--|----|--|
| 台帳登録日 |  | 整理番号 |  | 地区 |  |
|-------|--|------|--|----|--|

**様式 26 串本町災害時要援護者登録内容変更・抹消届出書**

別記様式第2号(第7条関係)

受付印

## 串本町災害時要援護者登録内容変更・抹消届出書

平成 年 月 日

串本町長 宛

- 私は、災害時要援護者支援制度に登録した内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。
- 私は、災害時要援護者支援制度の登録台帳から抹消したいので、次のとおり届け出ます。

|                  |                                      |          |                                                                |
|------------------|--------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------|
| 申<br>請<br>者      | ふりがな                                 | 要援護者との関係 |                                                                |
|                  | 氏名                                   | (印)      | <input type="checkbox"/> 本人<br><input type="checkbox"/> その他( ) |
|                  | 住所                                   | 〒 一      | 電話番号                                                           |
| 要<br>援<br>護<br>者 | ふりがな                                 | 生年月日     | 明治・大正・昭和・平成                                                    |
|                  | 氏名                                   |          | 年 月 日                                                          |
|                  | 住所                                   | 性別       | 男・女                                                            |
|                  | 〒 一                                  | 連絡先      | 自宅電話                                                           |
|                  | 携帯電話                                 |          |                                                                |
|                  | F A X                                |          |                                                                |
|                  | Eメール                                 |          |                                                                |
| 変<br>更<br>内<br>容 | 事項                                   | 変更前      | 変更後                                                            |
|                  | 要援護者に関する事項<br>(氏名・住所・連絡先・世帯状況・身体状況等) |          |                                                                |
|                  | 緊急時の連絡先に関する事項<br>(氏名・続柄・住所・電話番号)     |          |                                                                |
|                  | 地域支援者に関する事項<br>(氏名・続柄・住所・電話番号)       |          |                                                                |
|                  | その他                                  |          |                                                                |
| 抹消理由             |                                      |          |                                                                |

※ 緊急時の連絡先と地域支援者については、事前に同意を得てから記入してください。

※ 地域支援者の同意を得ることができない場合は、空欄のまま提出してください。

|              |  |      |  |    |  |
|--------------|--|------|--|----|--|
| 台帳変更・<br>抹消日 |  | 整理番号 |  | 地区 |  |
|--------------|--|------|--|----|--|

## 樣式 27 避難行動要支援者名簿等

## 避難行動要支援者名簿

## 同意を得るための様式例

|               |                                                                                                                                        |    |     |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| フリガナ          |                                                                                                                                        |    |     |
| 氏名            |                                                                                                                                        |    |     |
| 生年月日          |                                                                                                                                        | 性別 | 男・女 |
| 住所            |                                                                                                                                        |    |     |
| 避難支援等を必要とする事由 | <input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分：<br><input type="checkbox"/> 手帳所持 障害名：(■) 等級：<br><input type="checkbox"/> その他<br>【特記事項】 |    |     |
| 電話番号          | FAX番号                                                                                                                                  |    |     |
| 携帯電話番号        | メールアドレス                                                                                                                                |    |     |

※同意いただいた場合、■の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかしないかを判断するために、町からの詳細な説明を求めます

平成 年 月 日 氏名

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

## 個別計画の様式例

|                   |                                                                                                                                                       |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難時に配慮しなくてはならない事項 | <p>(あてはまるもの全てに□)✓</p> <p>□立つことや歩行ができない □音が聞こえない（聞き取りにくい）</p> <p>□物が見えない（見えにくい） □言葉や文字の理解がむずかしい</p> <p>□危険なことを判断できない □顔を見ても知人や家族とわからない</p> <p>□その他</p> |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

同居家族等

|              |                                        |                               |
|--------------|----------------------------------------|-------------------------------|
| 緊急時の連絡先<br>① | フリガナ                                   |                               |
|              | 氏名(団体名)                                |                               |
|              | 住 所                                    |                               |
|              | 連絡先                                    | 電話番号1 :<br>メールアドレス :<br>その他 : |
| 緊急時の連絡先<br>② | フリガナ                                   |                               |
|              | 氏名(団体名)                                |                               |
|              | 住 所                                    |                               |
|              | 連絡先                                    | 電話番号1 :<br>メールアドレス :<br>その他 : |
| 【特記事項】       | (普段いる部屋、寝室の位置)<br>(不在の時の目印、避難済みの目印) など |                               |

|                      |                  |                               |
|----------------------|------------------|-------------------------------|
| <b>避難支援者情報<br/>①</b> | フリガナ             |                               |
|                      | 氏名<br>(団体名及び代表者) |                               |
|                      | 住所               |                               |
|                      | 連絡先              | 電話番号1 :<br>メールアドレス :<br>その他 : |
| <b>避難支援者情報<br/>②</b> | フリガナ             |                               |
|                      | 氏名<br>(団体名及び代表者) |                               |
|                      | 住所               |                               |
|                      | 連絡先              | 電話番号1 :<br>メールアドレス :<br>その他 : |

|                                        |
|----------------------------------------|
| <b>避難場所等情報</b> ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など |
|                                        |

平成 年 月 日

上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、市に報告することを了承します。

**氏名**

**様式 28 被災者台帳**

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長  
〇〇 〇〇 様〇〇市（区・町・村）長  
〇〇 〇〇**被災者台帳情報の提供について（依頼）**

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**記****1. 申請者の氏名及び住所**

代表者：〇〇市（区・町・村）長 〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担当：〇〇課 〇〇 〇〇

(担当連絡先：電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇)**2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報****3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲**

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第6号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第3号に規定する罹災証明書の交付の状況

**4. 使用目的**

貴（市・区・町・村）から本町に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

**5. 提供を希望する媒体**

電子媒体（ 形式） 紙媒体（個表・一覧） その他（ 形式）

**6. その他**

## 被災者台帳情報提供の様式例（本人）

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |         |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------|
| フリガナ           |                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |         |
| 氏名             |                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |         |
| 生年月日           |                                                                                                                                                                                                                                                                         | 性別 | 男・女     |
| 住所又は居所         |                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |         |
| 提供を求める<br>台帳情報 | 希望する提供情報に○をつけてください。<br>1. 氏名<br>2. 生年月日<br>3. 性別<br>4. 住所又は居所<br>5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況<br>6. 援護の実施の状況<br>7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由<br>8. 電話番号その他の連絡先<br>9. 世帯の構成<br>10. 罹災証明書の交付の状況<br>11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項<br>①<br>②<br>③<br>④<br>⑤ |    |         |
|                | 申請者連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |         |
|                | 電話番号                                                                                                                                                                                                                                                                    |    | FAX番号   |
|                | 携帯電話番号                                                                                                                                                                                                                                                                  |    | メールアドレス |

## 役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

|           |  |       |  |
|-----------|--|-------|--|
| 個人番号カード   |  | 運転免許証 |  |
| 身分証明書     |  | 保険証   |  |
| その他 確認手段： |  |       |  |

〇〇〇第〇〇〇号

## 被災者台帳情報外部提供同意の様式例

|                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|
| フリガナ                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |       |
| 氏名                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |       |
| 生年月日                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 性別      | 男 · 女 |
| 住所又は居所                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |       |
| 連絡先（市町村又は外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |       |
| 電話番号                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | FAX番号   |       |
| 携帯電話番号                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | メールアドレス |       |
| あなたの台帳情報の外部提供について、以下の①～③のいずれかをお選びください。                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |       |
| <input type="checkbox"/> ① 台帳情報を提供することに同意しません。<br><br>(全ての提供先、情報の範囲に同意)                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |       |
| <input type="checkbox"/> ② 提供先、提供する情報の範囲を問わず、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |       |
| <input type="checkbox"/> ③ 下記にチェックした提供先、提供する情報の範囲において、申請者から台帳情報の提供申請があった場合に、台帳情報を提供することに同意します。                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |       |
|  下記の①～④において、台帳情報の提供に同意する提供先、提供を同意する情報の範囲をチェック又は記載してください。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |         |       |
| 外部提供先<br>及び<br>提供可能情報                                                                                                                       | ①公共料金等減免<br><input type="checkbox"/> 電力会社 (〇〇電力)<br><input type="checkbox"/> ガス会社 (〇〇ガス)<br><input type="checkbox"/> 水道料金 (〇〇市(区・町・村)企業会計部局、〇〇一部事務組合、〇〇事業団)<br><input type="checkbox"/> 下水道料金 (〇〇市(区・町・村)企業会計部局、〇〇一部事務組合、〇〇事業団)<br><input type="checkbox"/> NHK<br><input type="checkbox"/> NTT<br><input type="checkbox"/> 携帯電話会社 (会社名・支店名 )<br>連絡先 (市区町村において把握している場合は不要) :<br>住所 : 〒<br>電話番号 :<br>メールアドレス :<br>担当者 : |         |       |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p><input type="checkbox"/>その他（ ）<br/>連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：<br/>住所：〒<br/>電話番号：<br/>メールアドレス：<br/>担当者：</p> <p>※ 同意された提供先に対し、被災者台帳に記載・記録された情報のうち、料金減免に必要な情報を提供します。</p> <p>※ 市町村が行う減免（地方税、保育料等）については、本様式による同意は不要です。</p> <p>②被災者支援団体等への提供</p> <p><input type="checkbox"/>民生委員<br/><input type="checkbox"/>社会福祉協議会<br/><input type="checkbox"/>町内会等地域自治組織<br/><input type="checkbox"/>消防団<br/><input type="checkbox"/>その他（民間事業者、NPO、ボランティア団体、障害者団体等）</p> <p>団体等名称：<br/>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：<br/>住所：〒<br/>電話番号：<br/>メールアドレス：<br/>担当者：</p> <p><input type="checkbox"/>提供を同意する情報（ ）<br/>※別添から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/>提供先団体が希望する（申請する）情報は全て提供しても良い</p> <p>③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供</p> <p><input type="checkbox"/>社会福祉協議会（再掲）<br/><input type="checkbox"/>国（官署名）（ ）<br/><input type="checkbox"/>被災者生活再建支援法人<br/><input type="checkbox"/>独立行政法人住宅金融支援機構<br/><input type="checkbox"/>その他</p> <p>団体等名称：<br/>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：<br/>住所：〒<br/>電話番号：<br/>メールアドレス：<br/>担当者：</p> <p><input type="checkbox"/>提供を同意する情報（ ）<br/>※別添から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/>提供先団体が希望する（申請する）情報は全て提供しても良い</p> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(次ページに続きます)

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>④その他</p> <p>提供同意する団体名 :</p> <p>提供を同意する理由 :</p> <p>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）:</p> <p>住所 : 〒</p> <p>電話番号 :</p> <p>メールアドレス :</p> <p>担当者 :</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を同意する情報（<br/>※別紙から番号を記入ください<br/><input type="checkbox"/> 提供先団体が希望する（申請する）情報は全て提供しても良い</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

出典：被災者台帳（内閣府：被災者台帳の作成に係るデータ項目の例示）

## 別 紙

## &lt;被災者台帳掲載情報（法令の定めによるもの）&gt;

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 罹災証明書の交付の状況
11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項  
 ①  
 ②  
 ③  
 ④  
 ⑤

## (備考)

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第8条の5第4号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記1から11に掲げる事項が掲載されております。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

## &lt;被災者台帳の作成に係るデータ項目の例示：内閣府資料&gt;

| 法令上の事項<br>(根拠規定)          | データ項目の例示             | 説明                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氏名<br>(法第90条の3<br>第2項第1号) | ・氏名<br>(ふりがな (フリガナ)) | <p>○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。</p> <p>○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で記載・記録される。</p> <p>○住民基本台帳記載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳記載の情報を優先する。</p> <p>○ただし、外字等、記載・記録が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳記載の氏名とは異なる氏名を記載・記録することも可。</p> |

| 法令上の事項<br>(根拠規定)                                            | データ項目の例示                                                                                                                                 | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生年月日<br>(法第90条の3<br>第2項第2号)                                 | ・生年月日<br>(年齢)                                                                                                                            | ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。<br>○年齢については生年月日から判断できるため、年齢の記載・記録は必須ではないが、市町村の判断により記載・記録することも可能。                                                                                                                                                                            |
| 性別<br>(法第90条の3<br>第2項第3号)                                   | ・性別                                                                                                                                      | ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 住所又は居所<br>(法第90条の3<br>第2項第4号)                               | ・住所                                                                                                                                      | ○住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。<br>○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。                                                                                                                                                                                                           |
|                                                             | ・居所                                                                                                                                      | ○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。<br>○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。<br>○公共料金の請求等の確認など、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象とする事例もある。<br>○居所地において被災した被災者の居所を記載・記録する場合のほか、住所地において被災し避難した被災者について、当該避難先の居所を記載・記録する場合を考えられる。避難先の居所を記載・記録することにより、被災者の援護が行いやすくなる。 |
| 住家の被害そ<br>の他市町村長<br>が定める種類<br>の被害の状況<br>(法第90条の3<br>第2項第5号) | <住家被害><br>・被害認定結果<br>・被害認定日                                                                                                              | ○罹災証明書の証明事項と同義。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                                                             | <被災住民の人的被害><br>・負傷・疾病の状況<br>・死亡日<br>・被害の状況                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                                                             | <家財等の動産被害><br>・被害の状況                                                                                                                     | ○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載・記録。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 援護の実施の<br>状況<br>(法第90条の3<br>第2項第6号)                         | <被災者生活再建支援<br>金・災害弔慰金・災害障<br>害見舞金・小中学生の就<br>学に必要な学用品費・新<br>入学用品費・通学費・校<br>外活動費・学校給食費等<br>の支給、義援金の配分等<br>の被災者に対する各種支<br>援制度><br><br>・支援制度 | ○支援漏れや手続の重複等を防ぐ観点から記載・記録。<br><br>○具体例<br>・被災者生活再建支援金（基礎・加算）<br>基礎又は加算支援金については、2回受給する被災者が<br>出る可能性がある。<br>（例：基礎支援金 大規模半壊 → 半壊解体<br>加算支援金 貸貸 → 建設・購入、補修）<br>・都道府県及び市町村における見舞金等<br>・義援金<br>義援金の主体（日本赤十字社、都道府県、市町村等）                                                                   |

| 法令上の事項<br>(根拠規定) | データ項目の例示                                                                                                                                                                        | 説明                                                                                                                                                                             |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日</li> <li>・申請者</li> <li>・被災者と申請者の関係</li> <li>・支援の区分</li> <li>・支給日</li> <li>・支給終了日</li> </ul>                                         | <p>ごとに項目を作成する。また、義援金の配分は1回とは限らないため、配分時ごとに記載・記録する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害弔慰金、災害見舞金<br/>被災者名、申請者と被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるよう記載・記録。</li> </ul>        |
|                  | <p>&lt;地方税、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、幼稚園の入園料・保育料、高等学校の授業料・受講料・入学料・入学者選抜手数料、公共料金・使用料等の減免の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免の実施の有無</li> <li>・減免の対象</li> </ul> | <p>○具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税の減免</li> <li>・固定資産税の減免</li> <li>・その他税に関する減免</li> <li>・国民健康保険料の減免</li> <li>・保育所の保育料の減免</li> <li>・国民年金保険料の減免</li> </ul> |
|                  | <p>&lt;災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金の有無</li> <li>・貸付金の種類</li> </ul>                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害援護資金、生活福祉資金<br/>災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用除外となることから、貸付の有無とその種類を記載・記録。</li> </ul>                                                     |
|                  | <p>&lt;災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付）、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救助の種類</li> <li>・救助の有無</li> </ul>                |                                                                                                                                                                                |
|                  | <p>&lt;児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の種類</li> <li>・特例措置の有無</li> </ul>                                                |                                                                                                                                                                                |

| 法令上の事項<br>(根拠規定)                                | データ項目の例示                                                                                                                                                                                                                                      | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由<br>(法第90条の3 第2項第7号) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護制度区分</li> <li>・障害の種類・程度</li> <li>・乳幼児</li> <li>・妊婦</li> <li>・持病（難病、特定疾患等）</li> <li>・ペットの有無</li> <li>・DV</li> <li>・児童虐待</li> <li>・外国人</li> <li>・支援を要する高齢者</li> <li>・上記対象者に関する同居（支援）親族の有無</li> </ul> | <p>○被災者支援（該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等）において特に配慮が必要である旨記載・記録。</p> <p>・DV、児童虐待<br/>本人からの申出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される場合（避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等）で、市町村内の関係部署で情報を共有することが適切である場合、共有も考えられる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステム（平成29年7月運用開始予定）を介して取得することができる要配慮者情報については、資料15を参照</li> </ul>                                                                                                                             | <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第30条</p> <p>○特定個人情報データ標準レイアウト<br/>4、10、20、26、74、78、80、82</p> <p>○主に、被災者が他の市町村の住民の場合、当該被災者に係る要配慮者関係情報について、情報提供ネットワークシステムを利用して他団体から情報提供を受けることにより把握することが可能。<br/>(具体例)<br/>・妊娠したA市の住民Xが、出産に備え実家のB市に滞在中、B市で災害が発生した場合、B市には当該Xに係る情報がないため、B市は、情報提供ネットワークシステム（特定個人情報データ標準レイアウト80「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」）を使用して、A市が保有するXの出産予定日について情報提供を受け、Xへの援護を実施。</p> <p>○特定個人情報データ標準レイアウトの各項目は、被災者の援護に関する可能性のある項目を幅広に対象とし、このうち、市町村が被災者台帳作成に当たり必要な項目を取得可能とするものである。このため、各項目は必ず記載・記録しなければならないものではない。</p> |
| 電話番号その他の連絡先<br>(規則第8条の5第1号)                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号</li> <li>・携帯電話番号</li> <li>・メールアドレス</li> <li>・ファックス番号</li> </ul>                                                                                                                                  | <p>○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災者へ連絡をとる際に必要。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

| 法令上の事項<br>(根拠規定)                                                                                                         | データ項目の例示                                                                                                     | 説明                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 世帯の構成<br>(規則第8条の<br>5第2号)                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単数世帯</li> <li>・複数世帯</li> <li>・世帯主名</li> <li>・世帯番号</li> </ul>         | <p>○災害の発生時において単数世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があるため記載・記録。</p> <p>○世帯を認識するために有用。</p>                                                                                                  |
| 罹災証明書の<br>交付の状況<br>(規則第8条の<br>5第3号)                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付日</li> <li>・交付枚数</li> <li>・申請日</li> <li>・申請者</li> </ul>            | ○罹災証明書の交付実績を記載・記録。                                                                                                                                                                         |
| 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合は、その提供先<br>(規則第8条の<br>5第4号)                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳情報提供に関する同意</li> <li>・同意する情報提供先</li> </ul>                          | <p>○台帳情報を提供することに同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載・記録。</p> <p>○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。</p> <p>○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載・記録。</p> |
| 前号に定める<br>提供先に台帳<br>情報を提供し<br>た場合には、そ<br>の旨及びその<br>日時<br>(規則第8条の<br>5第5号)                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供先名</li> <li>・提供日</li> <li>・情報の使用目的</li> <li>・提供した情報（項目）</li> </ul> | ○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載・記録。                                                                                                                                                       |
| 被災者台帳の<br>作成に当たつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合は、当該被災者に係る個人番号<br>(規則第8条の<br>5第6号) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号（マイナンバー）</li> </ul>                                              | <p>○被災者台帳作成に個人番号（マイナンバー）を利用する場合に記載・記録。</p> <p>○マイナンバーを記載・記録した被災者台帳は、番号利用法に規定する特定個人情報となり、その取扱いについては番号利用法による制限があるため留意が必要。</p> <p>○台帳情報提供時においては、提供する台帳情報からマイナンバーを除く必要がある。</p>                 |

| 法令上の事項<br>(根拠規定)                                       | データ項目の例示                                                                                                            | 説明                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関する市町村長が必要と認める事項（例）（規則第8条の5第7号） |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                        |
| (調査)                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査番号</li> <li>・調査日</li> <li>・調査担当者</li> <li>・災害種類</li> <li>・調査結果</li> </ul> | <p>○被害の状況を把握するための調査の履歴を記載・記録。</p> <p>○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握する必要があるため記載・記録。最終的な調査結果は、被害の状況として記載・記録。</p> <p>○履歴を確認できるよう少なくとも3次調査まで記載・記録できるようにするのがよい。</p>             |
| (建物)                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所在地</li> <li>・建物用途</li> <li>・建物構造</li> <li>・位置座標（緯度、経度）</li> </ul>        | <p>○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載・記録。</p> <p>○木造／非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載・記録。</p> <p>○法定事項ではないが、導入市町村において、記載・記録している例がある。</p> <p>○登記情報等、公表されている（利用可能な）情報を基本とする。</p>   |
| (住家・非住家の別)                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住家・非住家の別</li> </ul>                                                         | <p>○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家となっていることから記載・記録。</p> <p>○住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、空家や別荘については、住宅ではあるが、現実に居住のために使用している建築物ではないことから、非住家と扱われる。</p> |
| (所有者氏名)                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者の氏名（ふりがな（フリガナ））</li> </ul>                                             | <p>○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の支援については所有者が対象となるものもある。このため、被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報を記載・記録するとよい。</p>                                                                       |
| (所有者住所／居所)                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者の住所</li> <li>・建物所有者の居所</li> </ul>                                      | <p>○所有者の住所／居所を記載・記録。</p> <p>○所有者が法人である場合、所有法人の所在地を記載・記録。</p>                                                                                                           |
| (所有者電話番号)                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者の電話番号</li> <li>・建物所有者の携帯電話番号</li> </ul>                                | <p>○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡をとる際に必要。</p>                                                                                                                           |
| (所有者連絡先)                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物所有者の携帯電話のメールアドレス</li> <li>・建物所有者のファックス番号</li> </ul>                       | <p>○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡をとる際に必要。</p>                                                                                                                           |

出典：被災者台帳（内閣府：被災者台帳の作成に係るデータ項目の例示）

## 様式 29 第2号様式（特定の事故）

## 第2号様式（特定の事故）

## 第一報

|                     |                                                               |                                           |                      |       |  |
|---------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------|-------|--|
| 事故名                 | 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故                                         | 報告日時 年 月 日 時 分                            |                      |       |  |
|                     | 2 危険物等に係る事故                                                   | 都道府県                                      |                      |       |  |
|                     | 3 原子力施設等に係る事故                                                 | 市町村（消防本部名）                                |                      |       |  |
|                     | 4 その他特定の事故                                                    | 報告者名                                      |                      |       |  |
| 消防庁受信者氏名            |                                                               |                                           |                      |       |  |
| 事故種別                | 1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )                                     |                                           |                      |       |  |
| 発生場所                |                                                               |                                           |                      |       |  |
| 事業所名                |                                                               | 特別防災区域                                    | レイアウト第一種、第一種、第二種、その他 |       |  |
| 発生日時<br>(覚知日時)      | 月 日 時 分<br>(月 日 時 分)                                          | 発見日時                                      | 月 日 時 分              |       |  |
|                     |                                                               | 鎮火日時<br>(処理完了)                            | 月 日 時 分<br>(月 日 時 分) |       |  |
| 消防覚知方法              | 気象状況                                                          |                                           |                      |       |  |
| 物質の区分               | 1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス<br>5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ( ) | 物質名                                       |                      |       |  |
| 施設の区分               | 1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ( )                       |                                           |                      |       |  |
| 施設の概要               |                                                               | 危険物施設の区分                                  |                      |       |  |
| 事故の概要               |                                                               |                                           |                      |       |  |
| 死傷者                 | 死者(性別・年齢) 人                                                   | 負傷者等<br>重症 人 (人)<br>中等症 人 (人)<br>軽傷 人 (人) |                      |       |  |
| 消防防災活動状況及び急救・救助活動状況 | 警戒区域の設定<br>使用停止命令<br>月 日 時 分<br>月 日 時 分                       | 出場機関                                      | 出場人数                 | 出場資機材 |  |
|                     |                                                               | 事業所                                       | 自衛防災組織               | 人     |  |
|                     |                                                               |                                           | 共同防災組織               | 人     |  |
|                     |                                                               |                                           | その他の                 | 人     |  |
|                     |                                                               | 消防本部(署)                                   | 消防本部(署)              | 台人    |  |
|                     |                                                               |                                           | 消防団                  | 台人    |  |
|                     |                                                               |                                           | 消防防災ヘリコプター           | 機人    |  |
|                     |                                                               |                                           | 海上保安庁                | 人     |  |
|                     |                                                               |                                           | 自衛隊                  | 人     |  |
| その他の                | 人                                                             |                                           |                      |       |  |
| 災害対策本部等の設置状況        |                                                               |                                           |                      |       |  |
| その他参考事項             |                                                               |                                           |                      |       |  |

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 様式 30 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

|                |       |
|----------------|-------|
| 報告日時           | 年月日時分 |
| 都道府県           |       |
| 市町村<br>(消防本部名) |       |
| 報告者名           |       |

消防庁受信者氏名

|                |                                       |                                      |                                   |  |
|----------------|---------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 事故災害種別         | 1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害 |                                      |                                   |  |
| 発生場所           |                                       |                                      |                                   |  |
| 発生日時<br>(覚知日時) | 月 日 時 分<br>(月 日 時 分)                  | 覚知方法                                 |                                   |  |
| 事故等の概要         |                                       |                                      |                                   |  |
| 死傷者            | 死者 (性別・年齢)                            | 負傷者等<br>人 ( )<br><br>計 人<br><br>不明 人 | 人 ( )                             |  |
|                |                                       |                                      | 重症 人 ( )<br>中等症 人 ( )<br>軽傷 人 ( ) |  |
|                |                                       |                                      |                                   |  |
| 救助活動の要否        |                                       |                                      |                                   |  |
| 要救護者数(見込)      |                                       | 救助人員                                 |                                   |  |
| 消防・救急・救助活動状況   |                                       |                                      |                                   |  |
| 災害対策本部等の設置状況   |                                       |                                      |                                   |  |
| その他参考事項        |                                       |                                      |                                   |  |

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

# 串本町地域防災計画

平成 26 年 8 月 発行

令和 2 年 7 月 改訂

令和 5 年 3 月 改訂

発行：串本町防災会議

編集：串本町役場 総務課 防災・防犯グループ

〒649-3592

和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5

TEL : 0735-62-0555

FAX : 0735-62-4977

e-mail : [soumu@town.kushimoto.lg.jp](mailto:soumu@town.kushimoto.lg.jp)